

# かながわの 個人情報保護ハンドブック

令和3年9月改訂

(表紙裏面)

# 目 次

## I 神奈川県個人情報保護条例の概要

1 実施機関における個人情報の保護施策の概要	7
2 実施機関における個人情報の保護措置の概要	8
3 事業者における個人情報の保護施策の概要	9
4 情報公開・個人情報保護審議会及び個人情報保護審査会の概要	10
5 神奈川県個人情報保護条例のこれまでの改正概要	11
6 制度の見直し等に係る審議会からの建議・答申の概要	15

## II 神奈川県個人情報保護条例逐条解説

### 第1章 総 則

第1条（目的）関係	21
第2条（定義）関係	23
第3条（実施機関の責務）関係	33
第4条（事業者の責務）関係	34
第5条（県民の役割）関係	35

### 第2章 実施機関における個人情報の保護

#### 第1節 実施機関の義務

第6条（取扱いの制限）関係	36
第7条（個人情報取扱事務の登録）関係	60
第8条（収集の制限）関係	74
第9条（利用及び提供の制限）関係	101
第9条の2（保有特定個人情報の利用の制限）関係	120
第9条の3（保有特定個人情報の提供の制限）関係	122
第10条（電磁的方法による提供）関係	123
第11条（安全性、正確性等の確保措置）関係	137
第12条（職員等及び実施機関に派遣されている者の義務）関係	140
第13条（取扱い等の委託）関係	142
第14条（指定管理者による個人情報の取扱い）関係	152
第15条（受託業務等に従事する者の義務）関係	154
第16条（廃棄）関係	155
第17条（実施機関に対する苦情の処理）関係	156

#### 第2節 開示、訂正及び利用停止の請求権

第18条（自己情報の開示請求権）関係	157
第19条（開示の請求の手続）関係	159
第20条（保有個人情報の開示義務）関係	162
第20条の2（部分開示）関係	190
第20条の3（裁量的開示）関係	192
第21条（保有個人情報の存否に関する情報）関係	193
第22条（開示の請求に対する決定等）関係	194

第23条（事案の移送）関係	197
第23条の2（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）関係	199
第24条（開示の実施）関係	202
第25条（開示の請求の特例）関係	205
第26条（費用負担）関係	206
第27条（自己情報の訂正請求権）関係	207
第28条（訂正の請求の手続）関係	208
第29条（保有個人情報の訂正義務）関係	210
第30条（保有個人情報の存否に関する情報）関係	211
第31条（訂正の請求に対する決定等）関係	212
第32条（事案の移送）関係	215
第33条（保有個人情報の提供先への通知）関係	216
第34条（自己情報の利用停止請求権）関係	217
第35条（利用停止の請求の手続）関係	219
第36条（保有個人情報の利用停止の義務）関係	221
第37条（保有個人情報の存否に関する情報）関係	222
第38条（利用停止の請求に対する決定等）関係	223
第39条（開示の請求、訂正の請求及び利用停止の請求の適用除外）関係	226
<b>第3節 審査請求</b>	
第39条の2（公営企業管理者等に対する審査請求）関係	230
第39条の3（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）関係	231
第40条（審査会への諮問）関係	232
第41条（諮問をした旨の通知）関係	234
第41条の2（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）関係	235
第42条（審査会の調査権限等）関係	238
第43条（意見の陳述等）関係	240
第44条（提出資料等の写しの送付等）関係	242
<b>第4節 適用除外</b>	
第45条（適用除外）関係	245
<b>第3章 事業者における個人情報の保護</b>	
第46条（事業者に対する指導助言等）関係	249
第47条（苦情相談の処理）関係	250
第48条（他の地方公共団体又は国との協力）関係	256
<b>第4章 雑 則</b>	
第49条（運用状況の公表）関係	257
第50条（個人情報保護制度の改善に関する施策の諮問）関係	258
第51条（審議会の委員の守秘義務）関係	259
第52条（委任）関係	260
<b>第5章 罰則</b>	
第53条関係	261
第54条関係	263
第55条関係	264
第56条関係	265

第57条関係	266
第58条関係	267
附 則	268

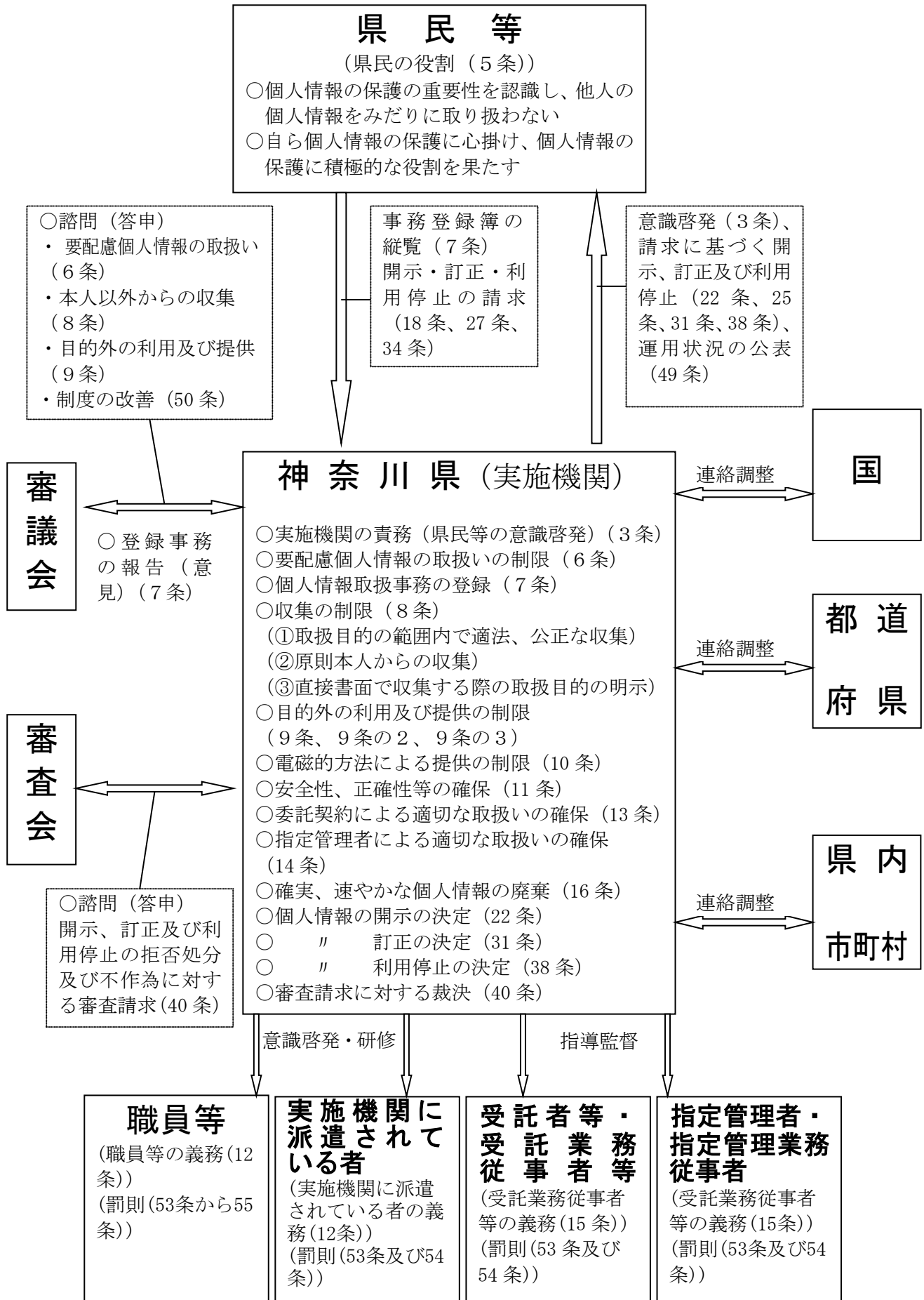
### Ⅲ 資料編

1 神奈川県個人情報保護条例	288
2 知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則	313
3 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則	342
4 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会傍聴要領	344
5 神奈川県個人情報保護審査会規則	345
6 神奈川県個人情報保護審査会審議要領	349
7 自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求等に関する事務処理要領	351
8 神奈川県特定個人情報等安全管理基本方針	401
9 神奈川県個人情報等取扱事務要綱関係	403
10 神奈川県ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（抜粋）	417
11 ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いに関する要領	418
12 神奈川県特定個人情報保護評価実施要綱	425
13 神奈川県個人情報保護推進会議設置要綱	429
14 神奈川県個人情報保護研修講師派遣事業実施要綱	431
15 個人情報の保護に関する法律等の規定に基づく事業者に対する報告の徴収 等に関する事務取扱要綱	440

以下、次のとおり読み替えます。

- 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を「個人情報保護法」という。
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」を「行政機関法」という。
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）」を「行政機関法施行令」という。
- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」を「番号利用法」という。
- 「知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則（平成2年神奈川県規則第43号）」を「知事関係施行規則」という。

1 実施機関における個人情報の保護施策の概要



2 実施機関における個人情報の保護措置の概要

実施機関の守るべき義務

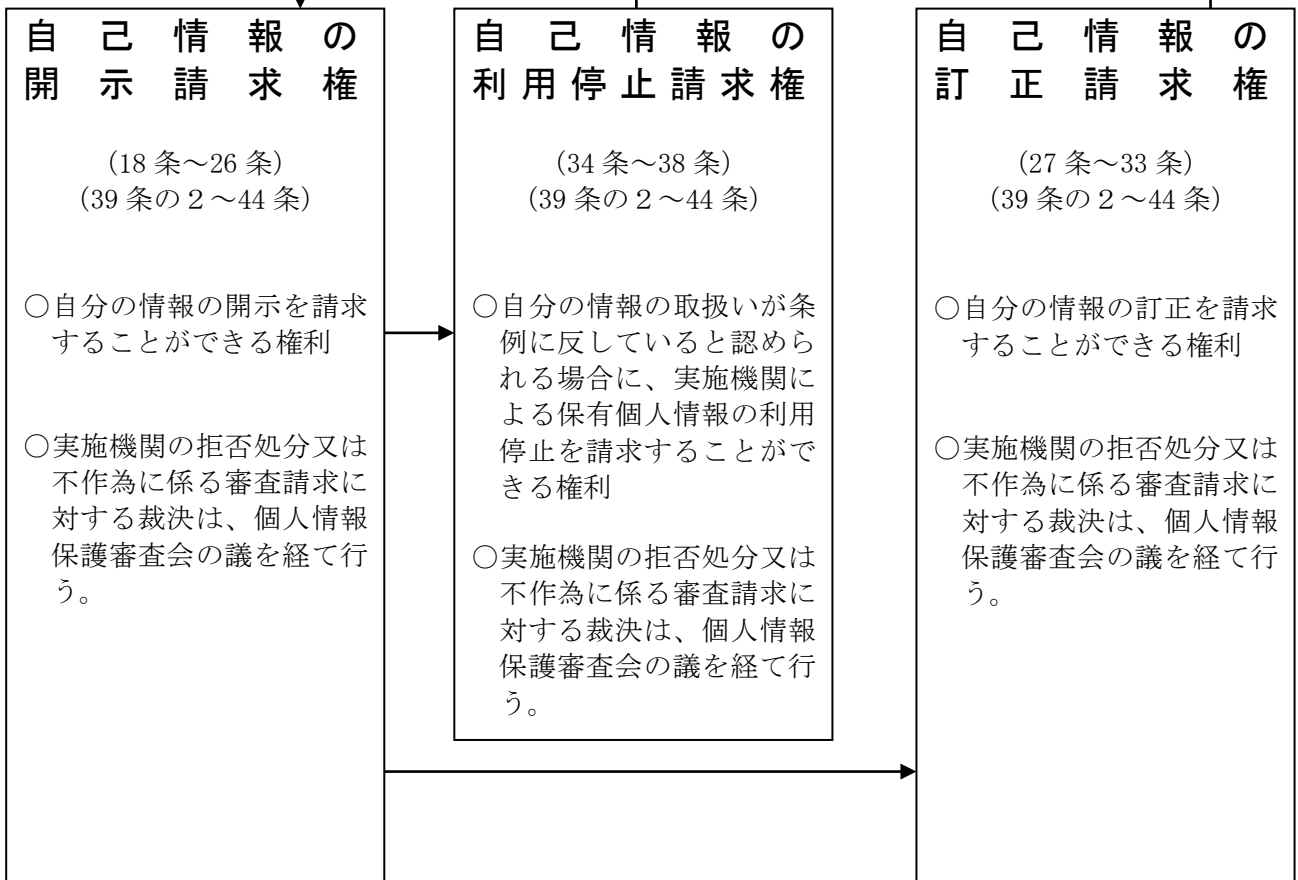
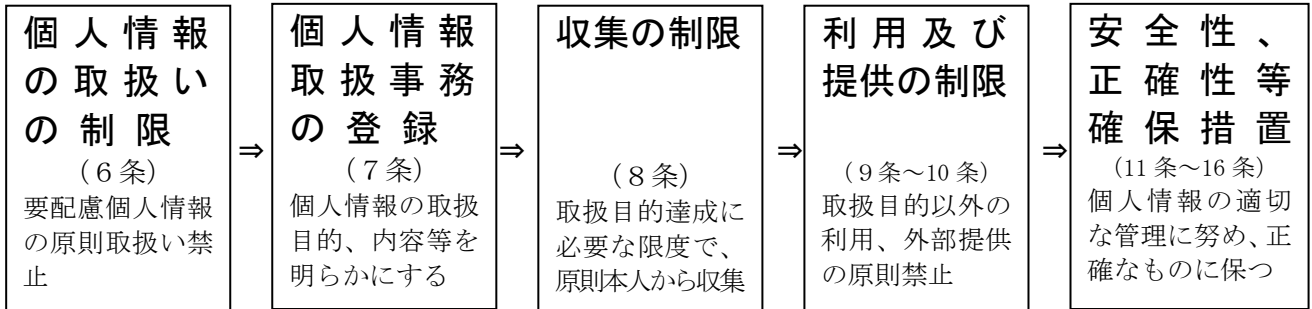
不当な差別や偏見  
によって個人の権利  
利益が侵害され  
ないために

県民が自分の  
情報の所在な  
どを確認する  
ために

必要以上の  
個人情報を集  
めたりしない  
ために

取扱目的以外  
に利用したり  
外部に提供し  
ないために

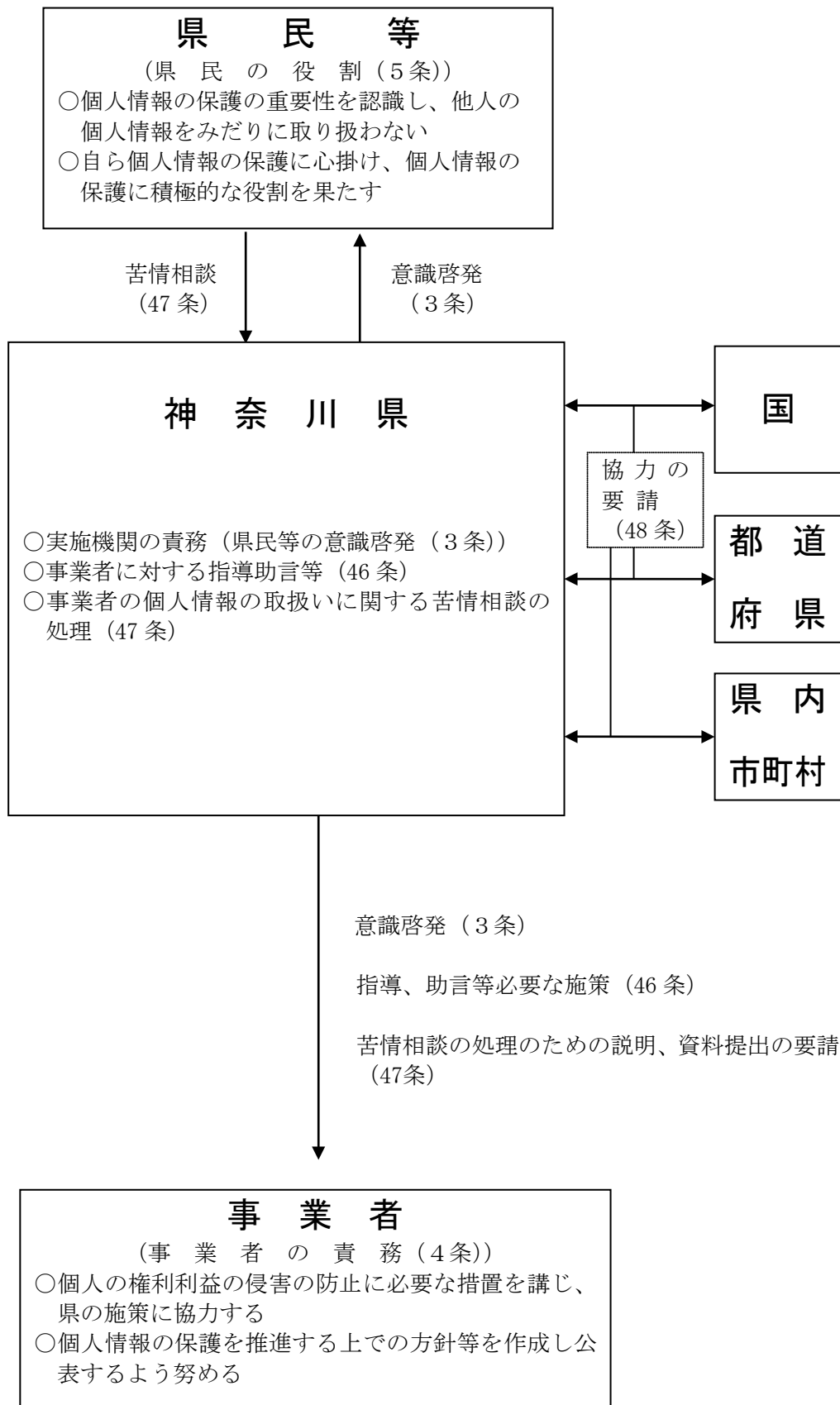
個人情報を安全  
に管理し正確に  
保つために



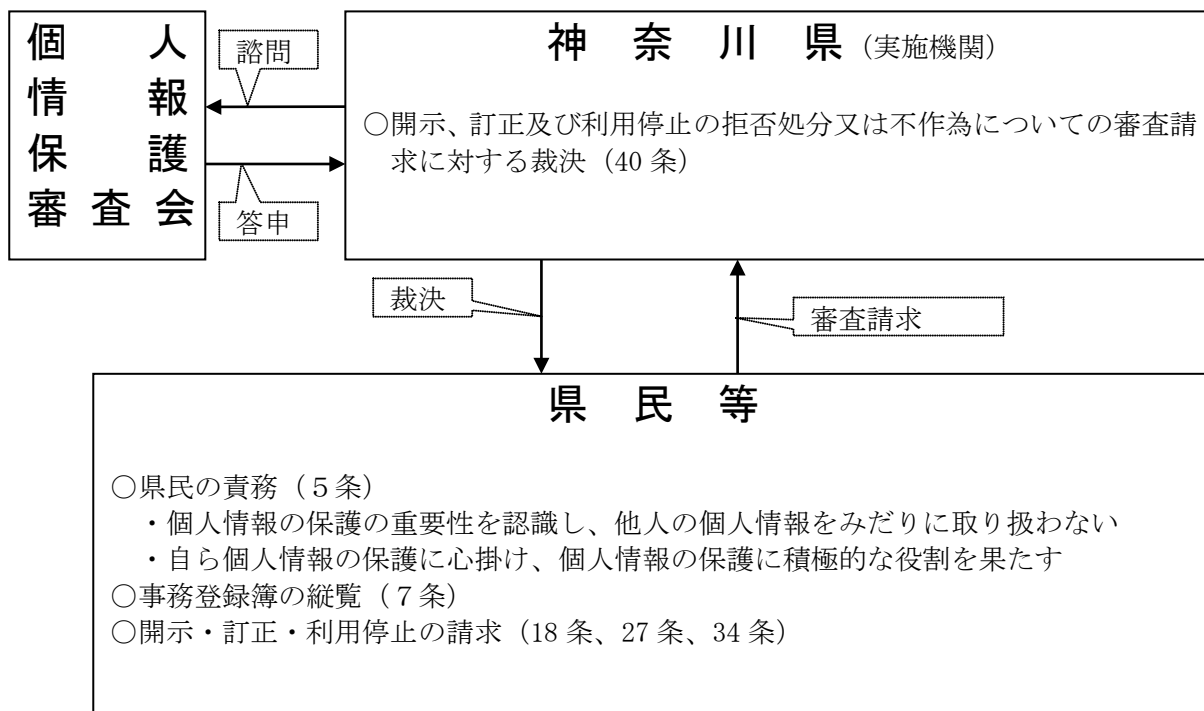
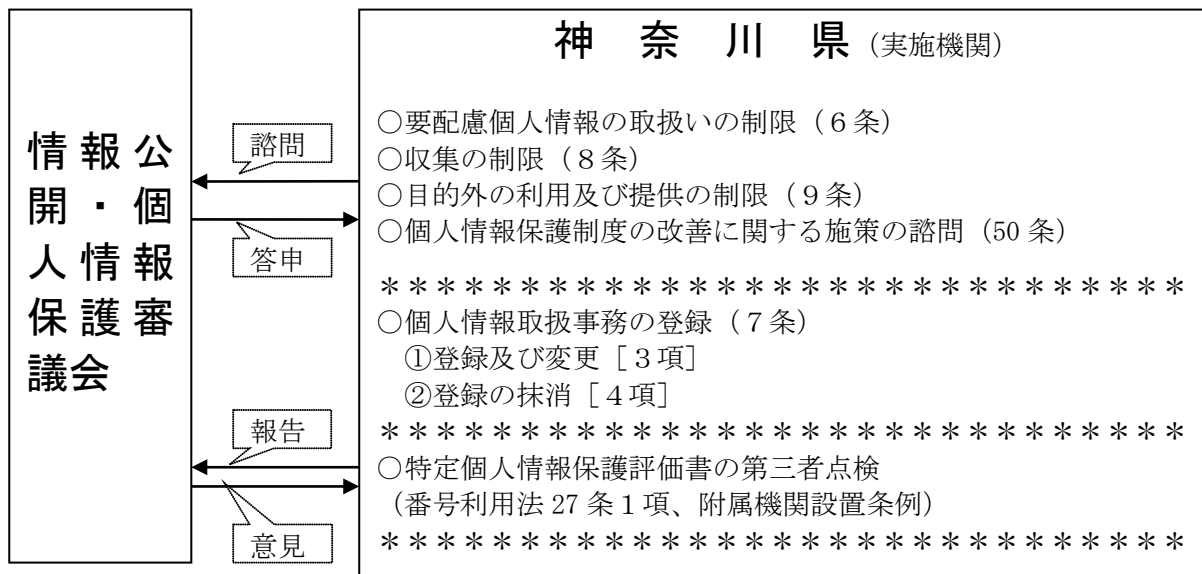
県民の権利



3 事業者における個人情報の保護施策の概要



4 情報公開・個人情報保護審議会及び個人情報保護審査会の概要



## 5 神奈川県個人情報保護条例のこれまでの改正概要

### (1) 平成7年3月14日条例第2号

行政手続条例の規定が適用されない意見聴取のための制度について、「弁明の機会」を「意見の聴取」に改めた。(平成7年7月1日施行)

### (2) 平成12年3月28日条例第37号

民法の一部改正に伴い、「禁治産者」を「成年被後見人」に改めた。(平成12年4月1日施行)

### (3) 平成12年3月28日条例第38号

平成11年8月31日付けで、個人情報保護審議会から個人情報保護制度の見直しについて建議が行われた。

この建議を踏まえ、神奈川県情報公開条例との整合性を保つため、行政文書の定義等について規定を整備した。また、未成年者の法定代理人による未成年者本人の個人情報の開示の請求がなされた場合に、未成年者本人の利益に反すると認められるときは開示をしないことができることとすること、開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示とすべき情報の開示をすることとなる場合は、個人情報の存否を明らかにしないで、開示の請求を拒むことができることとすること等の改正を行った。(平成12年4月1日施行)

### (4) 平成12年11月28日条例第73号

中央省庁等改革関係法等による統計法等の一部改正に伴い、「総務庁長官」を「総務大臣」に改めた。(平成13年1月6日施行)

### (5) 平成16年11月30日条例第61号

労働組合法の一部改正に伴い、「地方労働委員会」を「労働委員会」に改めた。(平成17年1月1日施行)

### (6) 平成16年12月28日条例第80号

神奈川県病院事業への地方公営企業法の全部適用により、神奈川県病院事業の設置等に関する条例が一部改正され、新たに病院事業管理者が設置されることに伴い、同管理者を実施機関に加えた。(平成17年4月1日施行)

### (7) 平成17年3月29日条例第30号

個人情報保護法等の制定を受けて、個人情報保護制度の充実について個人情報保護審議会へ諮問を行い、平成16年9月16日付けで答申が出された。

この答申を踏まえ、実施機関は個人情報を本人から直接収集するときは取扱目的を明示しなければならないこと、個人情報を提供する場合に必要な措置を講ずることを求めることとすること、指定管理者が公の施設の管理の業務を通じて取得した個人情報を適切に取り扱うため必要な措置を講じなければならないこと、とすること等の改正を行った。

また、利用停止の制度を創設し、これに伴い是正の申出の制度を廃止することとした。この他、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときに知事が行う調査等の対象となる事業者から、個人情報保護法に基づき主務大臣が助言等を行う事業者を除外するとともに、罰則についても規定の整備を行った。(平成17年4月1日施行。但し、罰則等の改正規定は平成17年7月1日施行)

### (8) 平成17年7月22日条例第81号

実施機関に、公安委員会及び警察本部長を加えることとし、個人情報の取扱いの制限等に係る規定は、犯罪の予防等のために個人情報を取り扱うときは、適用しないこととする等の改正を行った。(平成18年4月1日施行)

### (9) 平成18年3月31日条例第17号

実施機関に、公安委員会及び警察本部長を加えることに伴い、職員等の定義について、実施機関の国家公務員を加えた。(平成18年4月1日施行)

(10) 平成20年7月22日条例第40号

知事は、平成22年3月31日までに条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(公布日施行)

(11) 平成20年12月26日条例第59号

統計法の全部改正等に伴い、実施機関が保有する個人情報の保護の適用除外に係る規定について整備を行った。(平成21年4月1日施行)

(12) 平成21年12月28日条例第89号

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が設立されることに伴い、同機構を神奈川県個人情報保護条例の実施機関とした。(平成22年4月1日施行)

(13) 平成21年12月28日条例第93号

個人情報保護審議会及び情報公開運営審議会を統合して、情報公開・個人情報保護審議会とした。(平成22年4月1日施行)

(14) 平成22年8月3日条例第52号

5年毎の条例の見直し制度を受けて個人情報保護制度の見直しについて個人情報保護審議会へ諮問を行い、平成22年1月21日付けで答申が出された。

この答申を踏まえ、「保有個人情報」の定義を定めるとともに、オンライン結合による保有個人情報の提供について、本人の同意に基づく場合等は情報公開・個人情報保護審議会に意見を聴くことを要しないこととした。

また、再委託等の相手方の従事者や派遣労働者についても条例上の義務を課すとともに、罰則の対象とした。(公布日施行。但し、罰則等の改正規定は平成22年9月1日施行)

(15) 平成26年3月28日条例第18号

平成25年11月14日付け情報公開・個人情報保護審議会からの答申を踏まえ、事業者が県内で行う個人情報の取扱いに係る業務に関し知事の登録を受けることができる制度(PDマーク制度)を廃止した。(平成26年10月1日施行)

(16) 平成27年3月20日条例第15号

番号利用法の公布、5年毎の条例の見直し制度を受けて個人情報保護制度の見直しについて情報公開・個人情報保護審議会へ諮問を行い、平成26年11月26日付けで答申が出された。

この答申を踏まえ、次のとおり改正を行った。

- ・ 番号利用法に関する事項

個人情報の定義に、いわゆる個人事業主及び団体の役員の情報に加えるとともに、番号利用法第31条の規定(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)に基づき、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」に関して、番号利用法と同様の内容を定めた。

- ・ 番号利用法以外の事項

目的規定に、個人情報保護法と同様に「個人情報の有用性に対する配慮」に関する規定を追加するとともに、事業者の責務規定を、いわゆるプライバシーポリシー等の作成・公表を努力義務とする内容にした。

また、個人情報の本人以外からの収集や目的外利用・提供ができる場合について、審議会からの答申に基づき運用解釈で対応している部分等に関して条文化し、本人外収集及び目的外利用・提供に係る本人通知に関する規定を削除するとともに、オンライン結合による保有個人情報の提供に関する規定に、審議会の意見を聴くことを要さないとする場合を新たに規定した。

更に、不開示情報に関する規定について、「不開示情報を除き開示しなければならない」旨規定するとともに、裁量的開示、部分開示及び開示請求対象文書に情報が記載されている第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関して規定した。(平成27年10月5日施行。ただし、引用している法令名の改正規定は公布日から施行。情報提供等記録に関する改正規定は平成29年5月30日から施行)

(17) 平成27年10月30日条例第80号

個人情報保護法の一部改正に伴い、事業者に対する調査・公表等の規定を適用除外とする条項中の個人情報保護法の引用条項を改めた。（平成28年1月1日施行）

(18) 平成28年3月29日条例第20号

行政不服審査法の抜本改正を踏まえ、情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について情報公開・個人情報保護審議会へ諮問を行い、平成27年7月22日付けで答申が出された。この答申を踏まえ、次のとおり改正を行った。（平成28年4月1日施行）

- ・ 審査請求への一元化等に伴う改正  
 不服申立手続の審査請求への一元化に伴い、審査請求手続に係る規定を改正した。また、不作為事案に係る審査請求についても手続規定を整備した。
- ・ 審理員制度の適用除外等  
 条例に神奈川県個人情報保護審査会で実質的な審理を確保する旨の規定が置かれていることから、改正された行政不服審査法の規定に基づき、審理員制度を適用除外とする旨規定した。  
 また、公営企業管理者の行った決定等に対する審査請求については、当該公営企業管理者が審査請求先であることを明記した。
- ・ 個人情報保護審査会における審理手続等の改正  
 行政不服審査法の改正を踏まえ、審査請求人等から提出された資料等については、原則として、審査会が資料提出者以外の審査請求人等に写しを送付する等の改正を行った。

(19) 平成29年3月31日条例第30号

番号利用法及び個人情報保護法の改正に伴い、条例中の用語の定義、当該法律の条項や引用する規定の整理等を行うとともに、地方独立行政法人産業技術総合研究所の設立に伴い必要となる経過措置を設けるため、所要の改正を行った（平成29年5月30日施行。ただし産業技術総合研究所の設立に伴う改正は、その成立の日（平成29年4月1日））。

(20) 平成29年7月14日条例第49号

個人情報保護法及び行政機関法の改正に伴う個人情報保護制度における対応について情報公開・個人情報保護審議会へ諮問を行い、平成28年11月4日付けで答申が出された。この答申を踏まえ、次のとおり改正を行った（ア及びウは改正条例の公布日（平成29年7月14日）から、イは平成30年1月1日から施行）。

- ア 個人情報の定義の改正  
 改正後の個人情報保護法及び行政機関法を踏まえ、従来から規定していた「特定の個人を識別することができるもの」のほか、「顔認識データ、指紋認証データ等」及び「旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー等」を「個人識別符号」として定義し、個人情報に含むことを明確に規定した。
- イ 要配慮個人情報の新設  
 改正後の個人情報保護法及び行政機関法を踏まえ、従来から取扱いを制限していた「思想、信条及び宗教」等の4項目を整理するほか、「病歴」、「犯罪により害を被った事実」等の7項目を加え、これら計11項目を「要配慮個人情報」として規定し、引き続き取扱いを制限することとした。
- ウ 小規模事業者のみを対象とする規定の廃止  
 改正後の個人情報保護法を踏まえ、取り扱う個人情報の数が5,000人以下である小規模事業者のみを対象とする勧告等に係る規定を廃止した。

(21) 平成29年12月28日条例第68号

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴い必要となる経過措置を設けるため、所要の改正を行った（公立大学法人成立の日である平成30年4月1日から施行）。

(22) 令和2年10月20日条例第74号

5年毎の条例の見直し制度を受けて個人情報保護制度の見直しについて神奈川県情報公開・個人情報保護審議会へ諮問を行い、令和元年9月17日付けで答申が出された。  
 この答申を踏まえ、個人情報事務登録簿の記載事項について、保有個人情報の電子計算機処理の有無の項目を削るとともに、規定の整備を行うこととした。

また、電磁的方法による保有個人情報の提供について、次のとおり改正することとした。

- ア 実施機関が当該提供を行うことができる要件に、必要な保護措置を講じていることを加えることとした。
  - イ 実施機関が当該提供を新たに開始しようとするとき等においては、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことを要しないこととした。
  - ウ 犯罪の予防等のために公安委員会又は警察本部長が警察庁又は他の都道府県警察に当該提供を行う場合に係る適用除外の規定を削除することとした。
  - エ その他規定の整備を行うこととした。
- (令和2年12月1日施行)

## 6 制度の見直し等に係る審議会からの建議・答申の概要

### (1) 平成11年8月31日付け建議の概要

#### ア 建議の主な項目と内容

- (ア) 現行の個人情報保護制度の根幹に関わる問題点は特に見当たらない。
- (イ) 公文書公開運営審議会からの答申を踏まえ、公文書公開制度の見直しに係る事項との整合性を中心に、実施機関が保有する個人情報の保護に関わる部分の全般にわたって検討を行い、重要と判断した事項等について建議を行うこととした。
- (ロ) 民間部門が保有する個人情報の保護については、一地方自治体の対応では抜本的な解決は不可能であることから、当面、国の動きを見守っていく必要があると考えるが、「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」については、実施機関に関わる部分の見直しを契機として、速やかに見直しの検討を始められることを要望する。

#### イ 個人情報保護制度における検討事項

- (ア) 対象情報
 

個人情報保護制度における「公文書」の定義については、公文書公開制度の見直しに合わせて、一致させる。

電磁的記録の閲覧方法及び一般に頒布されている刊行物等の取扱いについては、公文書公開制度の見直しとの整合性を保つため、同様の見直しを行う。
- (イ) 不開示情報
 

個人情報保護制度における不開示情報の扱いは、本人の自己情報を知ることによる利益と当該情報を知らせないことによる利益との比較衡量の問題であるため、当審議会は、各項目ごとに、公開条例における非公開情報規定の見直しとの関係及び個人情報保護制度独自の課題について検討した結果、次のとおり判断した。

  - a 請求者以外の他の個人に関する情報 ⇒ 改正不要
  - b 法人等に関する情報 ⇒ 改正不要
  - c 評価、診断等に関する情報 ⇒ 改正不要
  - d 国等からの依頼等に関する情報 ⇒ 要改正
  - e 審議、検討、調査研究等に関する情報 ⇒ 要改正
  - f 事業の実施に関する情報 ⇒ 要改正
  - g 犯罪の捜査等に関する情報 ⇒ 改正不要
  - h 法令の定めによる情報 ⇒ 要改正
  - i 未成年者に関する情報 ⇒ 要新設
- (ロ) 存否を明らかにできない情報
 

表彰候補者に関する情報など、その情報が存在するかどうかの応答を拒否（グロマー拒否）することができる旨の規定を整備する。

実施機関の応答の拒否に対し、不服申立てがあった場合は、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問を義務付ける。
- (ハ) 個人情報不存在の取扱い
 

個人情報不存在の場合には、従来「開示」としていた取扱いを変更し、「不開示」処分とする。

個人情報の「不存在」の決定に対し、不服申立てがあった場合は、審査会への諮問を義務付ける。
- (ニ) 審査会
  - a 審査会審議要領において想定しているインカメラ審理の規定等を条例に明記する。
  - b 実施機関が不開示決定を取り消して、請求者本人に全部開示すべきと判断した場合においては、諮問を不要とする。
- (ホ) 開示・不開示の決定期間
 

開示・不開示の決定を延伸する場合の期間について、延伸期限の上限を明記する。
- (ヘ) 第三者情報の保護手続
 

第三者情報の開示をする場合の手続規定の整備については、請求者本人の権利利益の侵害をもたらす場合もあることから、条例で定める必要性はないものとする。
- (ヘ) 実施機関
 

神奈川県公安委員会（神奈川県警察を含む。）が実施機関に加わることについては、全国的な動向を見極めながら検討していく必要があると考える。

- (ケ) 出資団体等の個人情報保護  
 県は、「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の見直しを行うとともに、この指針に基づいて、出資団体等の取組みを積極的に支援するための指導・助言を行う必要がある。
- (コ) その他の検討事項
  - a 部分開示 ⇒ 新設不要
  - b 事案の移送 ⇒ 新設不要
  - c 請求書の補正 ⇒ 要新設
  - d 裁量的開示 ⇒ 新設不要
  - e オンライン結合による提供 ⇒ 改正不要

## (2) 平成16年9月16日付け答申の概要

### ア 定義

現行条例の定義規定について、行政機関法の定義規定とは違いがあること、また独立行政法人個人情報保護法及び地方独立行政法人法の成立等を踏まえて、その見直しについて検討を行ったところ、次のとおりとするのが適当である。

- ① 「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」  
 ⇒ 「個人情報」の定義のうち、「個人に関する情報」を「生存する個人に関する情報」に改める。また、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」については、定義規定を設けない。
- ② 事業者⇒ 「事業者」の定義から、独立行政法人、地方独立行政法人を除くこととする。

### イ 実施機関における個人情報の取扱い

#### (ア) 実施機関の範囲

神奈川県公安委員会及び神奈川県警察本部長（以下「県警察」という。）を実施機関に加える方向とするのが適当である。この場合、警察業務の特殊性から一定の適用除外規定を設けることとし、実施機関として条例を施行する時期については、今後引き続き県警察と協議の上、なるべく早期に施行することが適当である。

#### (イ) 警察業務の適用除外

警察業務の特殊性から条例の適用除外とすべき業務については、県警察が条例の実施機関になることの意義に配慮し、警察法2条1項に定める警察の責務に列挙される事項に一定の限定をかける必要があり、「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他県警察が個人の生命、身体及び財産の保護に任ずる公共の安全と秩序の維持」とするのが適当である。

#### (ウ) 利用目的の明示

直接本人から書面で個人情報を取得する場合は、行政機関法及び個人情報保護法の規定を踏まえて、一定の適用除外となる場合を除き、本人に利用目的を明示することを義務付ける規定を置くことが適当である。

#### (エ) 利用目的の変更が可能な範囲

利用目的の変更を変更前の利用目的との関係で合理的な範囲で認めるという制度とはせず、従来どおり目的外利用の可否により判断するのが適当である。

#### (オ) 目的外利用・提供を行う場合の例外規定

行政機関法は、例外的に目的外利用・提供が認められる要件を規定し、ただし、本人又は第三者の権利利益の不当な侵害のおそれがある場合は認められないとしているが、このような規定を設ける必要性は乏しいものと考えられる。

#### (カ) 目的外提供の相手方への措置要求

提供の相手方への措置要求について、規定を設けるのが適当である。

#### (キ) オンライン結合

オンライン結合による個人情報の提供についての現行規定（オンライン結合を原則禁止とし、例外的に認められるのは、公益性がありかつ個人の権利利益を侵害するおそれがない場合で、審議会の意見を聴いた場合とする規定）を、今後も維持することが適当である。

#### (ク) 安全性、正確性等の確保措置

条例では安全性、正確性等の確保措置を努力義務としているが、それらのうち安全性の確保措置については、義務規定とすることが適当である。

#### (ケ) 指定管理者制度に伴う見直し

指定管理者の個人情報の取扱いについても、条例の規律を及ぼすこととし、県と指定管理者との協定書に必要な文言を盛り込むべきことを条例に規定することが適当である。

#### (コ) 罰則等の取扱い



新たに、職員、受託事業従事者及び指定管理者業務従事者による義務違反に対する罰則を創設することが適当である。罰則の構成要件・量刑については、行政機関法を踏まえて検討すべきである。

また、罰則の適用対象としては一般職のほか、特別職（議員を除く。）も対象とすることとし、その対象範囲を規定上明確にするとともに、対象範囲を拡大することに伴って、必要に応じて一定の周知期間を設けることが適当である。

#### ウ 実施機関に対する請求権の行使等

##### (ア) 利用停止請求権の導入

現在の是正の申出制度にかえ、新たに利用停止等（消去を含む。）請求権を導入するのが適当である。この利用停止等請求については、開示請求を経ずにできることとするのが適当である。

それに伴い、実施機関に対する苦情の適切・迅速な処理については、新たに努力義務規定を置くとともに、苦情処理の事案について実施機関が必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができることとするのが適当である。

##### (イ) 不開示事由

不開示事由については、基本的には現行規定を維持するが、県警察が実施機関に加わることや情報公開条例の規定等を踏まえて、犯罪捜査関係情報に係る不開示情報等について、改正を検討することが適当である。

##### (ロ) 裁量的開示

裁量的開示については、規定を設けないこととするのが適当である。

##### (ハ) 事案の移送

県警察が実施機関に加わることを契機としてあらためて検討したところ、開示請求及び訂正請求について、事案の移送ができる制度を整備することが適当である。

##### (ニ) 第三者情報の保護手続

行政機関法は第三者に対する意見書提出の機会の付与など、次の第三者情報の保護手続を規定しているが、条例においてはいずれも改正の必要は認められない。

- ① 第三者に対する意見書提出機会の付与
- ② 第三者からの不服申立てを棄却する手続
- ③ 審査会に諮問した旨の通知

##### (ホ) 訂正請求及び利用停止等請求における存否応答拒否

開示請求を経ずに訂正請求及び利用停止等請求ができることと関連して、開示請求において認めている存否応答拒否の規定を、訂正請求及び利用停止等請求の場合においても創設するのが適当である。

##### (ヘ) 訂正決定した場合の個人情報の提供先への通知

訂正決定した場合に、個人情報の提供先への通知を行う旨の規定を設けるのが適当である。

#### エ 民間事業者関係

##### (ア) 事業者指針

個人情報保護法の成立に伴って、法適用事業者に対し、個人情報の取扱いに関する各種義務が課されたことから、条例に基づく事業者指針については、法適用事業者を除く民間事業者を対象として、今後も存続させることとし、各省庁のガイドラインを参考に必要な見直しを行うことが適当である。

##### (イ) 個人情報取扱業務登録

個人情報取扱業務登録については、個人情報保護法の施行後においても当面は継続して実施し、個人情報保護の啓発に努めることが適当であるが、個人情報保護法の施行による個人情報保護意識の高まりやプライバシーマークの普及状況などを考慮し、個人情報保護法の見直し状況を勘案しながら、3年後を目途にあらためて県民・事業者等の意見を聞いた上で、見直すことが適当である。

##### (ロ) 条例に基づく調査・勧告及び報告

条例に基づく調査・勧告及び公表については、個人情報保護法の適用との関係で、適用除外規定を設けることが適当である。

### (3) 平成22年1月21日付け答申の概要

#### ア 委託等実施機関以外の者が実施機関の事務事業を実施することに伴う諸問題

##### (ア) 再委託等の相手方の従事者に条例上の義務を課し、罰則の対象とすること

再委託等の相手方の従事者については、再委託等を受けた者において、漏えい等の事故が発生していることにかんがみ、新たに条例上の義務を課す規定を設け、再委託等に係る業務に従事している者の義務違反については罰則の対象とすることが適当である。

- (イ) 受託者が使用する派遣労働者に条例上の義務を課し、罰則の対象とすること  
受託者が使用する派遣労働者については、条例15条で定める「受託に係る業務に従事している者」に該当すると解することとし、条例上の義務が課されており、義務違反については罰則の対象となることを明らかにすることが適当である。
- (ウ) 実施機関が使用する派遣労働者に条例上の義務を課し、罰則の対象とすること  
実施機関が使用する派遣労働者については、実施機関の事務事業を遂行する際、職員等又は受託業務従事者とはほぼ同様に個人情報を取り扱っていることにかんがみ、新たに条例上の義務を課す規定を設け、義務違反については罰則の対象とすることが適当である。

#### イ 保有個人情報の創設

実施機関が保有している個人情報であって、行政文書に記録されたものを保有個人情報と定義し、実施機関が取り扱う個人情報の対象範囲を明確化することが適当である。

#### ウ 法令等の解釈の変更

実施機関の取扱いの例外となる「法令等の規定」の解釈として、法令等の趣旨を具体化した規則がある場合は、その規則の内容も「法令等の規定」を具体的に解釈するものとして取り扱うことについては、引き続き、検討することが適当である。

#### エ オンライン結合による提供の制限に係る適用除外事項等

オンライン結合による個人情報の提供については事前に審議会に意見を聴く必要があるが、明らかに公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないものについては、条例上、限定的にあらかじめ適用除外事項とすることが適当である。

ただし、県が実施する事務事業は多種多様であり、事務事業によっては、本人の権利利益を侵害するおそれがないことを慎重に判断する必要があると思われることから、オンライン結合による個人情報の提供の制限の趣旨にかんがみ、条例上、「類型」として審議会に意見を聴くことができる旨の規定を設けた上で、審議会に「類型」として意見を聴く方法が適している場合にはそれによることが適当である。

#### オ 業務登録制度における「個人情報の保護のための措置」の位置付け

個人情報取扱業務登録の登録事項のうち、「個人情報の保護のための措置の概要」について、条例で直接規定する登録事項とし、その内容に変更があった場合も、変更届出事項ではなく、変更申請事項とすべきかどうかについては、業務登録制度について、そのあり方の抜本的検討を行った上で検討すべきである。

### (4) 平成25年11月14日付け答申の概要

- ・ 現行の個人情報取扱業務登録制度は、個人情報保護法の施行、事業分野ごとに個人情報の適正な取扱いを示したガイドラインの整備などにより当初の目的を達成した。
- ・ また、プライバシーマーク制度と同様の更新審査制の第三者認証制度であるとの誤解を県民に与えるおそれがあるため、このまま維持すべきではない。
- ・ 事業者支援を推進するための手法としては、登録制度よりも、むしろ情報提供、相談、研修などの充実によるべきである。

### (5) 平成26年11月26日付け答申の概要

#### ア 番号利用法に関する事項

- (ア) 「個人情報」の定義について  
番号利用法の施行に伴い、「個人情報」の定義に、いわゆる個人事業主及び団体の役員の情報を含めることは適当である。
- (イ) 特定個人情報の開示費用に係る免除について  
特定個人情報の開示費用に係る免除規定は、県において事務手数料はこれまでも徴収していないことなどから、設ける必要性は乏しいと判断される。
- (ウ) 番号利用法第31条に基づく措置について  
番号利用法第31条の規定に基づき、特定個人情報に関して番号利用法と同様の内容を条例で定める必要がある。

#### イ 番号利用法以外の事項

- (ア) 目的規定の見直しについて

個人情報保護法と同様に「個人情報の有用性に対する配慮」に関して規定することが適当である。

(イ) 事業者の責務規定の見直しについて

条例第4条第2項の事業者の責務規定について、個人情報保護法に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」を受け、いわゆるプライバシーポリシー等の策定・公表を努力義務とする内容に改正することが適当である。

(ウ) 類型答申の条文化等について

個人情報の本人以外からの収集や目的外利用・提供ができる場合については、審議会からの答申に基づき運用解釈で対応している部分等に関して、行政機関法や他の地方公共団体の個人情報保護条例にならい条文化することが適当である。

(エ) 本人通知に関する規定の見直しについて

本人外収集及び目的外利用・提供に係る本人通知に関する規定については、毎年度の目的外利用・提供の状況を取りまとめ、県のホームページ等で広く公表することとした上で、削除することが適当である。

(オ) オンライン結合に関する規定の見直しについて

オンライン結合による保有個人情報の提供に関する規定については、高度情報通信社会の進展等やこれまでの条例の運用状況を踏まえ、審議会の意見を聴くことを要さないとする場合を新たに条文として規定することが適当である。

(カ) 不開示情報に関する規定の見直し等について

不開示情報に関する規定について行政機関法にならい見直すとともに、裁量的開示、部分開示及び第三者に対する意見書提出の機会の付与に関する規定を同法にならい規定することが適当である。

**(6) 平成27年7月22日付け答申の概要**

情報公開審査会又は個人情報保護審査会が処分についての諮問を受けて実質的な審理をしており、すでに裁決の客観性・公平性は確保されていることから、審理員による審理手続の適用を除外する場合に該当すると認められ、改正後の行政不服審査法第9条第1項ただし書に基づき、同改正法第9条第1項本文の適用を除外とする「特別の定め」を情報公開条例及び個人情報保護条例に設けることが妥当である。

**(7) 平成27年9月17日付け答申の概要**

これまでに審議会から受けた類型答申について、既に条文化されたもの等については廃止することとする。

**(8) 平成28年11月4日付け答申の概要**

個人情報保護法及び行政機関法の改正内容を受けて条例の見直し等を検討している事項についての審議会の意見は次のとおり。

ア 目的規定について

改正を行わないとの諮問内容は適当と認める。なお、匿名加工情報（行政機関非識別加工情報）に相当する制度の導入の際には、改めて検討すること。

イ 「個人情報」の定義について

法に倣い、個人情報の定義を明確化する改正を行うという諮問内容は適当と認める。

ウ 機微情報に係る規定について

条例における機微情報の取扱制限は維持しつつ、取扱いを原則禁止とする項目を追加し、「要配慮個人情報」の項目と一致させる改正を行うという諮問内容は適当と認める。なお、改正の施行日までに相当の期間を設けるなど、事務の遂行に支障がないよう配慮すること。

エ 小規模事業者に係る規定について

小規模事業者（取り扱う個人情報の本人の数が5,000人以下である事業者）を対象とする条例の規定を削る改正を行うという諮問内容は適当と認める。

**(9) 令和元年9月17日付け答申の概要**

ア 第7条（個人情報取扱事務の登録）について

条例第7条で定める登録簿の記載項目を改正し、時代に合った、分かりやすいものに改める諮問内容は適当なものとして認める。

ただし、第7条第1項第5号カの規定については、次項(1)の趣旨を踏まえた上で検討すること。

イ 第10条（オンライン結合による提供）について

オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときに、必要な保護措置を講じることを条件として、審議会への諮問を不要とするよう条例第10条の規定を改正する諮問内容は適当なものと認める。

ただし、次の(1)から(3)について検討すること。

- (1) 「オンライン結合」の定義については、その名称も含めて検討し、通信回線を介して保有個人情報を送受するシステム全般を対象とすること。
- (2) 「必要な保護措置」については、神奈川県情報セキュリティポリシー等を遵守し情報セキュリティ対策に万全を期すことを明確にすること。
- (3) 現行規定の「公益上の必要があり」及び「個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」の趣旨を維持すること。

## 神奈川県個人情報保護条例逐条解説

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする。

## 趣旨及び解釈

(1) 「個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であること」について

情報化社会の今日においては、個人は、個人に関する情報を通じて社会とかかわり合っている。したがって、当該情報の内容によって、個人の全体像が明らかにされるとともに、当該個人情報に誤りがあれば、誤った人間像が作られ、名誉や人格的利益の侵害を受けることとなり、個人の尊厳を保つことが困難となる。このように、個人の尊厳を保つ上で、個人情報の保護が重要な意義を有するものであるという認識に立ってこの条例が制定されることを示すものである。

(2) 「県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにする」について

この条例は、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人の保有個人情報に関して、情報主体である個人に対して、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利、事実に関して誤りがある場合には訂正を請求する権利、また条例の適用に誤りがある場合には利用停止を請求する権利を保障するものである。具体的には、開示を請求する権利については、第18条から第26条まで、訂正を請求する権利については、第27条から第33条まで、利用停止を請求する権利については、第34条から第38条までに手続を規定している。なお、これらの請求に対する決定に不服がある者は、行政不服審査法による審査請求ができることとなっており、これに対する裁決をすべき実施機関は個人情報保護審査会への諮問を要することとしている。具体的には、第39条の2から第44条までに、その関連の規定を置いている。

(3) 「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める」について

この条例は、県の機関が行う個人情報の取扱いに関してだけでなく、県内における事業者が行う個人情報の取扱いに関しても、個人情報の保護の観点から、その適正さを確保するために必要な事項を定めようとするものである。

平成17年4月の個人情報保護法制の全面施行により、個人情報取扱事業者に対する義務等が規定され、平成29年5月からは基本的に全ての事業者が個人情報取扱事業者とされたが、本条例の事業者関係の規定は、事業者の自発的な取組みを支援するために、県が行う行政指導等を定めており、個人情報保護法と矛盾・抵触するものではない。個人情報保護法制の施行後においても、条例に基づく制度を継続することは、法の趣旨にも適うものである。

(4) 「個人情報の有用性に配慮しつつ」について

個人情報保護法第1条は、法の目的について「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権

利利益を保護すること」と規定しており、この考え方は個人情報保護法制の全体を通じた基本理念であることから、この条例の解釈・運用に当たっても、個人情報の有用性あるいは有益な利用に配慮し、保護と利用のバランスが適切に図られるよう、常に留意する必要があることを踏まえ、平成27年3月の条例改正において規定を加えたものである。

(5) 「県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図る」について

前記(3)において述べたごとく、この条例は、県における個人情報の保護だけでなく、事業者における個人情報の保護についても必要な事項を規定することによって、県内における個人情報の適正な取扱いを確保し、それによって、県内における個人情報の取扱いに起因する個人の権利利益の侵害が発生することを防止しようとするを直接の目的としている。

なお、ここで「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある個人の権利利益一般を指す。個人情報の取扱いに伴うものであれば、経済的なあるいは社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的な利益も含まれるものである。

(6) 「基本的人権の擁護」について

ある意味で、個人情報は個人そのものである。個人情報が誤っていたために、名誉や人格が傷付けられることもあるし、不当な差別に利用される危険もある。結婚、就職又は取引の機会に、あるいは学校で、居住地を理由とした不当な扱いを受ける原因となることも考えられる。

これらの個人生活への支障は、憲法で保障された各種の自由権を享受することの妨げともなるので、個人情報の保護は、これらの基本的人権を擁護する上でも重要な意義を有するものである。「基本的人権の擁護」に資することを目的としたのはそういう意味である。

(7) 「公正で民主的な県政の推進」について

正しく取り扱われた正確な情報に基づき公正な行政を行うことは、県政の基本である。この条例は、県の保有個人情報について本人に開示するだけでなく、誤りがあったり、個人情報の収集、保管、利用又は提供が違法、不当である場合に、これをただす方法を県民に保障している。これは、個人が自己の個人情報について本来有する権利を保障しようとするものだが、同時に、県の行う様々な行政について一層の公正さを保つ上でも大変意義のある保障手段であると考えられる。

また、行政機関に対し、個人情報の取扱いに関し、訂正や利用停止を行わせる一般的な手続を条例で規定するということは、すぐれて民主的な仕組みといえる。

そういう意味で、「公正で民主的な県政の推進」に資することを目的として掲げたものである。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - イ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。
- (3) 職員等 実施機関の地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下この号及び第20条第3号ウにおいて同じ。）であつて、議会の議員（議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。）以外のもの及び実施機関の国家公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員をいう。同号ウにおいて同じ。）並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員をいう。
- (4) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。
- (5) 行政文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。次号において同じ。）がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関において管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - イ 公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設定目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料
  - ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、実施機関が定めるもの
- (6) 保有個人情報 実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る。）をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

- (8) 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。
- (9) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (10) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

## 趣旨及び解釈

本条は、この条例における基本的な用語について定義をしている。

### 第1号（個人情報）関係

本号は、この条例による保護の対象である「個人情報」の範囲について定義したものである。

- (1) 「生存する個人に関する情報」とは、信条、趣味、資格、犯罪の経歴、学歴、職業、交際関係、財産の状況、所得等に関する情報など、生存する個人に関するすべての情報をいう。「生存する」という限定があるので、故人（死者）の情報はこの条例の対象となる個人情報に含まれないが、故人（死者）の情報であっても、遺族等の個人情報であると認められる場合（例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合において、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもある。）があるので注意を要する。

なお、死者に関する情報が本条例の対象外であっても、利用目的を超えた取扱いや、漏えい等の不適切な取扱いを避けることは当然であり、適正な管理が必要である。

- (2) 「個人識別符号」に該当するものは、イにおいて別途規定されていることから、「氏名、生年月日その他の記述等」からは除かれている。
- (3) 「電磁的記録」とは、人の知覚によっては認識することができない方式により、一定の媒体の上に記録される情報をいい、「電子的方式、磁氣的方式」はその記録方式を例示したものである。これらの媒体の具体例としては、メモリーカード、ハードディスク、CD-ROM等光ディスク、汎用機用磁気テープ、録音テープ、ビデオテープ、レコード盤等がある。
- (4) 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

なお、氏名不詳の情報であっても、特定の関係者にとっては誰のことであるか本人を確認できる場合には、これも特定の個人が「識別され得る」個人情報として保護する必要性がある。例えば、匿名の直筆投書等で、その内容等から、特定の個人が識別され得る場合が考えられる。

- (5) 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合をいい、例えば、当該情報のみでは本人を識別できないが、一定の条件で検索して番号を抽出し、その結果を他の番号別氏名ファイルと照合することで、容易に本人を確認できる場合などがこれに当たる。
- (6) 平成27年3月の条例改正において、個人情報の定義に、いわゆる個人事業主及び団体の役員に関する情報を含めることとした。条例は平成2年に他の都道府県に先駆けて制定されたものであるが、「個人情報」を「生存する個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。」と定義し、いわゆる個人事業主に関する情報及び団体の役員に関する



る情報は除いていた。その理由は、いわゆる個人事業主に関する情報については、基本的には事業に関する情報として取り扱われているという実態があること、また、団体の役員に関する情報については法人等についての情報の一部と考えるべきであることなどである。

その後、平成15年に個人情報保護法、行政機関法、独立行政法人等個人情報保護法が制定されたが、これらの法律では条例とは異なり、いわゆる個人事業主に関する情報や団体の役員に関する情報を「個人情報」の定義から除いていない。そして、平成25年に制定された番号利用法においては、地方公共団体における「個人情報」の定義は個人情報保護法に規定する個人情報とされた（番号利用法第2条第3項）ことから、これに合わせるため、これらの情報も含めることとした。（なお、個人情報保護法の個人情報の定義では「容易に照合することができ」としているが、これについては運用解釈で対応することとした。）

(7)「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして行政機関法、行政機関法施行令等で定められた文字、番号、記号その他の符号であり、次のア又はイのいずれかに該当するものである（例示ではなく限定列举）。

ア 次に掲げる身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

- ・ DNAを構成する塩基の配列
- ・ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ・ 虹彩の表面の起状により形成される線状の模様
- ・ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ・ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ・ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まる静脈の形状
- ・ 指紋又は掌紋

イ サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる次に掲げる符号

- ・ 旅券の番号      ・ 基礎年金番号      ・ 運転免許証の番号      ・ 住民票コード
- ・ 個人番号      ・ 在留カードの番号      ・ 特別永住者証明書の番号
- ・ 国民健康保険等の保険制度（※詳細は別紙を参照のこと）の被保険者証等の記号、番号及び保険者番号

## 第2号（実施機関）関係

- (1) 本号は、この条例により、個人情報の保護に関する制度を実施する機関を定めている。各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負う。
- (2) この条例における「実施機関」（県が設立した地方独立行政法人は除く。）は、地方自治法及び地方公営企業法により、独立した権限を行使することができる機関の名称を掲げることによって、各実施機関の行政組織規則等により定められる本庁各室課、出先機関等の全体を含む意味で用いている。なお、この条例に基づく実施機関内部における事務の分掌は、それぞれの実施機関の行政組織規則等及び事務決裁規程等の定めるところによるものである。
- (3) 県が設立した地方独立行政法人については、個人情報保護法第11条第2項の規定において、地方独立行政法人を設立した地方公共団体が当該法人の個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないとされていることから、県の機関と同様にこの条例の規律に服することとした。

なお、地方独立行政法人とは、地方独立行政法人法の規定に基づき、地方公共団体が設立する法人であり、同法第3条第3項の規定では、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならないとされている。

### 第3号（職員等）関係

- (1) 本号は、この条例により義務を負い、罰則の適用を受ける実施機関の地方公務員、国家公務員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員を「職員等」とし、その定義を定めたものである。罰則規定を創設するに当たり、特別職も含む職員全体に義務が及び、罰則の対象となることを明確にする趣旨から定義規定を置いたものである。（本号の適用により、義務の適用範囲が拡大したことの趣旨については、第12条の解説を、罰則の適用範囲についての考え方については第53条の解説を参照）
- (2) 地方公務員法上、特別職の地方公務員を含めて「職員」とする用例はなく、単に「職員」といった場合は、一般職の地方公務員と解釈されるおそれがあるので、「等」を付すことにより、特別職を含むことを明らかにしたものである。
 

また、「実施機関の国家公務員」とは、具体的には警察法第56条第1項に規定する「地方警務官」を指す。地方警務官は、県警察の警視正以上の職にある職員のことをいい、一般職の国家公務員という特殊な立場を有しているが、条例の義務を遵守すべき点では、他の職員と異なることはないため、職員等の定義に含めている。
- (3) 本号の前段（地方公務員に係る規定）は、次の2点から成り立っている。
  - ア 実施機関の地方公務員であること。
  - イ 議会の議員（議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。）以外のものであること。
- (4) 「実施機関の地方公務員」の「地方公務員」は、「地方公務員法第2条に規定する地方公務員」と規定しているので、地方公共団体のすべての地方公務員をいう。したがって、「実施機関の地方公務員」は、実施機関の業務を行う者で地方公務員の身分を有するすべての者のことであり、特別職や附属機関の委員等を含む。また常勤だけでなく、非常勤の地方公務員も含む。
- (5) 「議会の議員以外のもの」とは、条例の実施機関である議会の議員が、職員等の定義から除かれることを規定している。本号で議会の議員を除いた理由は、次のとおりである。
  - ・憲法上、国会議員には認められる「免責特権（憲法第51条）」が、県議会議員には認められないこと
  - ・国会議員が議員として行う活動については、行政機関法の対象外であること
- (6) 「議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。」とは、議会の議員が例えば、監査委員や他の実施機関の審議会委員などを兼務し、その職務を遂行する際に、個人情報を取り扱う場合を除く趣旨である。したがって、例えば、議員が監査委員として個人情報を取り扱う場合においては、「職員等」に含まれることとなり、第12条の職員等の義務や、第53条から第55条までの罰則が適用されることとなる。

### 第4号（事業者）関係

- (1) 本号は、この条例において、指導、奨励等の対象とする事業者の範囲を定めている。
 

「事業」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか、農業、林業、林産業（しいたけ栽培業等）などおよそ事業と称することのできるものをすべて含む。つまり「事業」の中には商行為以外の営利行為を含むほか、一般的には営利行為といえない

ような社会福祉事業等も含むものである。

「法人その他の団体」の「法人」とは、会社法上の会社、民法上の公益法人、地方自治法に規定する地方公共団体その他の法人格を有するものをいい、「団体」とは、団体としての規約を有し、かつ、代表者の定めのあるものをいうが、本号の「法人等」の定義には、次の団体を含めていないことに注意を要する。

- ・ 国
  - ・ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人）
  - ・ 地方公共団体
  - ・ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人）
- (2) およそ事業を営む者は、法人その他の団体であろうと個人であろうと、事業の執行に伴って何らかの個人情報を取り扱うことが予想されるところであり、本来当該個人情報の情報主体である個人の権利利益を侵害しないための措置をとる責務を有していると考えられる。

#### 第5号（行政文書）関係

- (1) 本号は、行政文書の範囲を定めている。この行政文書の定義は、情報公開条例における行政文書の定義と同一であり、職員が個人的に作成し、実施機関が組織的に管理していないメモは含まれない。

なお、この条例において保護の対象となる個人情報は、行政文書に記録されている情報に限られず、壺や彫刻などに記録された作者の氏名などの個人情報についても、条例の保護の対象としている。

- (2) 「実施機関の職員」とは、実施機関が職務上指揮監督権を有するすべての県職員をいう。
- (3) 「その分掌する事務」とは、職員が現に処理している事務をいい、当該事務には、実施機関の本来的に所掌する事務のほか、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により委任又は補助執行を受けて処理している事務を含む。

また、「分掌する事務」である以上、県の自治事務であると、国が本来果たすべき役割に係るものであって、法令により実施機関が処理することとされる事務（法定受託事務。地方自治法第2条第9項第1号）であるとを問わない。ただし、職員が地方公務員等共済組合法第18条（地方公共団体の便宜の供与）等の規定により他の法人の事務に従事している場合における当該事務は、「実施機関の職員が分掌する事務」に含まれないものとする。

- (4) 「職務上作成し、又は取得した」とは、職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したという趣旨であり、「職務上」というためには、次の時点以後のものであることを要する。

ア 作成したものについては、職務上の内部検討に付された時点以後のもの

「内部検討に付された時点」とは、文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）が職員の個人的検討の段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経ることとなった時点をいい、決裁の手続が終了していることを要しないものである。なお「一定の権限を有する者」とは、おおむね本庁の室課においてはグループリーダー以上、出先機関においては課長以上の職にある者をいうものとする。

また、起案文書については、事案の決定権者の指示により作成されるものであるため、起案者が回議した時点で足りる。

イ 取得したものについては、受領をした時点以後のもの

「受領をした時点」とは、収受印の押印の有無を問うものではないので、例えば、会議で

配付される資料等については、職員が文書の配付を受けた時点から行政文書となる。

(5) 「文書」とは、文字又は符号を用いて、ある物体の上に永続性を持った状態で記載された思想の表示をいい、「図画」との区別は、「文字又は符号」を用いているか「象形」を用いているかにある。写真、フィルム（マイクロフィルム文書を除く。以下同じ。）についても「図画」に含まれ、この条例の対象となるものである。なお、マイクロフィルム文書（神奈川県立公文書館におけるマイクロフィルム作成要綱（平成5年11月1日制定）及びマイクロフィルム文書に関する規程を廃止する規程（平成5年神奈川県訓令第17号）による廃止前のマイクロフィルム文書に関する規程（昭和61年神奈川県訓令第14号）の定めるところにより撮影されたものをいう。以下同じ。）については、記録されている内容により「文書」又は「図画」とみなし、これらに準じて取り扱うものとする。

(6) 「実施機関において管理しているもの」とは、行政文書管理規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態におかれているものをいう。

本県情報公開条例についてであるが、この点の解釈について、横浜地判平成23年3月16日では、文書が「公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態におかれているものといえるか否か」について、

① 文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）

② 当該文書の利用の状況（業務上必要な文書として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）

③ 保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）

などを総合的に考慮すべきであると解される、としている。

なお、行政文書管理規則等の定めるところにより、保存期間の満了に伴い神奈川県立公文書館に引渡しの手続がとられた文書、図画等は、本号ただし書イに規定するとおり、「行政文書」からは除かれるものである。

(7) 県が管理する文書等のうち、条例の対象となる「行政文書」に含まれないものについて、本号ただし書において定めている。

ア 県が管理する文書等のうち、新聞、雑誌、書籍、CD、コンピュータ用ソフトウェア等不特定多数の者に販売する目的で発行されているものについては、購入することにより容易に入手できることから、「行政文書」から除外されている。ただし、行政文書に添付されている新聞の写し等については、この限りでない。

イ 公文書館、図書館、博物館、美術館等の施設において、収集、整理及び保存している資料については、これらを県民に閲覧又は視聴させるという当該施設の設置目的に応じて管理されており、その公開はもっぱら情報提供によるべきものであること、施設ごとに利用の手続が定められていること、また、利用するために入場料を納める必要のある施設があることから、「行政文書」から除外されている。

なお、本号において「当該施設の設置目的に応じて」収集、整理及び保存している資料と規定した趣旨は、当該施設のいわゆる一般行政事務のために作成し、又は取得した文書等は、「行政文書」に含まれるという趣旨である。

ウ 電磁的記録を用紙に出力した物を正規の文書として使用し、保存している場合、当該文書を作成するための補助として一時的に記録媒体に入力した記録や、文書で作成した会議記録を正規の記録としている場合に、会議記録を作成するための補助として当該会議の内

容を一時的に採録した録音テープ等は、保存の対象となる正規の行政文書ではない。そこで、文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録のうち、実施機関が定めるものを「行政文書」から除外している。

本号ウに基づき実施機関が定めるものは、知事関係施行規則第2条に次のとおり規定している。

(ア) 会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録  
 (イ) 書式情報（文書の体裁に関する情報をいう。）を含めて磁気ディスク等に記録されている電磁的記録

なお、「会議」には、附属機関、懇話会、協議会等の会議のほか、庁内、市町村等との打合せや、会議の一環として行われる、関係者からの口頭による意見聴取等も含まれる。

(8) この条例では、これらア～ウに該当するものに記録された個人情報も保護の対象となるわけであるが、条例第7条（個人情報取扱事務の登録）において登録を要するとされている個人情報取扱事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務に限定しており、また、第6号の規定において保有個人情報を行政文書に記録された個人情報に限定していることなどから、本号で行政文書の範囲を定めているものである。

#### 第6号（保有個人情報）関係

(1) 本号は、実施機関が収集したことにより取り扱う権限を有することとなる個人情報であって、その本人からの開示、訂正、利用停止の請求の対象となるものを、「保有個人情報」と規定し、その範囲について定義したものである。実施機関が保有する個人情報の範囲を明確にすることにより、実施機関の利用、提供、廃棄等に関する規定及び本人からの開示、訂正、利用停止に関する規定が適用される個人情報の範囲を明確にし、実施機関にその保有する個人情報を厳格に取り扱わせる趣旨から定義規定を置いたものである。

(2) 「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した」とは、第5号における当該用語の解釈と同じである。

(3) 「当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態におかれているものであって、実施機関が事実上支配（利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有していること。）している状態にあるものをいう。

(4) 「（行政文書に記録されているものに限る。）」ため、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等、第5号で規定する「行政文書」に含まれない文書等に記載されている個人情報や、口頭で伝達されただけの個人情報等は、保有個人情報に該当しない。これは、情報公開条例の対象が行政文書であることとの整合性を確保する観点から、行政文書に記録されているものに限ることとしたものである。

また、行政文書に記録されていることについては、実施機関が事実上支配している状態にあることが必要であるが、具体的には個人情報が文書、図画及び電磁的記録等、何らかの媒体にある程度固定化されていることを要するものである。

#### 第7号（特定個人情報）関係

(1) 本号は、「個人情報」のうち「個人識別符号」である個人番号をその内容に含む「特定個人情報」について定義したものである。

番号利用法の規定により、特定個人情報については利用・提供等の様々な場面で、一般の個人情報とは大きく取扱いが異なることとなる。条例では番号利用法の定義をそのまま引用して

特定個人情報の定義を行っており、番号利用法第2条第8項では、以下のとおり規定している。

「この法律において『特定個人情報』とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。」

(2) 狭義の「個人番号」とは、番号利用法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。（番号利用法第2条第5項）

(3) 「個人番号」は住民票コードを変換して得られた12桁の番号で市町村長が本人に通知しているものであるが、実施機関が個人番号を利用する場合、必ずしも個人番号そのものとして利用する訳ではなく、セキュリティ保護のために当該団体内での共通番号に置き換えたり、あるいは通信回線を使用する際に暗号化して符号に置き換える等の措置が講じられている。

このように個人番号そのものではないが、個人番号と1対1で対応する番号、記号、符号についても広義の「個人番号」に含め、広義の個人番号を含んでいる個人情報を特定個人情報と定義するものである。

(4) 特定個人情報については、個人番号の悉皆性、唯一無二性のため個人識別性が極めて高く、また、法定された目的の範囲内とはいえデータマッチングが行われるものであることから、番号利用法では個人情報保護法、行政機関法等の特例を設けて規制を強化している。

条例でも、番号利用法第32条の規定を踏まえ、特定個人情報のみ適用する規定を設けるなど、特定個人情報について更に厳格な取扱いを行うものである。

#### 第8号（保有特定個人情報）関係

本号は、「特定個人情報」のうち保有個人情報に該当するものを定義したものである。保有特定個人情報とそれ以外の保有個人情報とは、利用及び提供の制限や自己情報の開示請求等における任意代理人の可否などの面で取扱いが大きく異なることから、特に注意が必要である。

#### 第9号（情報提供等記録）関係

本号は、「特定個人情報」である「情報提供等記録」について定義したものである。情報提供等記録とは、個人番号制度で利用される情報提供ネットワークシステムにおける情報照会・提供の適正利用確認のため、情報提供者、情報照会者、システムを所管する内閣総理大臣の3者それぞれで作成、保存しなければならないとされるものである。情報提供等記録には、情報照会者及び情報提供者の名称、日時、やりとりした特定個人情報の項目等が記録され、7年間保存することとなっている。

#### 第10号（本人）関係

本号は、この条例に規定する開示の請求、訂正の請求、利用停止の請求等における「本人」の定義を定めるものである。

## 個人識別符号について

## ○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）抜粋

## 第二条第三項

この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

## ○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）抜粋

## 第三条

法第二条第三項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの
  - イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
  - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
  - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
  - ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
  - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
  - ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
  - ト 指紋又は掌紋
- 二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
- 三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
- 四 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号
- 五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
- 六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号
- 七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号
  - イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証
  - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証
  - ハ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証
- 八 その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

## ○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）抜粋

## 第二条

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一号の総務省令で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

### 第三条

令第三条第七号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 令第三条第七号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- 二 令第三条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- 三 令第三条第七号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

### 第四条

令第三条第八号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- 四 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
- 五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- 六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 八 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- 九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号



（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

趣旨及び解釈

- (1) 本条は、個人情報の保護に関する実施機関の一般的な責務を定めたものである。
- (2) 本条は、実施機関に対して、この条例に定める具体的な措置をとるだけでなく、この条例の目的を達成するために、あらゆる施策を通じて可能な措置を講ずるよう努めることを義務付けたものである。また、個人情報の保護に関する社会的ルールが形成されるかどうかは、県民及び事業者の意識に負うところが大きいことから、実施機関に対して、個人情報の保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努めることを義務付けたものである。
- (3) 「あらゆる施策」とは、実施機関が行う対外的な施策のみならず対内的な施策を含むすべての施策をいう。
- (4) 実施機関が行う個人情報の取扱いが不適正であるとして、実施機関に対して苦情があったときは、実施機関は、迅速かつ適正に処理する義務を負う（条例第17条）。実施機関における個人情報の取扱いが本条に違反する場合も、条例第17条の対象となるものである。
- (5) なお、第45条は、統計調査等によって集められた個人情報と公文書館や図書館等でその施設の設置目的に応じて収集、保存等している個人情報を第2章の適用除外とすることを定めているが、第1章に位置付けられている本条については適用除外となっていない。したがって、実施機関は、それらの個人情報についても、本条に基づく義務を負うものである。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護のための県の施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護を推進する上での方針等を作成し、公表するよう努めなければならない。

趣旨及び解釈

第1項関係 （事業者の責務）

(1) 個人情報の大量、高速な利用が可能な時代にあつて、個人情報保護対策は、公的部門のみならず民間部門にも必要な共通課題となっている。個人情報を取り扱う者は、公的部門、民間部門のいかなを問わず個人の権利利益を侵害することがないように個人情報を保護する責務を負わなければならない。

したがって、事業者も、その事業を行うに当たり、個人情報の収集、保管、利用等をするときは、個人情報保護の重要性を十分に認識した上で、個人情報の取扱いに伴う権利利益の侵害を防止するための措置を自主的に講じるとともに、個人情報の保護に関する県の施策を理解し協力すべきである。

本項は、このような観点から、事業者の責務を明らかにしたものである。

(2) 事業者は、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」等にのっとり、具体的な措置を講ずる必要がある。

(3) 「県の施策」とは、この条例の目的を達成するため、第3条（実施機関の責務）の規定により、実施機関が行うあらゆる施策を指す。なお、本条例第3章では知事の行う施策として、事業者に対する指導助言等及び苦情相談の処理を規定している。

県の施策に協力すべき責務を明示したのは、実効性のある個人情報の保護を図るためには、行政と事業者とが協力して対策を講じることが必要であるとの考え方を明らかにしたものである。

第2項関係 （方針等の作成・公表）

(1) 事業活動に対する社会の信頼を確保するためには、事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表することにより、個人情報を目的外に利用しないことや苦情処理に適切に取り組むこと等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知・公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的にわかりやすく説明することが重要であることから、事業者の責務として位置付けたものである。

(2) これは、個人情報保護法第7条第1項の規定に基づき国が定めた「個人情報の保護に関する基本方針」の「6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」を受けたものであり、平成26年10月に事業者が県内で行う個人情報の取扱いに係る業務に関し知事の登録を受けることができる制度（PDマーク制度）を廃止したことに伴い、見直したものである。

（県民の役割）

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

#### 趣旨及び解釈

- (1) 個人情報の保護が社会的ルールとして定着するためには、県民の一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識することが大切である。そして、自分の情報は自分で守るという姿勢を持つとともに、日常生活において、他人の個人情報を不注意に取り扱うことによって他人の権利利益を侵害することのないように自らも心掛ける必要がある。本条は、このような観点から、県民の一人ひとりが、個人情報の保護に役割を持つものであり、その役割を積極的に果たすことを要請するものである。
- (2) 一般に、県民は、保護すべき個人情報の主体として、その権利利益の不当な侵害の被害者として扱われているが、例えば、各種名簿等の安易な関係者以外への提供により、当該名簿等が無関係な人手に渡り、思いもしない目的に利用されるなど、ケースによっては自覚のないまま県民が加害者の立場に立つこともあり得る。

「他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにする」というのは、県民自身が加害者になり得るという意識を持ち、個人情報の保護に一定の役割を果たすことを期待する趣旨である。

## 第2章 実施機関における個人情報の保護

## 第1節 実施機関の義務

（取扱いの制限）

第6条 実施機関は、要配慮個人情報（次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。次条において同じ。）を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない

- (1) 信条
- (2) 人種
- (3) 社会的身分
- (4) 犯罪の経歴
- (5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（前号に該当するものを除く。）。
- (6) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（第4号に該当するものを除く。）。
- (7) 犯罪により害を被った事実
- (8) 病歴
- (9) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること（前号に該当するものを除く。）。
- (10) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（第8号に該当するものを除く。）
- (11) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（第8号に該当するものを除く。）。

## 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、要配慮個人情報を取り扱うことは例外的にのみ認められるものでなければならず、実施機関での要配慮個人情報の取扱いを原則として禁止することを定めたものである。
- (2) 平成29年5月30日から施行された改正個人情報保護法及び改正行政機関法では、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報として「要配慮個人情報」の定義を新設し、他の個人情報より手厚い配慮のもと取り扱うこととした。  
本県では平成2年の条例施行以来、「思想、信条及び宗教」、「人種及び民族」、「犯罪歴」及び「社会的差別の原因となる社会的身分」の4項目について、人格そのものあるいは精神作用の基礎にかかわる情報であること及び不当な差別に利用されるおそれのある情報であることから、不安や苦痛を感じさせる程度が強いとともに基本的人権を侵害する危険性が高い個人情報として、その取扱いを原則として禁止する制限を行ってきたところであるが、改正法を受け、条例における取扱制限を維持しつつ、新たに「病歴」等7項目を追加し要配慮個人情報の項目と一致させる条例改正を行い、平成30年1月1日から施行している。
- (3) 行政が行う事務又は事業は多様なことから、要配慮個人情報についても法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により取り扱うことが義務付けられている場合や事務又は事

業の執行上取り扱わなければならない場合がある。

このため、①法令等の規定に基づいて取り扱うとき、②犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又は③あらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると実施機関が判断した場合に限り取り扱うことができることを明らかにしたものである。

なお、「あらかじめ審議会の意見を聴く」場合とは、次のアからウのとおりである。

ア 事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、必要とする理由を明らかにして、あらかじめ審議会の意見を聴くことが必要である。

イ 実施機関は、事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、「類型」又は「個別」と区別し、その理由を付して審議会への諮問の手続を行うものとする。

この場合、実施機関は、別に掲げる「条例第6条の規定に係る要配慮個人情報該当案件（第1号様式）」に必要事項を記載して、審議会への諮問の手続を行うものとし、諮問に当たっては、情報公開広聴課と調整を行うものとする。

なお、「類型」とは、審議会の意見を聴く必要がある個人情報の取扱いのうち、複数の室課所で共通に行われる取扱いである場合に、その取扱いの共通事項を実施機関が取りまとめ、一つの適用除外事項として審議会の意見を聴いたものである。

「類型」として審議会の意見を聴いた取扱いについては、以後、個別に審議会に諮問することは必要とせず、実施機関において既に審議会の意見を聴いた適用除外事項として取り扱うことができるものである。

「個別」とは、「類型」に該当しないため、それぞれの個人情報取扱事務における適用除外の事例ごとに、審議会に諮問し、審議会の意見を聴いたものである。「個別」に該当する場合は、以後、当該個人情報取扱事務においてのみ、審議会で認められた例外的取扱いを適法に行うことができることとなる。

ウ 審議会に既に諮問され、その取扱いについて適当と認める答申を得た類型（別に掲げる「条例第6条の規定に基づき審議会の意見を聴いた要配慮個人情報の取扱い制限の適用除外事項（類型答申）」）に該当する事案にあっても、類型への該当について判断のつきがたい事案、類型に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、審議会に報告を行うなど慎重な対応を心掛けるものとする。

(4) 「取り扱ってはならない。」とは、個人情報の収集、保管、利用及び提供のすべてを禁止する趣旨である。この場合、本人の同意があつたとしても、法令等の規定に基づくとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又は審議会の意見を聴いたときのいずれかに該当しない限り、要配慮個人情報は取り扱えないので、注意する必要がある。

(5) 「法令」とは、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令をいい、「条例」には、実施機関が定める規則等は含まれない。なお、法定受託事務（地方自治法第2条第9項）における各大臣が定める処理基準（同法第245条の9第1項）や是正の指示（同法第245条の7第1項及び第3項）、技術的助言（同法第245条の4第1項）については、ここでいう「法令」には含まれない。したがって、要配慮個人情報を処理基準等に基づいて取り扱う場合には、審議会の意見を聴くことが必要である。

(6) 「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて」とは、次に掲げる場合とする。

ア 法令等に要配慮個人情報の項目について実施機関に調査、報告等の取扱いの義務又は権限がある旨の規定がある場合

例えば、地方公務員法第16条のように「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」として、実施機関に確認する義務が定められているような場合がこれに該当するものである。

イ 法令等に要配慮個人情報の項目について相手方に報告、通知、届出等の義務を定めた規定がある場合

例えば、公職選挙法第86条の4第1項で「公職の候補者となろうとする者は、……文書でその旨を届け出なければならない。」と規定し、同条第3項で「……文書には、公職の候補者となるべき者の氏名、本籍……所属する政党その他の政治団体の名称その他法令で定める事項を記載しなければならない。」として候補者に届出の義務が課されているような場合が該当するものである。

ウ 法令等の規定により当該事務又は事業を行う根拠が明記されており、その根拠規定に基づき事務又は事業を行う場合であって、①当該規定の趣旨、目的から判断して、要配慮個人情報を取り扱うことが明らかに予定されていると認められ、かつ、当該情報を取り扱わなければ当該事務又は事業の目的が達成できないと認められるとき、又は②当該事務又は事業において要配慮個人情報が相手方の一方的な意思により提供されるときで実施機関として当該情報を取り扱わなければならないとき

例えば、個人情報保護審査会運営事務は、この条例第40条の規定を根拠として、行政不服審査法による審査請求があった場合に当該事務を行うものであるが、要配慮個人情報の開示請求に関して審査請求があった場合には、同条の趣旨、目的から判断して、明らかに当該情報を取り扱って個人情報保護審査会の事務を円滑かつ適正に実施する義務が課せられていると考えられ、当該取扱いは、本条でいうところの法令等の規定に基づく取扱いに該当するものである。

また、法令等を根拠として設置された審議会や審査会において、その審議や審査のため参考人等から意見等を聴取する際、参考人等の一方的な意思により要配慮個人情報が提供され、審議会や審査会の審議、審査の過程において取り扱うことになる場合も本条でいうところの法令等の規定に基づく取扱いに該当するものである。

(7) 要配慮個人情報を法令等の規定に基づいて取り扱うときは、根拠法令等の名称及び該当の規定を明らかにしておくことが適当であり、また、法令等の規定の趣旨及び目的から法令等の予定する個人情報の取扱いの範囲について十分注意を払い、適正な個人情報の取扱いを行うものとする。

(8) 「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき」とは、主に警察活動における適用除外を定めたものである。公安委員会及び警察本部長が実施機関として取り扱う場合のほか、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関に属する特別司法警察職員が取り扱う場合についても適用除外となる。本号に該当する特別司法警察職員の具体例としては、次のとおりである。

○ 麻薬取締員（根拠法令…麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法ほか）

○ 漁業監督吏員（根拠法令…漁業法）

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいう。

「犯罪」とは、法令等により刑罰を科することとされた行為の総称であり、刑事犯（自然犯）だけでなく、行政犯（法定犯）において刑罰を科することとされた行為を含む。

「予防」とは、犯罪に巻き込まれるおそれのある者を保護すること等により、犯罪の発生を未然に防止することのほか、少年を補導し、その不良化を防ぎ、もって犯罪の発生を防止する等の活動をいう。

イ 「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするとき又は犯罪が発生した後において、その

拡大を防止し、又は終息させることをいう。

ウ 「捜査」とは、司法警察職員又は特別司法警察職員が犯罪があると思料するときに、犯人を発見し、身柄を保全することや、証拠を収集し、保全する活動をいう。犯罪捜査と密接不可分な関係にある内偵活動を含む。

エ 「被疑者の逮捕」とは、犯罪の嫌疑を受けた者であって、未だ公訴を提起されていない者の身体を拘束する行為及び引き続き一定期間抑留することをいう。犯罪の捜査に当然含まれるが、重要なものであることから、特に明文で定めたものである。

オ 「交通の取締り」とは、交通の安全及び秩序の維持のための道路交通の管理を目的とする活動であって、道路における車両、歩行者等の交通の規制、運転免許に関する事務、交通法令違反の防止及び捜査などをいう。

ただし、「交通の取締り」に該当する事務であっても、警察活動に支障が生じないものについては、条例の規定を適用し、個人情報取扱事務の登録等を行う。

カ 「その他公共の安全と秩序の維持」とは、「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り」の例示のように、公共の安全と秩序を保護することをいい、次のような事務がある。

- 迷子、家出人等の発見、泥酔者・酩酊者の保護等
- 銃刀法、警備業法等の行政処分
- 暴力団員による不当な行為の防止、ストーカーの規制、ドメスティック・バイオレンスからの保護
- テロ等、人の生命、身体、財産等への不法な侵害、特定の建築物又はシステムへの不法な侵入・破壊等の防止

キ 「のために取り扱うとき」とは、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の捜査等」という。）のために必要な場合で、要配慮個人情報を取り扱わないと、犯罪の捜査等の目的が達成できないときは、取り扱うことができるとする趣旨である。

本号に該当する具体例としては、次のとおりである。

- 事件・事故の処理業務の中で取り扱う犯罪歴
- 身元不明の死体が発見された場合における犯罪歴等の活用
- 留置業務の中で取り扱う被疑者の被疑事実、罪名、勾留等の記録
- 保護業務の中で取り扱う要保護者の心身の機能の障害

(9) なお、本条は、氏名、年齢、性別、趣味、し好、財産等多様な個人情報の中から取扱い禁止とする事項を限定列挙したものであり、これらの事項以外の事項に関する個人情報については、第2章の収集から廃棄までの各規定による取扱いが義務付けられることになる。

(10) 要配慮個人情報を推知させるとどまる情報は、要配慮個人情報には該当しないが、こうした情報であっても、不当な差別や偏見その他の不利益の発生につながることはないよう、十分な注意のもと取り扱うべきである。

### 第1号（信条）関係

(1) 「信条」とは、個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。行政機関法第2条第4項でいう「信条」と同じ内容を指し、条例において平成29年12月31日以前に「思想、信条及び宗教」として取扱いを制限していた個人情報の項目は、信条に含まれる。

(2) 信条を原則取扱い禁止とする事項として掲げたのは、個人の内面まで統制しようとした過去の苦い経験を踏まえたものであり、本条において原則取扱い禁止とする信条とは、支持政党名、所属政治団体名、政治理念、政治活動の経歴、政治的信条、信仰の対象等その人の政

治的信念や個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観が発露した情報がこれに当たるものである。

したがって、性格、性質、趣味、し好、物事への意見、見解等はこれに当たらないものである。

- (3) 従来は、超自然的、超人間の本質（神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝する心情又は行為を、憲法でいう信教と同じ意義で「宗教」として規定していたが、現行規定では、信条に含まれるものとした。信者名簿、宗教法人名、宗派名等がこれに当たるものである。

#### 第2号（人種）関係

- (1) 「人種」とは、人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。行政機関法第2条第4項でいう「人種」と同じ内容を指し、条例において平成29年12月31日以前に「人種及び民族」として取扱いを制限していた個人情報の項目は、人種に含まれる。
- (2) 人種とは、皮膚の色、毛髪の色や形、体型、頭の形等身体的、生物学的な特徴からのヒトの分類概念であり、白色人種、黄色人種、黒色人種等の分類が一般的であり、これらの情報がこれに当たる。
- (3) 民族とは、言語、居住する地理的範囲、経済生活と文化、仲間としての共族意識を共通に持ち、歴史的に形成された人間の集団であり、ラテン民族、モンゴル民族等の分類が一般的であり、これらの情報がこれに当たる。
- (4) 人種と民族は、厳密な意味では一致しないものと考えられるが、個人情報の取扱いにおいて、例えば「〇〇人」と記載されている場合、現実には、人種としての表示なのか民族としての表示なのか区分し得ない場合が多い。人種、民族とも本条により取扱いの制限を受ける情報とされており、人種に該当するものか民族に該当するものかを厳密に区分する実益はなく、人種又は民族のいずれかに該当すれば、取扱いの制限を受けることになる。
- (5) なお、単純な国籍や「外国人である」という情報は法的地位を示しているに過ぎず、これを取り扱うことが直ちに不当な差別に利用されるおそれがあり、行政が保有する必要のない情報であるとは考え難いことから、本号の「人種」には含まない。また、皮膚の色自体も人種を推知させる情報に過ぎないため、「人種」には含まない。

#### 第3号（社会的身分）関係

- (1) 「社会的身分」とは、ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味する。行政機関法第2条第4項でいう「社会的身分」と同じ内容を指す。条例において平成29年12月31日以前に「社会的差別の原因となる社会的身分」として取扱いを制限していた個人情報の項目は社会的身分に含まれる。
- 平成29年12月31日以前は、同和対策について定めていた「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の旧法である「地域改善対策特別措置法」で対象地域とされている「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」の出身者であるという事実に関する情報を「社会的差別の原因となる社会的身分」に該当するものとしていたが、子どもの「嫡出・非嫡出の別」も本号でいう「社会的身分」である。
- (2) 社長、大学教授等の職業的地位や、学歴、本籍地は、社会的身分に含まない。
- (3) なお、憲法第14条の「門地」については、要配慮個人情報の項目として規定していない。

#### 第4号（犯罪の経歴）関係

- (1) 「犯罪の経歴」とは、前科、すなわち裁判で有罪の判決を受けて、これが確定した事実が



該当する。行政機関法第2条第4項でいう「犯罪の経歴」と同じ内容を指す。条例において平成29年12月31日以前に「犯罪歴」として取扱いを制限していた個人情報の項目は犯罪の経歴に含まれる。

- (2) 犯罪とは、制裁として刑を科せられるべき違法行為をいい、刑とは、刑法第9条に定められた死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料の主刑と付加刑としての没収をいう。
- (3) なお、暴力団等の反社会的集団の構成員であるという情報だけでは、本号には該当しない。

#### 第5号（刑事事件に関する手続）関係

- (1) 「本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと」には、本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われた事実が該当する。前号でいう「犯罪の経歴」に類似するものとして行政機関法施行令第4条第4号で定める内容と同じものを指し、行政機関法施行令と同じく「犯罪の経歴」に該当するものを除外する旨規定している。
- (2) 「無罪判決を受けた」という事実は本号に該当するが、他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は「本人を被疑者又は被告人として」したものではないことから、本号には該当しない。

#### 第6号（少年の保護事件に関する手続）関係

- (1) 「本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと」には、本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。第4号でいう「犯罪の経歴」に類似するものとして行政機関法施行令第4条第5号で定める内容と同じものを指し、行政機関法施行令と同じく「犯罪の経歴」に該当するものを除外する旨規定している。
- (2) 「少年法第3条第1項に規定する少年」とは、①犯罪少年（14歳以上で罪を犯した少年）、②触法少年（14歳未満で①に該当する行為を行った少年）、③ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年）のいずれかに該当する者である。
- (3) 「調査」には、少年法第6条の2から第6条の5までの規定に基づき警察が行う調査活動と、家庭裁判所に事件が送致された後に家庭裁判所の調査官が行う調査の両方が含まれる。
- (4) 警察官が関係する事例としては、(3)の調査のほか、少年法第6条の6の規定に基づき触法少年について警察官が行う児童相談所長への送致を行った事実が挙げられる。また、いわゆる「補導」は、刑事訴訟法や少年法に基づく手続に至らない行政目的の注意、助言にとどまるものであり、補導されたという事実自体は、本号で規定する要配慮個人情報に該当しない。

#### 第7号（犯罪により害を被った事実）関係

- (1) 「犯罪により害を被った事実」とは、身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。行政機関法第2条第4項でいう「犯罪により害を被った事実」と同じ内容を指す。
- (2) 具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

## 第8号（病歴）関係

- (1) 「病歴」とは、病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。行政機関法第2条第4項でいう「病歴」と同じ内容を指す。
- (2) 全ての病気が不当な差別や偏見につながるものではないが、その線引きを行うことは困難であることから、風邪等の軽微な病気も本号の病歴に含むこととする。なお、「転倒による骨折で全治3ヶ月」という内容の医師の診断結果は、本号ではなく第11号に該当する要配慮個人情報の項目となる。

## 第9号（心身の機能の障害）関係

- (1) 「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること」については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第5条と同じ内容となるよう、各実施機関が条例の施行規則等により定めを置いているが、その内容は次に掲げるとおりとなっている。

ア 「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- ・ 医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
- ・ 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
- ・ 本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること

イ 「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

- ・ 医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
- ・ 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

ウ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報

- ・ 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
- ・ 都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

エ 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

- ・ 医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）

オ その他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと）

- (2) 前号でいう「病歴」に類似するものとして行政機関法施行令第4条第1号で定める内容と同じものを指し、行政機関法施行令と同じく「病歴」に該当するものを除外する旨規定している。

#### 第10号（健康診断等の結果）関係

- (1) 「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査」には、疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。第8号でいう「病歴」に類似するものとして行政機関法施行令第4条第2号で定める内容と同じものを指し、行政機関法施行令と同じく「病歴」に該当するものを除外する旨規定している。
- (2) 具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診査の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。
- (3) なお、健康診断等を受診したという事実自体や、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合には該当しない。

#### 第11号（医師等による指導・診療・調剤）関係

- (1) 「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」には、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容や、病院等での診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全て等が該当する。第8号でいう「病歴」に類似するものとして行政機関法施行令第4条第3号で定める内容と同じものを指し、行政機関法施行令と同じく「病歴」に該当するものを除外する旨規定している。
- (2) 具体的には、診療記録や調剤歴等であり、保健指導等を受けた事実、病院等を受診した事実、薬局等で調剤を受けたという事実自体もこれに該当する。なお、個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

## 要配慮個人情報該当性判断の具体例

要配慮個人情報の項目	該当する	該当しない
(1) 信条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支持政党、所属政党</li> <li>・信仰の対象、所属する宗教団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味嗜好</li> <li>・宗教に関する書物の購入履歴</li> </ul>
(2) 人種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出自の民族の名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍</li> <li>・肌や頭髪の色</li> </ul>
(3) 社会的身分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被差別部落出身であること</li> <li>・嫡出子、非嫡出子の別</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業上の肩書等（社長、教授等）</li> <li>・本籍地</li> </ul>
(4) 犯罪の経歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる犯歴照会の結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団に所属しているか否かについての警察への照会結果</li> </ul>
(5) 刑事事件に関する手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逮捕歴</li> <li>・刑事事件に関する訴訟が継続中であるという事実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事事件に関する訴訟が継続中であるという事実</li> </ul>
(6) 少年の保護事件に関する手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14歳未満の罪を犯した少年として児童相談所への送致を受けた事実</li> <li>・家庭裁判所調査官の調査結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官から補導を受けた事実（※補導は、法的手続に当たらない注意・助言に過ぎない）</li> </ul>
(7) 犯罪により害を被った事実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込め詐欺の被害にあった事実</li> <li>・犯罪被害者支援制度の対象となること</li> </ul>	
(8) 病歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既往症</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の体調についての自身の判断((10)・(11)についても同様)</li> </ul>
(9) 心身の機能の障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳の所持の有無</li> </ul>	
(10) 健康診断等結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療資格を持つ者による、がんにかかやりすいとDNA情報の判定結果（(11)に該当する場合もあり得る。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で計測した血圧の数値</li> <li>・健康診断を受診した事実</li> </ul>
(11) 医師等による指導・診療・調剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院を受診した事実</li> <li>・怪我についての「全治〇か月」との診療結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市販のかぜ薬を購入した事実</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮個人情報を推知させるとどまる情報</li> </ul>

（第1号様式）

条例第6条の規定に係る要配慮個人情報該当案件

		区 分	※案件番号
登録主管室課所名			
所管室課所名			
事務の名称			
事務の根拠法令等			
事務の目的			
対象となる個人の類型			
取り扱う要配慮個人情報の項目	<p>・取り扱う項目に○を付け、内容をかっこ内に記述すること。</p> <p>1 信条（ ）</p> <p>2 人種（ ）</p> <p>3 社会的身分（ ）</p> <p>4 犯罪の経歴（ ）</p> <p>5 刑事事件に関する手続（ ）</p> <p>6 少年の保護事件に関する手続（ ）</p> <p>7 犯罪により害を被った事実（ ）</p> <p>8 病歴（ ）</p> <p>9 心身の機能の障害（ ）</p> <p>10 健康診断等の結果（ ）</p> <p>11 医師等による指導・診療・調剤（ ）</p>		
理由（要配慮個人情報を取り扱う必要性等）			

- 備考 1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。
- 2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

**条例第6条の規定に基づき審議会の意見を聴いた  
要配慮個人情報の取扱制限の適用除外事項（類型答申）**

## 【共通】

番号	類型	類型の細区分	取り扱う要配慮個人情報の項目
類 1  H29. 12. 21 答申	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等の意思により要配慮個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を取り扱うことになる場合	各種の相談事務 各種の陳情、要望等 意見、主張、見解等	○全ての項目
	<b>解説</b>	県民等からの各種の相談、陳情、意見等を取り扱う事務では共通して、実施機関の意思にかかわらず、様々な内容が提供されることから類型答申とする。	
類 2  H29. 12. 21 答申	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に含まれる要配慮個人情報を取り扱う場合		○全ての項目
	<b>解説</b>	県民等から作文、論文等の提出を受ける事務では共通して、実施機関の意思にかかわらず、様々な内容が提供されることから類型答申とする。	
類 3  H29. 12. 21 答申	栄典、表彰の事務において被表彰者、候補者等の次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①犯罪の経歴、②刑事事件に関する手続、③少年の保護事件に関する手続		○犯罪の経歴 ○刑事事件に関する手続 ○少年の保護事件に関する手続
	<b>解説</b>	栄典、表彰の事務においては、表彰等の対象者について犯罪の経歴を有する者でないことが要件となることが多いことから類型答申とする。	
類 4  H29. 12. 21 答申	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された要配慮個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して取り扱う場合		○全ての項目
	<b>解説</b>	既に公にされている個人情報を、事務の取扱目的に沿って必要最小限の範囲で取り扱う限り、一般に個人情報保護上の問題は起こらないものと考えられることから、類型答申とする。	
類 5  H29. 12. 21 答申	政党名、会派名、議員等の政治理念等「信条」（宗教を除く。）に係る要配慮個人情報を取り扱う場合		○信条（宗教を除く。）
	<b>解説</b>	議員の政党名等については、公知の情報と考えられることから、類型答申とする。	
類 6  H29. 12. 21 答申	土地、家屋等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため「信条」（宗教に限る。）に係る要配慮個人情報を取り扱う場合		○信条（宗教に限る。）
	<b>解説</b>	宗教施設の改葬、移転等が必要となる場合が共通して想定されることから、類型答申とする。	

番号	類型	取り扱う要配慮個人情報項目
類7 H29. 12.21 答申	国際交流に資するため海外からの研修者や来客等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①信条(宗教に限る。)、②病歴、③心身の機能の障害、④健康診断等の結果、⑤医師等による指導・診療・調剤	<input type="checkbox"/> 信条(宗教に限る。) <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤
	<b>解説</b>	海外からの各種の来客について、食事の制限や生活習慣の違いに配慮するため「信条」(宗教に限る。)の項目を、滞在中の健康面に配慮するため病歴等4項目を取り扱う必要があることから、類型答申とする。
類8 H29. 12.21 答申	イベント、研修講座、講演会等を開催するに当たり、講師、参加者等の関係者に適切な配慮を行うため次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①病歴、②心身の機能の障害、③健康診断等の結果、④医師等による指導・診療・調剤	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤
	<b>解説</b>	イベント等の開催時には共通して、身体障害者用の座席の確保、手話通訳の用意等をする可能性があることや、健康面に不安を抱える方のため医療従事者をあらかじめ手配する等の適切な配慮を行う可能性があることから、病歴等4項目を取り扱う必要があるため、類型答申とする。
類9 H29. 12.21 答申	人選とその後の処遇に当たり、合理的範囲内で適性等を判断するため次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①病歴、②心身の機能の障害、③健康診断等の結果、④医師等による指導・診療・調剤	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤
	<b>解説</b>	人選を行う際に、応募者の適性や能力を判断するために必要な範囲で、病気、健康状態、障害などの状況を確認することがあり、また採用後の配置など、処遇を考慮する際にも、判断材料として使われることが想定されることから、類型答申とする。取扱いが認められるのは、当該事務において合理的範囲内で必要とされる項目についてのみである。
類10 H29. 12.21 答申	特定の疾患、障害等に関する制度の対象となるか判断するに当たり、制度の対象となる要件等を確認するため次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①病歴、②心身の機能の障害、③健康診断等の結果、④医師等による指導・診療・調剤	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤
	<b>解説</b>	特定の疾患、障害等に関する支援金等の制度に関する事務では、病歴等4項目を取り扱うことが当然に想定されるが、これらの事務は要綱等に基づき行われることが多いことから、類型答申とする。
類11 H29. 12.21 答申	事件・事故が発生し関係者に至急連絡・報告を行う必要がある場合であって、報告内容に要配慮個人情報を含める必要があるとき。	<input type="checkbox"/> 全ての項目
	<b>解説</b>	急病人や怪我が発生した場合に、関係機関や家族等に行う連絡・報告に要配慮個人情報が必要となることが想定されることから、類型答申とする。なお、これらの者に対し、定期的に要配慮個人情報を含む情報を報告する事務については、個別に答申を得ることとする。
類12 H29. 12.21 答申	本人を撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を収集する場合	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤
	<b>解説</b>	カメラを使用する全ての事務において、外形上明らかな要配慮個人情報を収集することについて個別に答申を得ることは困難であることから、類型答申とする。

※経過措置 H29.12.21答申

類型		取り扱う要配慮個人情報項目
<p>平成30年1月1日時点で、既に次の項目に係る要配慮個人情報の収集並びに利用及び提供を行っていない事務において、文書の保存期間経過までの間、当該情報の保管を行う場合</p> <p>①刑事事件に関する手続、②少年の保護事件に関する手続、③犯罪により害を被った事実、④病歴、⑤心身の機能の障害、⑥健康診断等の結果、⑦医師等による指導・診療・調剤</p>		<p>○刑事事件に関する手続 ○少年の保護事件に関する手続 ○犯罪により害を被った事実 ○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導・診療・調剤</p>
解説	<p>本県条例では、要配慮個人情報が記載された文書を「保管」することにも取扱制限がかかることから、所要の経過措置を設けることとする。</p>	

※特定の実施機関に対しての類型答申

【知事】

番号	類型	取り扱う要配慮個人情報項目
知類 1	<p>地方独立行政法人に係る事務を所管する室課所での当該法人の理事長・監事の任命・解任等関係事務において、理事長・監事について要配慮個人情報を取り扱う場合</p>	○全ての項目
H29.12.21 答申	解説	<p>地方公務員法の対象とならない地方独立行政法人の理事長・監事について、知事が任命・解任等の事務を行うことから、類型答申とする。</p>

【警察本部長】

番号	類型	取り扱う要配慮個人情報項目
警類 1	<p>附属機関等の委員を委嘱及び解嘱する事務において、附属機関等の委員について次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合</p> <p>①犯罪の経歴、②刑事事件に関する手続</p>	<p>○犯罪の経歴 ○刑事事件に関する手続</p>
H29.12.21 答申	解説	<p>附属機関等の委員の委嘱・解職に当たり、委員について犯罪の経歴及び刑事事件に関する手続に係る情報を確認する場合があることから、類型答申とする。</p>
警類 2	<p>表彰・賞揚事務において、表彰・賞揚対象事案の被疑者又は被害者について次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合</p> <p>①犯罪の経歴、②刑事事件に関する手続、③少年の保護事件に関する手続、④犯罪により害を被った事実、⑤病歴、⑥心身の機能の障害、⑦健康診断等の結果、⑧医師等による指導・診療・調剤</p>	<p>○犯罪の経歴 ○刑事事件に関する手続 ○少年の保護事件に関する手続 ○犯罪により害を被った事実 ○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導・診療・調剤</p>
H29.12.21 答申	解説	<p>犯罪の捜査等に功労があった警察職員に対する表彰及び賞揚又は犯罪の捜査等に関する協力を行い功労があった部外の者に対する表彰を行う場合に、功労の内容を正確に把握する必要があり、被疑者の犯罪の経歴等や、被害者の犯罪により害を被った事実等を取り扱う場合があることから、類型答申とする。</p>



【県が設立した地方独立行政法人】

番号	類型等		
地独 類 1  H29. 12. 21 答申	次の表左欄に掲げる者の任命・解雇等関係事務において、同表中欄記載の行為を行うに際し同表右欄に掲げる要配慮個人情報の項目を取り扱う場合		
	職員	職員採用試験受験希望者について「信条」（宗教を除く。）及び「犯罪の経歴」を取り扱う	○信条（宗教を除く。） ○犯罪の経歴
		職員について要配慮個人情報を取り扱う	○全ての項目
	非常勤職員等	契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員の採用希望者について「信条」（宗教を除く。）及び「犯罪の経歴」を取り扱う	○信条（宗教を除く。） ○犯罪の経歴
		契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員について要配慮個人情報を取り扱う	○全ての項目
	任期付職員	任期付職員採用希望者について「信条」（宗教を除く。）及び「犯罪の経歴」を取り扱う	○信条（宗教を除く。） ○犯罪の経歴
		任期付職員について要配慮個人情報を取り扱う	○全ての項目
	任期付研究員	任期付研究員採用希望者について「信条」（宗教を除く。）及び「犯罪の経歴」を取り扱う	○信条（宗教を除く。） ○犯罪の経歴
		任期付研究員について要配慮個人情報を取り扱う	○全ての項目
	再雇用職員	再雇用職員・再雇用短時間勤務職員の採用希望者について「信条」（宗教を除く。）及び「犯罪の経歴」を取り扱う	○信条（宗教を除く。） ○犯罪の経歴
		再雇用職員・再雇用短時間勤務職員について要配慮個人情報を取り扱う	○全ての項目
	役員（理事長・監事を除く。）	役員（理事長・監事を除く。）について要配慮個人情報を取り扱う	○全ての項目
	解説	地方公務員法の対象とならない地方独立行政法人の職員等について、地方独立行政法人が任命・解雇等の事務を行うことから、類型答申とする。	

○各実施機関での類型答申の採用状況

	知事	議会	公営企業管理者	教育委員会	選挙管理委員会	人事委員会	監査委員	公安委員会	警察本部長	労働委員会	収用委員会	海区漁業調整委員会	内水面漁場管理委員会	県が設立した 地方独立行政法人		
														県立病院機構	総合研究所 県立産業技術	大 学 ※ 県立保健福祉
類1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
類2	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類3	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類4	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類5	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類6	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—	○	—	—	○	○	○
類7	○	○	○	○	—	○	—	—	○	○	○	—	—	○	○	○
類8	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類9	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類10	○	○	○	○	—	○	—	—	○	○	○	—	—	○	○	○
類11	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
類12	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
経過措置	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
知類1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
警類1	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
警類2	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
地独類1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○

※ 設立に伴う条例の経過措置等により、既存の実施機関の諮問・答申を引き継ぐ。

条例第6条の規定に基づき審議会の意見を聴いた  
要配慮個人情報の取扱制限の適用除外事項（個別答申）

凡例

- 「信条」…①、「人種」…②、「社会的身分」…③、「犯罪の経歴」…④、  
「刑事事件に関する手続」…⑤、「少年の保護事件に関する手続」…⑥  
「犯罪により害を被った事実」…⑦、「病歴」…⑧、「心身の機能の障害」…⑨  
「健康診断等の結果」…⑩、「医師等による指導・診療・調剤」…⑪

各答申の詳しい内容については、情報公開広聴課で保管している諮問・答申に係る資料を別途確認のこと

【知事】

答申番号 答申年月日	登録主管室 課所	事務の名称	対象となる 個人の類型	取り扱う 要配慮個人 情報の項目	備考
知1 H29.12.21	知事室	県民等の表彰、ほう章事務	叙位、叙勲、褒章候補者	①	
知2 H29.12.21	ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室	「マイME-BYOカルテ」実証運営事務	マイME-BYOカルテ利用者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知3 H29.12.21	安全防災局総務室	人命救助者等見舞金支給事務	人命救助者等	⑦	
知4 H29.12.21	安全防災部災害対策課	帰宅困難者一時滞在県有施設における帰宅困難者の受入事務	帰宅困難者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知5 H29.12.21	安全防災部くらし安全交通課	安全・安心まちづくり事故給付金支給事務	事故給付金申請者	⑦	
知6 H29.12.21	くらし県民部情報公開広聴課	行政文書の公開等の請求処理事務	請求者 請求の対象となった個人	①～⑪	
知7 H29.12.21	くらし県民部情報公開広聴課	自己情報の開示等請求処理事務	請求者 請求の対象となった個人以外の個人	①～⑪	
知8 H29.12.21	くらし県民部国際課	政策研修員受入事務	政策研修員の申込者	④	
知9 H29.12.21	くらし県民部国際課	海外技術研修員受入事務	海外技術研修候補者	④	
知10 H29.12.21	次世代育成部次世代育成課	保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証事務	検証に係る児童	⑦、⑧、⑨、⑩、⑪	
			検証に係る児童の家族、保育施設等の職員等	④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪	
知11 H29.12.21	次世代育成部子ども家庭課	児童養護施設等における事故等の取扱い事務	児童養護施設措置児童	④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪	
知12 H29.12.21	次世代育成部青少年課	青少年指導員事務	青少年指導員	④、⑤	

第6条（取扱いの制限）

知13 H29.12.21	かながわ男女 共同参画セン ター	託児事業に関する事務	一時保育を利用する幼 児	⑧、⑨、⑩、⑪	
知14 H29.12.21	保健医療部医 療課	救急医療情報センター(シ ステム) 運営事務	医療機関への搬送の対 象となる傷病者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知15 H29.12.21	保健医療部健 康危機管理課	風しん等感染症対策のた めの広報媒体作成配信事 務	出演者・協力者	⑧、⑨	
知16 H29.12.21	保健医療部健 康増進課	かながわ方式保健指導促 進事業実施事務	事業参加者	⑧、⑩、⑪	
知17 H29.12.21	保健医療部健 康増進課	摂食機能発達支援事業事 務	受診者 保護者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知18 H29.12.21	保健医療部健 康増進課	障害児者等歯科保健事業 事務	受診者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知19 H29.12.21	保健医療部健 康増進課	歯周疾患予防対策事業事 務	受診者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知20 H29.12.21	保健医療部健 康増進課	重度う蝕ハイリスク幼児 予防対策事業事務	受診者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知21 H29.12.21	保健医療部健 康増進課	在宅療養者等訪問口腔ケ ア推進事業事務	受診者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知22 H29.12.21	福祉部高齢福 祉課	特別養護老人ホーム入所 待機者数調査事務	特別養護老人ホームへ の入所申込者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知23 H29.12.21	生活衛生部薬 務課	薬物乱用防止動画製作配 信事務	講演者・出演者	④、⑤、⑥	
知24 H29.12.21	生活衛生部薬 務課	覚せい剤研究者等指定事 務	覚せい剤研究者の指定 申請者等	④	
知25 H29.12.21	労働部産業人 材課	事故報告事務	生徒 事故相手方	⑧、⑨、⑩、⑪	
知26 H29.12.21	労働部産業人 材課	短期大学校生等の入校・在 籍指導及び修了に関する 事務	事故相手方	⑧、⑨、⑩、⑪	
知27 H29.12.21	神奈川障害者 職業能力開発 校	新生寮運営事務	訓練生	⑧、⑨、⑪	
知28 H29.12.21	神奈川障害者 職業能力開発 校	給食事務	訓練生	⑧、⑨、⑪	
知29 H29.12.21	神奈川障害者 職業能力開発 校	修了生等フォローアップ 事務	修了生等（調査対象者）	⑧、⑨、⑪	
知30 H29.12.21	道路部道路管 理課	道守サポーターズ登録事 務	道守サポーターズによ る賠償事故の被害者	⑧、⑨、⑩、⑪	
知31 H29.12.21	建築住宅部住 宅計画課	東日本大震災被災者に対 する公営住宅等における 支援業務	被災者（家族を含む）	⑧、⑨	
知32 H29.12.21	建築住宅部住 宅計画課	平成28年熊本地震被災者 に対する公営住宅等にお ける支援事務	被災者（家族を含む）	⑧、⑨	
知33 H30.3.20	保健医療部健 康増進課	口腔ケアによる健康寿命 延伸事業事務	ホーラルレベル改善プ ログラム効 果検証事業参加者	⑧、⑩、⑪	

知34 H31. 3. 25	福祉部障害福祉課	医療的ケア児支援体制整備事業事務	医療的ケア児	⑧、⑨、⑪	
知35 R3. 6. 25	医療危機対策本部室	新型コロナウイルス感染症まん延防止事務	新型コロナウイルス感染症患者及び濃厚接触者	⑧、⑩	

## 【公営企業管理者】

答申番号 答申年月日	登録主管室 課所	事務の名称	対象となる 個人の類型	取り扱う 要配慮個人 情報の項目	備考
企 1 H29. 12. 21	水道部水道施設課	水道工事に伴う事故調査事務	事故当事者	⑧、⑨、⑩、⑪	

## 【教育委員会】

答申番号 答申年月日	登録主管室 課所	事務の名称	対象となる 個人の類型	取り扱う 要配慮個人 情報の項目	備考
教 1 H29. 12. 21	支援部学校支援課	学校と警察との情報連携に係る協定書に関する措置事務	県立高校、特別支援学校の児童・生徒	⑥、⑦	
教 2 H29. 12. 21	支援部特別支援教育課	学校賠償責任保険事務	児童・生徒 教職員 被害者等	④、⑤、⑥、⑦、 ⑧、⑨、⑩、⑪	
教 3 H29. 12. 21	支援部特別支援教育課	児童・生徒事故報告事務	児童・生徒	⑦、⑧、⑨、⑩、 ⑪	
教 4 H29. 12. 21	支援部特別支援教育課	スクールバス運行事務	児童・生徒	⑨	
教 5 R3. 6. 25	指導部保健体育課	新型コロナウイルス感染症まん延防止事務	新型コロナウイルス感染症患者及び濃厚接触者	⑧、⑩	

## 【警察本部長】

答申番号 答申年月日	登録主管室 課所	事務の名称	対象となる 個人の類型	取り扱う 要配慮個人 情報の項目	備考
警 1 H29.12.21	【警察本部長】 広報県民課	広報事務	事件（事案）関係者	①、④、⑤、⑦、 ⑧、⑨、⑩、⑪	
警 2 H29.12.21	【警察本部長】 監察官室	職員の処分に関する事務	事案関係者	④、⑤、⑥	
警 3 H29.12.21	【警察本部長】 監察官室	職員の身上指導に関する 事務	職員 職員の家族等職員の身 上に係る関係者	①、②、④、⑤、 ⑥、⑦、⑧、⑨、 ⑩、⑪	
警 4 H29.12.21	【警察本部長】 監察官室	内部通報処理事務	内部通報対象者 通報事案に係る関係者、 情報提供者	①～⑪	
警 5 H29.12.21	【警察本部長】 人身安全対策 課	配偶者暴力事案対応事務	関係者	⑦、⑧、⑨、⑩、 ⑪	
警 6 H29.12.21	【警察本部長】 交通規制課	道路使用許可事務	負傷者	⑪	
警 7 H29.12.21	【警察本部長】 試験課	運転免許試験事務	当事者、同乗者	⑪	

## 【神奈川県立病院機構】

答申番号 答申年月日	登録主管室 課所	事務の名称	対象となる 個人の類型	取り扱う 要配慮個人 情報の項目	備考
病 1 H29.12.21	本部事務局	患者の診療、治療、看護	患者 患者家族	①～⑪	
病 2 H29.12.21	本部事務局	臨床研究	患者 患者家族	②、⑧、⑨、⑩、 ⑪	

## 参考資料

## 改正前（平成29年12月以前）の第6条の規定に基づく諮問事案（思想、信条等の取扱いの制限）

この資料は、個人情報保護条例第6条の規定による取扱制限の対象が「思想、信条及び宗教」、「人種及び民族」、「犯罪歴」、「社会的差別の原因となる社会的身分」の4項目（以下「既存4項目」という。）であった時期（平成29年12月31日以前。以下「改正前の時期」という。）に、該当する個人情報を取り扱うことについて、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（前身である神奈川県個人情報保護審議会を含む。以下「審議会」という。）が行った答申の概要をまとめたものである。

平成30年1月1日以降に既存4項目を含む要配慮個人情報（全11項目）を取り扱う必要がある事務については、各実施機関は改めて審議会から答申を得ているが、同日以降も改正前の時期における整理を確認することに備え参考資料とした。

## 【条例第6条の規定に基づき審議会の意見を聴いた取扱制限の適用除外事項（類型）】

番号	類 型	類型の細区分	取り扱う個人情報
1 (ア)	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等の意思により思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を取り扱うことになる場合	各種の相談事務 各種の陳情、要望等 意見、主張、見解等	思想、信条、宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因となる社会的身分
2 (イ)	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に含まれる思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報を取り扱う場合		思想、信条、宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因となる社会的身分
3 (ウ)	栄典、表彰の事務において被表彰者、候補者等の犯罪歴を取り扱う場合		犯罪歴
4 (エ)	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して取り扱う場合		思想、信条、宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因となる社会的身分
5 (オ)	政党名、会派名、議員等の政治理念等取扱い制限事項の思想、信条に該当する個人情報を取り扱う場合		思想、信条
6 (カ)	土地、家屋等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため宗教に関する個人情報を取り扱う場合		宗教
7 (キ)	国際交流に資するため海外からの研修者や来客等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため宗教に関する個人情報を取り扱う場合		宗教

\* 上記の類型答申のうち、一部について答申を受けている実施機関とその答申番号は次のとおり

実施機関名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
議会	1	2	3	4	5		6
公営企業管理者	1	2	3	4	5	6	
人事委員会	1	2	3		4	5	6
監査委員	1		2	3	4		
公安委員会	1						

例：議会は類型カについて審議会の意見を聴いていないので、キの答申番号（実施機関ごとに連番）は6となる。

【知事】

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	取り扱う個人情報
H28.11.4	○	地方独立行政法人に係る事務を所管する室課所	情報公開広聴課	理事長・監事の任命・解任等関係事務	理事長・監事	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分

【警察本部長】

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	取り扱う個人情報
H18.1.12	8	総務課、少年育成課、交通総務課、各警察署	総務課	附属機関等の委員を委嘱及び解嘱する事務	附属機関等の委員	犯罪歴
	9	監察官室、警務課	監察官室	表彰・賞揚事務	表彰・賞揚対象事案の被疑者	犯罪歴

【県が設立した地方独立行政法人】

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	取り扱う個人情報
H28.11.4	○	県が設立した地方独立行政法人	情報公開広聴課	職員の任命・解雇等関係事務	職員採用試験受験希望者	思想・信条、犯罪歴
	○	〃	〃	〃	職員	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分
	○	〃	〃	非常勤職員等の任命・解雇等関係事務	契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員の採用希望者	思想・信条、犯罪歴
	○	〃	〃	〃	契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分
	○	〃	〃	任期付職員の任命・解雇等関係事務	任期付職員採用希望者	思想・信条、犯罪歴
	○	〃	〃	〃	任期付職員	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分
	○	〃	〃	任期付研究員の任命・解雇等関係事務	任期付研究員採用希望者	思想・信条、犯罪歴
	○	〃	〃	〃	任期付研究員	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分
	○	〃	〃	再雇用職員等の任命・解雇等関係事務	再雇用職員・再雇用短時間勤務職員の採用希望者	思想・信条、犯罪歴
	○	〃	〃	〃	再雇用職員・再雇用短時間勤務職員	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分
○	〃	〃	役員（理事長・監事を除く）の任命・解任等関係事務	役員（理事長・監事を除く）	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分	



## 条例第6条の規定に基づく個別答申事案（思想、信条等の取扱いの制限）

## 【知事部局】 ※番号1～7は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	取り扱う個人情報	
H2.9.27	8	各室課所	秘書室	県民等の表彰、褒章事務	叙勲候補者	宗教	
	9	私学宗教課	同左	宗教文化講座事務	講師	宗教	
	10	労働福祉課	同左	神奈川県中小企業労務改善優良団体等表彰事務	被表彰者	思想・信条	
	11	各県立病院 各県立診療所	県立病院 総務課	診療事務	患者、その家族	思想・信条、宗教、人種・民族 犯罪歴、社会的身分	
	12	〃	〃	助産事務	妊婦、じよく婦、新生児、その家族	〃	
	13	〃	〃	看護事務	患者、その家族	〃	
	14	〃	〃	栄養指導事務	患者	思想・信条、宗教、人種・民族	
	15	各保健所	環境衛生課	墓地経営等の許可事務	申請者	宗教	
	16	住宅管理課	住宅管理課	県営住宅入居募集事務	県営住宅入居希望者	社会的身分	
	17	〃	〃	県営住宅家賃減免事務	県営住宅入居者	〃	
	18	〃	〃	県営住宅敷金減免事務	〃	〃	
	19	〃	〃	県営住宅収入超過認定変更事務	〃	〃	
	20	国際課	同左	神奈川県海外技術研修員の選定及び受入調整事務	海外技術研修員候補者	犯罪歴	
	H3.3.30	21	県政情報室	県政情報室	公文書の閲覧等の請求処理事務	請求者及び請求の対象となった公文書等ご記録された個人	思想・信条、宗教、人種・民族 犯罪歴、社会的身分
		22	〃	〃	自己情報の開示等の請求及び是正申出処理事務	請求者及び請求の対象となった公文書等ご記録された個人	思想・信条、宗教、人種・民族 犯罪歴、社会的身分
		23	環境衛生課 各保健所	環境衛生課	墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可事務	墓地取得希望者	宗教
	H5.5.13	24	県民総務室	同左	同和対策事業対象者の認定事務	同和対策事業の適用を受けようとする申請者の個人情報	社会的身分
	(H22.3.25)	25	(県立病院課)	(県立病院課)	理事長・監事の任命・解任等関係事務	理事長・監事	思想・信条、宗教、人種・民族 犯罪歴、社会的身分

\* 番号25は、H21.12.28条例附則第7項によるものであり、病院事業管理者が受けた答申であることから、答申年月日及び主管室課名は括弧書きとしている。また、この個別答申の内容はH28.11.4の答申により類型化されている。

## 【議会】※番号1～6は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	取り扱う個人情報
H2.9.27	7	総務課	同左	議員の履歴管理事務	県議会議員	思想・信条

## 【教育委員会】※番号1～7は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	取り扱う個人情報
H2.9.27	8	指導部 高校教育課	同左	進学奨励金関係事務	受給者	社会的身分
	9	文化財保護課	同左	神奈川県諸職関係民俗文化財調査	諸職の技術を伝承している個人	宗教、社会的身分
	10	各県立高校	指導部 高校教育課	生徒指導事務	生徒、保護者	宗教
	11	〃	総務室、 高校教育課等	県立学校事故処理事務	生徒、事故関係者	思想・信条、宗教、犯罪歴
H20.1.17	12	高校教育課 子ども教育支援課、 各県立高等学校、 各特別支援学校	高校教育課	県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時の教職員の不起立状況把握及び指導に係る事務	県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時に起立しなかった教職員	思想・信条

\*番号12については、「思想信条情報を例外的に取り扱うとする、本件事務の正当性及び必要性を積極的に認めるという意味において、本件諮問の内容を適当とする答申を行うことはなし難い。もっとも、（中略）本答申を踏まえて、最終的にいかなる職権行使をするかは、実施機関である教育委員会に条例上ゆだねられているところと解される。」と答申されている。

## 【警察本部長】※番号1～9は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	取り扱う個人情報
H18.1.12	10	広報県民課、 各所属	広報県民課	広報事務	事件関係者	思想・信条、宗教、犯罪歴
	11	監察官室、 各所属	監察官室	職員の処分に関する事務	事件関係者	犯罪歴
H19.11.8	12	監察官室、横 浜市警察部、 川崎市警察 部、相模方面 本部、各所属	監察官室	職員の身上指導に関する事務	職員及び職員の家族等職員 の身上に係る関係者	思想・信条、宗教、人種及び民族、犯罪歴
H20.3.26	13	監察官室、 各所属	監察官室	内部通報処理事務	通報対象者及びその通報事 案に係る関係者	思想・信条、宗教、人種及び民族、犯罪歴

【神奈川県立病院機構】※番号1～7は類型諮問事案（16.12.28条例附則第10項及び21.12.28条例附則第6項によるもの）

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	取り扱う個人情報
(H2.9.27)	8	各室課所	(秘書室)	県民等の表彰、褒章事務	叙勲候補者	宗教
	9	各県立病院 各県立診療所	(県立病院 総務課)	診療事務	患者、その家族	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分
	10	〃	〃	助産事務	妊婦、じょく婦、新生児、その家族	〃
	11	〃	〃	看護事務	患者、その家族	〃
	12	〃	〃	栄養指導事務	患者	思想・信条、宗教、人種・民族
H22.3.25	13	本部事務局各課 各県立病院	職員課	職員の任命・解雇等関係事務	職員採用試験受験希望者	思想・信条、犯罪歴
	14	〃	〃	〃	職員	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分
	15	〃	〃	非常勤職員等の任命・解雇等関係事務	契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員の採用希望者	思想・信条、犯罪歴
	16	〃	〃	〃	契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分
	17	〃	〃	任期付職員の任命・解雇等関係事務	任期付職員採用希望者	思想・信条、犯罪歴
	18	〃	〃	〃	任期付職員	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分
	19	〃	〃	任期付研究員の任命・解雇等関係事務	任期付研究員採用希望者	思想・信条、犯罪歴
	20	〃	〃	〃	任期付研究員	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分
	21	〃	〃	再雇用職員等の任命・解雇等関係事務	再雇用職員・再雇用短時間勤務職員の採用希望者	思想・信条、犯罪歴
	22	〃	〃	〃	再雇用職員・再雇用短時間勤務職員	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分
	23	〃	〃	役員（理事長・監事を除く）の任命・解任等関係事務	役員（理事長・監事を除く）	思想・信条、宗教、人種・民族、犯罪歴、社会的身分

\*番号8～12は、16.12.28条例附則第10項及びH21.12.28条例附則第6項によるものであり、知事が受けた答申であることから、答申年月日及び主管室課名は括弧書きとした。

\*番号13～23は、H21.12.28条例附則第10項によるものであり、病院事業管理者が受けた答申だが、神奈川県立病院機構の取扱いについてのものである。また、これらの個別答申の内容はH28.11.4の答申により類型化されている。

（個人情報取扱事務の登録）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。）を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報取扱事務で収集する個人情報に係る当該個人の類型
- (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項
  - ア 個人情報を取り扱う目的
  - イ 個人情報の項目名
  - ウ 要配慮個人情報の取扱いの有無及び当該情報を取り扱うときは、その理由
  - エ 個人情報の収集先及び収集の方法
  - オ 保有個人情報を利用し、又は提供する範囲、保有個人情報を提供するときは提供する保有個人情報の項目名及び第10条に規定する電磁的方法により保有個人情報を提供するときはその旨
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。
- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、個人情報事務登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。
- 6 前各項の規定は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱う個人情報取扱事務については、当該個人情報取扱事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある場合に限り、適用しない。

**趣旨及び解釈**

**第1項関係** （個人情報事務登録簿の備付け）

- (1) 本項は、実施機関の個人情報事務登録簿の備付けの義務を規定したものであり、県民等が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるように、実施機関は、一定の事項を個人情報事務登録簿に掲載し、その登録簿を備え付けなければならないことを定めたものである。登録簿は、各実施機関が施行規則・規程により定めており、知事においては知事関係施行規則第4条に定める個人情報事務登録簿（第1号様式）

による。

- (2) 本項の登録を要する事務は、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報を記録した行政文書を使用する事務である。
- (3) 「検索し得る」とは、業務として十分に対応が可能な時間、経費の範囲内で特定の保有個人情報を検索できる場合をいうものであり、「個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書」とは、名簿、台帳、一覧表、リスト等個人情報が記録された行政文書の中で保有個人情報が検索できる形となっている行政文書を指すものである。
- (4) 個人情報事務登録簿の記載事項の「個人情報取扱事務で収集する個人情報に係る当該個人の類型」とは、個人情報を取り扱う目的、個人情報の項目（氏名、家族状況、資格、資産状況等）や利用・提供の範囲の違いにより区分できる者の集合であり、名簿、台帳、一覧表、リスト等に記載されている個人情報取扱事務の対象者である。  
 例えば、各種の講演会に関する事務においては講師リストの講師、受講者名簿の受講者が当該「類型」に該当し、〇〇人材情報の提供に関する事務においては人材リストにおける登録者、閲覧申請者台帳における申請者が当該「類型」に該当するものである。
- (5) 「県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書」とは、知事部局については、知事関係施行規則第3条の別表に定められている。
- (6) 「一般に入手し得る刊行物等」とは、行政文書（販売を目的として発行された図書等は除かれている。）であって、一般に入手することができるパンフレット、リーフレット等に記載されている名簿、一覧表、リスト等であり、これらは、既に一般に知り得る状態であることから、登録の対象から除外したものである。

#### 第2項関係（登録義務）

- (1) 本項は、実施機関の個人情報事務登録簿への登録義務を規定したものであり、個人情報取扱事務については、事務を開始しようとするときは事務の開始前に、登録済みの事務の登録事項を変更しようとするときは変更する前に、個人情報事務登録簿に登録すべきことを定めたものである。
- (2) この場合、別に定める「個人情報取扱事務登録事務処理要領」により取り扱うものとする。

#### 第3項関係（審議会への報告）

- (1) 本項は、実施機関の事務の登録に関する審議会への報告の義務及び実施機関の報告に対して意見を述べる審議会の権限を定めたものである。
- (2) 個人情報事務登録簿への登録（新規登録又は変更登録）は、実施機関の責任において随時行われるものであるが、審議会の意見を踏まえた適正な取扱いが行われるためには、新規登録に係る事務の開始前までに、又は変更登録された事項の実施前までに、審議会に報告することが適当である。

なお、相当の理由があれば、当該事務又は事業の開始後に報告されることもやむを得ないものとするが、審議会において意見が述べられた場合には、実施機関は当該意見を尊重し、速やかに、当該意見に沿った登録事項の変更を行うものとする。

#### 第4項関係（登録事務の廃止）

本項は、個人情報事務登録簿に登録した事務を廃止したときの手続を定めたものである。実施機関は、当該個人情報取扱事務を廃止したときは、当該事務の登録を抹消すべき義務及

び審議会への報告の義務が生じることを定めたものである。

この場合において、「登録した個人情報取扱事務を廃止したとき」といえるためには、当該事務における新規の個人情報の取扱いを取りやめただけでなく、当該事務における保有個人情報をすべて保有しなくなったときに、「廃止した」といえるものである。

したがって、個人情報取扱事務を廃止したというためには、当該事務におけるすべての保有個人情報を廃棄し終わるか、又は保有個人情報を含んでいる行政文書を公文書館に引き渡し、実施機関として当該事務における保有個人情報は保有していない、という状態にする必要があるということである。

#### 第5項関係（登録簿の縦覧）

本項は、実施機関の個人情報事務登録簿を一般県民等の縦覧に供する義務を定めたものである。登録簿を県ホームページに公開することにより、また、県政情報センターに設置されているインターネット情報端末を利用することにより、県民等が自由に見ることができるようにするものである。

条例第34条では、何人も実施機関における自己を本人とする保有個人情報について、同条に定める条例違反があると認めるときは、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることとなっている。

したがって、実施機関においては、個人情報取扱事務の概要が当該登録簿において適切な内容となっているか、また、実際の個人情報の取扱いが当該登録簿の内容に沿って行われているか、常に確認する必要がある。

#### 第6項関係（犯罪の捜査等の適用除外）

(1) 「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のため」とは、第6条の(8)アからカまでと同じである。

(2) 犯罪の捜査等のために取り扱う個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供することにより、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある場合には、登録しないことができることとしたものである。

なお、法令等の規定に基づく申請や届出により個人情報を収集する場合で、個人情報を取り扱うことが明確である等個人情報事務登録簿に登録しても支障がない個人情報取扱事務については、原則として登録し、一般の縦覧に供するものとする。

(3) 個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供することにより、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるかどうかについては、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次判断を尊重することとしている。このため、本項でいう実施機関は、原則として、犯罪の捜査等に当たっている公安委員会及び警察本部長のことである。

## 個人情報取扱事務登録事務処理要領

平成8年4月1日実施  
平成10年7月1日改正  
平成11年4月1日改正  
平成11年6月1日改正  
平成12年4月1日改正  
平成13年4月1日改正  
平成18年4月1日改正  
平成21年4月1日改正  
平成22年4月1日改正  
平成22年8月3日改正  
平成24年4月1日改正  
平成25年4月1日改正  
平成27年10月5日改正  
平成28年4月1日改正  
平成30年4月1日改正  
令和2年3月27日改正  
令和2年12月1日改正

### 第1章 総則

#### (趣旨)

- 1 この要領は、神奈川県個人情報保護条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

#### (登録を要する事務)

- 2 登録を要する事務は、次のような個人情報を検索できる形で記録された行政文書を使用するものである。
  - (1) 個人情報が記録されている名簿、台帳、一覧表、リストその他これらに類する行政文書（必ずしも個人の氏名、識別番号等を中心として作成されたものに限らず、文書のいずれかの場所に定型的に個人情報が記録されているもので、当該個人情報により検索が可能なものを含む。）
  - (2) カルテ、相談カード等個人の識別項目等によって検索できるように一定の書式に個人情報が記録されている行政文書
  - (3) 個人情報が記録されている申請書、届出書その他これに類する行政文書（当該申請書、届出書等の添付書類の中に記載されている申請者以外の個人情報については、検索可能なものに該当しない。）
  - (4) 個人を検索することを前提に、何らかの工夫を加えて事実上検索可能となっている行政文書（個人別のインデックス等により、検索可能となっているもの）
  - (5) 個人情報が記録されている汎用機用磁気媒体等（いわゆるパーソナルコンピュータに係るファイルを含む。）

#### (登録を要しない公文書等)

- 3 次のような行政文書を使用する事務については、登録を必要としない。
  - (1) 一般に入手し得る刊行物等（販売を目的としていない図書等（不特定多数の者が取得可能なもの）に記載されている名簿、一覧表、リスト等）
  - (2) 県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員（これらの職員であった者を含む。）に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するもの（知事関係施行規則の別表に定めるもの）
  - (3) 個人情報の範囲から除かれている故人（死者）に関する情報（ただし、遺族、相続人等の個人情報であると認められる場合は除く。）

#### (登録事務の単位)

- 4 個人情報取扱事務の単位については、第2項に規定する行政文書を作成し、又は取得したときの個人情報の取扱目的を基として一連の情報処理の流れを中心に一つの事務として構成し、登録する。

### 第2章 登録主管室課所の事務処理

#### (登録主管室課所及び所管室課所)

5 登録主管室課所とは、前項に規定する個人情報取扱事務について、登録手続を行う室課所をいう。

所管室課所とは、当該登録された事務を所管する本庁各室課及び出先機関をいう。

#### (登録主管室課所の区分)

6 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める課が登録主管室課所となる。

- (1) 職員の給与の事務等すべての所属が実施している共通の事務  
当該事務を主管する室課
- (2) 行政文書の公開の請求処理事務等すべての所属において処理する可能性のある事務  
当該事務を主管する室課
- (3) 複数の本庁各室課において処理している同種の事務  
当該事務を主管する室課又は当該本庁各室課の間で協議して定められた室課
- (4) 各種申請に関する受付事務等本庁各室課及び出先機関において共通して処理している同種の事務  
当該事務を主管する本庁各室課
- (5) 各種申請に関する受付事務等出先機関において共通して処理している同種の事務  
当該事務を主管する本庁各室課又は当該出先機関を主管する本庁各室課
- (6) 前記(1)から(5)以外の各室課所に固有の事務  
当該事務に係る所管室課所

#### (登録の依頼)

7 登録主管室課所の長は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報事務登録簿の記入要領(別紙)により当該事務に係る個人情報事務登録簿(知事関係規則第1号様式。以下「登録簿」という。)の内容を記載した登録(変更)依頼様式(以下「依頼様式」という。)を作成し、個人情報取扱事務登録届(様式1)に当該依頼様式を添付して、情報公開広聴課長に登録の依頼をする。

#### (登録事項の変更の依頼)

8 登録主管室課所の長は、既に登録されている事項を変更しようとするときは、新たに変更後の登録簿の内容を記載した依頼様式を作成し、個人情報取扱事務登録事項変更届(様式2)に当該依頼様式を添付して、情報公開広聴課長に変更の依頼をする。

この場合において、組織改正又は事務移管等に伴う変更は、当該組織改正又は事務移管等の新旧対照表の送付をもって、変更の依頼とすることができる。

#### (登録の抹消の依頼)

9 登録主管室課所の長は、個人情報取扱事務を廃止し、当該事務に係る保有個人情報を廃棄し、又は保存期間(神奈川県行政文書管理規則(平成12年神奈川県規則第15号)第9条第2項の規定に基づく保存期間をいう。以下同じ。)満了により公文書館に引き渡したことにより、当該事務に係る保有個人情報を保有しなくなったときは、遅滞なく、個人情報取扱事務廃止届(様式3)を提出し、情報公開広聴課長に登録の抹消を依頼する。

### 第3章 各室課所の事務処理

#### (登録簿の写しの保管)

10 各室課所の長は、個人情報保護の適切な運用を図るため、次の区分により登録簿の写しを所属に備え、これを管理する。ただし、情報公開広聴課長が作成する索引簿(登録簿の項目中、局名、登録主管室課所、所管室課所、個人情報取扱事務の名称及び登録番号が含まれたものとする。以下同じ。)を備えている各室課所の長は、当該登録簿の写しの備えを省略することができるものとし、この場合には、当該室課所の長が、当該登録簿に係る電磁的記録(以下「電磁的登録簿」という。)を、当該室課所の職員が常に県ホームページから閲覧できるようにする。

- (1) 各局の総務室 当該局内で所管する事務に係るすべての登録簿
- (2) 会計局会計課 会計局で所管する事務に係るすべての登録簿
- (3) 登録主管室課所 当該登録主管室課所として登録した事務に係る登録簿
- (4) 所管室課所 当該所管室課所の事務に係る登録簿

#### (各地域県政総合センターにおける登録簿の写しの保管)

11 各地域県政総合センター所長が、前項の規定に基づき、登録簿の写し又は当該登録簿の索引簿を備えるときは、各地域県政総合センター総務部総務課に備えるものとする。



#### 第4章 情報公開広聴課の事務処理

##### (登録、登録事項の変更及び抹消)

12 情報公開広聴課長は、登録主管室課所の長から登録、登録事項の変更又は抹消の依頼があったときは、以下に掲げる事務を処理する。

(1) 届出事項の不備等の有無を確認し、必要に応じて修正等の上、電磁的登録簿に当該事務を登録し、登録事項を変更し、又は当該事務の登録を抹消するものとする。

(2) 前号の処理をした旨を当該登録主管室課所の長に通知し、遅滞なく審議会に報告するものとする。

(3) 前号における通知は、第14項の縦覧をもって当該通知をしたものとする。

(4) 登録事項の変更及び抹消の場合においては、変更前及び抹消した登録簿又は当該電磁的登録簿を別に保存しておくものとする。

13 情報公開広聴課長は、他の実施機関の総務室等の長から登録、登録事項の変更又は抹消の届出があったときは、以下に掲げる事務を処理する。

(1) 届出事項の不備等の有無を確認し、必要に応じて修正等の上、電磁的登録簿に当該事務を登録し、登録事項を変更し、又は当該事務の登録を抹消するものとする。

(2) 前号の処理をした旨を当該他の実施機関の総務室等の長に通知し、遅滞なく審議会に報告するものとする。

(3) 前号における通知は、第14項の縦覧をもって当該通知をしたものとする。

(4) 登録事項の変更及び抹消の場合においては、変更前及び抹消した登録簿又は当該電磁的登録簿を別に保存しておくものとする。

##### (電磁的登録簿及び索引簿の縦覧)

14 情報公開広聴課長は、電磁的登録簿及び索引簿を、県ホームページによる公開及び県政情報センターに設置されているインターネット情報端末の利用により、一般の縦覧に供するものとする。

##### (登録主管室課所の決定)

15 情報公開広聴課長は、本庁各室課の長から登録主管室課所に該当するかどうかについて照会があった場合は、関係室課所と協議、調整の上、決定する。

様式1 (A4判 縦型)

年 月 日

情報公開広聴課長 殿

登録主管室課所の長

個人情報取扱事務登録届

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第7条第2項の規定に基づき、個人情報取扱事務を次のとおり登録したいので依頼します。

- 1 登録事項
  - (1) 登録事務の名称
  - (2) 登録事務の登録番号
- 2 登録(変更)依頼様式(別添)
- 3 登録事務の概要

( 問合せ先 )

年 月 日

情報公開広聴課長 殿

登録主管室課所の長

個人情報取扱事務登録事項変更届

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第7条第2項の規定に基づき、登録した事項を次のとおり変更したいので依頼します。

- 1 登録事務
  - (1) 登録事務の名称
  - (2) 登録事務の登録番号
  
- 2 変更事項
  - (1) 変更項目
  - (2) 変更内容
  - (3) 変更理由
  - (4) 変更予定年月日
  
- 3 登録(変更)依頼様式(別添)

( 問合せ先 )

年 月 日

情報公開広聴課長 殿

登録主管室課所の長

個人情報取扱事務廃止届

このことについて、既に登録した次の個人情報取扱事務を廃止したので、神奈川県個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づき、当該個人情報取扱事務の登録の抹消を依頼します。

登録した個人情報取扱事務

所属コード (登録主管室課所)	
登録番号	
事務の名称	

( 問合せ先 )

(別紙)

## 個人情報事務登録簿の記入要領

### 1 個人情報事務登録簿の作成

個人情報事務登録簿は、個人情報取扱事務登録事務処理要領第6項（登録主管室課所の区分）の規定に基づき、当該登録主管室課所が作成することになります。

### 2 機関コード

機関コードは、情報公開広聴課が記入します。

### 3 局名

局名を記入してください。局外の出先機関の場合は「地域県政総合センター」と記入してください。

### 4 所属コード

所属コードは、登録主管室課所における給与関係コード表に定められた所属コード（4桁）を記入してください。

### 5 登録番号

登録番号は、左側から西暦4桁、所属コード、整理番号とします。

ア 西暦4桁は、当該個人情報取扱事務を登録した年とします。

イ 所属コード（4桁）は、登録主管室課所の所属コードとします。

ウ 整理番号は、登録主管室課所ごとに3桁の通し番号を記入します。

(例) 2010-0218-021 (平成22年に登録の情報公開課の通算21番目の事務)

### 6 登録年月日

登録年月日は、情報公開広聴課が電磁的登録簿の縦覧日を記入します。

### 7 開始年月日

開始年月日は、当該個人情報取扱事務を開始する年月日を記入してください。

### 8 変更年月日

変更年月日は、変更が生じる日を記入してください（様式2の変更予定年月日と同じ。）。

### 9 登録主管室課所

(1) 当該個人情報取扱事務を主管し、登録手続を行う室課所を記入してください。

(2) 本庁各室課の場合は、部室課名を記入してください。

(3) 他局に同様の部室課所名がある課の場合は、局部室課所名を記入してください。

### 10 所管室課所

(1) 当該個人情報取扱事務を所管する室課所を記入してください。

(2) 共通した出先機関で所管する事務の場合は、どこで所管しているかがわかるように記入してください。

(例) ◎各室課所・・・全庁で所管する事務の場合

◎各保健福祉事務所、各土木事務所・・・局内出先機関の場合

◎各地域県政総合センター○○部・・・地域県政総合センターの場合

### 11 個人情報取扱事務の「名称」

(1) 個人情報が記録された行政文書（名簿、台帳、申請書等）の作成又は取得の目的を基準として、一連の情報処理の流れを把握して事務の単位を決定してください。

(2) 事務の名称については、明確に、かつ、簡潔に25文字程度で記入してください。

(3) 記入に当たっては「○○事務」としてください。この場合において、「○○法に基づく事務」等抽象的な名称はできるだけ避けてください。

### 12 個人情報取扱事務の「目的」

(1) 当該事務の目的が明確に把握できるよう、簡潔に80文字程度で記入してください。

- (2) 実施要領等に基づいて事務を行っているような場合には、当該要領等の趣旨あるいは目的に記載されている内容と同程度のものを簡潔に記入してください。

### 13 個人情報取扱事務の「根拠法令等」

- (1) 個人情報取扱事務の根拠となる法令、条例、要綱、要領等の名称を簡潔に25文字程度で記入してください。
- (2) 複数該当する規定等がある場合は、最も代表的な規定等を記入してください。

### 14 収集する個人情報に係る当該個人の類型

- (1) 個人情報取扱事務の対象者の範囲が把握できるよう、簡潔に20文字程度で記入してください。
- (2) 類型が異なる場合は、別類型として別葉に記入してください。
- (例) ◎「〇〇認定講習会事務」→(本紙)講師の個人情報  
(継続用紙)受講者の個人情報

### 15 個人情報を取り扱う目的

「収集する個人情報に係る当該個人の類型」の欄に記入した対象者について、個人情報をどういう目的に取り扱うかがわかるように当該個人情報の利用、提供等の実態を把握して、簡潔に100文字程度で記入してください。この取扱目的は、個々の利用・提供が目的の範囲内として認められるかを判断する際の基準となりますので、具体的かつ明確に記載する必要があります。

### 16 個人情報の項目名

- (1) 「収集する個人情報に係る当該個人の類型」の欄に記入した対象者について、当該事務で取り扱っている個人情報の項目名について、該当する□にレ印を記入してください。
- (2) 個人情報がどの項目に該当するかは、別添の「個人情報の記録項目別内容の例」を参考として記入してください。
- (3) 「生年月日・年齢」「住所・電話番号」「本籍(地)・国籍」等において、2項目記載されているところで1項目だけに該当する場合は、その旨を備考欄に明示してください。
- (4) ここに記載された項目以外に取り扱う項目があれば「その他」欄の□にレ印を記入し、その項目名(6文字程度)を記入してください。

### 17 要配慮個人情報の取扱い

- (1) 要配慮個人情報を取り扱う可能性の有無について、該当する□にレ印を記入してください。
- (2) 有の場合で、右側の欄記載の(1)～(11)の項目について取扱いの実績があるときは、該当する□にレ印を記入してください。(取扱いの実績がなければ、空欄となります。)
- (3) 有の場合は、取扱理由の欄について、該当する項目の□にレ印を記入してください。
- ア 法令等(法令及び条例)に根拠がある場合は、「法令等」の□にレ印を記入し当該法令等の名称及び規定条項を法令等の名称欄に簡潔に30文字程度で記入してください。
- イ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うときのいずれかに該当する場合は、「犯罪の予防等」の□にレ印を記入してください。
- ウ 審議会意見を根拠とする場合は、「類型」又は「個別」の欄に該当する答申の番号を記入してください。

(例) ◎ [類型 1] ・ ・ 県民等からの各種の相談事務、各種の陳情等

◎ [類型 3] ・ ・ 表彰事務における候補者等の犯罪歴を取り扱う場合

◎ [個別 知6] ・ ・ (情報公開広聴課) 行政文書の公開等の請求処理事務における請求者の要配慮個人情報

- (4) 摘要欄には、取扱理由の補足説明を記入してください。

(例) ・ 地方公務員法を根拠として(1)及び(4)を取り扱う。

・ 個別答申の知1により(1)、類3により(4)～(6)、類8により(8)～(11)を取り

扱い得る。

## 18 個人情報の収集先及び収集の方法

- (1) 「収集する個人情報に係る当該個人の類型」の欄に記入した対象者について、個人情報を収集（記録）する場合、本人から収集するのか本人以外から収集するのか、該当する□にレ印を記入してください。
- (2) 本人以外から収集する場合は、第8条第4項に規定する適用除外事項の該当する号を次の区分に従い記入するとともに、該当する収集先の□にレ印を記入してください（複数可）。  
◎第1号 [法令の規定]   ◎第2号 [本人同意]   ◎第3号 [緊急の必要]   ◎第4号 [犯罪の捜査等]  
◎第5号 [出版・報道]   ◎第6号 [所在不明等]   ◎第7号 [争訟・選考等]   ◎第8号 [他実施機関等]   ◎第9号 [審議会意見]
- (3) 収集先の「その他」の□にレ印を記入した場合は、具体の収集先を15文字以内で記入してください。
- (4) 収集の方法については、本人以外から収集する場合どういう形で収集するかについて該当する□にレ印を記入してください。本人から収集する場合は、記入を要しません。
- (5) 収集の方法の「その他」の□にレ印を記入した場合は、具体の方法を15文字以内で記入してください。

(例) ◎電子メール、磁気媒体等により収集

◎不動産登記簿（閲覧）により収集

## 19 保有個人情報を利用する範囲

- (1) 当該保有個人情報を利用する範囲について、該当する□にレ印を記入してください。
- (2) 他の室課所の利用がある場合は、当該利用室課所名を記入してください。

(例) ◎A課の情報をB課が利用する場合

a A課の登録

<input checked="" type="checkbox"/> 所管室課所以外 [室課所名      B課で利用      ]
---

b B課の登録

<input checked="" type="checkbox"/> 所管室課所以外 [室課所名      A課から取得      ]
--

- (3) ここでの利用は、目的内で利用する場合です。目的外の利用については、この登録簿に記載する必要はありません。

なお、個人番号を含む情報について、個人番号を用いて庁内連携により利用する場合は、目的内の利用に当たります。

- (4) 目的内で利用する場合には、この欄の他、「個人情報を取り扱う目的」欄にもその取扱目的（例えば「～のために、…で利用するため」等）を記載する必要があります。

## 20 保有個人情報を提供する範囲及び提供する項目名

- (1) 当該保有個人情報を当該実施機関以外へ提供する場合には、該当する提供先の□にレ印を記入してください（複数可）。なお、事務の委託に伴い保有個人情報を当該委託事業のために受託事業者へ渡す場合は、当該受託事業者への提供は第三者への提供とはみなしませんので、記入する必要はありません。
- (2) 「その他」の□にレ印を記入した場合は、具体の提供先を簡潔に10文字程度で記入してください。
- (3) 提供する項目名は「個人情報の項目名」の欄を参考にして、簡潔に60文字程度で記入してください。
- (4) ここでの提供は、目的内で提供する場合です。

なお、個人番号を含む情報について、番号利用法に基づき情報提供ネットワークシステムを用いて提供する場合は、目的内の提供に当たります。

(5) 目的内で提供する場合には、この欄の他、「個人情報を取り扱う目的」欄にもその取扱目的（例えば「～のために、…へ提供するため」等）を記載する必要があります。

## 21 電磁的方法による提供

(1) 条例第10条に定める保有個人情報の電磁的方法による提供の有無について、該当する□にレ印を記入してください。

(2) 有の場合は、そのシステム名を20文字程度で記入してください。

例えば、個人情報を県のホームページで公表する場合は「システム名」に「県ホームページ」と記入します。

## 22 個人情報記録された行政文書のうち主なもの

「収集する個人情報に係る当該個人の類型」欄に記入した対象者ごとに、当該事務で使用している主な行政文書の名称を簡潔に15文字程度で記入してください。

(例) ◎「個人の類型」→請求者の場合

個人情報記録された行政文書のうち主なもの	1	自己情報の開示請求書
	2	自己情報の開示決定書（控）

◎「個人の類型」→簡易開示の請求者の場合

個人情報記録された行政文書のうち主なもの	1	試験結果一覧
	2	

## 23 備考

登録簿の記入内容について特に説明を要する事項又は付記を要する事項を記入してください。

所管室課所が各室課所の場合又は本庁各室課と出先機関の双方を含む場合等において、登録主管室課所が当該事務の取りまとめ等を行っているようなときは、その旨及び相違点等を明示してください。



個人情報の項目別内容の例

	項目名	項目別内容の例
基本的項目	整理番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所・電話番号 本籍(地)・国籍 続き柄 個人番号	受験番号、許可番号、免許番号、ID番号 通称、芸名、ペンネーム、氏又は名前だけの場合も含む。 男・女の表示 生年月日、年齢、えと 住所、居所、居住区域名、住所歴、電話番号、FAX番号 本籍地、本籍所在地、国籍、外国人であること 父、妻、長男、兄弟、祖父、いっこ 番号利用法第2条第5項に規定される番号(いわゆるマイナンバー)
家庭生活	親族関係 婚姻歴 家族状況 居住状況 趣味	養子縁組、離縁、認知、姻族関係等 婚姻の事実・時期、離婚の事実・時期・理由、婚姻期間 世帯主との関係、同居・別居の別、父子・母子家庭であること、里親・里子であること、扶養関係、家族構成 住居の間取り、住居の状況(自家・借家の別、戸建・マンション・アパート等の別、コンクリート、木造の別等)家具等の状況 旅行・ドライブ・釣等の趣味、色彩、インテリア等の嗜好
社会生活	学業・学歴 職業・職歴 地位 資格 成績・評価 賞罰	在学名、退学・休学・停学等、入学・卒業年度、在学年度、学業成績、クラブ活動 会社名、勤務先、所属、就職・退職年度、採用年月日、昇格・降格、配置転換、在職期間、事業名、解雇・停職等の処分 職位、職名、役職名 理容師、調理師等の資格 各種試験の結果、勤務評価 叙位・叙勲、表彰、反則金
資産・収入	資産状況 収入状況 納税状況 取引状況	不動産の所在・評価額、債権・債務額、預金の額 年間収入の額 各種税の納税額 金融機関の口座
その他の項目	意見・要望 相談内容 顔写真	意見、要望、陳情、主張、見解 〇〇相談・苦情の内容 ※顔写真は氏名と紐づいていなくとも、それ単独で個人情報となる。
	(その他の事例)・メールアドレス ・パスワード ・災害による被害の状況 ・試験の受験状況 ・ケースワーカーの所見 ・生活保護の認定に必要な生活の状況 ・〇〇貸付、〇〇補助に関する内容 ・(職業相談における)希望する就業条件 ・請求の内容 ・「病歴」や「心身の障害」に至らない体調	
要配慮個人情報	※ 要配慮個人情報は条例第6条ただし書に規定されている場合に限り、取扱いが認められます。	
	信条 人種 社会的身分 犯罪の経歴 刑事事件に関する手続 少年の保護事件に関する手続 犯罪により害を被った事実 病歴 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導・診療・調剤	支持政党、所属する政党、信仰の対象、所属する宗教団体等の名称 出自の民族の名称、モンゴロイド等人種の別 被差別部落の出身であること、嫡出子・非嫡出子の別 前科、犯歴照会の結果 逮捕歴、刑事事件の訴訟が継続中である事実 家庭裁判所の調査結果、警察官が行う児童相談所長への送致 犯罪被害者支援制度の対象者かどうかの区分 病気に感染した事実、既往症 障害者手帳の所有の有無、障害の種類 人間ドックの結果、個別の検査結果 「全治〇か月」等の診療結果、病院を受診した事実、「お薬手帳」の内容

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、前項の規定により明確にされた目的（以下「取扱目的」という。）の達成のために必要な限度を超えて、個人情報を収集してはならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき収集するとき。

(2) 本人の同意に基づき収集するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。

(4) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために収集するとき。

(5) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものから収集するとき。

(6) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。

(7) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認めて収集するとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認めて収集するとき。

(8) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。次項第3号及び次条第2項第5号において同じ。）から収集する場合で、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。

5 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急に必要があるとき。

(2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(3) 取扱目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。

6 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第4項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

## 趣旨及び解釈

## 第1項・第2項関係（取扱目的内の収集）

- (1) 第1項及び第2項は、実施機関は、個人情報収集を開始する前に、所掌する事務の範囲内において、個人情報の取扱目的を明確にし、その目的達成のため必要な範囲内で個人情報を収集すべき義務があることを規定したものである。個人情報がみだりに取り扱われ、個人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するためには、まず、個人情報の取扱目的が明確にされ、以後、その取扱目的に沿って適切に取り扱われることが必要である。
- (2) 個人情報の取扱目的は、個人情報を取り扱う事務の目的・内容や社会通念等により決められるものである。具体的には、当該事務について定める法令や要綱等に基づき決まるものであるが、他の法令等に基づき行われている同様の事務における個人情報の取扱いに関する考え方や社会一般で行われている同様の事務における個人情報の取扱いに関する考え方等も踏まえて決める必要がある。各実施機関の事務における個人情報の取扱目的であることから、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある個人情報の取扱目的を定めることは適切ではない。
- (3) 「収集」とは、実施機関が個人情報を取得し当該個人情報を行政文書に記録することにより、当該実施機関が当該個人情報を事実上支配（利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有していること。）する状態にすることである。実施機関が収集した個人情報は「保有個人情報」に該当することとなり、以降、実施機関には、その利用、提供、廃棄等について定めた各規定による取扱いが求められることとなる。

なお、実施機関は、個人情報を取り扱う最初の段階である収集の時点において、事務又は事業の執行に当たって必要な個人情報であるか十分検討の上、不必要な個人情報は収集しないようにする必要がある。

- (4) 第7条の規定により個人情報取扱事務の登録がなされた事務（検索可能な個人情報を取り扱う事務）については、個人情報事務登録簿の中で示された取扱目的の達成のために必要な範囲内で、収集に当たることとなる。

この場合において、個人情報事務登録簿上、個人情報記録（申請書、許可台帳、人材ファイル等）から検索し得る個人の類型ごとに、当該個人情報を取り扱う目的を明らかにすることとなっているので、当該取扱目的と次に掲げる事項との関連性や必要性を十分検討することが必要である。

ア 収集する個人情報の項目名（親族関係、学業・学歴、資産状況等）

イ 本人以外から収集する場合の根拠や収集先、収集方法

- (5) 個人情報事務登録簿への登録を要しない事務に係る個人情報を収集する場合（例えば、県民から条例違反の可能性のある者の個人情報が記載された手紙が送られてきた場合）は、収集に当たる職員が十分に本条の制定趣旨を理解し、個別に個人情報の取扱目的の範囲を確認した上で、事務又は事業の執行に当たるよう心掛けることが重要である。

## 第3項関係（収集の方法）

- (1) 本項は、実施機関に対する義務として、実施機関が個人情報を収集するときは、適法な手段によること、かつ公正な手段によらなければならないことを示したものである。
- (2) 「適法」とは、個人情報を収集する手段が、法令、条例はもとより規則、要綱、要領等個人情報を取り扱う事務又は事業における規範に違反していないことを意味するものである。
- (3) 「公正」とは、個人情報を収集する手段が、法秩序一般の理念に適合しており、社会通念に照らして正当であると客観的に判断されることを意味するものである。

(4) 個人情報の収集に当たっては、日常の事務又は事業において、収集する手段が法令の規定に違反していないか、社会通念に照らして正当な収集方法であるか注意を払うことが必要である。

この場合において、個人情報事務登録簿上、当該個人情報取扱事務の概要が示されているからといって、個人情報を収集する手段まで公正さを担保されていると考えてはならない。

特に、本人以外から個人情報を収集する場合には、当該個人情報取扱事務における個人情報の取扱いの概要を収集先の相手方に十分説明し、相手方の納得を得たうえで当該個人情報の収集に努めるよう心掛けることが必要である。

#### 第4項関係 （本人収集の原則）

(1) 本項は、個人情報を収集するときは、本人から収集することが原則であり、この原則を遵守することが実施機関の義務であることを示したものである。また、以下第1号から第9号までに、その適用除外事項を定めたものである。

(2) なお、本人から提出された書類が市町村を経由して進達される場合、申請書等が使者により持参し提出される場合等、物理的に他人を介して提出されるものの実質的には本人から提出されたものと解される場合は、本人収集に該当するものである。

(3) また、意思能力を有しない乳幼児（学齢に達しない者）又は成年被後見人の個人情報を法定代理人（親権者、未成年後見人又は成年後見人）から収集することについては、本人からの収集とみなすものである。

(4) 実施機関内部の他の室課所から次条第1項の目的内利用又は第2項各号のいずれかに該当する目的外利用を受けて収集するときは、当該実施機関においては本人収集がなされているので、個人情報を受け取る室課所においても本人収集がされているものとして取り扱うこととする。

(5) 本人収集の適用除外事項への該当については、別に掲げる「本人収集に係る適用除外事項の判断基準」に基づいて判断するものとする。

(6) 本人以外から個人情報を収集する場合で、適用除外事項第1号から第8号までに該当しない場合にあっては、第9号の規定に基づき審議会の意見を聴くものとする。

この場合、実施機関は、別に掲げる「条例第8条第4項第9号の規定に係る本人外収集該当案件（第2号様式）」に必要事項を記載して、審議会への諮問の手続を行うものとする。

なお、個別に審議会への諮問を要さない場合として類型答申を審議会から受けていたが、平成27年3月の条例改正により類型答申の一部を条文化したことを踏まえ、これらの類型答申は、その一部を廃止した。

(7) また、平成27年3月の条例改正において、本人外収集をした場合の本人通知に関する規定を削除した。これは、本人通知を行っている事例が少なく、行政機関法等においては同様の規定がないことによる。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを、県民が知り得る状態にしておくことは重要であることから、引き続き個人情報事務登録簿により本人外収集の状況を公表していく。

## — 本人収集に係る適用除外事項の判断基準 —

## 第1号（法令等の規定）関係

(1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
-----------------------

## 1 趣 旨

本号は、本人収集に係る適用除外事項として、「法令等」の規定に基づいて本人以外から収集することができることを示したものである。

情報の収集について法令等の規定があるときは、当該法令等の目的達成の必要性から情報収集の手段を確保したものであり、その収集の妥当性は当該法令等の制定のときに判断されているといえることから本人収集に係る適用除外とするのが本号の趣旨である。

## 2 解 釈

(1) 「法令等」（＝「法令若しくは条例」（第6条））については、第6条の趣旨及び解釈(5)と同じである。

(2) 「法令等」には、①実施機関の行為権限が規定され、この権限に付随して本人以外の者が実施機関に対して個人情報を提供しなければならない旨義務付けている規定、②本人以外の者に申請や届出が義務付けられ、実施機関がこれに基づき個人情報を収集する規定、③行政機関相互の通知や報告等の義務が規定され、これに基づき実施機関が個人情報の収集を行う規定のいわゆる「義務規定」と義務ではないが本人以外から収集することができるとしているいわゆる「できる規定」とがあるが、本号の「法令等」には、いずれの規定も該当する。

(3) なお、「法令等」への該当は、規定に収集先が明記されている場合又は当該事務若しくは事業を行う根拠が明記されており、当該規定の趣旨、目的から判断して明らかに本人以外から収集することが予定されている場合とする。

ア いわゆる「義務規定」の例

(ア) 実施機関の行為権限が規定され、この権限に付随して本人以外の者が実施機関に対して個人情報を提供しなければならない旨義務付けている規定

地方税法第72条の59	知事の閲覧請求に基づく政府の所得税納税関係書
-------------	------------------------

(イ) 本人以外の者に申請又は届出が義務付けられ、実施機関がこれに基づき個人情報を収集する規定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2	精神科病院の管理者が医療保護入院者の退院の際に行う知事への届出
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の11	病院管理者の保健所長への結核患者の届出
高圧ガス保安法第27条の2第5項	第一種製造者等の知事への保安統括者等の選任、解任の届出

(ウ) 行政機関相互の通知又は報告等の義務が規定され、これに基づき実施機関が個人情報の収集を行う規定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第25条	保護観察所の長の知事への通報義務
公職選挙法第108条	選挙管理委員会の当選人への当選証書の付与等の知事への報告

県税条例第26条	市町村長の知事への固定資産税台帳登載価格の通知
イ いわゆる「できる規定」の例	
行政不服審査法第34条	審理員は、参考人に対し陳述させ、又は鑑定を要求することができる。
公害紛争処理法第49条の2	知事は市長村長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を要求することができる。
生活保護法第29条	福祉事務所長等は要保護者等について官公署への調査嘱託、銀行等へ報告を要求することができる。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条	精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、その者について必要な保護を知事に申請できる。
職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第21条	人事委員会は任命権者に対し報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
地方税法第73条の8	道府県の徴税吏員は、質問検査権に基づき不動産取得税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者に対し帳簿書類の提出を要求することができる。

## 第2号（本人の同意）関係

(2) 本人の同意に基づき収集するとき。

### 1 趣 旨

本号は、個人情報をも本人以外の第三者から収集することについて、本人がその取扱目的を承知して同意している場合は、その承知している範囲で個人情報が取り扱われている限り、基本的には、本人からの収集と同様に、個人情報取扱い上の問題は起こらないと考えられることから本人収集の適用除外としたものである。

### 2 解 釈

- (1) 「本人の同意」とは、一般的には、本人の明確な意思表示が口頭又は文書等により確認された場合であって、事務又は事業における取扱目的を本人が承知している状態をいうものである。
- (2) しかし、実施機関が行う事務又は事業の中には、県の実習施設が、実習生の受入れに当たって、在籍する学校から実習希望者の住所、氏名、履修科目等の個人情報を収集する場合等、事務又は事業の性質上明らかに本人の同意を得て提出されていると考えられる場合がある。このような場合について、すべて本人の明確な同意を必要とするとして本人の同意書の提出を義務付けることは、いたずらに行政事務の非効率化と繁雑さを増すだけでなく、県民等もその都度無用な負担を強いられることになる。このため、事務の流れその他の客観的事実から本人の同意が明らかである場合は、本号による本人同意があるものとして取り扱うこととする。
- (3) 本人が未成年者等の場合の「本人同意」については、意思能力を有しない乳幼児（学齢に達しない者）又は成年被後見人の場合には、法定代理人（親権者、未成年後見人又は成年後見人）の同意をもって、本人からの同意があったものとみなすものとする。
- (4) 実施機関においては、「本人同意」が本人収集原則の適用除外事項であることを十分に理解するとともに、「本人同意」は県民等が個人情報の取扱目的を十分理解した上でなされるものであることに留意する必要がある。

## 第3号（緊急かつやむを得ない場合）関係

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。

## 1 趣 旨

本号は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために個人情報収集することが必要な場合で、収集することについて時間的な余裕がなく、かつ、他に適当な収集方法がなく、本人から収集しては、個人の生命、身体又は財産の安全を守るという目的が達成できないときは、本人収集の適用除外とする趣旨である。

## 2 解 釈

(1) 「緊急」とは、災害その他これに類する事象による個人の生命、身体又は財産への危難を避けるため若しくは除去するため、本人から個人情報を収集する時間的な余裕がないことである。

災害その他これに類する事象には、地震などの自然現象による場合の他、犯罪、紛争、事故など人為的事象も含むものである。

(2) 「やむを得ない必要」とは、当該方法により本人以外から収集しなければ事務又は事業の目的が達成できず他に適当な収集の方法がない場合であり、「やむを得ない」の判断に当たっては、守るべき個人の生命、身体又は財産の安全という個人の権利利益と個人情報を本人以外から収集することにより侵害する本人の権利利益とを比較衡量して実施機関が判断すべきである。

しかし、一般的には、本人以外から収集することによって生じる本人の権利利益の侵害は、収集された後の個人情報の取扱いによるものであり、収集の時点では、本人以外からの収集をしたことによる権利利益の侵害の程度は、不明確で比較衡量が困難である。このため、本人以外から収集しなければ事務又は事業の目的が達成できず、他に適当な手段がない場合は、「やむを得ない必要」があると判断し得るものと考えられる。

## 第4号（犯罪の捜査等）関係

(4) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために収集するとき。

## 1 趣 旨

本号は、犯罪の捜査等のために個人情報収集することが必要な場合で、本人から収集すると、犯罪の捜査等の目的が達成できないときは、本人以外からの収集ができることとしたものである。

## 2 解 釈

(1) 「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のため」とは、第6条の趣旨及び解釈(8)アからカまでと同じである。

(2) 本号に該当する具体例としては、次のとおりである。

- 犯罪捜査のための関係者等からの情報収集
- 家出人発見活動における情報収集

## 第5号（出版、報道）関係

(5) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものから収集するとき。

## 1 趣旨

本号は、収集しようとする個人情報が出版、報道等により公にされている場合には、一般的には、本人が自主的に公表し、若しくは公表することに同意していることが推定され、少なくとも不特定多数の者に公表され、誰もが知り得る状態にあると考えられることから本人収集の適用除外とする趣旨である。

## 2 解釈

- (1) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものから収集するときには、個人情報を収集することにより個人の権利利益を侵害するおそれは極めて少ないものといえること、及びこれらの情報については、不特定多数の者に公表され知り得る状態にすることがその目的であり、公表する時点で資料としての活用や文章内での引用等のため収集されることは想定されているものといえることから本人収集の適用除外とするものである。
- (2) 「出版」とは、不特定多数の者が取得可能である書物、雑誌、機関誌等のほか国、地方公共団体等が発行する公報、報告書等を刊行することをいう。
- (3) 「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ等の社会事象を公に知らせる情報伝達媒体によりニュースその他の情報を不特定多数の者に伝達することをいう。
- (4) 「その他これらに類する行為により公にされている」とは、出版、報道に類似する情報伝達手段により不特定多数の者に伝達する行為をいうものであり、公開の会議、講演会等における発表、インターネットの公開されたホームページでの発表等がこれに当たる。なお、ホームページで公表されている情報については、不正確な情報であったり、本人が望まないままに掲載が続けられている情報であることも考えられることから、収集・利用等に当たっては、正確な情報であるか、利用すること等により個人の権利利益を侵害することにならないか等注意をする必要がある。
- (5) 「公にされているもの」とは、不特定多数の者が知り得る状態にあることを指すものである。こうした趣旨から、同窓会名簿等の特定の者のみに頒布する目的のために作成されたものは、公にされているものとはいえず、本号には該当しないものである。
- (6) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされている情報としては、次の例が該当する。
  - ア 新聞、雑誌等の公刊されている書籍類に掲載されている情報（有償にて頒布している行政資料も含まれる。）
  - イ ラジオ、テレビ等の不特定多数の者に情報を提供する広報媒体により提供される情報
  - ウ 不特定多数の者に公開されている会議における発言者名、発言内容等の情報
  - エ 行政機関等の保有する情報であって、閲覧等の制度により不特定多数の者に提供され得る情報
  - オ 個人事業主が自らの事業活動のためにホームページ等で一般に公にしている情報

## 第6号（所在不明等）関係

(6) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。



## 1 趣 旨

本号は、本人の所在不明により本人から収集することが不可能な場合や、精神障害等により事実上本人から収集することができない場合は、本人以外からの収集ができることとしたものである。

## 2 解 釈

- (1) 「所在不明」とは、本人が行方不明等により、事実上本人から収集することが不可能な場合をいう。
- (2) 「精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如」とは、重度の認知症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患により、著しく思考・判断能力が低下し、適切に意思疎通を図れる状態にないことをいう。

### 第7号（争訟、選考等）関係

(7) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認めて収集するとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認めて収集するとき。

## 1 趣 旨

本号は、行政上の事務を遂行する上で個人情報を収集する必要があるが、本人から収集したのでは事務が公正・正確に行われないなどその目的を達成し得ないと認めるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じ、又は適正な執行を困難にするおそれがあると認めるときは、本人収集の適用除外とする趣旨である。

## 2 解 釈

- (1) 「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求等をいい、例えば、相手側の主張に対する反証等を第三者を通じて収集する場合は挙げられる。
- (2) 「選考」とは、個人の知識、能力、資質、経歴等の調査等に基づき、特定の職業、地位等に就く適任者や表彰者の選定を行うことをいい、例えば、入学試験において内申書を収集する場合は挙げられる。
- (3) 「指導」とは、個人の学力、能力、技術等の向上等のために行う助言やいわゆる事業者への行政指導等をいう。当該規定は指導の対象である者を指導するために当該指導対象者の個人情報を本人外収集する場合は該当し、例えば、生徒の指導のために家族等から当該生徒の日常生活状況を収集する場合や、個人事業主に対して行政指導を行うために当該個人事業主に関する情報を収集する場合は挙げられる。  
 なお、指導の対象である者を指導するために当該指導対象者以外の個人情報を本人外収集する場合は含まれないが、団体に対して指導等を行うため当該団体の職員や利用者の個人情報を当該団体から本人外収集する場合は、「又は」以下の後段の規定に該当し本人外収集が可能となる（(5)参照。）。
- (4) 「相談」とは、県民から行政運営に対する意見を述べられあるいは情報提供を受けること等をいい、例えば、県民からの「法令違反ではないか」という相談において違反行為をしていると思われる者の情報を収集する場合は挙げられる。  
 なお、当該規定は実施機関が自ら主体的に個人情報を本人外収集する場合を想定しており、結果的に本人外収集することになった場合（例えば、県民からの苦情相談の手紙に、相談者以外の個人情報が記載されていた場合は、類型答申「類1」に該当し本人外収集が可能となる。

- (5) 「事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずる」とは、例えば、団体に対して指導等を行うため、又は団体に対してその事業活動を助成する目的で交付する補助金の算定の基礎資料とするため、当該団体の職員や当該団体が設置する施設の利用者等に関する個人情報を当該団体から収集する場合が該当する。

#### 第8号（他の実施機関等からの収集）関係

(8) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。次項第3号及び次条第2項第5号において同じ。）から収集する場合で、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。

##### 1 趣旨

本号は、他の実施機関、国等からの個人情報の本人外収集については、県民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から事務を遂行する上での必要性や公益性が高いことから、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認める場合には、本人収集の適用除外とする趣旨である。

##### 2 解釈

- (1) 「国」には国の行政機関のほか、裁判所及び国会の機関も含まれる。また、「独立行政法人等」とは「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等」をいい、地方公務員災害補償基金、日本下水道事業団等の地方共同法人は含まれない。

なお、「県が設立した地方独立行政法人」を除いているのは、「他の実施機関」に含まれるからである。

- (2) 「相当な理由がある」とは、行政機関の恣意的な判断を許容するものではなく、個人情報を収集しなければ当該事務の目的を達成することができない場合であって、本人以外から収集することにより本人負担の軽減や行政運営の効率化が図られる等の有用性がある場合など、少なくとも社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。
- (3) 例えば、市町村が児童手当を支給するに当たり、DV（ドメスティックバイオレンス）被害者の住所がDV加害者に知られることがないように、DV被害者の居住市町村とDV加害者の居住市町村が直接情報のやりとりをせず、国からの通知に基づき、県が間に入る際に、県が市町村からDV被害者の情報を本人外収集する場合が該当する。

#### 第9号（審議会の意見）関係

(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。

##### 1 趣旨

本号は、本項の適用除外事項第1号から第8号に該当しない場合で、審議会の客観的な意見を聴いた上で、実施機関が本人以外から収集する必要があると判断したときは、本人収集の適用除外とする趣旨である。

##### 2 解釈

「相当な理由がある」とは、第8号の2（2）と同じである。この場合、第8号と異なり収集先に制限がなく、より一層客観的な判断が要求されることから、実施機関は、審議会に本人以外から収集すべき理由を提示し、意見を聴いた後に実施機関として判断を行うべきことを示したものである。

（第2号様式）

## 条例第8条第4項第9号の規定に係る本人外収集該当案件

	区 分	※案件番号
所管室課所名		
主管室課名		
事務の名称		
事務の根拠法令等		
事務の目的		
対象となる個人の類型		
本人以外から収集する個人情報の項目名		
本人以外から収集する場合の収集先		
理由（本人以外から収集する必要性等）		

- 備考 1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。
- 2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

【条例第8条第4項第9号の規定に基づき審議会の意見を聴いた本人外収集の制限の適用除外事項（類型）】

番号	類	型
類1 (旧答申番号7) H2.9.27答申	(相談)	各種相談に際して、相談者以外の個人情報を相談者から収集する場合
類2 (旧答申番号8) H2.9.27答申	(陳情、要望等)	各種陳情、要望等に際して、陳情者、要望者等以外の個人情報を陳情者、要望者等から収集する場合
類3 (旧答申番号9) H2.9.27答申	(意見、主張、見解等)	県民等から電話、手紙等により又は会議等の場で口頭で、意見、主張、見解等の表明を受けるに際して、当該県民等以外の個人情報を当該県民等から収集する場合
類4 (旧答申番号10) H2.9.27答申	(所在確認等)	本人の所在確認等のため、家族、本人が所属する団体等から本人の個人情報を収集する場合
類5 (旧答申番号11) H2.9.27答申	(参考資料の収集)	県の他の機関、国、他の都道府県、市町村その他の者から送付された資料に名簿等の個人情報が含まれている場合

○各実施機関での類型答申の採用状況と答申番号

(数字は当該実施機関での旧答申番号。－は答申を得ていないことを意味する)

	知事	議会	企業	教委	選管	人委	監査	公安	警察	労委	収委	海区	内水	地方独法
類1	○	3	3	○	○	3	4	－	○	○	○	○	○	○
類2	○	4	4	○	○	4	5	1	○	○	○	○	○	○
類3	○	5	5	○	○	5	6	－	○	○	○	○	○	○
類4	○	6	6	○	○	6	7	－	○	○	○	○	○	○
類5	○	7	7	○	○	7	8	－	○	○	○	○	○	○

※ なお、以下の類型答申については平成27年3月の条例改正を踏まえ廃止した。

番号	類	型
1 (ア)	(栄典、表彰等の選考)	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他の候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合
2 (イ)	(団体等の指導等)	団体又は事業を営む個人（以下「団体等」という。）に対する指導等を行うため、指導等に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合
3 (ウ)	(補助金等の算定)	団体等に対してその事業活動を助成する目的で交付する補助金等の算定の基礎資料とするため、補助金等の算定に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合
4 (エ)	(附属機関等の委員の選任)	附属機関、懇話会等の委員を選任するため、当該附属機関、懇話会等の運営に必要な範囲内で、委員候補者に関する個人情報を当該委員候補者が所属する団体等から収集する場合

5 (オ)	(指導員等の委嘱) 指導員、普及員等を委嘱するため、委嘱に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報 を市町村その他の団体から収集する場合
6 (カ)	(助言者等の人選) 特定の事項について助言、指導、説明等を受けるため、助言者等の人選に必要な 範囲内で、候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合
7 (キ)	(相 談) 他の実施機関から各種相談（相談対象者が職員等の場合に限る。）に付随して行 われる調査のための情報提供依頼がされた際、提供する個人情報を特定するのに必 要な範囲で依頼元実施機関から相談者以外の個人情報を収集する場合、又は各種相 談（相談対象者が職員等の場合に限る。）に付随して調査を行うため、他の実施機 関若しくは関係者から相談者以外の個人情報を必要な範囲で収集する場合

\* 「7（キ）」は平成19年11月8日付け審議会答申により追加された部分のみ廃止した。

なお、「職員等」は条例第2条第3号「職員等」と同義である。

\* 前頁の類型答申のうち、一部について答申を受けている実施機関とその答申番号は次のとおり

実施機関名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
議会	1	/	/	/	/	2	3
公営企業管理者	1	2	/	/	/	/	3
人事委員会	1	/	/	/	/	2	3
監査委員	1	/	/	2	/	3	4

#### 【知事部局】

答 申 年月日	番 号	所管室課所 名	主管室課名	事 務 の 名 称	収 集 先	個 人 の 類 型
H19.5.14	47	各室課所	広報県民 課	県民を対象とする 調査の実施に関す る事務	県内市町 村	調査対象者のうち、外国人登 録者（調査対象者が外国人登 録者のみの場合を除く）

## 参考資料

## 第8条第4項第9号の規定に基づく個別諮問事案（本人外収集の制限）

【知事部局】※番号1～11、47、53は欠番

答申 年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H2.9.27	12	人事課	人事課	特別職の任免等に関する事務	他の実施機関、所属する団体	特別職の職員、同候補者
	13	各室課所	〃	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、他の実施機関、所属職員、配偶者、子供その他職員に関する個人情報を保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	14	職員課	同左	教養月報発行事務	地方職員共済組合神奈川県支部 教育庁総務室	県職員退職者（年金受給者）
	15	水資源対策室	同左	宮が瀬ダム感謝金	建設省関東地方建設局宮が瀬工事事務所	水没者、地権者
	16	県政情報室	同左	公文書の閲覧等の請求に対する諾否決定に係る内部調整	公文書公開条例の実施機関	対象公文書に記載された個人
	17	各室課所	県政情報室	公文書公開、自己情報の開示訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
	18	広報課	同左	「月刊かまがわ」発行事務	市町村	購読者
	19	青少年室	同左	外国青年指導者受入事務	派遣国	来県外国青年
	20	大気保全課	同左	大気汚染健康影響調査事務	大気汚染健康影響調査実施地域の小学校	大気汚染健康影響調査実施地域の小学校の児童、保護者
	21	行政センター 環境部（横兵・川崎を除く）	環境整備課	廃棄物不法投棄監視指導事務	不法投棄現場	廃棄物不法投棄者
	22	行政センター 福祉部（横兵・川崎を除く）	高齢者保健 福祉課	敬老祝金交付事務	市町村	祝金対象者
	23	〃	〃	敬老祝品交付事務	市町村	祝品対象者

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型	
H2. 9. 27	24	高齢者保健福祉課	同左	老人保養所招待事務	市町村	保養所招待者	
	25	福祉総務室	同左	共同募金大口寄付金感謝状交付事務	(福) 県共同募金会	共同募金大口寄付者	
	26	福祉政策課	同左	長寿社会の新しい生き方(エイジレスライフ) 候補者紹介事務	県老人クラブ連合会、市町村	エイジレスライフ紹介候補者	
	27	高齢者保健福祉課	同左	100歳以上長寿者名簿作製事務	市町村	名簿登載者	
	28	各高等職業技術校障害者職業能力開発校	能力開発課	事故報告事務	家族、友人、医師、警察その他関係者	事故の当事者	
	29	生活介護課	同左	被保護者等慰問金支給事務	市福祉事務所	慰問金支給対象者	
	30	農業技術課	同左	農業経営士認定事務	市町村	認定申請者	
	31	水産試験所	水産課	漁業士認定事務	水産業協同組合	漁業士認定者	
	32	林務課	同左	森林簿作成事務	市町村	森林所有者	
	33	県立病院 県立診療所	県立病院 総務課	診療事務	患者、家族、医療機関等	患者、その家族	
	34	県立病院 (一部を除く)	〃	助産事務	妊婦、じょく婦、家族、医療機関	妊婦、じょく婦、その家族	
	35	県立病院 県立診療所	〃	看護事務	患者、家族、医療機関等	患者、その家族	
	36	がんセンター	同左	悪性新生物登録事務	医療機関、保健所	悪性新生物罹患者、その家族、親族	
	37	〃	〃	がんの宿主要因と環境要因に関する研究、肺がんと石綿に関する疫学研究	市町村、がん検診機関、医療機関	がん罹患者、がん検診受診者、その家族、親族	
	38	〃	〃	がんに関する研究	医療機関、研究機関	悪性新生物罹患者、その家族、親族	
	39	県立病院 県立診療所	県立病院 総務課	医事受付事務	家族、先生、友人等	受診者、入院患者、申込者、連帯保証人	
	40	土木用地課	同左	収用裁決申請事務	市町村等	明け渡し義務者	
	H3. 3. 30	41	県政情報室	同左	自己情報の開示等の請求及び是正申出処理事務	個人情報保護条例の実施機関	請求の対象となった公文書等に記録された個人
	H4. 7. 25	42	各保健所	環境衛生課	小規模受水槽衛生管理指導事務	市町村営(横浜・川崎・横須賀市を除く)水道事業者	小規模受水槽管理者
	H7. 7. 13	43	保健予防課	同左	外国籍県民結核健康診断事業事務	各市町村	外国籍県民



答申 年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H11.5.13	44	渉外総務室	同左	外国籍住民生活実態調査事務	県内全市町村	アンケート調査対象者 (外国人登録者)
H15.11.13	45	市町村課	同左	本人確認情報提供状況 開示事務	指定情報処理機関( (財) 地方自治情報センター)	国の機関等により本人確認情報が利用及び提供された県民
H19.4.12	46	政策課	同左	新たな総合計画に係る 県民意識調査事務	県内市町村	アンケート調査対象者の うち、外国人登録者
H19.7.19	48	土地水資源 対策課	同左	桂川流域生活排水処理方 法実態調査に関する事務	山梨県	山梨県桂川流域市町村内 に単独及び合併処理浄化 槽を設置している者
H19.7.19	49	総務部 総務課	同左	職員等からの内部通報及 び相談に関する事務	各実施機関及び関係者	通報(相談)対象者等
H19.7.19	50	各室課所	総務部 総務課	職員等からの内部通報及 び相談に関する事務	教育局総務課	通報(相談)対象者等
H19.11.8	51	総務部 総務課	同左	職務の公正な遂行を妨げ る働きかけへの対応事務	他の実施機関の総務課長等 又は所管部局等の長	働きかけた者、働きかけ の内容に関係する者
H19.11.8	52	各部局 総務課	総務部 総務課	職務の公正な遂行を妨げ る働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働 きかけを受けた職員	働きかけた者、働きかけ の内容に関係する者
H20.9.18	54	廃棄物対策 課	同左	廃棄物不法投棄監視指導事務	不法投棄監視カメラにより撮影・転 送され、廃棄物対策課内のパソコン に保存された画像情報	不法投棄行為者及びその補助 者
	55	子ども家庭 課	同左	児童虐待・DV事例における児 童手当関係事務	関係市町村又は所属庁	児童虐待を行う保護者、虐待さ れる児童
	56	〃	〃	〃	DV被害者から児童手当等の申請 がなされた市町村又は所属庁、 DVを行う配偶者が居住する市町 村又は配偶者が所属する所属庁、 DVを行う配偶者又はその被害者 が居住等する都道府県	DVを行う配偶者
H21.9.10	57	子ども家庭 課	同左	DV事例に係る子育て応援特 別手当関係事務	被害者から当該手当の事前申請書 が提出された県内市町村、支給対象 となる子が記録された住民基本台 帳を持つ県内市町村、支給対象 となる子が記録された住民 基本台帳を持つ市区町村を 管轄する都道府県、被害者から 当該手当の事前申請書が 提出された市区町村を管轄 する都道府県	DVを行う者、世帯主
H22.3.25	58	子ども家庭 課	同左	児童虐待・DV事例における子 ども手当関係事務	関係市町村又は所属庁	児童虐待を行う保護者、 虐待される児童
	59	〃	〃	〃	DV被害者から子ども手当の申請 がなされた市町村又は所属庁、DV を行う配偶者が居住する市町村又 は配偶者が所属する所属庁、DVを 行う配偶者又はその被害者が居住 等する都道府県	DVを行う配偶者

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H22.3.25	59-1	県立病院課	(同左)	理事長・監事の任命・解任等関係事務	他の実施機関、所属する団体、理事長・監事に関する個人情報を保有する者	理事長候補者・監事候補者
	59-2	〃	〃	理事長・監事の任命・解任等関係事務	本人以外の職員等、他の実施機関、理事長又は監事に関する個人情報を保有する者	理事長・監事、配偶者、子どもその他親族等
H23.5.27	60	各児童相談所	子ども家庭課	臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務	臓器の移植に関する法律に基づき臓器を提供しようとする医療施設	臓器提供の対象となる可能性のある児童
H23.11.10	61	各土木事務所、治水事務所、東部センター、各治水センター	河川課	水防事務等に伴う河川監視カメラを使用した河川の画像情報の提供事務	河川監視カメラにより撮影した画像情報	河川監視カメラの画像に写る個人
	62	子ども家庭課	同左	児童虐待、施設入所及びDV事例における子ども手当関係事務（児童虐待の場合）	保護者居住市町村又は保護者の所属市	児童虐待を行う保護者、虐待される子ども
	63	〃	〃	児童虐待、施設入所及びDV事例における子ども手当関係事務（DV事例の場合）	DV被害者から子ども手当の申請がなされた市町村又は所属市、DVを行う配偶者が居住する市町村又は配偶者が所属する所属市、DVを行う配偶者又はその被害者が居住等する都道府県	DVを行う配偶者
	64	〃	〃	児童虐待、施設入所及びDV事例における子ども手当関係事務（施設入所等事例の場合）	保護者居住市町村、施設等所在地市町村	施設入所等子どもの保護者、施設入所等子ども
H24.3.27	65	子ども家庭課	同左	児童虐待、施設入所及びDV事例における児童手当改正法関係事務（児童虐待の場合）	保護者居住市町村又は保護者の所属市	児童虐待を行う保護者、虐待される子ども
	66	〃	〃	児童虐待、施設入所及びDV事例における児童手当改正法関係事務（DV事例の場合）	DV被害者から児童手当の申請がなされた市町村又は所属市、DVを行う配偶者が居住する市町村又は配偶者が所属する所属市、DVを行う配偶者又はその被害者が居住等する都道府県	DVを行う配偶者
	67	〃	〃	児童虐待、施設入所及びDV事例における児童手当改正法関係事務（施設入所等事例の場合）	保護者居住市町村	施設入所等子どもの保護者、施設入所等子ども
H26.3.27	68	地域福祉課	同左	消費税率引き上げに際し支給される給付金支給事務	住民票所在市町村、施設所在市町村	施設入所等児童等

\* 番号59-1、59-2は、H21.12.28条例附則第7項によるものであり、病院事業管理者が受けた答申であることから、答申年月日及び主管室課名は括弧書きとした。

## 【議会】※番号1～7は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H2.9.27	8	総務課	同左	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、実施機関内の他所属、職員に関する個人情報を保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	9	各課	同左	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
H19.7.19	10	各課	総務課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報（相談）対象者等
H19.11.8	11	総務課	同左	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者

## 【公営企業管理者】※番号1～7は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H2.9.27	8	管理局総務室	同左	賠償責任に係る事故報告事務	目撃者、家族、友人、医師、警察等	事故当事者
	9	〃	〃	職員の任免等に関する事務	他の実施機関	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	10	各室課所	管理局総務室	〃	本人以外の所属職員、実施機関内の他所属、職員に関する個人情報を保有する者	〃
	11	〃	各課	訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
	12	〃	管理局管財課	指名停止に係る事故報告事務	事故関係者、家族、医師等	事故当事者
	13	水道局各出先機関	水道局用度課	水道賠償責任事務	家族、医師等関係者	〃
	14	水道局配水課、各営業所	水道局配水課	水道工事に伴う事故調査事務	事故関係者、家族、医師等	〃
H3.3.30	15	水道局業務課	同左	給水工事責任技術者及び配管技能者試験受験資格審査	受験申込者から提出された履歴書に記載された学校及び給水工事店	受験申込者
H14.9.12	16	水道局経営課・各水道局営業所	水道局経営課	上下水道料金管理事務	県営水道の給水区域内12市10町の下水道所管課	上下水道使用者
H19.7.19	17	各課所	経営局総務課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報（相談）対象者等
H19.11.8	18	経営局総務課	同左	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者

## 【教育委員会】※番号1～11、26は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H2.9.27	12	義務教育課 各県立学校 等、各県立 体育施設	総務室、 義務教育 課、高校 教育課	事故報告事務	目撃者、家族、友人、医師、 警察、その他の関係者、市町 村教育委員会	事故当事者
	13	各県立高校	高校教育課	進路指導事務	各種資格試験実施団体等	生徒
	14	〃	〃	〃	卒業生の入学した私立大学 等	推薦入学により私立大学 等に入学した卒業生
	15	各県立学校	総務室、 義務教育 課、高校 教育課	学校行事関係事務	同窓会名簿、PTA会員名簿	卒業生、PTA会員
	16	県立盲・聾・ 養護学校	特殊教育課	進路指導事務	職場実習先、授産施設、地域 作業所等	児童・生徒
	17	各室課所	総務室	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、実施機関内 の他所属、職員に関する個人情報を保 有する者	所属職員、配偶者、子供その他 親族等
	18	総務室	〃	〃	教育委員会以外の任命権者、職員に 関する個人情報を保有する者	教育委員会以外の任命権者の 職員、配偶者、子供、その他 親族等
	19	高校教育課、 各県立学校	高校教育課	暴走族翻刻指導事務	県警本部少年課長	県立高校生、保護者
	20	教職員課	同左	教職員の任免等に関する 事務	市町村教育委員会	市町村立学校県費負担教 職員、市町村費負担教職 員
	21	各室課所	総務室	公文書公開、自己情報の開示、 訂正、是正の申出における第三 者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出に かかわる個人
H17.9.8	22	各県立学校	子ども教育 支援課	児童・生徒指導事務	県警本部、県内所在の警察 署	児童・生徒
H19.7.19	23	総務課	同左	職員等からの内部通報及 び相談に関する事務	各実施機関及び関係者	通報（相談）対象者等
	24	各室課所	総務課	職員等からの内部通報及 び相談に関する事務	総務部総務課	通報（相談）対象者等
H19.11.8	25	総務課	同左	職務の公正な遂行を妨げ る働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働 きかけを受けた職員及び総 務部総務課	働きかけた者、働きかけ の内容に関係する者
H20.1.17	27	高校教育課、 子ども教育 支援課、 各県立高等 学校、 各特別支援 学校	高校教育課	県立高校等の入学式、卒 業式における国歌斉唱時 の教職員の不起立状況把 握及び指導に係る事務	県立高校等の入学式、卒業式 の場における管理職による 目視	県立高校等の入学式、卒 業式における国歌斉唱時 に起立しなかった教職員

\*番号27「県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時の教職員の不起立状況把握及び指導に係る事務」については、条例第6条の規定に基づく諮問（個別番号12）との関係から、「実施機関である教育委員会が、いかなる職権措置を採るかの仮定にかかわるところであり、本件にとって独立した諮問事項には当たらないであろう。」と答申されている。

## 【選挙管理委員会】※番号1～11は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H2.9.27	12	選挙管理委員会	同左	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、他の実施機関、職員に関する個人情報保有する者	職員
	13	選挙管理委員会	同左	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求者又は申出者に係る第三者	請求者、申出者、請求又は申出に係る情報にかかわる個人
H19.7.19	14	選挙管理委員会	同左	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報(相談)対象者等
H19.11.8	15	選挙管理委員会	同左	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者

\*番号16は、類型諮問事案(キ)を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

## 【人事委員会】※番号1～7は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H2.9.27	8	総務課	同左	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、実施機関内の他所属、職員に関する個人情報保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	9	各課	総務課	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
H19.7.19	10	総務課、給与公平課	総務課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報(相談)対象者等
H19.11.8	11	総務課、給与公平課	総務課	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者

## 【監査委員】※番号1～8、15は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H2.9.27	9	総務課	同左	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、実施機関内の他所属、職員に関する個人情報保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	10	〃	〃	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
	11	〃	〃	事故報告書	目撃者、家族、友人、医師、警察、その他の関係者	事故当事者
	12	〃	〃	賠償責任に係る事故報告事務	事故の当事者、関係者からの収集	地方自治法第243条の2第1項に規定する職員
H19.7.19	13	総務課、監査課	総務課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報(相談)対象者等
H19.11.8	14	総務課、監査課	総務課	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者

## 【警察本部長】※番号1～11、14は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H18.1.12	12	警務課、各所属	警務課	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、実施機関内の他の所属、他の実施機関、職員に関する個人情報保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
H19.11.8	13	監察官室、横浜市警察部、川崎市警察部、相模方面本部、各所属	監察官室	職員の身上指導に関する事務	職員の家族及びその他の関係者(職員の身上に関する個人情報保有する者)	職員及び職員の家族等 職員の身上に係る関係者
H20.3.26	15	監察官室、各所属	監察官室	内部通報処理事務	通報対象者及びその通報事案に係る関係者	通報対象者及びその通報事案に係る関係者
H20.3.26	16	〃	〃	〃	通報者及び通報者に係る関係者	通報者及び通報者に係る関係者

## 【労働委員会】※番号1～11は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H2.9.27	12	各課	総務課	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者	請求者又は申出者に係る第三者	請求者、申出者、請求又は申出に係る情報にかかわる個人
H19.7.19	13	各課	総務課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報(相談)対象者等
H19.11.8	14	総務課	同左	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者

## 【収用委員会】※番号1～11、16は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H2.9.27	12	収用委員会	同左	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求者又は申出者に係る第三者	請求者、申出者、請求又は申出に係る情報にかかわる個人
	13	〃	〃	収用事務	起業者	収用対象地の所有者及び関係人
H19.7.19	14	〃	〃	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報(相談)対象者等
H19.11.8	15	〃	〃	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者

## 【海区漁業調整委員会】※番号1～11、15は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H2.9.27	12	海区漁業調整委員会	同左	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求者又は申出者に係る第三者	請求者、申出者、請求又は申出に係る情報にかかわる個人
H19.7.19	13	〃	〃	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報(相談)対象者等
H19.11.8	14	〃	〃	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者

## 【内水面漁場管理委員会】※番号1～11、15は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H2.9.27	12	内水面漁場管理委員会	同左	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求者又は申出者に係る第三者	請求者、申出者、請求又は申出に係る情報にかかわる個人
H19.7.19	13	〃	〃	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報(相談)対象者等
H19.11.8	14	〃	〃	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者

## 【神奈川県立病院機構】※番号1～11、23、31、32は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
(H2.9.27)	12	各室課所	(人事課)	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、他の実施機関、所属職員、配偶者、子供その他職員に関する個人情報保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	13	各室課所	(県政情報室)	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求者又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
	14	県立病院 県立診療所	(県立病院 総務課)	診療事務	患者、家族、医療機関等	患者、その家族
	15	県立病院 (一部を除く)	〃	助産事務	妊婦、じょく婦、家族、医療機関	妊婦、じょく婦、その家族
	16	県立病院 県立診療所	〃	看護事務	患者、家族、医療機関等	患者、その家族
	17	がんセンター	(同左)	悪性新生物登録事務	医療機関、保健所	悪性新生物罹患者、その家族、親族
	18	〃	〃	がんの宿主要因と環境要因に関する研究、肺がんと石綿に関する疫学研究	市町村、がん検診受診者、医療機関	がん罹患者、がん検診受診者、その家族、親族
	19	〃	〃	がんに関する研究	医療機関、研究機関	悪性新生物罹患者、その家族、親族
	20	県立病院 県立診療所	(県立病院 総務課)	医事受付事務	家族、先生、友人等	受診者、入院患者、申込者、連帯保証人
(H19.7.19)	21	各室課所	(県立病院 課)	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報(相談)対象者等
(H19.11.8)	22	各室課所	(県立病院 課)	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者
H22.3.25	24	本部事務局各課 各県立病院	職員課	職員の任命・解雇等関係事務	本人以外の職員等、他の実施機関、職員に関する個人情報を保有する者	職員、配偶者、子どもその他親族等
	25	〃	〃	非常勤職員等の任命・解雇等関係事務	本人以外の職員等、他の実施機関、契約職員・非常勤職員・短期非常勤職員に関する個人情報を保有する者	〃
	26	〃	〃	任期付職員の任命・解雇等関係事務	本人以外の職員等、他の実施機関、任期付職員に関する個人情報を保有する者	〃

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
H22. 3. 25	27	本部事務局各課 各県立病院	職員課	任期付研究員の任命・解雇等関係事務	本人以外の職員等、他の実施機関、任期付研究員に関する個人情報保有する者	職員、配偶者、子どもその他親族等
	28	〃	〃	再雇用職員等の任命・解雇等関係事務	本人以外の職員等、他の実施機関、再雇用職員等に関する個人情報保有する者	〃
	29	職員課	同左	役員（理事長・監事を除く）の任命・解任等関係事務	他の実施機関、所属する団体、役員（理事長・監事を除く）に関する個人情報保有する者	役員（理事長・監事を除く）候補者
	30	職員課 各県立病院	職員課	役員（理事長・監事を除く）の任命・解任等関係事務	本人以外の職員等、他の実施機関、役員（理事長・監事を除く）に関する個人情報保有する者	役員（理事長・監事を除く）、配偶者、子どもその他親族等
H23. 7. 28	33	こども医療センター	職員課	臓器移植に伴う虐待情報確認事務	各児童相談所、保健所、福祉事務所、警察	臓器提供の対象となる可能性のある児童、当該児童のきょうだい(特定の個人が識別される場合)、当該児童の保護者(特定の個人が識別される場合)

\* 番号12～20は、H16. 12. 28条例附則第10項及びH21. 12. 28条例附則第6項によるものであり、知事が受けた答申であることから、答申年月日及び主管室課名は括弧書きとした。

\* 番号21・22は、H21. 12. 28条例附則第6項によるものであり、知事が受けた答申であることから、答申年月日及び主管室課名は括弧書きとした。

\* 番号24～30は、H21. 12. 28条例附則第10項によるものであり、病院事業管理者が受けた答申だが、神奈川県立病院機構の取扱いについてのものである。

\* 番号31・32は、H21. 12. 28条例附則第7項によるものであり、知事が取り扱うこととなるため、欠番とする。



## 第5項関係 (取扱目的の明示)

(再掲)

5 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急に必要があるとき。
- (2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (3) 取扱目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。

(1) 本項は、実施機関が本人から直接書面で個人情報を収集するときは、原則としてその取扱目的を本人に明示しなければならないとするものであり、個人情報保護法第18条第2項、行政機関法第4条を踏まえて規定された。

(2) 本項は、実施機関が本人から直接当該本人に係る個人情報が記載された書面を受け取るときは、本人がそこに記載された個人情報の取扱目的について理解していることが重要であること、また、書面で提出された個人情報はそのまま実施機関の行政文書を構成することが多いと考えられることから、規定されたものである。

(3) 「取扱目的」は、個人情報保護法の「利用目的」と実質的な意味は同様である。

(4) 個人情報の取扱目的については、実施機関は第7条により、個人情報事務登録簿に記載して一般に縦覧することが義務付けられているが、本項は本人から直接書面で収集しようとする場合の特則である。

(5) 「直接」とは、本人と実施機関が直接的な応答関係があることを示し、窓口等で対面している場合が典型である。

(6) 「書面」には電磁的記録も含むため、CD等の電子媒体に記録された個人情報を本人から収集する場合も含まれる。また、実施機関が管理するホームページの画面上で個人情報を入力し、当該入力内容を実施機関に送信する場合も含まれる。

(7) 取扱目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である。

なお、実施機関に対して一方的に送られてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」明示することが不可能であり、そのような場合についてまで利用目的を明示しなければならない義務を課すものではない。

(8) 本項は、本人から直接書面により個人情報を収集する際に、あらかじめ取扱目的を明示させるものであるが、取扱目的を明示することにより権利利益を損なうおそれがある場合等取扱目的の明示を義務付けることが適当でない場合にまで、一律に本項を適用することは合理的でなく、第1号から第4号までは本項の適用除外について定めたものである。

なお、取扱目的の明示に係る適用除外事項への該当については、次に掲げる「取扱目的の明示に係る適用除外事項の判断基準」に基づき判断することが必要である。

## — 取扱目的の明示に係る適用除外事項の判断基準 —

## 第1号（緊急に必要）関係

(1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急に必要があるとき。

## 1 趣旨

本号は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために個人情報直接書面により収集することが必要な場合で、取扱目的を明示して本人の理解を求めているが、個人の生命、身体又は財産の安全を守ることができないほど、時間的に切迫している場合に、取扱目的の明示の適用除外とする趣旨である。

## 2 解釈

(1) 「緊急」とは、災害その他これに類する事象による個人の生命、身体又は財産への危難を避けるため若しくは除去するため、取扱目的を明示する時間的な余裕がないことである。

災害その他これに類する事象には、地震などの自然現象による場合のほか、犯罪、紛争、事故などの人為的事象も含むものである。（本条第4項第3号の趣旨及び解釈を参照）

(2) 条例は、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため」としているのに対し、個人情報保護法並びに行政機関法は「人の生命、身体又は財産の保護のため」（行政機関法第4条ほか）としている。条例が、「個人の」として自然人に限定しているのは、法人の財産を守るべき緊急の必要性から取扱目的を明示しなくてもよい場合を具体的に想定し難いためである。

## 第2号（個人の権利利益侵害）関係

(2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

## 1 趣旨

本号は、取扱目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合に、取扱目的の明示の適用除外とする趣旨である。

## 2 解釈

(1) 「生命、身体、財産」は「権利利益」の例示である。

(2) 本号に該当する場合としては、次のような場合が考えられる。例えば、癌の治療のために必要となる個人情報を収集する際にその取扱目的を告げることは、実質的に病名を告知することになってしまう。しかし、病名の告知の可否は、通常は医学的見地から判断される事柄であり、一律に本人に取扱目的を明示する義務を課すことが合理的でないような場合である。

## 第3号（事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ）関係

(3) 取扱目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## 1 趣旨

本号は、実施機関、国等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、

公共の利益が損なわれるおそれがあり、このような場合にまで取扱目的を明示する義務を課すことは適当ではないことから、取扱目的の明示の適用除外とする趣旨である。

## 2 解釈

- (1) 「国」、「独立行政法人等」については、本条第4項第8号の2(1)と同じである。
- (2) 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについては、実施機関、国等が行う事務又は事業の内容は多様であるため、一般的な基準を定めることは困難であり、社会通念により個別的に判断せざるを得ないが、恣意的な判断は行うべきではない。
- (3) 具体的には、利用目的を明示することにより、以後の個人情報収集が困難になる場合、適正な判断・評価に支障を及ぼす場合、被疑者の逃亡・証拠隠滅につながる場合などが想定される。（なお、本号は平成27年3月の条例改正前の規定（「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために収集するとき。」）の趣旨も含む。）

### 第4号（収集の状況から明らか）関係

- |  |
|--|
| <p>(4) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。</p> |
|--|

## 1 趣旨

取扱目的を明示する措置をとらなくても、個人情報を収集する状況からみてそれが明らかである場合にまで重ねてそれを明示する必要性は認められないことから、このような場合に取扱目的の明示の適用除外とする趣旨である。

## 2 解釈

- (1) 「収集の状況からみて取扱目的が明らか」とは、客観的にみて明らかであることが必要であり、書面に記入する者がたまたま知識があり、取扱目的を認識し得たとしても、このような場合まで適用除外とする趣旨ではない。
- (2) 具体的に取扱目的が明らかである場合としては、特定の許認可申請を行うため、本人が自己の個人情報を記載した申請書を行政機関に提出する場合等が考えられる。

ただし、その場合でも実施機関が当該許認可申請の事務処理のみに当該個人情報を取り扱うことが前提であり、それを越えた取扱いを予定している場合は、それ自体が客観的に明らかとは言えないと考えられるので、その場合は取扱目的を明示する義務があると考えられる。

第6項関係	(法令等の規定に基づく行為に伴うもの)
-------	---------------------

(再掲)

6 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第4項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(1) 本項は、法令等の規定に基づいて提出される申請書、届出書等又はそれらに添付される書類等に記載されている申請者、届出者等以外の者の個人情報について、本条第4項第2号に規定する本人同意に基づく収集とみなす趣旨である。

添付される書類等とは、法令の規定を根拠とする規則等に定められた添付書類をいう。

(2) 「法令等」 (= 「法令若しくは条例」 (第6条) ) については、第6条の趣旨及び解釈(5)と同じである。

当該法令等に申請、届出その他これらに類する行為を行うことの根拠が規定してある場合(「申請することができる。」「(申請書等を)提出しなければならない。」「届け出なければならない。」「(申請書等)の提出を求めることができる。」等)は、「法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為」に該当するものである。

(3) 「その他これらに類する行為」とは、法令等の規定を根拠に相手方が書類を提出する行為であって、申請又は届出に類似した行為をいう。法令等の規定に基づく登録票の提出、入学願書の提出等がこれに該当する。

(4) 「当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報」とは、提出される申請書、届出書等又はそれらに添付されている関係書類等の中に記載されている当該申請者、届出者等以外の個人情報をいうもので、申請書、届出書等に添付されている契約書の債権者、債務者及び保証人の個人情報、申請書に添付されている様式の定められた帳票に記載されている個人情報等がこれに該当する。

基本的に、当該申請書、届出書等の添付書類の中に記載されている申請者以外の個人情報については、検索可能なものには該当しないため、事務登録を要しないものである。

しかし、添付されている書類のいずれかの場所に定型的に個人情報が記録されている場合であって、当該個人情報により検索が可能なきには、登録を要する事務となるので注意する必要がある。

(5) 本項に該当して収集された申請者、届出者等以外の者の個人情報は、本条第4項第2号に定める「本人の同意」があったものとみなすもので、本人収集の適用除外となる。

このため、本項の適用に当たっては、具体的にいかなる根拠法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為であるかを明らかにして、事務又は事業の執行に当たることが必要である。

## （利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
- (5) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下この号において「他の実施機関等」という。）に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。
- (6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
- (7) 本人以外の者に提供する場合で、当該提供が明らかに本人の利益となるとき。
- (8) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために公安委員会又は警察本部長が利用し、又は提供するとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することに相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

## 趣旨及び解釈

## 第1項関係（利用・提供の制限）

(1) 本条は、実施機関は保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）について、収集したときの取扱目的以外の目的に利用、提供をしてはならないとの原則を示したものである。保有個人情報が本来の利用目的以外の目的のために利用・提供された場合、本人の予期せぬ利用等による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。このため、利用目的以外の利用・提供を原則として禁止したものである。

なお、保有特定個人情報の利用の制限については第9条の2に、保有特定個人情報の提供の制限については第9条の3に規定している。

(2) 「利用」とは、保有個人情報を保有する実施機関の内部において当該保有個人情報を使用することであり、知事部局の総務局の所属において保有している保有個人情報を、同じ知事部局の政策局の所属において使用する場合などが該当する。

- (3) 「提供」とは、保有個人情報を保有する実施機関が当該実施機関以外の者にその情報を渡すことであり、知事部局の政策局の所属において保有している保有個人情報を、国、市町村、他の実施機関、各種の団体などに渡す場合やホームページへの掲載がこれに該当する。
- (4) 目的外であるか否かの判断に当たっては、個人情報を収集する際の取扱目的に照らして判断するものとする。一義的には、個人情報事務登録簿に記載の取扱目的から判断すべきであり、登録簿に記載のない事務における保有個人情報の利用又は提供にあつては、個人情報を収集する際の取扱目的を個別に検討して判断するものとする。
- また、個人情報の取扱目的やその取扱いが目的外であるか否かということは、当該事務の目的・内容や社会通念により個別に決められるものであり、実施機関の恣意的な判断によって決められるものではない。具体的には、当該事務について定める法令や要綱等に基づき判断することになるが、他の法令等に基づき行われている同様の事務における個人情報の取扱いに関する考え方や社会一般で行われている同様の事務における個人情報の取扱いに関する考え方等も踏まえて判断する必要がある。
- なお、当該個人情報を取り扱う事務又は事業を遂行していく上で当然に付随する個人情報の取扱いについては、取扱目的の範囲内に含まれる〔例えば事務又は事業に係る支出のため会計局に手続を依頼する。予算編成事務のため資料を提出する。監査事務局の監査を受ける。事務又は事業の内容（附属機関の委員名、担当職員名等）を公表し、周知する。団体等の指導育成を促進するため、関係者を表彰するに当たり、指導育成のために収集した情報を利用する。など〕。
- (5) 平成27年3月の条例改正において、目的外利用・提供をした場合の本人通知に関する規定を削除した。これは、本人通知を行っている事例が少なく、行政機関法等においては同様の規定がないことによる。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民が知り得る状態にしておくことは重要であることから、毎年度、情報公開広聴課において実施機関における目的外利用・提供の情報をとりまとめて公表することとし、目的外での利用・提供を行った場合の情報公開広聴課長への報告手続（知事部局）について神奈川県個人情報等取扱事務要綱に規定した。

## 第2項関係（利用・提供制限の例外）

- (1) 実施機関の保有する個人情報については、個人の権利利益を不当に侵害しない範囲で、県民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、他の行政の遂行のために有効利用を図ることも必要であり、また、本人の利益や社会公共の利益のために利用目的以外に利用・提供することが要請される場合もある。このようなことから、本項第1号から第9号までのいずれかに該当する場合は、例外的に利用目的以外の利用・提供ができることとしたものである。
- なお、これら各号のいずれかに該当すると判断される場合であっても、個人情報を含む情報全体の内容から判断して事務事業への支障等が考えられる場合などは実施機関として目的外に利用・提供しないと判断することも可能である。
- (2) 「権利利益を不当に侵害する」とは、実施機関が保有個人情報を目的外に利用又は提供することにより、正当な理由なく個人の権利利益を侵害することをいい、このようなおそれが認められる場合は、例外的な利用・提供は認められないことに留意しなければならない。
- 例えば、国税徴収法に基づく税務署からの照会に対し、税務署が必要とする範囲で保有個人情報（銀行口座番号等）を回答（目的外に提供）した結果、照会対象者が税務署から財産の差し押さえ等を受けたとしても正当な理由に基づくものであり、権利利益を不当に侵害したことはないかと判断されるところである。

ただし、個人情報のうちでも、犯罪歴や病歴などの要配慮個人情報は、目的外に利用・提供した結果、実施機関が予期しないところで個人の権利利益を不当に侵害する可能性があると考えられることから、利用・提供先における必要性や保護措置の状況を十分に確認するなどして、特に慎重に判断する必要がある。

(3) 目的外利用・提供の適用除外事項への該当については、別に掲げる「目的外利用・提供に係る適用除外事項の判断基準」に基づき判断することが必要である。

(4) 情報提供する行政情報には個人情報が含まれている場合もあり、当該提供が保有個人情報の目的外提供制限に抵触することのないよう注意しなければならない。

また、提供を求められた行政情報が提供を求める者の自己情報である場合は、本人に提供することから、第2号において取扱目的外であっても提供することが認められている。しかし、目的外の提供に当たるということは、もともと本人へ提供をすることを前提に取り扱っている情報ではなく、原則として、第18条の自己情報の開示請求により対応することが望ましい。（詳しくは、条例第9条第2項第2号の解釈参照。）

(5) 適用除外事項第1号から第8号までに該当しない場合において目的外利用・提供を必要とする場合は、第9号の規定に基づき審議会の意見を聴くことが義務付けられている。

この場合、実施機関は、別に掲げる「条例第9条第2項第9号の規定に係る目的外利用・提供該当案件（第3号様式）」に必要事項を記載して審議会への諮問の手続を行う。

なお、別に掲げる「条例第9条第2項第9号の規定に基づき審議会の意見を聴いた目的外利用・提供の制限の適用除外事項（類型）」に該当する場合は、個別に審議会に諮問することは必要としないが、具体的な取扱いについては慎重に判断することが求められる。

また、これら類型答申については平成27年3月の条例改正の内容を踏まえその一部を廃止した。

(6) 故人（死者）の情報は、遺族等の個人情報でもあると認められる場合を除き、一般的には、条例の定義する個人情報には該当しないので、所管室課所の判断となる。

この場合には、所管室課所においては、故人（死者）の名誉等にも十分配慮した運用基準を定めるなどして、適切に対応することが求められる。

(7) 県がFacebook等のソーシャルメディアを利用して、個人情報が含まれた情報を発信する場合、保有個人情報を第三者に提供することとなり、条例第9条等の規定等に基づいた取扱いをする必要がある。具体的には、資料編の「神奈川県ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（抜粋）及び「ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いに関する要領」を参照されたい。

## －目的外利用・提供に係る適用除外事項の判断基準－

## 第1号（法令等の規定に基づく利用・提供の場合）関係

(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
-----------------------------

## 1 趣旨

本号は、目的外の利用・提供に係る適用除外事項として、「法令等」の規定に基づいて利用・提供ができることを示したものである。

情報の提供について法令等の規定があるときは、当該法令等の立法目的から保有個人情報の利用・提供を可能としており合理性が認められることから、目的外の利用・提供に係る適用除外とするのが本号の趣旨である。

## 2 解釈

(1) 「法令等」（＝「法令若しくは条例」（第6条））については、第6条の趣旨及び解説(5)と同じである。

(2) 「法令等の規定に基づき」とは、当該法令等により通知、送付等が義務付けられている「義務規定」の場合と義務ではないが通知、送付等ができるとしているいわゆる「できる規定」とがあるが、本号の「法令等の規定」には、いずれの規定も該当する。

なお、本号は、法令等の規定に基づく場合は、取扱目的以外の利用・提供をし得るとするものであり、本号により利用・提供が義務付けられるものではない。特に、いわゆる「できる規定」に基づき目的外の利用・提供を行う場合にあっては、実際に利用・提供することの適否等については、提供等を求めている法令等の趣旨や相手側における必要性（当該情報を必要とする理由、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難かなど）を確認の上、提供等する範囲を必要最小限にするとともに、必要に応じて条例第9条第3項に基づく措置要求を行うなど、本人や第三者の権利利益を不当に侵害することがないことを確認した上で提供することが求められる。

また、回答に当たっては、地方公務員法第34条に定める守秘義務にも留意し、提供する情報の範囲を検討し、慎重な対応を心掛けるものとする。

## (3) 具体例

ア 刑事訴訟法第197条第2項の規定により、捜査機関から書面で照会を受けた場合

イ 民事訴訟法第163条の規定により、訴訟の係属中、訴訟の相手方から書面で照会を受けた場合

ウ 民事訴訟法第223条の規定により裁判所から文書提出命令を受けた場合

エ 民事訴訟法第226条の規定により、裁判所から書面で文書送付嘱託を受けた場合

オ 弁護士法第23条の2の規定により、弁護士会から書面で照会を受けた場合

カ 国税徴収法第141条の規定により、税務署長から書面で照会を受けた場合

キ 情報公開条例第9条の規定に基づく公開請求の手続により、県民に行政文書を公開する場合

ク この条例第18条第1項の規定による開示請求に応じて本人に保有個人情報を開示する場合



第2号（本人同意・本人提供の場合）関係

(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

1 趣 旨

目的外の利用又は提供であっても、本人の同意を得て行う場合には、基本的に個人情報保護上の問題とならないと考えられる。また、本人に提供するときも同様であるので、これらについては、適用除外としたものである。

2 解 釈

(1) 「本人の同意」とは、一般的に、本人の明確な意思表示が口頭又は文書等により確認された場合であって、当該目的外の利用又は提供の目的の内容と当該目的に利用又は提供される保有個人情報の項目を本人が承知している状態をいうものである。

(2) しかし、事務又は事業によっては、周囲の状況により客観的に判断して明らかに本人の同意があると考えられる場合がある。このような場合についても、すべて文書等による本人の明確な同意を必要とすると、いたずらに行政事務の非効率化と繁雑さを増すだけでなく、県民等もその都度意思表示を行う必要が生じ無用な負担を強いられることになる。このため、事務の流れその他の客観的事実から本人同意の意思が明らかである場合は、本号による本人同意があるものとして取り扱うこととする。

本人の同意が明確である限りは、提供先が本人の同意をとった場合でもよい。

なお、当該同意を得るために保有個人情報を利用すること（電子メールの送信や電話をかけること等）は、目的外利用には該当しない。

(3) 本人への提供は、本号の規定により目的外の提供であっても可能となるが、目的外の提供に当たるということは、もともと本人へ提供をすることを前提に取り扱っている情報ではないこと、また、本号の規定は自己情報の開示請求制度（条例第18条～）とは異なり、実施機関に提供することを義務付けるものではなく、提供を受けた自己情報に不服があっても、提供を受けた者は審査請求をすることはできないことから、県民等から「県が保有する自分の情報を見たい」等の申し出があった場合には、原則として、自己情報の開示請求により対応することが望ましい。

なお、本号の規定により本人へ提供を行う場合には、次の点に注意する必要がある。

ア 自己情報の開示請求の場合と同様、本人の確認は十分に行う必要があること

イ 上記のとおり審査請求はできないことから、提供を受けたい内容の確認は十分に行う必要があること

ウ 条例第20条各号に定める不開示情報が有る場合、当該不開示情報を提供することはできないこと（ただし、情報提供であるため、必ずしも行政文書そのものの閲覧又は写しの交付を行う必要はない。）

(4) 具体例

- ・講演会等の事業の参加者名簿を、本人の同意をとって、県の発行する刊行物の送付先の名簿として利用する場合

- ・〇〇資格者の講習履歴を、本人の同意に基づき、本人の所属する団体へ連絡する場合

### 第3号（緊急かつやむを得ない場合）関係

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

#### 1 趣旨

個人の生命、身体又は財産の安全を守るために利用し、又は提供することが必要な保有個人情報で、その利用又は提供に緊急性があり、かつ、他に適当な代替手段がないというような場合に、収集したときの取扱目的にかかわらず、当該利用又は提供を認めようとするものである。

#### 2 解釈

(1) 「緊急」とは、災害その他これに類する事象による個人の生命、身体又は財産への危難を避けるため若しくは除去するため、保有個人情報を目的外に利用又は提供するしか時間的な余裕がないことである。

災害その他これに類する事象には、地震などの自然現象によるものの他、犯罪、紛争、事故など人為的事象も含むものである。

(2) 「やむを得ない必要」とは、保有個人情報を目的外に利用し、又は提供しなければ事務又は事業の目的が達成できず他に適当な方法がない場合をいい、「やむを得ない」の判断に当たっては、厳密に解釈することが必要であり、単なる行政上の都合等は含まれない。

(3) 具体例

交通事故で意識不明となっている者の手術を行おうとする病院から、特に配慮を要する既往の疾患の状況を県立病院に照会してきた場合

### 第4号（出版・報道）関係

(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを利用し、又は提供するとき。

#### 1 趣旨

本号は、利用又は提供しようとする保有個人情報が出版、報道等により公にされている場合には、少なくとも不特定多数の者に公表され、誰もが知り得る状態にあることから、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限り、目的外利用・提供の適用除外とする趣旨である。

#### 2 解釈

(1) 「出版、報道その他これらに類する行為により公にされているもの」とは、第8条第4項第5号の2の(2)から(6)までと同じである。

(2) 既にインターネット等で公にされている情報であっても、本人が望まないままに掲載が継続されていることもあることから、本人等の権利利益を不当に侵害することがないか、目的外に利用し又は提供するに当たっては、慎重に判断する必要がある。

(3) また、出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものについては、当該事務又は事業の目的達成の一般的必要性から収集するものであるため、当該事務における取扱目的の範囲内に含まれる。しかし、これらの保有個人情報を他の事務において利用し、又は外部機関等へ提供する場合には、目的外の利用又は提供と考えるべきである。その際には、出版・報道等により公にされている情報がすべて正確であるとは限らないので、出典、収集時期等を明らかにして利用し、又は提供することが望ましい。

(4) 具体例

講演を依頼する有識者を選ぶため出版物等から収集した個人情報を、附属機関の委員の選任のために利用する場合

**第5号（実施機関内での利用等）関係**

(5) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下この号において「他の実施機関等」という。）に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。

**1 趣旨**

実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人は、公共性・公益性の高い事務事業を実施しており、県民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から目的外利用・提供を行う必要性が高いこと、また、これらの団体は行政機関法や個人情報保護条例により個人情報を適切に取り扱う制限を受けることとなり本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれが極めて少ないと認められることから、相当な理由があると認められる場合には、目的外利用・提供を認めようという趣旨である。

**2 解釈**

- (1) 「国」、「独立行政法人等」については、第8条第4項第8号の2の(1)と同じである。
- (2) 「他の地方公共団体」には一部事務組合等の特別地方公共団体も含まれるが、一部事務組合等の中には個人情報保護条例が制定されていない団体も見受けられる。そのような場合には個人情報の漏えい等の危険性が高まると考えられることから、当該一部事務組合等における個人情報保護に関する内規等の整備状況を事前に確認した上で、必要と判断される場合には、提供先の一部事務組合等に対して目的外には利用しないなど条例第9条第3項に基づく措置要求を行ったうえで提供することが望ましい。
- (3) 「相当な理由があると認めるとき」とは、実施機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当な理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、実施機関が個別に判断することになるが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、県民負担の軽減につながるなど例外としてふさわしい理由であることが求められる。

なお、「相当な理由」があるか実施機関で判断に迷う場合は、第9号に基づき審議会の意見を聴いた上で利用・提供を行うなど、慎重な対応を行う必要がある。

(4) 具体例

市町村が全国一律に支給することとなる給付金を支給するに当たり、国からの通知に基づき、支給対象となる者の情報を市町村へ提供する場合

**第6号（統計の作成等）関係**

(6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。

**1 趣旨**

専ら統計の作成や学術研究の目的に保有個人情報を利用又は提供するときは、公共性等が高

く使用目的が明確であることから、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限り、目的外利用・提供を認めようという趣旨である。

## 2 解 釈

(1) 目的外に利用又は提供を行う前提として、県として保有個人情報を利用・提供するに値するだけの公共性・公益性が高い統計の作成や学術研究なのかという点から慎重に判断する必要がある。

(2) また、提供先に対して、結果を公表する際は個人の識別ができない形で行う、統計作成等の目的以外での利用を禁止する、利用後には確実に廃棄（又は返却）することを条件に付すなど、条例第9条第3項に基づく措置要求を行ったうえで提供する必要がある。

なお、実施機関の保有する個人情報を統計作成や学術研究のために利用・提供する際には、個人識別性の高い生データ全体を利用・提供しなくても目的を達成できる場合が多々あると考えられる。このような場合には、試験研究機関等から保有個人情報の利用・提供の要請があった場合でも、対象データから統計作成や学術調査には必要のない情報（氏名や住所の一部など）をあらかじめ削除するなど匿名化して提供することが、安全管理上適切である。

(3) 具体例

県で保有する個人情報を、県との共同研究のために試験研究機関へ提供する場合

## 第7号（本人の利益）関係

(7) 本人以外の者に提供する場合で、当該提供が明らかに本人の利益となるとき。

### 1 趣 旨

明らかに本人の利益になる場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限り、目的外利用・提供を認めようという趣旨である。

### 2 解 釈

(1) 本人の利益になることが明らかであり、本人の同意を得ることが可能である場合には、原則として第2号を適用し、本人の同意を得た上で利用・提供する必要がある。

しかしながら、例えば表彰者の選考のために、表彰対象者の実績を表彰実施団体へ提供する場合など、結果が未確定である場合には、事前に本人同意を求めることは社会通念上馴染まないため、本号を適用して目的外提供を可能とするものである。

(2) 一般的に本人の利益になると考えられる場合であっても、本人がそのように考えるとは限らず、本人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないとは言いきれないことから、本号に該当するとして目的外に利用・提供する場合には、個人情報の内容や提供先等を十分に考慮した上で、慎重に判断する必要がある。

(3) 具体例

表彰のために表彰対象者の情報を表彰実施団体へ提供する場合

## 第8号（犯罪の捜査等）関係

(8) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために公安委員会又は警察本部長が利用し、又は提供するとき。

### 1 趣 旨

本号は、犯罪の捜査等のために保有個人情報を利用し、又は提供する必要がある場合で、

個人情報収集したときの取扱目的以外の目的で利用し、又は提供しなければ犯罪の捜査等の目的が達成できないときは、目的外の利用及び提供ができることとしたものである。

## 2 解 釈

- (1) 「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のため」とは、第6条の趣旨及び解釈(8)アからカまでと同じである。
- (2) 犯罪の捜査等のために公安委員会又は警察本部長が利用し、又は提供する場合に限られるものである。
- (3) 本号に該当する具体例としては、次のとおりである。
  - 変死者の身元確認のための犯罪捜査活動で入手した指紋情報の利用
  - 連携捜査を行う出入国在留管理庁、税関、海上保安庁等関係機関への情報提供

## 第9号（審議会の意見を聴く場合）関係

(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することに相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

## 1 趣 旨

個人情報収集したときの取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供する必要がある場合は、第1号から第8号までに掲げた事項以外にもあると考えられるが、すべての場合を予測して列挙することは不可能であるので、そのような必要が生じたときには、あらかじめ審議会の意見を聴いて、相当な理由があると認められるものについて利用し、提供することができることとしたものである。

## 2 解 釈

- (1) 本号に該当するものとして目的外の利用・提供を行おうとする場合は、審議会に対し、当該目的外の利用又は提供の目的（実施機関以外に提供する場合には、相手方の取扱いの目的）及びその必要性を明らかにして意見を聴く必要がある。

目的外の利用又は提供を行う必要性があらかじめ分かっているときは、収集のときにあらかじめ本人の同意を得ておくように努めることが望ましい。同意を得た場合には、本号ではなく、第2号の適用となる。
- (2) 相当な理由があると認められる場合として、次のような場合が考えられる。
  - ア 提供先である相手方において本人から収集することが、事務又は事業の性質上なじまないと考えられる場合
  - イ 提供先である相手方において本人から収集するよりも、既存の保有個人情報を活用する方が合理的と考えられる場合
  - ウ 実施機関が既に保有している特定の保有個人情報について、第三者がそれを収集する必要がある場合

（第3号様式）

条例第9条第2項第9号の規定に係る目的外利用・提供該当案件

		区 分	※案件番号
所管室課所名			
主管室課名			
事務の名称			
事務の根拠法令等			
事務の目的			
対象となる個人の類型			
目的外に利用・提供する保有個人情報の内容			
利用・提供の相手方			
利用・提供の理由（利用・提供する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）			

- 備考 1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。  
 2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

【条例第9条第2項第9号の規定に基づき審議会の意見を聴いた目的外利用・提供の制限の適用除外事項（類型）】

番号	類 型
類1 <small>(旧答申番号7) H2.9.27答申</small>	報道機関の取材、要請に応じて提供、発表する場合 ただし、報道機関を通じて一般県民に知らせることが本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般県民に知らせる公益上の必要性がある場合で、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。

- 備考 1 各類型は、いずれも法令等の規定により個人情報の利用又は提供が制限されている場合を除く。  
 2 各類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する権限を与える意味を有しない。  
 3 各類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する義務を課する意味を有しない。  
 4 各類型に該当して利用し、又は提供する個人情報は、必要最小限とする。

番号	類 型
類2 <small>H29.3.30答申</small>	<p>情報公開請求されれば明らかに全部公開となるような行政文書について、当該行政文書に記載されている個人情報を、神奈川県情報公開条例第23条による情報の提供として提供する場合 ただし、次の留意事項を前提とする。</p> <p>1 本類型による提供は、次のいずれかの行政文書に含まれる個人情報の提供に限ること。                  (1) 過去に情報公開請求があり全部公開した行政文書で、現時点においても明らかに判断が変わらないもの                  (2) 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書                  (3) その他情報公開条例で規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書。</p> <p>2 上記1への該当性については、慎重に判断し、その判断がつきがたいものについては、情報公開条例に基づく情報公開請求制度によること</p> <p>3 上記1(3)への該当性については、情報公開条例において個人情報が原則非公開情報とされていることにかんがみ、情報提供制度によることができるかについて、より慎重に判断すること。</p> <p>4 上記1(3)に該当するものとして、行政文書を加工し、その加工後の行政文書の本類型により提供しようとする場合にも、その内容等を十分に精査し、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限ること。</p>

※ 類2により、「県民の求めに応じた情報提供」の際の個人情報の目的外提供のみならず、「県民の求めによらない、実施機関による積極的な情報提供」においても、個人情報の目的外提供が認められることとなった。（例：随意契約の相手方となっている個人事業主の氏名等を、県での物品購入状況についての積極的情報提供として県ホームページで提供（公表）する場合）  
 「県民の求めに応じた情報提供」についての平成22年1月14日付け答申は、類2を認める答申の中で廃止されている。

○各実施機関での類型答申の採用状況

	知事	議会	企業	教委	選管	人委	監査	公安	警察	労委	収委	海区	内水	地方独法
類1	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
類2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○ 次の類型答申については平成29年3月の類型答申「類2」の答申を踏まえ廃止した。

答申年月日	番号	類 型
H22.1.14	※	<p>情報公開請求されれば明らかに全部公開となるような行政文書について、閲覧又は写しの交付を求められた場合に、当該行政文書に記載されている個人情報、情報提供を求めた者に提供する場合ただし、次の留意事項を前提とする。</p> <p>1 本類型による提供は、次のいずれかの行政文書に含まれる個人情報の提供に限ること。</p> <p>(1) 過去に情報公開請求があり全部公開した行政文書で、現時点においても明らかに判断が変わらないもの。</p> <p>(2) 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書。</p> <p>(3) その他情報公開条例で規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書。</p> <p>2 上記1への該当性については、慎重に判断し、その判断がつきがたいものについては、情報公開条例に基づく情報公開請求制度によること。</p> <p>3 上記1(3)への該当性については、情報公開条例において個人情報が原則非公開情報とされていることにかんがみ、情報提供制度によることができるかについて、より慎重に判断すること。</p> <p>4 上記1(3)に該当するものとして、行政文書を加工し、その加工後の行政文書の本類型により提供しようとする場合にも、その内容等を十分に精査し、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限ること。</p>

※【知事部局】については、番号32、【議会】については、番号9（注：答申年月日はH22.5.13）、【公営企業管理者】については、番号14、【教育委員会】については、番号11、【選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会】については、番号9、【監査委員】については、番号7、【公安委員会】については、番号1、【警察本部長】については、番号12、【神奈川県立病院機構】については、番号16

○ 次の類型答申については、平成27年3月の条例改正を踏まえ廃止した。

番号	類 型
1 (ア)	<p>弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して報告する場合 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
2 (イ)	<p>法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
3 (ウ)	<p>行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合 ただし、当該行政機関が法令等に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
4 (エ)	<p>実施機関が行う他の事業の案内又は刊行物の送付のために利用し、又は提供する場合 (条例施行前に収集した個人情報に限る。) ただし、案内又は刊行物の送付による利益を受けるのは当該個人であるので、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く。</p>
5 (オ)	<p>講師、委員等の人選のため、当該実施機関が利用し、又は県の他の機関、国、他の都道府県若しくは市町村に提供する場合（条例施行前に収集した個人情報に限る。） ただし、個人情報を取り扱う側の事務上の支障等から本人収集が困難な場合又は本人同意が得難い場合に限る。</p>
6 (カ)	<p>統計作成の資料として当該実施機関が利用し、又は当該実施機関以外の者に提供する場合 ただし、当該統計作成に公益性があり、当該個人情報を利用し、又は提供を受ける者が速やかに特定の個人を識別できない形にして取り扱う場合に限る。</p>

備考 1 各類型は、いずれも法令等の規定により個人情報の利用又は提供が制限されている場合を除く。  
2 各類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する権限を与える意味を有しない。



- 3 各類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する義務を課する意味を有しない。
- 4 各類型に該当して利用し、又は提供する個人情報は、必要最小限とする。
- 5 1（ア）の類型のただし書については、当分の間は、「目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合」を「目的に公益性がある場合及び実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合」と読み替えて運用することとする。

[ただし書の解釈]

(1) 「目的の公益性」及び「目的達成困難性」について

これまででは、①目的の公益性、②目的達成困難性のいずれかに当てはまるかどうかで判断していたが、最近の判例には弁護士照会制度に公益的性格を認める旨のものが多く見られることから、弁護士照会について公益性が認められ易くなり、その結果「①又は②」の条件はほぼ自動的にクリアすることとなる。

こうしたことから、次の2つの条件がいずれも満たされれば、弁護士照会に回答することが適当と考えられる。

① 「目的の公益性」について

訴訟の内容、目的、必要性の説明がなされること。

訴訟の遂行はそれ自体に公益性が認められるべきものであり、弁護士会も理由説明を行う方向にあることから、目的を明確化するため、実施機関は必要性の説明を求めることが適当である。

② 「目的達成困難性」について

他に当該個人情報を得るための適当な方法がないことについて、一定程度の説明がなされること。

(2) 「権利利益の不当侵害のおそれがない」ことについて

上記(1)の①②がいずれも明瞭であれば、「訴訟遂行、裁判実施のため」が根拠の場合には、回答して問題はないものと思われる。

\*上記の類型答申のうち、一部について答申を得ている実施機関とその答申番号は次のとおり

実施機関名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
監査委員	1	2	3		4	

なお、上記類型答申のうち公安委員会については、該当する答申なし。

答申年月日	番号	類 型
H18. 1. 12	※	<p>犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために、公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会及び警視総監及び他の道府県警察本部長（以下「公安委員会等」という。）に提供する場合</p> <p>ただし、次の留意事項を前提として、公安委員会等が必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認める場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本類型による提供に当たっては、条例第9条第3項の規定にのっとり、実施機関が必要があると認めるときは、公安委員会等に対し、取扱いの目的又は使用の方法の制限その他必要な制限を付すこと。</li> <li>2 本類型は、法令の規定により個人情報の提供が制限されている場合を除くこと。</li> <li>3 本類型は、実施機関に個人情報を提供する権限を与える意味を有しないこと。</li> <li>4 本類型は、実施機関に個人情報を提供する義務を課する意味を有しないこと。</li> <li>5 本類型に該当して提供する個人情報は、必要最小限とすること。</li> </ol>

※【知事部局】については、番号30、【公営企業管理者】については、番号12、【教育委員会】については、番号8（注：県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒に関する情報を除く。当該情報については、番号9を参照。）、【議会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会】については、番号8、【監査委員】については、番号6、【神奈川県立病院機構】については、番号15

【教育委員会】

答申年月日	番号	類型
H18.3.17	9	<p>（県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒の個人情報について）                      犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために、公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会及び警視総監及び他の道府県警察本部長（以下「公安委員会等」という。）に提供する場合                      ただし、次の留意事項を前提として、公安委員会等が必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認める場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本類型により提供する個人情報には、教育委員会から平成18年3月9日付け子教第170号をもって諮問のあった個人情報の目的外提供に該当するものを含まないこと。</li> <li>2 前項の諮問に対する答申があった場合は、同項中「教育委員会から平成18年3月9日付け子教第170号をもって諮問のあった」とあるのは、「平成18年7月25日付け個情審議第210号をもって答申した」と読み替えるものとする。</li> <li>3 本類型による提供に当たっては、条例第9条第3項の規定にのっとり、実施機関が必要があると認めるときは、公安委員会等に対し、取扱いの目的又は使用の方法の制限その他必要な制限を付すこと。</li> <li>4 本類型は、法令の規定により個人情報の利用又は提供が制限されている場合を除くこと。</li> <li>5 本類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する権限を与える意味を有しないこと。</li> <li>6 本類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する義務を課する意味を有しないこと。</li> <li>7 本類型に該当して利用し、又は提供する個人情報は、必要最小限とすること。</li> </ol>

（注：県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒に関する情報に限る。）

【警察本部長】

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
H18.1.12	8	交通捜査課 交通指導課 各警察署	同左	報償金贈与事務	交通事故の負傷者、 救護者、被疑者、被害者	人身交通事故の捜査や負傷者の救護のために収集した個人情報を、報償金贈与事務に目的外利用	実施機関内部
	9	総務課、各所属	総務課	取材対応事務	被疑者、共犯者、被害者等取材対象者	警察業務全般を通じて収集した個人情報を、取材対応事務に目的外利用	実施機関内部
	10	総務課、各所属	総務課	表彰・賞揚・処分対象事案活動事務	表彰・賞揚・処分対象事案の被疑者・被害者・共犯者、関係者等	被疑者、被害者等の個人情報を、表彰・賞揚の事務に目的外利用	実施機関内部

## 参考資料

## 第9条第2項第9号の規定に基づく個別諮問事案(目的外の利用・提供の制限)

【知事部局】 ※番号1～7、30、32は欠番

答申 年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
H2. 9. 27	8	職員課	同左	恩給裁定事務	恩給請求者	叙位、叙勲表彰の選考のため候補者の軍歴を調査	人事課
	9	障害福祉課	同左	在宅重度障害者等手当支給事務	受給者	慰問品支給対象者を抽出	障害福祉課
	10	県立病院 県立診療所	県立病院 総務課	診療事務	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	試験研究機関等
	11	"	"	看護事務	患者、その家族	看護記録等の内容を疾病の研究のため提供	"
	12	県立病院 (一部を除く)	"	助産事務	妊婦、じょく婦、その家族、新生児	助産録等の内容を疾病の研究のため提供	"
	13	がんセンター	県立病院 総務課	診療事務（診療）	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	試験研究機関等
	14	"	"	診療事務（院内がん登録）	患者、その家族	病状、治療内容等をもがん研究のため提供	"
	15	"	"	がん研究事務	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	"
	16	"	"	悪性新生物登録事務（地域がん登録）	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	"
H3. 3. 30	17	保健予防課	同左	原爆被爆者事務	原爆被爆者	被爆者の援護対策として市町村が行う原爆被爆者への見舞金等の支給事務の実施のため提供	市町村
H3. 9. 28	18	児童福祉課	同左	児童扶養手当事務	児童扶養手当受給者及び児童	市町村が実施する「ひとり親家庭等」市町村医療費助成事業に、対象者の大部分を占める児童扶養手当受給者の情報のうち必要な情報のみを抽出して提供する。	市町村
H6. 11. 10	19	児童福祉課	同左	児童扶養手当事務 特別児童扶養手当事務	受給者、対象児童及び父親	横浜市の福祉に関するシステム構築を支援するため受給者等の情報を提供する。	横浜市

第9条（利用及び提供の制限）

答申年月日	番号	所管審課名	主管審課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
H11. 1. 14	20	児童福祉課	同左	特別児童扶養手当事務	申請者	地域振興券交付事業の実施主体である市町村が、当該事業を円滑かつ効果的に実施するためには、地域振興券交付対象者をあらかじめ把握した上で事務を処理する必要がある。そこで、県は市町村から照会を受けて、交付に必要な最小限度の個人情報の提供を行う。	市町村（特別区を含む。）
	21	児童福祉課	同左	児童扶養手当事務	申請者		
	22	各児童相談所	児童福祉課	児童の福祉に関する措置事務	施設等入所児童		
	23	婦人相談所	児童福祉課	婦人の福祉及び保護事務（要保護女子の一時保護）	要保護女子		
	24	障害福祉課 総合療育相談センター、各保健福祉事務所（三崎、相模原、大和、藤沢、秦野を除く）	障害福祉課	特別障害者手当等給付事務	認定請求者（受給者）	地域振興券交付事業の実施主体である市町村が、当該事業を円滑かつ効果的に実施するためには、地域振興券交付対象者をあらかじめ把握した上で事務を処理する必要がある。そこで、県は市町村から照会を受けて、交付に必要な最小限度の個人情報の提供を行う。	市町村（特別区を含む。）
	25	障害福祉課 各児童相談所、各保健福祉事務所（三崎、相模原、大和、藤沢、秦野を除く）	障害福祉課	障害児（者）施設措置費取扱事務	施設に入所中の障害児（者）		
	26	各保健福祉事務所（三崎、相模原、大和、藤沢、秦野を除く）	生活支援課	生活保護に関する実施事務	生活保護受給者		
	27	保健予防課	保健予防課	原爆被爆者等事務	原爆被爆者		
H12. 6. 1	28	各児童相談所	障害福祉課	児童（障害児）福祉に関する措置事務	児童福祉施設（障害児施設）等に入所中の児童	介護保険事務を行う市町村が、児童福祉施設等に入所し、保険料の支払い義務のない児童を把握するために提供	市町村（特別区を含む。）の介護保険所管課
	29	各保健福祉事務所	障害福祉課	知的障害者援護施設入・退所事務	障害福祉施設入・退所を必要とする障害者	介護保険事務を行う市町村が、心身障害者福祉協会法に定める施設等に入所し、保険料の支払い義務のない者を把握するために提供	市町村の介護保険所管課
H20. 9. 18	31	各児童相談所	子ども家庭課	児童虐待・DV事例における児童手当関係事務	児童虐待を行う保護者、虐待される児童	児童を虐待している保護者の児童手当等支給事由消滅の処理に必要な、児童相談所が保有する個人情報を子ども家庭課が利用	子ども家庭課
H22. 3. 25	33	各児童相談所	子ども家庭課	児童虐待・DV事例における子ども手当関係事務	児童虐待を行う保護者、虐待される児童	児童を虐待している保護者の子ども手当支給事由消滅の処理に必要な、児童相談所が保有する個人情報を子ども家庭課が利用	子ども家庭課
H23. 5. 27	34	〃	〃	臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務	臓器提供の対象となる可能性のある児童、当該児童のきょうだい（臓器提供施設で特定の個人が識別され得る場合）	臓器提供施設における臓器提供の確かな判断のため、児童相談所の保有個人情報を提供	臓器の移植に関する法律に基づき、臓器の提供をしようとする医療施設

第9条（利用及び提供の制限）

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
H23. 11. 10	35	河川課	同左	水防事務等に伴う河川監視カメラを使用した河川の画像情報の提供事務	河川監視カメラの画像に写る個人	河川監視カメラの画像情報を県内市町村及びインターネット利用者へ提供	県内市町村及びインターネット利用者
	36	各児童相談所	子ども家庭課	児童虐待、施設入所及びDV事例における子ども手当関係事務（児童虐待事例の場合）	児童虐待を行う保護者、虐待される子ども	児童を虐待している保護者の子ども手当支給事由消滅の処理に必要な、児童相談所の保有個人情報を子ども家庭課が利用	子ども家庭課
	37	〃	〃	児童虐待、施設入所及びDV事例における子ども手当関係事務（施設入所等事例の場合）	施設入所等子どもの保護者、施設入所等子ども	保護者と施設等への二重支給防止等のために、児童相談所等の保有個人情報を子ども家庭課が利用	〃
H24. 3. 27	38	子ども家庭課 各児童相談所	子ども家庭課	児童虐待、施設入所及びDV事例における児童手当改正法関係事務（児童虐待事例の場合）	児童虐待を行う保護者、虐待される子ども	児童を虐待している保護者の児童手当支給事由消滅の処理に必要な、児童相談所の保有個人情報を子ども家庭課が利用	子ども家庭課
	39	〃	〃	児童虐待、施設入所及びDV事例における児童手当改正法関係事務（施設入所等事例の場合）	施設入所等子どもの保護者、施設入所等子ども	保護者と施設等への二重支給防止等のために、児童相談所等の保有個人情報を子ども家庭課が利用	〃
H25. 9. 26	40	地域福祉課	同左	潜在保育士復帰促進事業に係る再就職意向調査等事務	本県登録保育士	不足している保育士人材の活用を図るため次世代育成課が利用	次世代育成課
H26. 3. 27	41	各保健福祉事務所、児童相談所、女性相談所	同左	消費税率引き上げに際し支給される給付金支給事務	障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の受給者 施設入所等児童等	当該給付金が適正に支給されるよう地域福祉課が取得（目的外利用）して市町村へ提供	地域福祉課

【公営企業管理者】※番号1～7、12、14は欠番

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
H2. 9. 27	8	水道局業務課	同左	水道料金管理事務	水道使用者	公共下水道使用料金の円滑な徴収のため	下水道使用料等事務連絡協議会
H4. 7. 25	9	水道局工務課	同左	給水装置工事申請及び施工承認等事務	給水装置所有者	知事が行う小規模受水槽の衛生管理指導事務実施のため提供	知事（衛生部）
	10	〃	〃	〃	〃	各市町が行う道路等の建設改良事業、消防活動等のため提供	給水区域内市町及び知事
H12. 6. 1	11	水道局経営課	同左	水道料金管理事務	県営水道使用者	上水道・下水道の料金一括徴収を実施するために提供	県営水道の給水区域内の12市10町の下水道所管課
H19. 7. 19	13	水道電気局業務課、各水道営業所	水道電気局業務課	長期水需要予測に伴う水使用実態調査の事務	県給水区域における上水道使用者	県営水道の長期水需要予測を行う実態調査実施のために利用	水道電気局計画課

第9条（利用及び提供の制限）

H23. 2. 4	15	事業計画部経営課 各水道営業所	事業計画部経営課	管路情報システムによる管網解析事務	県営水道使用者	送配水管の布設計画等の作成を支援するために利用	水道電気部 水道施設課、事業計画部計画課、各水道営業所
H24. 7. 12	16	水道部経営課、各水道営業所	水道部経営課	水道営業所における孤立死・孤独死の防止に向けた市町等への情報提供事務	孤立死等の恐れがある水道使用者	孤立死等の発生を未然に防止するために利用、提供	水道部経営課、各水道営業所、県営水道の供給区域内の市町

【教育委員会】※番号1～9は欠番

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
H18. 7. 25	10	子ども教育支援課 高校教育課 各県立高校・盲・ろう・養護学校	子ども教育支援課	学校と警察との情報連携に係る協定書に関する措置事務	児童・生徒	非行防止、犯罪被害防止及び健全育成のため	警察本部長

【警察本部長】※番号1～10は欠番

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
H19. 11. 8	11	監察官室、横浜市警察部、川崎市警察部、相模方面本部、各所属	監察官室	職員の身上指導に関する事務	職員及び職員の家族等職員の身上に係る関係者	犯罪捜査や警察相談事務等で収集した個人情報等を職員の身上に関する事項の把握並びに指導及び支援のために目的外利用	監察官室、横浜市警察部、川崎市警察部、相模方面本部、各所属

【神奈川県立病院機構】※番号1～7は欠番（H16. 12. 28条例附則第10項及びH21. 12. 28条例附則第6項によるもの）

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
(H2. 9. 27)	8	県立病院 県立診療所	(県立病院 総務課)	診療事務	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	試験研究機関等
	9	〃	〃	看護事務	患者、その家族	看護記録等の内容を疾病の研究のため提供	〃
	10	県立病院 (一部を除く)	〃	助産事務	妊婦、じょく婦、その家族、新生児	助産録等の内容を疾病の研究のため提供	〃
	11	がんセンター	〃	診療事務（診療）	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	〃
	12	〃	〃	診療事務（院内がん登録）	患者、その家族	病状、治療内容等をもがん研究のため提供	〃
	13	がんセンター	(県立病院 総務課)	がん研究事務	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	〃
	14	〃	〃	悪性新生物登録事務 (地域がん登録)	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	〃

\*番号8～14は、H16. 12. 28条例附則第10項及びH21. 12. 28条例附則第6項によるものであり、知事が受けた答申であることから、答申年月日及び主管室課名は括弧書きとした。

## 第3項関係（措置要求）

（再掲）

3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

- (1) 本項は、実施機関の保有個人情報を提供する場合に、提供を受ける者が目的外に利用したり漏えいしたりすることを防止するため、実施機関は必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対して必要な措置を講ずるよう求めるべきことを規定したものである。
- (2) 必要があるかどうかは、提供する保有個人情報の内容、提供の形態、提供を受ける者における使用目的、使用方法、安全管理措置の状況等を勘案して、実施機関が個別具体的に判断することになる。この規定の対象となる保有個人情報の提供は、実施機関における目的内・目的外を問わない。
- (3) 「必要があると認めるとき」とは、具体的には、提供した個人情報を他の使用目的に転用するおそれがある場合や、提供を受ける者の安全確保措置が当該個人情報を取り扱うには十分なレベルになっていない場合、提供した個人情報の内容からインターネット上に掲載すると、本人の権利利益を侵害するおそれがある場合等がある。
- (4) 提供を受けた者に対する制限の方法としては、次のようなものがある。

## ア 使用の目的による制限

個人情報は本来の目的を外れて、他の目的に転用される際に予期できない権利利益の侵害が発生するケースが多いことから、提供先の目的により限定をかけようというものである。

なお、提供の相手方となるのは、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者である場合やそれ以外の事業者、国、他の地方公共団体、独立行政法人など多様である。提供先が個人情報取扱事業者や国の行政機関の場合は、「利用目的」という文言が用いられるが、個人情報保護条例の実施機関については「取扱目的」という用例が多い。また、個人情報取扱事業者以外の事業者については、特にこのような文言がないなど、一律に決められないため、それら提供先で個人情報を使うことを総称し、本項では「使用の目的」としている。

## イ 使用の方法による制限

使用を紙媒体に限定しインターネットへの掲載を制限することや、学術研究等のために提供した場合に結果を公表する際は個人の識別ができない形で行うこと、個人情報を使用できる部署や担当者の範囲を制限すること、あるいは原本のまま使用し編集・加工を制限することなどが考えられる。

## ウ その他必要な制限

第三者への再提供の制限や、使用が終わった後に消去・返却等の条件を付すこと、あるいは定期的に報告を要求することなどが考えられる。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

## 趣旨及び解釈

### 第1項関係（利用の制限）

(1) 本条は、実施機関は収集した特定個人情報（保有特定個人情報）について、収集したときの取扱目的以外の目的に利用をしてはならないとの原則を示したものである。特定個人情報について目的内利用とされるのは次の場合である。

- ・ 番号利用法別表第1に規定された範囲での利用（番号利用法第9条第1項）
- ・ 福祉、保健、医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務又はこれらに類する事務であって、条例に規定された範囲での利用（番号利用法第9条第2項）
- ・ 上記2事務を処理するために、法令又は条例に基づき、他人の個人番号を利用した事務を行う範囲での利用（番号利用法第9条第3項）
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に本人の同意を受けて提供を受けた場合等、番号利用法第19条第13号から第17号までに該当する範囲での利用（番号利用法第9条第5項）
- ・ 住民基本台帳事務に必要な範囲での利用（住民基本台帳法）

(2) 例えば生活保護関係事務のために取得した特定個人情報を同じ知事部局の税部門で利用するような場合については、番号利用法第9条第2項に基づき県で独自利用（同一の実施機関内における特定個人情報の連携）の条例を制定する必要があるので、この過程において特定個人情報を税部門で利用（税部門に移転）することについても、生活保護関係事務での特定個人情報の取扱目的に明確に含まれたと解されるものである。

また、この場合においては、独自利用条例の制定前に生活保護関係事務のために取得した特定個人情報の扱いについて疑義が生じる可能性もあるが、番号利用法別表第2において税事務への情報提供が規定されている場合、他の地方公共団体における税事務に特定個人情報を提供することは法律上予定されており、自らの機関の税部門で利用するか他の地方公共団体の税部門への提供であるかにより、目的内・目的外の異なる判断をする理由はなく、番号利用法別表第2に当該事務における情報提供が規定されたことをもって、情報提供対象事務の用途に自らの税部門が利用することも当該特定個人情報の取扱目的に含まれるものと解される。なお、個人情報事務登録簿についても、個人情報を取り扱う目的や個人情報を利用する範囲、提供する範囲の見直しを遺漏なく行う必要がある。

### 第2項関係（目的外利用）

特定個人情報については、番号利用法上、個人番号を利用できる事務の範囲が限定されていることから（番号利用法第9条）、目的外での利用は本来発生しないものである。

ただし、番号利用法第30条の規定により、国の行政機関においては、人の生命、身体又は財



産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められない限り、利用目的以外の目的に保有特定個人情報を利用できるものとされていることから、番号利用法第32条の規定（地方公共団体は、番号利用法等の規定により行政機関の長等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体が保有する特定個人情報の適切な取扱いを確保等するために必要な措置を講じなければならない）を踏まえ、県でも同様の取扱いとしているものである。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第9条の3 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

### 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、実施機関は「収集した特定個人情報（保有特定個人情報）」について、番号利用法第19条各号のいずれかに該当しない限り提供を行ってはならないことを確認的に規定したものである。
- (2) 番号利用法第19条により、何人も同条各号のいずれかに該当しない限り保有特定個人情報の提供を行うことは禁じられていることから、本来、県条例で本規定を設けることは必ずしも必要でないが、保有特定個人情報の提供には番号利用法上の制限があることを明示し、注意喚起を促す趣旨で規定を行っているものである。
- (3) 地方公共団体における特定個人情報の取扱いに関しては「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」を平成26年12月18日に特定個人情報保護委員会が発出している。

同ガイドラインによると、特定個人情報を提供できる場合として、番号利用法第19条各号が定めているもののうち地方公共団体に関わるものは、次のとおりである。

- ・ 個人番号利用事務実施者からの提供（第1号）
- ・ 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号）
- ・ 本人又は代理人からの提供（第3号）
- ・ 従業員本人の同意があった場合における転職時等の利用者間での提供（第4号）
- ・ 地方公共団体情報システム機構による個人番号の提供（第5号）
- ・ 委託、合併に伴う提供（第6号）
- ・ 住民基本台帳上の規定に基づく提供（第7号）
- ・ 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第8号、第9号）
- ・ 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（第10号）
- ・ 条例の規定に基づく、当該地方公共団体の他の機関に対する提供（第11号）
- ・ 委員会からの提供の求め（第13号）
- ・ 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第15号）
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のための提供（第16号）
- ・ 個人情報保護委員会規則に基づく提供（第17号）

（電磁的方法による提供）

第10条 実施機関は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、電磁的方法（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による保有個人情報の提供を行うことができる。

- (1) 公益上の必要があると認められること。
- (2) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること。
- (3) 必要な保護措置を講じていること。

### 趣旨及び解釈

(1) 本条は、実施機関が電磁的方法による保有個人情報の提供をすることができる場合は、公益上の観点から電磁的方法により保有個人情報を提供する必要があること、電磁的方法により保有個人情報を提供しても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと、及び必要な保護措置を講じている場合に限られることを示したものである。

これは、電磁的方法という提供の方法は、相手方の必要性により実施機関の保有個人情報に随時にアクセスすることを可能とし、実施機関としては、その保有個人情報を不可視の状態を提供することになるため、実施機関以外の者への電磁的方法による保有個人情報の提供について、制限することを定めたものである。

(2) 括弧内は、電磁的方法の定義であり、「当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続（する）」とは、知事などの実施機関が管理する電子計算機と国、市町村等の管理する電子計算機やその端末機等の機器とを通信回線を用いて接続することを意味するものである。

したがって、実施機関相互において電子計算機等を通信回線を用いて接続することは、本項の電磁的方法による提供には該当しないもので、実施機関以外の者に限って制限したものである。これは、実施機関には、個人情報の取扱いに当たって収集、保管、利用及び提供の各段階における制限に基づく適正な取扱いが義務付けられていることによるものである。

(3) 「当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする」とは、電磁的方法による提供の相手方が、実施機関の保有個人情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にあることを意味するものであり、例えば、インターネットのホームページに個人情報を掲載する場合は典型的な事例である。

したがって、実施機関が特定の時期に相手方にデータを送信することは、本条にいう電磁的方法による提供に該当しない。例えば、インターネットを利用して、電子メールを送信する場合は典型的な事例である。

(4) 電磁的方法を用いて、実施機関の保有個人情報の提供を開始しようとするとき及び既に電磁的方法により提供している内容を変更しようとするときは、別に定める「電磁的方法による提供の基準」を基に個人情報の保護措置を検討するものとする。

### 第 1 号（公益上の必要）関係

(1) 本号は、保有個人情報を電磁的方法で提供する場合には、公益上の必要があると認められることをその要件の一つとする趣旨であり、社会一般の利益を図るため必要かどうかを判断すべきことを意味するものである。

(2) 「公益上の必要があると認められること」とは、実施機関又は相手方の事務の目的からみて、電磁的方法による保有個人情報の提供を必要とする相当な理由があると認められる場合を指すものである。

具体的には、インターネット等での広く迅速な情報提供により、県民の安全の確保や法令違反の抑止効果が図られる場合等が考えられる。

#### 第 2 号（権利利益の不当な侵害のおそれ）関係

本号は、保有個人情報を電磁的方法で提供する場合には、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることをその要件の一つとする趣旨であり、個別の事案ごとに事務又は事業の内容及び電磁的方法で提供する相手方の個人情報の保護措置の状況等を確認した上で判断する必要があることを示したものである。

- (1) 「権利利益を不当に侵害する」とは、条例第 9 条の趣旨及び解釈「第 2 項関係（2）」と同趣旨である。
- (2) 相手方の個人情報の保護措置の状況等については、相手方に個人情報保護のための制度が整備されているか、又は提供された個人情報を保護するために適切な措置が講じられていると認められることを確認するものである。

#### 第 3 号（必要な保護措置）関係

- (1) 本号は、保有個人情報を電磁的方法で提供するには、必要な保護措置を講じていることをその要件の一つとする趣旨である。

職員誰もが電子計算機を用いた業務を日常的に行う現在では、電磁的方法による保有個人情報の提供の有無に関わらず、情報セキュリティ対策が必要となる。特に、電磁的方法という相手方が実施機関の保有個人情報をいつでも必要に応じて入手できる電磁的方法で提供する場合には、個人の権利利益に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、必要な保護措置として情報セキュリティ対策に配慮すべきことを定めたものである。

- (2) 「必要な保護措置を講じていること」とは、実施機関において、「神奈川県情報セキュリティポリシー」等の情報セキュリティを確保するための規定を遵守して、情報セキュリティ対策を行っていることを指すものである。

電磁的方法による提供の基準

この基準は、実施機関が電磁的方法による保有個人情報の提供を行う場合に守るべき方針を掲げたものである。「3 相手方の対応措置に関する基準 ② 管理的措置に関する項目」については、基準を満たすために取り得る方策の例を掲げたので、特段の理由がない限り、これらの措置を講ずることとする。

- 1 第 10 条の電磁的方法による提供とは、実施機関が設置する個人情報を処理するシステムにおいて、当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機または端末機とを通信回線を用いて接続し、当該実施機関が保有する保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。
- 2 実施機関は、電磁的方法による保有個人情報の提供を行う場合は、次の基準を満たさなければならない。ただし、一般の県民に対する情報提供及び電子行政サービスを目的とするシステムにあつては、基準のうち、「1 必要性に関する基準」及び「2 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準」のみが適用されるものとする。
- 3 この基準は、電磁的方法という手段を用いることについての基準であり、個人情報の提供自体については個人情報保護条例の各規定に適合するものでなければならない。

項	目	内 容
1	必要性に関する基準 実施機関又は相手方の事務の目的からみて、電磁的方法による提供を必要とする相当な理由があると認められること。	(1) 次のいずれかに該当し、かつ、手作業処理又は磁気テープ等の搬送により保有個人情報を提供する方法では十分な成果が期待できないこと。 ア 実施機関又は相手方の事務の性質上、保有個人情報の提供の即時性又は保有個人情報の最新性を確保する必要があること。 イ 実施機関のシステムが相手方の保有する個人情報の収集を兼ねるものであること。 ウ 相手方の共有的な性質の個人情報の処理に伴うもので、データの相互利用的意味合いが強いこと。 (2) 電磁的方法による提供を行うことによって住民サービスの向上、住民負担の軽減等電磁的方法による提供を行う公益上の必要があること。
2	実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 電磁的方法による提供を行うことにより個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の危険が生じないようにするために、実施機関において、ハードウェア上及びソフトウェア上適切な技術的措置が講じられていると認められること。	① 不正アクセスの排除に関する項目 ② 障害の予防、回復に関する項目 神奈川県情報セキュリティポリシー（要綱）等の規定を順守すること。

第 10 条（電磁的方法による提供）

<p>3 相手方の対応措置に関する基準</p> <p>相手方に個人情報保護のための制度が整備されているか、又は提供された個人情報を保護するために適切な措置が講じられていると認められること。</p>	① 全般的措置に関する項目	<p>相手方が、電子計算機処理される個人情報に関して次の事項を定めた、条例、規則、要綱等の規程を制定していること又は当該電磁的方法により提供される個人情報について次の事項を明記した覚書等を取り交わすこと。</p> <p>ア 目的外の利用及び提供の禁止</p> <p>イ 個人情報を取り扱う職員の責務</p> <p>ウ 不要となった個人情報の確実な廃棄</p> <p>エ その他個人情報保護のため必要な措置</p>	
	② 管理的措置に関する項目	内 容	方 策 の 例
		<p>(1) 端末機の管理について適切な措置が講じられていること。</p>	<p>ア 端末機の管理責任者を定めること。</p> <p>イ 端末機の使用状況を監視し及び記録すること</p>
<p>(2) ファイルへの不当なアクセスを防止するため適切な措置が講じられていること。</p>	<p>ア ファイルへのアクセス資格を定めること。</p> <p>イ アクセス資格を確認するためのパスワード、IDカード等が不正に使用されないように次のような措置をとること。</p> <p>(ア) パスワード、IDカード等の管理者を指定すること。</p> <p>(イ) 依頼、承認、発行手続を明確にすること。</p> <p>(ウ) 有資格者が資格を失ったときは、直ちに資格を抹消すること。</p> <p>(エ) パスワードを他人に知られ、又はIDカードを紛失する等の事故があったときは、直ちに無効とする手続を定めておくこと。</p> <p>(オ) その他のパスワードについては次のような措置をとること。</p> <p>a 適宜変更し、かつ、推測が困難なものとする。</p> <p>b 他人に教えないよう徹底すること。</p> <p>c 書き留めておかないよう徹底すること。</p> <p>d 端末にパスワードを記憶させないこと。</p>		

参考資料

【令和2年改正前の条例第10条第2項の規定に基づき審議会の意見を聴いたオンライン結合による保有個人情報の提供の制限の解除（類型）】

番号	類	型
類1 (旧イ)		<p>インターネットを利用して、知事等の交際費のうち不祝儀の支出に係る行政情報を県民に提供するに際して、これに含まれる各種個人情報を取り扱う場合</p> <p>ただし、次の要件を満たす必要がある。</p> <p>(1) 事務の目的が、知事等交際費のうち不祝儀の支出に係る行政情報の県民への提供であること。</p> <p>(2) 不祝儀の支出を受けた相手方の個人情報がホームページに掲載される旨をホームページ等で広く県民に周知し、可能であれば個別の支出の際にも周知すること。</p> <p>(3) ホームページ掲載について支出の相手方関係者から申出があった場合には、当該個人情報部分の掲載を止めること。</p> <p>(4) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。</p> <p>(5) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。</p>
類2 H29. 3.30 答申		<p>情報公開請求されれば明らかに全部公開となるような行政文書について、当該行政文書に記載されている個人情報を、神奈川県情報公開条例第23条による情報の提供としてインターネット（県ホームページ）を活用して提供する場合</p> <p>ただし、次の留意事項を前提とする。</p> <p>1 ホームページに掲載される個人情報の項目及び提供する内容の範囲について、ホームページ等で広く県民に周知するとともに、可能な限り事前に本人の同意を得よう努めること。</p> <p>2 ホームページ掲載について本人から申出があった場合には、当該個人の権利利益を不当に侵害していないかを精査した上で、当該個人情報の部分の掲載を止める等適切に対応すること。</p>

○各実施機関での類型答申の採用状況

	知事	議会	企業	教委	選管	人委	監査	公安	警察	労委	収委	海区	内水	地方独法
類1	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○
答申を得た日	H16. 11.11	H27. 2.20	H16. 11.11	H16. 11.11	H16. 11.11	H16. 11.11	—	—	—	—	—	—	—	※
旧答申番号	9	11	4	7	4	3	—	—	—	—	—	—	—	病院機構 3
類2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 平成16年12月28日神奈川県条例第80号の附則に規定する経過措置により知事の諮問・答申を病院事業管理者のものとなし、平成21年12月28日神奈川県条例第89号の附則に規定する経過措置により病院事業管理者の諮問・答申を地方独立行政法人神奈川県立病院機構のものとなしている。同様に、他の地方独立行政法人についても設立時の経過措置により、設立前に属していた実施機関の諮問・答申が当該地方独立行政法人に引き継がれる。

※ なお、以下の類型答申については平成27年3月の条例改正を踏まえ廃止した。

番号	類	型
*ア	インターネット等を活用して県民に対して行政情報の提供を行う場合 ただし、次の要件に該当する場合に限る。 (1) インターネット等による個人情報の提供について本人の明確な同意があり、かつ、提供する個人情報の項目及び提供する内容の範囲について本人が選択できること。 (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。 (3) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。	

\*ア) 知事（7；H10.3.18答申）、議会（7；H21.5.25答申）、公営企業管理者（3；H16.3.25答申）、教育委員会（5；H10.3.18答申）、選挙管理委員会（3；H14.7.18答申）、人事委員会（2；H16.1.15答申）、警察本部長（1；H18.1.12答申）、労働委員会（2；H21.5.25答申）、海区漁業調整委員会（4；H21.5.25答申）、内水面漁場管理委員会（3；H21.5.25答申）、神奈川県立病院機構（1；H16.12.28条例附則第10項及びH21.12.28条例附則第6項）

番号	類	型
*ウ	インターネット等に接続するという形態により、電子申請・届出システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するに際して、これに含まれる個人情報を取り扱う場合 電子申請・届出システムについては、提供の相手方である一般の県民等に個人情報保護のための制度を整備することや適切な措置を講じることを求められないことから、提供する個人情報の内容を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。 (1) 事務の目的が、電子申請・届出システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するものであること。 (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。	

\*ウ) 知事（10；H17.3.23答申）、議会（2；同左）、公営企業管理者（5；同左）、教育委員会（8；同左）、選挙管理委員会（5；同左）、人事委員会（4；同左）、監査委員（2；同左）、労働委員会（1；同左）、収用委員会（1；同左）、海区漁業調整委員会（2；同左）、内水面漁場管理委員会（1；同左）、神奈川県立病院機構（4；H16.12.28条例附則第10項及びH21.12.28条例附則第6項）

番号	類	型
*エ	インターネット等に接続するという形態により、公共施設利用予約システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するに際して、これに含まれる個人情報を取り扱う場合 公共施設利用予約システムについては、提供の相手方である一般の県民等に個人情報保護のための制度を整備することや適切な措置を講じることを求められないことから、提供する個人情報の内容を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。 (1) 事務の目的が、公共施設利用予約システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人へ提供するものであること。 (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。	

\*エ) 知事（11；H17.3.23答申）、教育委員会（9；同左）、神奈川県立病院機構（5；H16.12.28条例附則第10項及びH21.12.28条例附則第6項）



【警察本部長】

答申 年月日	番号	類 型
H19.7.19	3	<p>インターネットに接続するという特定の形態により、県警察の各所属において、公開捜査の対象とされている重要事件に係る捜査情報を県民等に提供するに際して、被疑者及び被害者等の個人情報を取り扱う場合</p> <p>インターネットを活用したオンライン結合については、提供の相手先であるインターネット利用者に対して、当該個人情報の適正な利用等を要求することが極めて困難であることから、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。</p> <p>(1) 「県警察のホームページに警察情報を掲載する場合の個人情報保護のガイドライン」を遵守すること。</p> <p>(2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第 7 条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続をとること。</p> <p>(3) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。</p>

参考資料

令和 2 年改正前の第 10 条第 2 項の規定に基づく個別諮問事案（オンライン結合）

【知事部局】 ※番号 7、9、10、11は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
H3. 1. 26	1	工業試験所	同 左	科学技術人材 ファイル	神奈川県技術 データベース	県工業振興協会 横浜・神奈川総合情報セン ター
H4. 3. 28	2	(変)			システム	経営開発技術機構 ケイエスピー
H4. 9. 10	4	(変)				平塚・相模原商工会議所 等
H4. 3. 28	3	県営住宅 管 理 課	同 左	「県営住宅総 合管理システ ム」運用事務	県営住宅総合 管理システム	県土地建物保全協会
H6. 11. 10	5	薬 務 課	同 左	医薬品等の製 造業及び輸入 販売業許可事 務	医薬品等製造 業等許可シス テム	厚生省、都道府県
H9. 1. 9	6	薬 務 課	同 左	毒物及び劇物 営業者等登録 事務	毒物劇物営業 者登録等シス テム	厚生省
H12. 11. 9	8	各 室 課 所	人 事 課	職員の任免等 に関する事務 職員の給与に 関する事務	新人事給与シ ステム	地方職員共済組合神奈川 県支部
H17. 5. 12	12	各 課 所	県 土 整 備 経 理 課	電子入札に関 する事務	電子入札シス テム	共同運営に参加する市町 村・一部事務組合
	13	各 室 課 所	出 納 局 指 導 課	県税、使用料 及び手数料な どの収入事務	マルチペイメ ントネットワ ークシステム	金融機関
H17. 9. 8	14	法務文書課	同 左	神奈川県公報 発行事務	神奈川県公報 を県のホーム ページに掲載	インターネット利用者
H18. 3. 17	15	地 域 保 健 福 祉 課	同 左	介護支援専門 員登録事務	介護保険事業 者及び介護支 援専門員管理 システム	厚生労働省

第 10 条（電磁的方法による提供）

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン 結合の名称等	結合（提供）先
H18.9.14	16	広報県民課	同 左	e-かなネット アンケート回 答者登録事務	e-かなネット	インターネット利用者 (登録者本人)
H19.1.11	17	人 事 課	同 左	懲戒処分等の 公表事務	記者発表資料 を県のホーム ページに掲載	インターネット利用者
H20.11.13	18	建築指導課	同 左	建築士・建築 士事務所の登 録・閲覧事務	建築士・事務 所登録閲覧シ ステム	登録機関、特定行政庁 等、建築士、建築士事 務所、インターネット 利用者
H21.7.9	19	市町村課	同 左	住民基本台帳 ネットワーク システム運営 事務	住民基本台帳 ネットワーク システム	県内市町村
H21.11.12	20	医療課	同 左	「神奈川県救 急医療情報シ ステム」におけ る画像転送機 能運営事務	神奈川県救急医 療情報システム	あらかじめ閲覧を許 可した県内消防機関 又は県内医療機関
H24.9.13	21	建設リサイク ル課	同 左	土砂の適正 処理に関す る条例に基 づく勧告違 反者等の公 表事務	インターネット	インターネット利用者
H24.11.8	22	建築安全課	同 左	建築士の定 期講習受講 状況提供事 務	建築士・事務 所登録閲覧シ ステムを用いた 簡易検索シス テム	特定行政庁、指定確認検 査機関
H26.9.12	23	政策法務課	同 左	行政書士法 に基づく使 用人行政書 士に対する 懲戒処分の 公表事務	インターネット	インターネット利用者
H27.2.20	24	課税課	同 左	自動車税の 納付確認事 務	自動車税納付 確認システム	国土交通省
H30.3.20	25	生活衛生課	同 左	住宅宿泊事 業法に基 づく届出受 理及び監督 事務	インターネット	インターネット利用者

【議会】※番号 2、6、7、9、11は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
H12.11.9	1	各 課	議会事務局 総務課	職員の任免等に関する事務 職員の給与等に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川県支部
H17.11.10	3	議会事務局 議事課、 調査課	調 査 課	議会検索システムに関する事務	インターネット	インターネット利用者
	4	議会事務局 調 査 課	同 左	インターネット 議会中継に関する事務	インターネット	インターネット利用者
H19.3.22	5	議会事務局 総務課	同 左	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者
H23.11.10	8	議会局 政策調査課	〃	議案書の公表事務	議案書を県のホームページに掲載	インターネット利用者
H25.7.11	10	議会局 政策調査課	〃	県政調査計画書等の県ホームページへの掲載による公表事務	県政調査計画書等を県のホームページに掲載	インターネット利用者

\*番号 3 は、H20.11.13 審議会意見により、オンライン結合の内容等が変更された。

【公営企業管理者】※番号 3～5は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
H12.11.9	1	企業庁各室 課	企業庁管理部 総務室	職員の任免等に関する事務 職員の給与に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川県支部
H13.3.23	2	企業庁水道局 経営課・各水道営業所	企業庁水道局 経営課	上下水道料金管理事務	上下水道料金管理システム	県営水道の給水区域内12市10町の下水道所管課
H19.1.11	6	企業庁経営局 総務課	同 左	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者

【教育委員会】※番号 5、7～9 は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン 結合の名称等	結合（提供）先
H3. 3. 30	1	生涯学習課	同 左	学習・文化情報 提供推進事務	学習・文化情報 システム	市町村、県政情報センター 県福祉プラザ かながわ女性センター
H9. 9. 11	3	(変)		生涯学習情報提 供事務	生涯学習情報シ ステム	市町村、 県機関(地域市民かながわプラザ) 県民等インターネット利用者
H9. 9. 11	2	各県立高等学校 各県立盲・ろう ・養護学校	高校教育課 障害児教育課	インターネット を活用した教育 活動事務	インターネット	インターネット利用者
	4	教育センター	同 左	「教育ネットかな がわ」による教 育情報収集・提 供事務	教育ネットかな がわ	「教育ネットかながわ」の 利用者
H12. 11. 9	6	各室課所	教育庁管理部 総務室	教職員等の任免 等に関する事務 教職員等の給与 に関する事務	新人事給与シ ステム	公立学校共済組合神奈川 県支部
H19. 1. 11	10	教育局総務課、 教職員課	教育局総務課	懲戒処分等の公 表事務	記者発表資料を 県のホームペー ジに掲載	インターネット利用者
H20. 3. 26	11	横浜修悠館 高等学校	横浜修悠館 高等学校	横浜修悠館高 校通信制高校運 営総合情報シス テム事務	通信制高校運営 総合情報システ ム	横浜修悠館高等学校生徒 及び保護者
H20. 11. 13	12	教職員課	同 左	教員免許管 理事務	教員免許管理シ ステム	実施機関以外の授与権 者・免許管理者（各都道府 県教育委員会）

## 【選挙管理委員会】※番号 3～5 は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
H12. 11. 9	1	各室課所	選挙管理委員会	職員の任免等に関する事務 職員の給与に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川県支部
H13. 5. 24	2	選挙管理委員会	選挙管理委員会	公職選挙法に基づく選挙関係事務	インターネット	インターネット利用者
H19. 3. 22	6	選挙管理委員会	選挙管理委員会	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者
H23. 2. 4	7	選挙管理委員会	選挙管理委員会	政治資金規正法に基づく届出事項等の公表事務	同法に基づく届出事項を県のホームページに掲載	インターネット利用者
H24. 5. 10	8	選挙管理委員会	選挙管理委員会	ホームページへの掲載による選挙公報の公表事務	選挙公報を県のホームページに掲載	インターネット利用者

## 【人事委員会】※番号 2～4 は欠番

答申年月日	番号	所管課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
H12. 11. 9	1	人事委員会事務局総務課、給与公平課	人事委員会事務局総務課	職員の任免等に関する事務 職員の給与に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川県支部
H19. 3. 22	5	人事委員会事務局総務課	同 左	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者

## 【監査委員】\*番号 2 は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
H12. 11. 9	1	監査事務局総務課	同 左	監査事務局職員の任免等に関する事務 監査事務局職員の給与に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川県支部
H19. 3. 22	3	監査事務局総務課	同 左	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者

【公安委員会】

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン 結合の名称等	結合（提供）先
H23. 2. 4	1	公安委員会	同 左	暴力団排除条 例に基づく勸 告違反者等の 公表事務	同条例に基づ く勸告等に 従わなかつ た者等を県 のホームペ ージに掲載	インターネット利用者

【警察本部長】※番号 1、3 は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン 結合の名称等	結合（提供）先
H18. 1. 12	2	刑事総務課	同 左	重要指名手配 被疑者公開事 務	インターネッ ト	インターネット利用者

【海区漁業調整委員会】※番号 2、4 は欠番

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン 結合の名称等	結合（提供）先
H12. 11. 9	1	神奈川県漁業調整委員会 事務局	同 左	職員の任免等 に関する事務 職員の給与に 関する事務	新人事給与シ ステム	地方職員共済組合神奈川 県支部
H19. 3. 22	3	神奈川県漁業調整委員会 事務局	同 左	懲戒処分等の 公表事務	記者発表資料 を県のホーム ページに掲載	インターネット利用者

【内水面漁場管理委員会】※番号 1、3 は欠番。

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン 結合の名称等	結合（提供）先
H19. 3. 22	2	内水面漁場 管理委員会 事務局	同 左	懲戒処分等の 公表事務	記者発表資料 を県のホーム ページに掲載	インターネット利用者

【神奈川県立病院機構】※番号 1、3、4、5 は欠番。

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
(H12.11.9)	2	各室課所	(人 事 課)	職員の任免等に関する事務 職員の給与に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川県支部
(H19.1.11)	6	県立病院課	(同 左)	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者
(H19.11.8)	7	こども医療センター	(同 左)	医用画像情報システム管理運営事務	医用画像情報システム	横浜市立大学附属病院又は自治医科大学附属病院に所属する遠隔画像診断を行える診断医
(H20.7.10)	8	循環器呼吸器病センター	(同 左)	オンライン検査予約受付事務	オンライン検査予約システム	検査依頼元医療機関

\* 番号 2 は、H16.12.28 条例附則第 10 項及び H21.12.28 条例附則第 6 項によるものであり、知事が受けた答申であることから、答申年月日及び主管室課名は括弧書きとした。

\* 番号 6～8 は、H21.12.28 条例附則第 6 項によるものであり、病院事業管理者が受けた答申であることから、答申年月日及び主管室課名は括弧書きとした。



（安全性、正確性等の確保措置）

第11条 実施機関は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部の委託を受けた者（その者から当該委託に係る業務の全部又は一部の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が、受託に係る業務を行う場合について準用する。

3 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確、完全かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

## 趣旨及び解釈

第 1 項関係 （適切な管理措置）

(1) 本項は、実施機関の事務又は事業の実施に伴い、取り扱う個人情報の管理に関して、実施機関が遵守すべき義務の内容を規定したものであり、その内容は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止をはじめ個人情報の適切な管理のため必要とするすべての措置であることを示したものである。

(2) 「保有個人情報」が定義された際に、本項の対象となる個人情報が保有個人情報に限定されないことを明らかにするため、「その保有する個人情報の漏えい」ではなく「個人情報の漏えい」と規定したものである。したがって、職員が相談事務において知り得た個人情報を記載したメモ等についても適切な管理が行われるよう職員に対して意識啓発を行うなど、実施機関は、職員が職務上取り扱うこととなる保有個人情報以外の個人情報についても、適切に管理されるよう必要な措置を講ずる必要がある。

(3) 「個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置」としては、次のような措置が考えられる。

ア 個人情報の適切な管理のための組織及び規程の整備並びに職員の意識啓発等の管理的な保護措置

イ アクセスの制限、データの暗号化等の技術的な保護措置

ウ 施設及び設備の整備など物理的な保護措置

(4) 既存の事務又は事業については、必要な見直しを行うなど、個人情報保護の視点から必要な見直しを行うことも重要である。

このため、条例、規則、規程等に係る個人情報の取扱いに関する規定の妥当性の検討、各種の相談事務等における相談者等の保護への配慮の検討、入学試験の結果発表の方法の妥当性の検討、県民に対する通知方法の検討等について見直すことに不断の努力を傾けることが必要である。

例えば、督促状のように、社会通念上、他人には知られたくないと思われる情報については、何の通知であるか一見してわからないように取り扱うこと、登録番号や識別番号等によって特定の個人を識別できる可能性がある情報は、他人の目に触れないように取り扱うこと、合格発表のように合格者や不合格者が特定できる可能性がある場合は、氏名等を公表すること自体、その必要性や公益性等を十分検討し、慎重に取り扱うことなど様々な対応が考えられる。

(5) 個人情報及び死者の個人番号を適切に取り扱うための規定として、知事部局では「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を制定し、平成28年1月1日から施行している。この要綱では、

例えば検索性のある個人情報及び特定個人情報についてはファクシミリを用いての送信を原則禁止するなど、取り扱う個人情報の種類に応じて遵守すべき事項を定めており、知事以外の実施機関においても同様の要綱を定めて運用を行っている。

- (6) また、個人情報を含む県の情報資産を適切に管理するためには、コンピュータ、ネットワーク及び情報システムを様々な脅威から守っていかねばならない。これらを体系的に整備し、情報セキュリティー対策の基本となるのが、「神奈川県情報セキュリティーポリシー（要綱）」である。（平成15年4月1日施行）。コンピュータ、ネットワーク及び情報システムを活用した情報処理に、個人情報が含まれる場合は、同要綱を遵守した取り扱いをする必要がある。
- (7) 個人情報の安全性、正確性等の確保の措置は、事務又は事業の性質、個人情報の取扱目的、電子計算機の安全性の確保措置、技術的な進歩、安全性、正確性等の確保に要する費用等にも留意して最新で適切な措置を講ずるものとする。
- なお、不要になった文書のリサイクルなどを行う場合には、個人情報の漏えいの可能性等に十分留意しながら行う必要がある。
- (8) なお、実施機関に派遣されている派遣労働者は、「職員等」には該当しないが、当該実施機関の指揮命令を受け、当該実施機関の業務に従事することとなるため、当該派遣労働者に対する意識啓発等についても、本項で定める「個人情報の適切な管理のために必要な措置」に含まれるものである。

#### 第 2 項関係 （委託業務への準用）

- (1) 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部の委託を受けた者が、受託に係る業務を行う場合に、当該受託業務に係る個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないことを定めたものである。
- (2) 個人情報の取扱いのある事務事業について再委託や再々委託等（以下「再委託等」という。）を行うことは、個人情報を取り扱う者が増えて漏えい等の危険性が高まり、県の監督も及びにくくなるため、個人情報保護の観点から本来行われるべきものではない。しかしながら、例外的にやむを得ず再委託等を行わなければならない場合もあるため、実施機関から2以上の段階にわたって委託を請け負う事業者についても、受託者と同様に、個人情報の適切な管理のための措置を講じる義務を直接規定するものである。
- (3) 必要な措置の内容については、一般的には前項の解説のとおりだが、受託者等が個人情報取扱事業者である場合は、個人情報保護法に定める安全管理措置を遵守する義務があること、安全管理措置の具体的な内容については、個人情報保護委員会がガイドラインを公表し、遵守を求めているほか、金融、医療、電気通信事業等の特定の分野ごとに関係省庁がガイドラインを公表し、遵守を求めている場合があることに留意する必要がある。
- (4) 近年、個人情報を含む業務の委託先からの漏えい事故が多発していることから、それらを防止することは実施機関として非常に重要であり、本項は、受託者等の安全管理義務を直接規定するものである。委託先における情報漏えい防止措置としての関連規定としては、受託者との契約において受託者が講ずべき措置を明確化すべきこと（条例第13条）や、受託業務の従事者が守るべき事項の規定（条例第15条）がある。

#### 第 3 項関係 （正確・完全・最新）

- (1) 本項は、実施機関が事務又は事業を行う場合、保有個人情報に関して、実施機関の取るべき努力義務を規定したもので、実施機関は、保有個人情報の取扱目的に必要な範囲内で、正

確かつ完全なものとして、また、最新なものとして保有するよう努めるべきことを示したものである。

(2) 「正確、完全かつ最新」とは、個人情報の収集の時点で正確、完全かつ最新であることはもちろん、利用し、又は提供しようとする時点で必要とする保有個人情報の取扱目的から判断して、正確、完全かつ最新であることを要するものである。

(3) 過去に収集した既存の保有個人情報を利用し、又は提供しようとするときは、原則として、利用し、又は提供しようとする保有個人情報が、その時点で正確、完全かつ最新なものであることを確認し、取り扱うこととすべきである。

なお、過去の一定の時点において収集した保有個人情報は、その時点における資料として利用し、又は提供する限り、修正の必要のないことは当然である。

（職員等及び実施機関に派遣されている者の義務）

第12条 職員等は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務を提供するために実施機関に派遣されている者は、その役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。実施機関に派遣されている者でなくなった後も、同様とする。

## 趣旨及び解釈

### 第1項関係（職員等の義務）

(1) 本項は、個人情報を取り扱う実施機関の職員等及び職員等であった者に対して、職務上知り得た個人情報について適正な取扱いを義務付けることにより、個人の権利利益の侵害を防止しようとするものである。

行政機関法が、特別職を含むすべての行政機関の職員に義務規定及び罰則規定を及ぼしていることを踏まえて、条例においても第2条第3号に「職員等」の定義を設けた上で、本項で職員等の義務を規定することにより、義務規定の及ぶ範囲を第2条第3号に規定する範囲に拡大した。

(2) 「職員等」とは、条例第2条第3号に定める実施機関の地方公務員及び国家公務員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

(3) 「職務に関して知り得た個人情報の内容」とは、本項の対象となる個人情報は、職員がその職務上知り得た個人情報であることを明らかにしたものである。

この場合の職務上知り得た個人情報とは、職員が職務の執行に関して知り得た個人情報で、自ら担当する職務に関する個人情報のほか、当該職務に関しないものの当該職務の執行に関連して知り得た個人情報も含むものであり、保有個人情報に限られない。

(4) 「みだりに他人に知らせ」とは、他人に知らせることが、職務上の権限に当たらない場合及び自己の事務に属しない場合、あるいは職務上の権限及び自己の事務の範囲内であっても、正当な理由がなく知らせることをいう。

(5) 「不当な目的に使用」とは、自己の利益のために他者の個人情報を使用する場合、他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を取り扱う場合等をいう。

(6) 「その職を退いた後も、同様とする。」とは、退職後、実施機関の職員等でなくなった場合においても本項の適用があることを示したものである。

(7) 本項の義務違反に該当する場合のうち、第53条及び第54条の構成要件に該当する場合は、罰則の適用がある。

(8) 条例第42条第4項の審査会委員の守秘義務規定及び条例第51条の審議会委員の守秘義務規定においては、職務上知ることができた秘密であり、地方公務員法第34条の守秘義務規定においては、職務上知り得た秘密であるのに対して、本項において守られるべきは、すべての個人情報であり、その個人情報が秘密であることを要せず、みだりに他人に知らせた場合には、本項に違反することになる。

なお、本項に違反してその職務上知り得た秘密を漏らした場合には、併せて地方公務員法第34条「守秘義務」の違反となる場合もある。

- (9) また、本項に違反した場合は、結果として地方公務員法第32条「法令等に従う義務」に違反したこととなり、同法第29条「懲戒」の処分の対象となる場合もあり得る。

**第2項関係** （派遣労働者等の義務）

- (1) 本項は、実施機関に派遣労働者として派遣されている者及び派遣されていた者は、当該実施機関への労働者派遣という関係を通じて、当該実施機関において取り扱われる個人情報の内容を知り得る特別な立場にあることから、その役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないとしたものである。
- 実施機関に派遣されている派遣労働者は、「職員等」には該当しないが、当該実施機関の指揮命令を受け、当該実施機関の業務に従事することとなるため、第1項（職員等の義務）とは別に定めたものである。
- (2) 「その役務の提供」とは、実施機関が派遣元と締結した労働者派遣契約に基づき、派遣元が、派遣労働者に、当該実施機関の指揮命令のもと当該実施機関の業務を遂行するために、その労働力を提供させることである。
- (3) 「その役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」の解釈については、第1項の解釈参照。
- (4) 「実施機関に派遣されている者でなくなった後も、同様とする。」とは、当該実施機関に派遣されなくなった後も本項の適用があることを示したものである。
- (5) 本項の義務違反に該当する場合のうち、第53条及び第54条の構成要件に該当する場合は、罰則の適用がある。
- (6) 本項において守られるべきは、すべての個人情報であり、その個人情報が秘密であることを要せず、みだりに他人に知らせた場合には、本項に違反することになる。

（取扱い等の委託）

第13条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

**趣旨及び解釈**

- (1) 本条は、事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するに当たり、受託者が、取り扱う個人情報を自ら確実に保護していくことが、有効な措置であり、また、重要であることを明らかにしたものである。
- (2) 実施機関は、実施機関以外の者と個人情報の取扱いに係る事務又は事業に関して委託契約を結ぶ場合は、個人情報の取扱いに関して、受託者が講ずべき個人情報保護のための措置の内容を契約において明らかにして、個人情報の保護を図らなければならない義務がある。
- (3) 委託とは、実施機関がその機関の権限に属する事務又は事業を実施機関以外の者に依頼することをいう。
- (4) 委託契約に当たっては、それぞれの委託に伴う事務又は事業の実態に応じて、別に定める「神奈川県個人情報取扱事務委託基準」に基づいて、適切な契約を受託者と取り交わすものとする。
- (5) 受託者が講ずべき措置の内容は、「神奈川県個人情報取扱事務委託基準」に基づき、委託契約によって明らかにされるものであり、これにより実施機関が委託した事務又は事業において取り扱われる個人情報を保護するものである。このため、実施機関は、受託者が、当該契約に定められた措置の内容に反していると認めたときは、措置の内容を遵守させるよう努めるとともに、場合によっては契約の解除等の措置を講ずることにより、個人情報の保護を図ることが必要である。
- (6) なお、個人番号を含む情報を委託先に取り扱わせる場合には、委託先において番号利用法及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年 特定個人情報保護委員会告示第6号）に基づき県が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じる必要があることに留意が必要である。

## 参考資料

## 神奈川県個人情報取扱事務委託基準

	平成 2 年 9 月 21 日	県民部長、出納局長通知
改正	平成 13 年 8 月 23 日	県民部長、出納局長通知
改正	平成 18 年 3 月 3 日	県民部長、出納局長通知
改正	平成 20 年 10 月 8 日	県民部長、会計局長通知
改正	平成 21 年 2 月 25 日	県民部長、会計局長通知
改正	平成 22 年 1 月 25 日	県民部長、会計局長通知
改正	平成 27 年 1 月 15 日	政策局長、会計局長通知
改正	平成 27 年 12 月 9 日	政策局長、会計局長通知

## 1 委託基準の趣旨

この基準は、神奈川県個人情報保護条例（平成 2 年神奈川県条例第 6 号）の実施機関が、個人情報の取扱いに係る事務又は事業を実施機関以外の者に委託する場合に、同条例第 13 条の規定により受託者に対し個人情報保護のため必要とする措置を契約上義務付けるに当たり、その基準を定めるものである。

## 2 委託基準の対象となる委託契約

この基準の対象となる委託契約は、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に依頼する契約のすべてとする。一般に委託契約と呼ばれるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等を含み、また、収納の委託等の公法上の委託も含む。ただし、県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合（地方自治法第 252 条の 14 から第 252 条の 16）は含まれない。

## 3 委託基準の位置付け

委託契約の内容は当該委託の事務又は事業の性質によって、また、当該取扱いに係る個人情報が、実施機関が保有するものか受託者が保有するものかによってもかなり異なるものになることが予想され、更には、各所属で行っている事務は多種多様であり、一律に措置を定めることはむしろかしいことから、措置に当たっては、「契約上の措置例」を基準とし、契約の実態に即して、適宜必要なものを追加し、不要なものは削るなどして、個人情報保護のための措置を講じていくこととする。

また、契約の内容によっては、契約金額が少額等のため、契約書等の作成を省略するようなものもあるが、個人情報保護の観点から措置が必要と考えられる場合は契約書等を作成し、基準に準じた措置を講じるものとする。

## 4 契約に当たっての留意事項

この基準は、実施機関が個人情報の取扱いを外部に委託する場合に、その適正な取扱いを確保するため契約上に措置すべき事項を定めたものであるから、契約上の措置のほか個人情報保護の観点から次のような点にも留意して契約を行うことが必要である。

## (1) 委託に当たっての注意点

## ① 委託内容の明確化

委託の内容により個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にし、受託者において目的外使用が生じないようにする。

## ② 相手方の慎重な選定

個人情報の適正な管理が期待できる相手方を選定する。

特に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号（以下「個人

番号」という。)を含む情報を委託先に取り扱わせる場合には、委託先において番号利用法及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年 特定個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「ガイドライン」という。）に基づき県が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じる必要があることから、契約締結前に委託先候補者から個人情報に係る取扱規程の提出を求める等、委託先候補者の安全管理措置について慎重に確認を行う必要がある。

③ 措置事項の周知

入札（見積合せ）等においては個人情報保護のために措置すべき事項等について説明を行い、契約に当たり支障が生じないようにする。

(2) 委託時に講じる措置

① 契約締結時においては受託者に対して、個人情報保護のための措置等について十分説明し、理解させる。

特に、個人番号を含む情報を委託先に取り扱わせる場合には、委託先において番号利用法及びガイドラインに基づき県が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じる必要があることから、その点を十分に説明し、委託先が講じる安全管理措置が県と同等の措置となっているか確認するとともに、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの個人番号を含む情報の持出しの禁止、個人番号を含む情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う従業員の明確化、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告及び必要に応じた委託先への実地調査について規定するものとする。

また、再委託や再委託した事務をさらに委託すること（以下「再委託等」という。）の承諾に当たっては、受託者が講ずべき個人情報保護のための措置等が、再委託等の相手方においても同様に講じられるよう、その措置の内容を十分確認するとともに、再委託等の相手方に対して、個人情報保護のために必要な留意事項を説明し、理解させるものとする。

② 個人情報を受託者に引き渡す場合には、委託事務の範囲内で必要最小限のものとするが、可能な限り、事前にコード化等により個人が識別できないような措置を講じる。

③ 個人情報の帰属を明確にするなどして、トラブルが生じないようにする。

(3) 委託後に講じる措置

個人情報保護のための措置等が的確に履行されるよう、受託者からの情報セキュリティ点検の結果報告、必要に応じた立入調査、個人情報の廃棄・消去に際しての立会い等により、必要な措置が確実に講じられていることを確認する。

なお、再委託等については、個人情報を取り扱う者が増えて漏えい等の危険性が高まること、個人情報の保護について県や受託者の監督が及びにくくなることなどから、個人情報保護の観点から本来行われるべきものではなく、やむを得ない場合に限り認められるものであることに留意する必要がある。



《契約上の措置例》

※ この措置例においては、甲は委託者である県、乙は受託者である。

◎ 契約に当たっては、本契約に次のような条文を規定し、別添に特記事項を加えるものとする。

（個人情報の保護）

〇〇条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

〔特記事項〕

（秘密等の保持）

第 1 条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

〔説 明〕

- 受託者が、委託契約による業務に関して知り得た個人情報についても漏えいすることを禁止することにより、個人の権利利益を保護しようとするものである。
- ここでいう個人情報は、一般に言われている個人の秘密に限らず、健康状態、学歴、所得等に関する情報など、個人に関するすべての情報であって、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- 契約の内容によって、特に注意を要する個人情報を取り扱う場合があるときは、受託者が受託業務に従事する者に対して個人情報を漏えいしないよう指導徹底する内容の規定とする。

（個人情報の取扱い）

第 2 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

〔説 明〕

- 「関係法令等」とは、個人情報保護法、同法施行令及び個人情報保護条例のことである。受託者が、個人情報取扱事業者の場合、法と条例の両方の規定に従う必要がある。
- 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある個人の権利利益で、個人情報の取扱いを伴うものであれば経済的なあるいは社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的な利益も含まれるものである。

（責任体制の整備）

第 3 条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

〔説 明〕

- 受託者における責任体制を明確にし、個人情報の安全管理を実効性のあるものにする必要がある。

（責任者、従事者）

第 4 条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 乙は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。
- 4 乙は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

〔説 明〕

- 委託業務に係る個人情報の取扱い責任者や従事者を明確にすることによって、実施機関が把握している関係者以外の者が個人情報を取り扱うことがないようにする。特に責任者を明確にすることによって、従事者の独断的行動を防止する。
- 責任体制については体制図を、責任者及び従事者については名簿を提出させる。
- 従事者とは、雇用関係の有無にかかわらず、受託者の指揮監督を受けて受託業務に従事している者をいい、役員、非常勤職員、アルバイト、派遣労働者等を含む。
- 責任者や従事者が異動や退職等で変更になった場合に実施機関が把握できるよう、受託者に届出をさせるとともに、個人情報の安全管理に関する事項が確実に引き継がれるよう、責任者や従事者を変更する場合の手続を定めさせる必要がある。
- この規定は、実施機関が従事者等を指揮監督する趣旨のものではないことに留意する必要がある。

（派遣労働者）

第 5 条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第 1 条に準ずるものとする。

- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

〔説 明〕

- 受託者が雇用関係にない派遣労働者等を従事者とする場合に、雇用関係にある者と同等の守秘義務を課せるとともに、受託者の管理責任を明確にする必要がある。

（従事者等の教育及び研修）

第 6 条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、神奈川県個人情報保護条例に規定する実施機関及び受託者の責務並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

〔説 明〕

- 個人情報保護条例において、委託業務の受託者は実施機関と同様に個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置を講じることが義務付けられており、また、委託業務の従事者には、職員と同様に義務が課され、罰則の適用もあり得ることから、そのことを周知させるとともに、特記事項を含む委託契約や雇用契約、就業規則において求められる個人情報の安全管理措置の内容と必要性を十分に理解させる教育や研修を実施させ、「業務が忙しくても情報を持ち出さない。」といった意識の向上を図らせる必要がある。
- 個人情報の漏えいは、従事者がかかわる事案が大半であることから、受託者において、従事者に対する個人情報の安全な取扱いのために必要な教育や研修が確実に行われるよう、体制を明確にさせ、計画的に実施させる必要がある。

（再委託の禁止）

第 7 条 乙は、甲が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に適宜報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第 2 項中の「再委託の内容の変更」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙は第 2 項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再々委託の相手方における個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

【説 明】

- 委託業務そのものの再委託を禁止している場合は、この規定は不要となる。
- 再委託の承諾に際しては、再委託によって個人情報を取り扱う者が増えて漏えい等の危険性が高まること、個人情報の保護について県や受託者の監督が及びにくくなることなどから、個人情報保護の観点から本来行われるべきものではなく、やむを得ない場合に限り認められるものであることに留意する必要がある。
- 受託者に責任ある対応を求めるため、事務の全部の再委託については承諾しない。
- 第 2 項第 7 号の個人情報保護措置の内容や第 4 項の再委託契約の内容としては、委託契約（特記事項）と同様の安全管理措置の内容が規定されていることを再委託に係る契約書の写し等で確認する必要がある。

なお、再委託に係る契約書の写しを提出することに支障がある場合には、乙と再委託の相手方との間における覚書や誓約書等により確認することも差し支えない。

- 第 5 項は、第 11 条第 11 項の規定により受託者から定期的に報告される情報セキュリティ点検の結果のほか、県が必要と認めた場合には、再委託等の相手方における委託業務の履行状況の報告を受託者に求めるための規定である。
- 第 6 項は、再々委託は原則として認めないものであるが、やむをえず認める場合には、再委託の

内容の変更として実施機関の承諾が必要であることを明らかにするための規定である。

- 第 7 項は、再々委託を行おうとする場合の提出書類についての規定であり、再々委託の相手方における個人情報保護措置の内容等について、乙に適切な把握を求めるものである。
- 第 8 項は、再々委託を行う場合でも、甲に対しての個人情報の処理に関する責任は乙が引き続き負うことを確認的に規定するものである。

（収集）

第 8 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

【説 明】

- 個人情報保護条例において、実施機関が個人情報を収集する場合には、その目的を明確にし、必要最小限にすること及び適法かつ公正な手段によることが規定されており、その趣旨から受託者が収集する場合においても同様に規定したものである。
- 個人情報の収集に当たっては、収集の主体を明確にし、管理等に支障が生じないようにする必要がある。
- 受託者が個人情報を収集しない場合は、この規定は不要となる。

（目的以外の使用禁止）

第 9 条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から引き渡された〇〇（〇〇に記録された個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下、この特記事項において同じ。）を甲の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

【説 明】

- 「〇〇」には、実際に引き渡す物（リスト、電算入力する原資料等の名称）を記入する。
- 個人情報保護条例においては、個人情報の利用、提供に当たっては、収集したときの目的以外の目的に利用し、又は提供してはならないとしており、その趣旨から実施機関が引き渡した個人情報や受託者が収集、作成した個人情報のうち実施機関に帰属する個人情報についても厳格にその取扱いを規制する必要がある。
- 実施機関に帰属するものとしては、実施機関が様式を指定して収集させる場合や受託者が実施機関の名において収集するような場合が該当すると考えられる。

（複製、複製の禁止）

第 10 条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された〇〇を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製してはならない。

【説 明】

- 引き渡された〇〇を処理するに当たり、安全対策上ファイルの二重化等業務の都合で複製等する必要がある場合は、甲が確認して承諾するものとする。

（個人情報の安全管理）

第 11 条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から引き渡された〇〇に記録された個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲から〇〇の引き渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出する。

3 乙は、第 1 項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、第 1 項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、第 1 項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様

とする。

- 6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第 1 項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
  - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
  - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
  - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- 11 乙は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的実施し、その結果を甲に報告しなければならない。

〔説 明〕

- 個人情報保護条例において、受託者は、個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと規定されていることを受けた規定である。
- 第 3 項の作業場所は、実施機関が指定する場所とすることも考えられる。また、第 5 項の運搬方法としては、防犯ブザー付きカバンの利用や電子データの場合には暗号化処理等が考えられる。
- 第 7 項のパソコン等を作業場所から持ち出す場合については、修理等の理由による場合が考えられるが、そのような場合であっても、パソコン等から個人情報を消去させた上で、承諾を行うものとする。
- 第 8 項は、パソコン等が私的目的と業務目的とで兼用されることによる事故を防止するための規定である。したがって、通常は業務目的で使用されているが、時々私的目的で使用されているパソコン等も私用のパソコン等に含まれる。私用のパソコンや USB メモリ等は、一般に情報セキュリティ対策が十分ではなく、従事者が個人的に利用することによってコンピュータウイルスに感染し、個人情報が流出するおそれが高いことから、業務での使用を禁止する必要がある。
- なお、「私物」のパソコン等については、情報に関する権利義務とパソコン等に関する権利義務とが一体的に取り扱えないことから、管理責任が十分に果たされなくなるおそれがあるので、業務目的専用の場合にのみ例外的に使用が認められるものであることに留意する必要がある。
- ウィニーやシェアといったファイル交換（共有）ソフトは、個人情報の漏えい等につながるおそれが高いので、業務用パソコンへのインストールを禁止する必要がある。
- 第 10 項の規定は、乙が庁内の作業場所では実施機関の端末操作のみを行い、個人情報の管理については実施機関が行っているような場合は、不要となる。
- 第 11 項の情報セキュリティ点検は、通年の委託契約の場合は、毎月 1 回実施する等の規定とする。
- なお、契約終了後も同一の受託者に引き続き業務を委託するような場合には、個人情報の所在と管理責任を明確にするため、契約の切替え時に、受託者から個人情報を継続して利用する旨の届け出をさせる必要がある。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

第 12 条 甲から引き渡された〇〇に記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

3 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

〔説 明〕

- 個人情報の返還や廃棄等を受託者の義務として明確にすることによって、個人情報の流出や保存されたまま放置されることを防止する必要がある。
- 第 1 項は、個人情報の帰属を明確にすることによって、受託者による個人情報の返却や廃棄等に漏れが生ずることを防止するものである。
- 第 4 項は、受託者が、受託業務で使用したパソコン等を引き続き使用する場合を想定した規定である。
- 委託業務終了後であっても、プログラムの点検・修正等のために、受託者にデータを一定期間保有させておく必要があるような場合には、安全管理措置を引き続き遵守することを条件に、その旨規定することも考えられる。

（事故発生時の対応）

第 13 条 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

〔説 明〕

- 事故が起こった場合には、個人の権利利益が侵害される可能性が高いため、迅速に報告させる必要がある。また、事故に対する措置は、事故の内容に応じて実施機関において、迅速、適切な措置を指示しなければならない。
- 事故の被害を最小限とするためには、できるだけ早い段階で対応することが重要であることから、実施機関と受託者とが協力して速やかに措置を講ずることとし、被害者に事実関係を通知する必要がある。
- 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表させるようにする。

（立入調査等）

第 14 条 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

【説 明】

- 実施機関は、受託者において、特記事項が適切に遂行されているかどうかを報告の徴収や作業場所への立入調査により確認し、必要があると認めた場合には、改善を指示するものとする。
- 作業場所への立入調査は、委託契約期間中 1 回以上行うことが望ましいが、情報セキュリティ点検の結果や委託契約の実態に応じて報告の徴収とすることも考えられる。作業場所がデータセンター等で受託者のセキュリティポリシー上入室が禁止されている場合や遠隔地等の場合で立入調査が困難な場合は、受託者から JISQ15001（プライバシーマーク）や JISQ27001（ISMS）等の適合認証取得証明書を提出させることをもって、立入調査に代えるような規定とすることが考えられる。

（契約の解除）

第 15 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 16 条 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

【説 明】

- 本契約に措置事項に違反した場合の契約の解除や損害賠償に関する規定が盛り込まれている場合は、この規定は不要となる。

（指定管理者による個人情報の取扱い）

第14条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が、公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次条において同じ。）の管理の業務を通じて取得した個人情報を適切に取り扱わせるため、必要な措置を講じなければならない。

### 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、実施機関が、公の施設の管理を地方自治法の規定に基づいて指定管理者に代行させる際に、指定管理者における個人情報の取扱いを適切に行わせるため、実施機関として必要な措置を講じなければならないことを定めたものである。
- (2) 「管理の業務を通じて取得した個人情報」とは、指定管理者が、公の施設の管理業務を行うに当たり取得した施設の利用者やその家族等の個人情報のことである。
- (3) 「個人情報を適切に取り扱わせるため（の）必要な措置」とは、公の施設ごとに制定される条例に「管理の基準」として個人情報の適切な取扱いを規定すること、実施機関と指定管理者との間で締結する協定書に必要な事項を規定して遵守を求めること、指定管理者が自ら指定管理業務の実施に係る個人情報保護規程を作成して個人情報の取扱いの詳細を明らかにしておくことなどが該当し、指定管理者による個人情報の取扱いに係る実施機関の監督指導の全般にわたる内容をいう。例えば、指定管理者が管理する個人情報について漏えい事故が発生した場合、本条の要請として実施機関（所管部局）は事実の究明や改善策のとりまとめ・改善策の実施などを行うべきである。

なお、指定管理者の業務に従事している者又は従事していた者は、条例第15条の規定により、「その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない」とされており、この規定に違反して個人情報の漏えい等を行った場合には、第53条及び第54条の構成要件に該当する場合は、罰則の適用があることに留意する必要がある。
- (4) 指定管理者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者である場合は、実施機関との協定書の内容如何にかかわらず、当該指定管理者は個人情報保護法上の義務を果たすことが求められる。
- (5) しかし、指定管理者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者でない場合であっても、県の実施機関が所管する公の施設を管理する以上、条例上の義務を果たさせるため、協定書に具体的な定めを置くことが適当である。
- (6) 指定管理者の個人情報の取扱いについては、平成27年1月8日付け行政改革課長通知『「指定管理者制度の運用に関する指針」の策定について（通知）」を参照されたい。
- (7) 指定管理者が、事業者としての個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定していない場合にあっては、条例第4条第2項の規定に則り、プライバシーポリシー等を策定・公表することを指導することが適切である。



（参考）

＜指定管理者制度の運用に関する指針（抜粋）＞

## Ⅶ 協定の締結

指定期間の開始までに、施設の管理運営に関する詳細な取決めを行うため、指定管理者と県が協定を締結する。協定は、指定管理業務等の基本的事項を規定する基本協定及び毎年度の事業計画の詳細や指定管理料の額等を規定する年度協定とする（PFI 事業では特定事業契約書が両協定書を兼ねる。）。一括募集した場合の基本協定については、債務負担行為に基づくため全施設一括して協定を締結する。

なお、各協定に規定されていない事項が発生した場合は、両者の協議により協定変更又は別に協定や覚書等を締結して対応する。

### 1 基本協定

#### (1) 基本協定の内容

指定管理施設の特性を勘案したうえで、施設の管理運営に関する基本的な事項を規定する。指定管理者の指定後、指定期間開始までに締結する。

#### ■ 基本協定の規定内容（例）

総括的事項、指定管理業務の実施に関する事項、指定管理料等に関する事項、指定管理業務の実施に伴うリスク分担、業務の報告及び監督に関する事項、個人情報保護に関する別記事項
---

#### (2) 基本協定に関する留意事項

##### ア 個人情報の取扱い

指定管理業務の実施にあたって取得する個人情報の適切な取扱いを規定する。

なお、個人情報保護規程を持たない指定管理者には、規程の策定を指導する。

## Ⅷ 指定管理者による施設の運営

### 3 指定管理者による施設運営の注意事項

#### (3) 個人情報の保護

指定管理者が指定管理業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の取扱いに関する規程を定め、公表するよう求める。

また、情報システム等を用いて個人情報を管理する場合は、第三者機関による安全性の確認等、情報漏洩等の事故防止を行うよう求める。

（受託業務等に従事する者の義務）

第15条 第11条第2項に規定する受託に係る業務又は前条に規定する公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

**趣旨及び解釈**

- (1) 受託業務従事者及び指定管理者の業務従事者（いずれも従事していた者を含む。）は、県の委託あるいは指定管理という関係を通じて県の保有する個人情報を知り得る特別な立場にあることから、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないとしたものである。
- (2) 条例第11条第2項で規定する「委託を受けた者」には、再委託先事業者や再々委託先事業者など実施機関から2以上の段階にわたって委託を請け負う事業者（以下「再委託先事業者等」という。）が含まれることから、本条の受託業務従事者にも、再委託先事業者等の従事者が含まれるものである。
- (3) 「業務に従事している者又は従事していた者」とは、受託者・再委託先事業者等や指定管理者から指揮命令を受けて、それらの業務に従事している者又は従事していた者のことであり、それらに派遣され当該業務に従事し又は従事していた派遣労働者も含まれるものである。
- (4) 「その業務」とは、受委託の関係では、県が委託する個人情報の取扱いを含む業務のことであり、指定管理の関係では、指定管理者による公の施設の管理業務のことである。
- (5) 「その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」の解釈については、条例第12条の解釈参照。
- (6) 本条の義務違反に該当する場合のうち、第53条及び第54条の構成要件に該当する場合は、罰則の適用がある。

（廃棄）

第16条 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。ただし、歴史的文化的資料の保存を目的とする施設において当該目的のために保存されることとなる保有個人情報については、この限りでない。

### 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、実施機関には事務又は事業において取り扱う保有個人情報について、その取扱目的等から判断して、保存する必要がなくなった場合に、保有個人情報を保護する観点から当該保有個人情報を確実な方法により、かつ、速やかに廃棄しなければならない義務があることを定めたものである。
- (2) ただし書は、行政文書の歴史的文化的資料としての価値に着目し、歴史的文化的資料の保存を目的とする施設において、歴史的文化的資料とすることを目的として、保存する必要があると判断される場合には、例外として廃棄する必要がないことを示したものである。
- (3) 「取扱目的に関し」とは、保有個人情報の取扱目的に加えて、その取扱目的に関連した事務の性質を勘案して、当該保有個人情報を保存すべき必要性を判断すべきことを示したものであり、個人情報事務登録簿に登録された事務として記載された取扱目的が達成されたからといって直ちに保存する必要がなくなったとするものではない。

事後、当該事実の証明のため保存する必要がある場合などがこれに該当する。

- (4) 「確実に」とは、焼却、シュレッダーによる裁断、磁気テープ等の磁氣的消去の方法等、他に漏えいしたり、盗用されたりすることのないよう確実な方法によることを意味するものである。
- (5) 一般的に、保有個人情報の廃棄については、事務又は事業の性質等から保有個人情報を含めた行政文書全体としての保存の必要性から判断すべきであり、通常、保有個人情報の廃棄の時期については、行政文書の引渡しと一連のものとして、保存期間の経過後とすることが適当である。

このため、保有個人情報を記録した行政文書については、事務又は事業の性質及び保有個人情報の取扱目的を勘案の上、引渡しの時期について検討することが必要である。

- (6) 行政文書管理規則により定められた保存期間を満了していない行政文書にあつては、たとえ要配慮個人情報が含まれている場合であっても、保存期間満了までは適切に管理する必要がある。

なお、行政文書以外のものに記録されている個人情報については、実施機関において、当該個人情報の取扱目的から保存の必要性を検討し、その結果、速やかに廃棄することが適当であると判断されるものについては、その都度、確実に、かつ、速やかに廃棄することが適当である。例えば、行政文書からは除かれているが財産管理の対象にはなっているパンフレット、リーフレット等に記録されている個人情報については、当該個人情報の取扱目的から個別に保存する必要性を検討して、保存する必要がなくなったときに、確実な方法で速やかに廃棄又は消去することが適当である。

- (7) 行政文書管理規則により保存期間が1年と定められている行政文書についても、実施機関として保有個人情報を保有しないこととなるまで、適切に管理する必要がある（保存期間が1年と定められている行政文書の選別及び廃棄については、神奈川県立公文書館条例施行規則第1条第2項及び第3項を参照）。

（実施機関に対する苦情の処理）

第17条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、迅速かつ適正に処理するものとする。

2 実施機関は、前項の苦情を処理するに当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

趣旨及び解釈

(1) 本条は、平成17年3月の改正の際に是正の申出（旧条例第26条）の廃止及び利用停止請求権の創設（第34条から第38条）と併せて設けられた規定である。

(2) 改正前には是正の申出の対象であったもののうち、請求権の対象となる条例に違反する内容については、利用停止請求手続によることができるが、取扱いの妥当性に関する内容については、本条の対象とするという趣旨である。実施機関は、本条により苦情を受けた場合は、迅速かつ適正に処理すべき義務を負う。

また、実施機関は、苦情の処理に当たり必要と認めるときは、審議会の意見を聴いて解決を図ることができることとしたものである。

第1項関係 （苦情の迅速・適正な処理）

(1) 実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適正に処理することを実施機関に義務付けた規定である。個人情報保護法の定める個人情報取扱事業者については、同法第35条、国の行政機関については行政機関法第48条に同様の規定がある。

(2) 迅速性の要件との関係では、県（行政管理課）が定める「クイック・レスポンスの実施について」に基づき、「正式な回答に時間を要する場合、第一次的対応として、『検討している旨』『処理までの目途』『担当者』等について、7日以内に県民に知らせる」等の対応が必要である。

(3) 苦情の適正な処理の内容については、特に規定を置いていないので、実施機関において、個別の事案ごとにもっともふさわしい簡易・迅速な方法を検討する必要がある。

本項で扱われる苦情の大半は、各実施機関における業務の具体的な運用と密接に関係していると考えられるため、問題の性質上、当該実施機関と苦情申出者との間で十分に意思疎通を図り、当事者間で解決することが望ましい。

第2項関係 （審議会への諮問）

(1) 実施機関が個人情報の取扱いに係る苦情を処理する際に、適正な処理方針を検討するに当たり、第三者的な立場から専門的意見を聴いて処理を行った方が苦情の処理をスムーズに進めることができる場合があり得る。

(2) このような場合に、実施機関における苦情処理の方法について、実施機関が必要であると判断したときは、審議会に諮問することができることとしたものである。

## 第 2 節 開示、訂正及び利用停止の請求権

（自己情報の開示請求権）

第18条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。第20条第2号及び第3号において同じ。）は、本人に代わって前項の開示の請求（以下「開示の請求」という。）をすることができる。

## 趣旨及び解釈

## 第 1 項関係 （開示請求権）

- (1) 本条は、個人に自己情報の開示を請求する権利を保障するものである。
- (2) 情報公開条例に基づき閲覧等の請求をした場合、同条例第5条第1号に該当するとして非公開とされる保有個人情報であっても、自己を本人とする保有個人情報であれば、当該本人は本条に基づく開示の請求ができるものである。
- (3) この条例に基づく権利を行使できる者の範囲は、何人もである。「何人も」とは、県民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいう。県は、多種多様な個人情報を取り扱っており、自己情報について知る権利を保障する意義からもすべての自然人を対象とする。
- (4) 「実施機関が保有する」とは、実施機関が組織的に保有していることをいう。したがって、行政文書を作成するため補助的、一時的に作成し、本人以外からアクセスできない形で記録されている個人情報は、組織的に共用されているものとはいえないので、実施機関が保有しているとはいえないこととなる。
- (5) 実施機関が保有する「自己を本人とする保有個人情報」とは、実施機関が管理する行政文書に記録された保有個人情報で、当該保有個人情報から請求者が識別され、又は識別され得るものをいう。

したがって、保有個人情報の開示を請求できるのは、当該保有個人情報の本人のみであり、たとえ家族等からの開示の請求があっても認められないものである。（本人が未成年者等の場合及び保有特定個人情報に係る場合については、本条の第2項がある。）

また、行政文書に記録されていない個人情報は、保有個人情報でないため、開示の請求の対象とはならない。

なお、故人（死者）の情報であっても、その相続財産に関する情報は相続人を本人とする保有個人情報と認められる場合があるので、注意を要する。

- (6) 「開示を請求することができる」とは、自己情報の開示請求が権利であることを明示したものである。すなわち、自己の情報がどこに存在し、どう取り扱われているのか、その情報が正確か等が知らされていないことに伴う不安感に適切に対応するためには、開示するかどうかをすべて実施機関の判断にゆだねる行政措置のみでは不十分であるので条例上の権利として確立したものである。

## 第 2 項関係 （代理人の請求）

- (1) 本項は、本人自ら開示の請求をすることが困難な者もあることから、これらの代理人に代理請求を認めることとしたものである。また、このことによって、本人が請求することを妨げるものではない。
- (2) 自己情報の開示請求は、本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるの

で、本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益に乏しく、また、広く代理請求を認めることは、本人の保護に欠けるおそれがあることから、次の場合に限って代理請求を認めている。

ア 保有個人情報（イを除く。）… 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

イ 保有特定個人情報 … ①未成年者又は成年被後見人の法定代理人  
②本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)

したがって、被保佐人又は被補助人の法定代理人（保佐人又は補助人）は、本人に代わって開示の請求をすることは認められないし、また、本人の任意代理人（保有特定個人情報に係る任意代理人を除く。）が本人に代わって開示の請求をすることも認められない。

- (3) 個人番号は、個人の同意なく国民全員に対し付番されるものであり、保有特定個人情報が不正に流通したり、不正な取扱いがなされていないかという危惧に対応するためには、本人参加の権利に対するより一層の保障が重要であり、こうした権利を容易に実現できるようにするため、保有特定個人情報に限っては、本人又はその法定代理人だけでなく、任意代理人による開示請求を認めることとしたものである。
- (4) 本項は、法定代理人に本人（未成年者又は成年被後見人）の保有個人情報の開示を求める独自の請求権を認めたものではない。あくまでも、本人の自己情報開示請求権を本人に代わって行使するものであり、本人の利益に沿った行使が求められるものである。
- (5) 「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満20年に達しない者をいう。また、「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。
- (6) 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。民法上、本人の信任に基づかないで生ずる代理を法定代理といい、その代理人を法定代理人という。「未成年者の法定代理人」は、第一次的には親権者、第二次的には未成年後見人であり、「成年被後見人の法定代理人」は、成年後見人である。
- (7) 「委任による代理人」とは、保有特定個人情報に係る請求等について本人からの委任を受け代理権を持つ者をいう。

なりすましによる特定個人情報の漏洩等の被害を防止するため、保有特定個人情報に係る本人と委任者の同一性、代理人の代理権の正当性、代理人本人であることの確認等は所定の書面により厳格に行う必要がある。（詳しくは「自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求等に関する事務処理要領」を参照。）

（開示の請求の手續）

第19条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示の請求に係る保有個人情報の内容
- (3) その他実施機関が定める事項

2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示の請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

## 趣旨及び解釈

### 第 1 項関係（請求書）

(1) 本条は、自己情報の開示の請求の具体的な手續を規定したものであり、本項は、請求に当たって請求書の提出を義務付けたものである。請求書は、知事関係施行規則第 5 条第 2 項に定める自己情報の開示請求書（第 2 号様式）による。

実施機関の職員は、本条により開示の請求を受ける際には、条例第 1 条（目的）の趣旨を踏まえた適切な対応が求められる。

(2) 第 3 号の「その他実施機関が定める事項」は、知事関係施行規則第 5 条第 1 項で定めるところであり、その内容は、次のとおりである。

#### ア 開示請求書の記載事項

(ア) 法定代理人又は任意代理人が開示の請求をしようとする場合にはその代理人の別並びに代理人の氏名及び住所（代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(イ) 法定代理人が開示の請求をしようとする場合には本人の未成年者又は成年被後見人の別、未成年者の法定代理人に限り未成年者の生年月日

#### イ 開示の請求をしようとする者が求める開示の方法

なお、開示の実施の方法は、条例第 24 条第 2 項第 1 号の規定により、文書又は図画に記録されている保有個人情報については当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付とされており、電磁的記録に記録されている保有個人情報については、同項第 2 号の規定により知事関係施行規則第 10 条で定めるところであるが、開示の実施の準備をする都合上、請求書への記載を求めるものである。

(3) 郵送等による請求書の提出は、第 2 項で規定する保有個人情報の本人であることの確認を厳格に行うため、原則として認めていない。

ただし、病気、身体障害その他やむを得ない理由があるときは、郵送等で開示の請求を申し出ることができる。（知事関係施行規則第 12 条）

(4) 開示の請求書の受領等に当たっての事務処理については、別に定める「自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求等に関する事務処理要領」（以下「開示等事務処理要領」という。）に基づき行うものとする。

**第 2 項関係** （本人確認）

- (1) 本項は、請求をしようとする者が当該開示の請求に係る保有個人情報の本人であることを確認するための手続を規定したものである。
- (2) 保有個人情報の開示は、自己を本人とする保有個人情報について開示の請求をするものであり、したがって、開示の請求があった場合、請求をしようとする者が当該保有個人情報の本人であることの確認を厳格に行う必要がある。
- (3) 確認するために必要な書類は、自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券その他これらに類するものとして知事が認める書類である。（知事関係施行規則第 6 条第 1 項）
- (4) 代理人が本人に代わって保有個人情報の開示の請求をするときは、当該本人の代理人であることを確認するための書類として、運転免許証、旅券等のほか代理人であることを証する書面を提出し、又は提示しなければならない。
- (5) 代理人が法人の場合にあつては、自己情報の開示請求書を提出する際に、当該請求書を提出する者が当該法人の役員若しくは職員（いわゆる使者）又は代理人であることを確認するために、知事が必要と認める書類を提出し、又は提示しなければならないこととなっており、保有個人情報の開示を受けるときは、これらの書類を提示しなければならないこととされている。（知事関係施行規則第 6 条第 3 項）  
 この場合に「知事が必要と認める書類」は、当該法人の役員若しくは職員であることを証明する書類又は当該開示の請求を行うことを委任する書類その他これらに類するものとして知事が認める書類（印鑑登録証明書等）とする。
- (6) 本人確認の手続については、別に定める開示等事務処理要領に基づき行うものとする。

**第 3 項関係** （請求書の補正）

- (1) 本項は、提出された請求書に形式上の不備があると認めるときに、補正するよう請求者に求めることができる旨を規定したものである。
- (2) 請求書の受付に当たって、明らかに請求書の記載に不備がある場合は、受付を行う職員は、窓口で当該請求書の不備を補正するよう求めるものとするが、補正に応じないまま請求書が提出された場合や請求書を受け付けた後に不備が明らかになった場合等は、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。請求者が不備を補正しない場合は、当該請求は却下される。  
 なお、明らかな誤字・脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。
- (3) 開示の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していない場合は、第 22 条第 3 項の規定により、開示を拒む旨の決定を行うこととなるが、明らかにこのような場合に該当すると認められる請求が行われるときであっても、請求書の提出を拒むことはできない。ただし、請求書を受け付ける前に窓口で、文書事務の流れ、制度の内容、不開示決定に対しては審査請求も可能であること等について十分説明し、無駄な手続を行わせられたという誤解を持たれないように努めるものとする。
- (4) 開示の請求に係る保有個人情報が存在しているかどうか明らかにできない場合は、条例第 21 条の規定により開示の請求を拒むことになるので、請求書を受け付ける際に、この規定に該当する可能性がある保有個人情報については、慎重に対応する必要がある。（第 21 条の趣旨及び解釈(3)を参照のこと。）
- (5) 開示の請求に係る保有個人情報の内容が記載された行政文書が著しく大量となることで、その検索に著しく日時を要したり、本来請求者が必要とする情報が埋もれて分かりにくくな



ったりするなど、結果として請求者が不利益を被るおそれが生じ得る場合には、請求者に対して、これらの不利益について説明し、対象となる保有個人情報の絞り込みが容易となるような請求内容にすることを提案することも否定されるわけではない。ただし、強要となつてはならないので、請求者の協力が得られないことが明らかな場合には、そのまま請求書を受け付けること。

なお、一定の場合には決定期間の延長等を行うことができる（第22条第4項及び第5項を参照のこと。）

（保有個人情報の開示義務）

第20条 実施機関は、開示の請求があったときは、開示の請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(9) (略) 次ページ以降参照

### 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、保有個人情報の開示の請求があった場合、実施機関は、原則として開示をする義務があることを明確にするとともに、例外的に不開示とする場合を定めたものである。
- (2) 各号のいずれかに該当するときの当該情報と地方公務員法第34条等に定められている公務員の守秘義務との関係について
- ア 各号のいずれかに該当するときの当該情報と地方公務員法第34条その他の法律で定める守秘義務とは、その趣旨、目的及び範囲を異にするものであるもので、両者は一致するものではない。
- イ 地方公務員法第34条等の守秘義務によって保護される秘密は必ずしも公的な秘密に限られるものではなく、例えば、課税台帳のような個人的秘密も含まれるので、請求に係る保有個人情報が法律上の守秘義務に該当する場合であっても、それが個人的秘密を保護するためである場合には、本人に対して開示を拒否する理由がないことになる。したがって、当該保有個人情報が公的秘密を保護するために、たとえ本人であっても開示を禁止していることが明らかな場合に初めて本人の開示の請求を拒否し得るものである。
- ウ 具体的には、請求のあった保有個人情報について、それが本人に開示を拒否し得る公的秘密として法律が漏らすことを禁じているものに該当するかどうかを個別に判断し、開示か不開示かを決定することになる。
- (3) 不開示情報は、保有個人情報を開示することにより、公共の利益又は第三者の利益を侵すとき、あるいは行政事務の適正な執行に支障が生ずるような場合を限定的に定めたものである。
- (4) 実施機関は、開示の請求をされた保有個人情報が各号のいずれかに該当する場合を除き、開示をしなければならない。請求者の自己情報の中に、他の個人に関する情報が含まれている場合には、原則として当該情報は不開示となるが、本条3号のただし書に該当するため開示される場合や第20条の3により裁量的に開示される場合もあるので、留意する必要がある。
- (5) 不開示情報に該当するかどうかは、個々の開示の請求ごとに判断するものである。
- なお、開示の請求の対象となった保有個人情報に、請求者以外の第三者に関する情報が含まれている場合等は、必要に応じて、第23条の2第1項に基づき当該第三者からの参考意見を聴取することとする。ただし、同条第2項各号に該当する場合、すなわち、裁量的開示により当該第三者の情報を開示しようとする場合などには、参考意見の聴取が義務付けられていることに留意する必要がある。

－開示請求に係る不開示情報の判断基準－

第 1 号（請求者の生命等を害するおそれがある情報） 関係

(1) 第18条第 1 項の規定による開示の請求に係る請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

1 趣 旨

本号は、開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報については、不開示情報とすることを定めたものである。

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通常、本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、当該保有個人情報の性質や開示を受ける本人の状況によっては、開示が必ずしも本人の利益にならないこともあり得ることから、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報について不開示情報と定めたものである。

2 解 釈

(1) 「開示の請求に係る請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とは、次のようなものをいう。

- 個人の疾病、健康状態等に関する情報であって、本人の精神状態、病状の進行状態等から本人に開示することが病状等の悪化をもたらすおそれがあるようなもの
- 自傷行為のおそれが高い者に係る診療録、相談記録等

(2) 本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

第 2 号（未成年者又は成年被後見人等に関する情報） 関係

(2) 第18条第 2 項の規定による未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示の請求に係る本人に関する情報であって、開示することにより、当該本人の利益に反すると認められるもの

1 趣 旨

本号は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人。以下「代理人」と総称する。）による開示の請求がなされた場合に限定して、本人の利益を確保する観点から不開示情報を定めたものである。本人の代理人は、本人が有している自己情報の開示請求権を本人に代わって行使することができることとなっているため、本人の代理人による不当な代理請求によって、本人の利益に反する開示がなされることを防止しようとするのが本号の趣旨である。

なお、本号の適用は、本来、本人に開示をすることに支障のない保有個人情報であっても、代理人に開示した場合には、「本人の利益に反する」ときがあることを考慮して設けられたものである。本条第 1 号、第 3 号から第 9 号までの事由に該当しない場合に限り、本号の適用を行うものとする。

## 2 解 釈

(1) 本号は、次の 2 点から成り立っている。

ア 第18条第 2 項の規定による未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人）による開示の請求に係る本人に関する情報であること。

イ 開示することにより、当該本人の利益に反すると認められること。

(2) 「未成年者の法定代理人」とは、年齢が成年すなわち満20年に達しない者の法定代理人をいい、第一次的には親権者、第二次的には未成年後見人である。

(3) 「成年被後見人の法定代理人」とは、後見開始の審判を受けた者に付される成年後見人をいう。

(4) 代理人による開示の請求がなされた場合とは、代理人が本人のためにすることを示して当該未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）を本人とする自己情報の開示の請求をした場合をいう。

したがって、未成年者等本人が自己を本人とする保有個人情報について、自ら開示の請求をする場合には、本号の適用はないものである。

なお、本人が同席等していても、代理人が本人を代理して開示の請求をする場合には、本号適用の可能性が生ずることとなる。

(5) 本条例では、未成年者等の代理人に当該未成年者等本人の保有個人情報の開示を求める独自の権利を認めたものではない。

(6) 「開示の請求に係る本人に関する情報であつて、開示すること」とは、請求者（未成年者等本人）に開示をすることに限らず、当該請求者の代理人に開示をすることも含めて、開示の請求の対象となった保有個人情報の「開示」をすることをいう。

したがって、開示の請求は代理人が行い、保有個人情報の閲覧等は当該未成年等本人が行うという場合であっても、実施機関の開示決定後に閲覧等が行われることを考慮すると、当該未成年者等本人が閲覧等を行うという保証がないため、実施機関は、開示又は不開示の決定に当たって、開示の請求の対象となった保有個人情報を代理人も含めて「開示」をすること自体の当否を判断の要素とする必要がある。

(7) 「当該本人の利益に反すると認められる」場合を整理すると、次のとおりである。

ア 代理人と当該未成年者等の利益が相反している場合

イ 当該未成年者等の意思に反する開示をすることとなる場合

したがって、いずれかの事由に該当する場合には、実施機関は原則として開示の請求をされた保有個人情報の開示をしないものである。

この場合において、実施機関はまず「代理人と当該未成年者等の利益が相反している場合」に該当するか否かを判断するものとし、客観的に「利益が相反している」とは認められない場合に、「当該未成年者等の意思に反する開示をすることとなる場合」に該当するか否かを判断するものとする。

(8) 未成年者の法定代理人による開示請求に関する本号の運用に当たっては、別に掲げる「法定代理人による未成年者の保有個人情報の開示の請求に係る取扱いについて」に留意するものとする。

## 第 3 号（請求者以外の他の個人に関する情報）関係

(3) 請求者（第18条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示の請求をする場合にあっては、当該本人とする。以下この号及び次号、次条第2項並びに第23条の2第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

## 1 趣 旨

本号は、請求者以外の他の個人の権利利益が侵されることを防止する観点から不開示情報を定めたものである。自己に関する情報の知る権利と当該情報に含まれる他の個人の利益をどう調整するかという問題について、他の個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、原則として、請求者以外の特定の個人を識別できる情報及び識別不能であっても請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示とする趣旨である。

## 2 解 釈

(1) 本号は、次の3点から成り立っている。

ア 請求者以外の個人に関する情報であること。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求者以外の特定の個人を識別することができるものであること（他の情報と照合することができ、それにより請求者以外の特定の個人を識別することができることを含む。）若しくは個人識別符号が含まれること又は請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであること。

ウ ただし、第3号アからウまでに掲げる情報を除くこと。

(2) 「請求者以外の個人に関する情報」とは、請求者の個人に関する情報と同時に他の個人に関する情報でもある場合であり、例えば、紛争中のA氏とB氏のうち、A氏が県の相談窓口を訪れ、県はその後B氏からもA氏と密接に係わるB氏の個人情報について事情を聞き、それをA氏の相談記録に記録した場合等である。

なお、「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

また、代理人が本人に代わって開示の請求をした場合には、請求者はあくまでも本人であるため、代理人自身の情報が本人情報の中に含まれているときには、当該代理人の情報は、

本号でいう「請求者以外の個人に関する情報」に該当することとなる。

(3) 請求者以外の個人に関する情報が含まれる情報の例として、次のものがある。

- 県民相談記録
- 農事調停事件経過記録・報告書
- 学校事故報告書
- 警察職員の職務執行についての苦情処理に関する文書

(4) 「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件（第20条第4号）により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報から除外したものである。

(5) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいうが、これらに該当するものであっても個人識別符号については第2条第1号アにおいて「記述等」から除かれていることから、ここには含まれない。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「記述等」に含まれる。

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

(6) 「（他の情報と照合することができ、それにより請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

本条例の対象とする個人情報は、当該情報そのものから本人が識別されるものであることが原則である。しかしながら、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とすることが適当である。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査を行わなければ入手し得ないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。実施機関は、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当である。

(7) 「個人識別符号が含まれるもの」

(5)に記載のとおり「記述等」から個人識別符号が除かれていることから、ここで改めて不開示情報であることを規定している。個人識別符号については、第2条第1号イを参照のこと。

(8) 「請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

実施機関の保有する個人情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定している。

(9) 「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができるとき、又は知ることが予定されている情報」

請求者以外の個人に関する情報であっても、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しい

ものについては、ただし書きにより、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

ア 「法令等の規定により請求者が知ることができる情報」

「法令等の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

イ 「慣行として請求者が知ることができる情報」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、例えば同僚の氏名等、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。また、同趣旨の規定のある神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、本人の家族に関する情報（妻子の名前や年齢等）や名刺交換した相手方の名刺記載情報等が考えられる。

ウ 「知ることが予定されている情報」

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。

「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であったため通知されていなかった場合が想定される。

(10) 「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、請求者以外の個人に関する情報についても、請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護するために開示の必要があると認められるときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

個人の生命・健康等を保護するため、開示が必要であるか否かを判断する際には、健康等への被害程度や切迫性などを踏まえる必要がある。

(11) 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報は、神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号ウにおいて、非公開情報から除外されており、本条例においても、同様に、不開示情報から除外することとしたものである。

ア 「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報などがこれに含まれる。

イ 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、その職名と職務遂行の内容について、神奈川県情報公開条例では、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から非公開としないこととされているが、本条例においても、同様に不開示とはしないことと

している。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、条例第 20 条第 3 号ただし書アにより判断することとする。

#### 第 4 号（法人等に関する情報）関係

(4) 法人等に関する情報又は請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

#### 1 趣 旨

本号は、法人等又は請求者以外の事業を営む個人が有する競争上の正当な利益が侵されることを防止する観点から不開示情報を定めたものである。法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な営業活動が認められており、法人等又は請求者以外の事業を営む個人の当該事業活動における情報を開示することによって当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益が侵されることを防止する趣旨である。

#### 2 解 釈

(1) 本号は、次の 2 点から成り立っている。

ア 法人等に関する情報又は請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であること。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであること。

(2) 「法人等」とは、営利法人のほか、公益法人、社会福祉法人等をいい、また、規約等を有し、かつ、代表者の定めのある団体を含む。

(3) 「事業を営む個人」とは、地方税法第 72 条の 2 第 8 項から第 10 項までに掲げる事業のほか、農業、林業、林産業（しいたけ栽培業等）等を営む個人をいう。また、「当該事業に関する情報」とは、事業そのもの（事業内容、事業所等）に関する情報のほか、事業用資産、事業所得等に関する情報を含む。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するか否かについては、請求に係る保有個人情報の内容等から明らかな場合を除き、請求者の個人情報の保護に配慮した上で、当該個人に照会するなどして適切かつ慎重に判断することが必要である。

(4) 法人等に関する情報又は請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報の例として、次のものがある。

○ 訴訟関係資料、労働争議関係資料

(5) 「個人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」



本号のただし書きは、第 3 号イと同様に、個人の生命・健康等を保護するため、開示が必要であるか否かを判断する際には、健康等への被害程度や切迫性などを踏まえる必要がある。

現実に個人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と個人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に個人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

- (6) 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」  
 ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

- イ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- (7) 法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

- ア 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された」情報

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、実質的に要請を受けたと見なされ、含まれる可能性がある。

「実施機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、本条例や神奈川県情報公開条例に基づく請求に対して開示・公開しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

- イ 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は当該個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は当該個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等又は当該個人において開示しないこととしているだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報

の提供当時の諸般の事情を考慮して判断する。

## 第 5 号（犯罪の予防等に関する情報）関係

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当な理由がある情報

### 1 趣 旨

本号は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から不開示情報を定めたものである。本号に該当する情報を開示すれば、犯罪の捜査等を有効かつ円滑に行うことが困難となるおそれがあるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。

### 2 解 釈

(1) 「犯罪の予防」とは第 6 条の趣旨及び解釈(8)アと、「鎮圧」とは同イと、「捜査」とは同ウと同じである。

(2) 「公訴の維持」とは、証拠により有罪を立証する活動をいう。

(3) 「刑の執行」とは、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収を執行することをいう。そのほか、保護観察、勾留の執行、保護処分等の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、開示することにより保護観察処分等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある場合は、本号に該当する。

(4) 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧等のほかに、これらには該当しないが社会生活に必要な法規範等のルールが害されないよう保護し、それに対する障害を除去することをいう。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を及ぼすおそれのある情報も本号に含まれる。

(5) 法令違反の取締り等に関する情報は、一般的には、事務又は事業に関する情報（第 7 号）により対応することになる。

(6) 本号に該当する情報としては、次のようなものがある。

ア 犯罪捜査の事実又は内容に関する情報

イ 犯罪捜査の手段、方法等に関する情報

ウ 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報

エ 犯罪目標となることが予想される施設の所在や警備の状況に関する情報

(7) 犯罪の予防等に支障を及ぼすかどうかの判断については、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に当たっている公安委員会及び警察本部長に確認することが望ましい。

## 第 6 号（審議、検討又は協議に関する情報）関係

(6) 県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（以下この号において「県の機関等」という。）の内部若しくは相互間又は県の機関等と国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人（県が設立したものを除く。）との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

## 1 趣 旨

本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われることを確保する観点から不開示情報を定めたものである。行政における内部的な審議等に関する情報の中には、担当者レベルの検討素案や機関として未決定の検討案のように未成熟な情報が多く含まれており、これらの情報が開示されることにより、不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるとともに、率直な意見の交換が損なわれるなど当該審議、検討又は協議に著しい支障が生ずるおそれがあるのでこれを防止しようとするのが本号の趣旨である。

## 2 解 釈

(1) 本号は、次の 2 点から成り立っている。

ア 県の機関及び県が設立した地方独立行政法人等の内部若しくは機関等の相互間又は県の機関等と国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であること。

イ 開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

(2) 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。

また、「国の機関等」においても同様である。

(3) 「審議、検討又は協議に関する情報」には、行政内部における意見調整、打合せ、相談など、審議、検討又は協議という名称が用いられていないものに関する情報も含まれる。また、行政内部における審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報も含むものである。

(4) 県の機関等の内部における審議、検討等に関する情報の例として、次のものがある。

○ 生活保護法による保護の決定に係るケース診断会議録

(5) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としている。

(6) 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

(7) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正

な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、(6)と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

(8) 「不当に」

(5)から(7)までにおいて「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

(9) 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、県の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

第 7 号（事務又は事業に関する情報）関係

(7) 県の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

1 趣 旨

本号は、事務又は事業の性質に着目し、県の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体等の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報を定めたものである。

本号に該当する情報を開示すると、当該事務又は事業の性質によっては、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。

本号と第 6 号との違いは、本号が事務又は事業の遂行に関する情報であるのに対し、第 6 号は内部的な審議等に関する情報であるという点にある。

## 2 解 釈

(1) 本号は、次の 2 点から成り立っている。

ア 県の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体等の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であること。

イ 開示することにより、本号アからオまでに掲げる各機関共通的に見られる同種の事務又は事業に係るおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

(2) 本号には、県の機関が行う事務又は事業に関する情報のみならず、その内容、性格等が同様である国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体等の機関若しくは地方独立行政法人の機関の情報も含むものである。

(3) 事務又は事業に「関する」情報とは、当該事務又は事業の内容に直接係わる情報のみならず、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

また、本号は、開示をすることにより反復継続される同種の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものである。

(4) 「監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収」とは、行政が権限に基づいて行うものであり、県税反則取締り、税務調査等において個人情報を取り扱われる場合が該当する。

(5) 「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のある情報としては、監査等の計画やその方針、内容等のうち、公表されていない、いわゆる「手の内」に関する情報等が該当する。

(6) 「契約、交渉又は争訟」は、県又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体等の機関若しくは地方独立行政法人が当事者となるものに限定される。「県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報としては、契約等の方針、内容等のうち、公表されていない、いわゆる「手の内」に関する情報が該当する。

なお、「交渉」とは、相手方との話し合いによる取決めを行うことをいい、その種類としては、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉等がある。「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法その他の個別法の規定に基づく審査請求等をいう。

(7) 「不当に害するおそれ」とは、開示のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものであることに留意する必要がある。具体的には、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合等に限定されることになる。

(8) 「調査研究」は、試験研究機関等において行われる調査、研究、試験等をいう。これらの事務に関する情報については事務が完了した時期などに公表することがあらかじめ予定されていることが多く、適切でない時期に開示をすると、その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれがあることから規定されたものである。

なお、審議、検討又は協議に関連して行われる調査研究については、この号ではなく、第 6 号により判断することになる。

(9) 「不当に阻害するおそれ」とは、(7)と同旨である。

(10) 「人事管理」は、職員の採用、退職、異動等をいう。これらの事務に関する情報の中には開示をすると、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものが多いことから規定したものである。

(11) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、

その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、本条第 4 号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

(12) 県の機関等が行う事務又は事業の実施に関する情報の例として、次のものがある。

○ 争訟に関する内部的な打合せ経過、準備書面の案、証人申請案

(13) 本号のアからオまでに掲げられている情報は、県の機関等の行う事務事業の内容及び性質に着目して類型化し、各類型ごとに開示をすることにより生ずる典型的な支障を例示するものであり、これらの情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものは、本号により不開示とするものである。

「事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業そのものが、本来開示になじまない性質を有していることを示す趣旨である。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」とは、開示のもたらす支障だけでなく、開示による本人の利益も考慮して該当するかどうかを判断しようとする趣旨である。

「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、蓋然性が必要である。

「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合を整理すると、次のとおりである。

ア 開示をすることにより当該事務又は事業を実施する意味を喪失する場合

イ 開示をすることにより経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れるなど、行政が著しく混乱する場合

ウ その他開示をすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある場合

## 第 8 号（評価、診断等に関する情報）関係

(8) 個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

### 1 趣 旨

本号は、適正な指導、診断、評価、選考等を確保する観点から不開示情報を定めたものである。個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報を開示することによって指導、診断、評価、選考等の過程やそれらの基準を知らせることになり、第三者の利益を害することになったり、公正かつ適正な行政に著しい支障が生ずる場合が考えられるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。

### 2 解 釈

(1) 本号は、次の 2 点から成り立っている。

ア 個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であること。

イ 開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるものであること。

(2) 「指導、診断、評価、選考等に関する情報」とは、具体的に列挙した指導、診断、評価、選

考等そのものに係る情報に限定されるのではなく、これらに類する情報や当該指導、診断、評価、選考等に影響を及ぼすと認められる事実等の情報についても含む。

また、県の機関及び国の機関が行う指導、診断、評価、選考等のほか、民間の法人等が行うものを含む。

具体的には次のようなものが該当する。

- ア 指導要録等個人の学力、資質、能力等の向上又は改善を目的として教育的その他の専門的見地から行う指導上の方針、方向、内容、所見等を記録したもの
- イ 各種診断書、診療録（カルテ）、医師の意見書等、個人の疾病、健康状態等について専門的見地から行う診察、検査、評価、判定等の内容を記録したもの
- ウ 面接関係書類、健康管理記録等個人の資質、適格性等について調査、観察等を行い、その結果に基づき評定した内容を記録したもの
- エ 面接関係書類等特定の職業、地位等に就く者を選考するに当たって、個人の能力、資質、資格等を調査し、その結果に基づき選考した内容を記録したもの
- オ 個人の知識、能力、性格、功績等について専門的見地から、あるいは一定の基準等により審査、試験、調査等を行い、その結果に基づき判断した内容を記録したもの

(3) 指導、診断等に関する情報の例として、次のものがある。

- 入学調査書、表彰推薦資料
- 指導要録、児童記録票
- 診療録（カルテ）、看護記録、診療報酬明細書（レセプト）
- 面接関係資料
- 精神保健相談記録

(4) 「著しい支障が生ずるおそれがあるとき」とは、本人を保護する必要がある場合、第三者の利益を害する場合、公共の利益等から開示をすることに問題がある場合等が考えられる。

該当する場合を整理すると、次のとおりである。

- ア 開示をすることにより、今後、反復継続して本人に対して行われる指導、診断、評価、選考等が適切に行われなくなる場合
- イ 指導、診断、評価、選考等の性質上、開示をすることにより、今後、反復継続される同種の指導、診断、評価、選考等を行うことが困難になる場合
- ウ 開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に係る事務又は事業を実施する目的が失われる場合
- エ 未成熟な情報のため、開示することにより不正確な理解や誤解を与える場合
- オ その他開示をすることにより、指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある場合

なお、診療録（カルテ）、医師の意見書等、個人の疾病、健康状態等について専門的見地から行う診察、検査、評価、判定等の内容を記録したものについては、請求者の個人情報の保護に配慮した上で、原則として医師等からの専門的な意見を聴取し、診断等に著しい支障が生ずるおそれがあるか否かについて慎重に判断をすることが必要である。

## 第 9 号（法令等の規定等による情報）関係

(9) 法令等の規定又は地方自治法第245条の9第1項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、本人に開示をすることができないとされている情報

## 1 趣 旨

本号は、法令と条例との関係から不開示情報を定めたものである。条例は法令に違反しない限りにおいて制定できるものとされている。したがって、法令又は他の条例の規定により本人に開示をすることができないとされている場合については、この条例においても不開示とする趣旨である。

なお、実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示についても、それが法令上の根拠を踏まえて行われることから、当該指示により本人に開示をすることができないとされている場合については、この条例においても不開示とすることとしている。

## 2 解 釈

(1) 「法令等」とは、条例第6条において法令又は条例をいうとされており、法令には、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令が含まれる（第8条第4項第1号、同条第6項、第9条第2項第1号参照）。

(2) 「地方自治法第245条の9第1項に規定する基準」とは、地方自治法第245条の9第1項の規定により都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として各大臣が定めたものをいう。

法定受託事務も地方公共団体の事務であり、それらの事務に係る情報の管理も原則として地方公共団体の事務であり、基本的には自治事務であるとされていることから、この条例の対象となるものである。

ただし、法定受託事務については、情報の管理自体が法定受託事務と考えられるものや情報の管理が法定受託事務の処理と密接不可分の関係を有するものがあり、これらについては、地方自治法第245条の9第1項の規定による処理基準の中で各大臣がその取扱いを定めることが可能であるとされている。

なお、処理基準の形式は、告示等に限られていないので、通知として示される場合がある。

(3) 「その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示」とは、地方自治法等の規定により、普通地方公共団体の事務の処理に関し国が行う指示であって、実施機関が法律上従う義務を有するものをいう。法定受託事務の処理に関する地方自治法第245条の7の規定による是正の指示に限定されないが、実施機関が法律上従う義務を有するものであることが必要である。

実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示について、地方自治法第249条は、是正の要求、指示その他これらに類する行為については、書面によることを求めている。したがって、権限有る者から、書面で不開示とすることを求められている場合には、書面の内容を具体的に検討して慎重に判断を行うものとする。

(4) 「開示をすることができないとされているとき」とは、法令等の明文の規定をもって本人に対する開示が禁止されている場合はもとより、基準又は国の機関の指示の趣旨、目的からみて明らかに本人に開示をすることができないと判断され得る場合をいう。

なお、これに該当する場合を整理すると、次のとおりである。

- ア 明文をもって本人への開示が禁止されている場合
- イ 手続の公開が禁止されている調停等の場合



- ウ 地方税法等の特別法により守秘義務が課されている場合
- エ その他趣旨、目的からみて明らかに本人への開示をすることができないと認められる場合

## 参考資料1

## 法定代理人による未成年者の保有個人情報の開示の請求に係る取扱いについて

## 1 趣旨

この取扱いは、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第2項に規定する法定代理人による未成年者の保有個人情報の開示の請求がなされた場合における開示請求の方法及び第20条第2号の規定を適用するときの細目を定めるものである。

## 2 法定代理人による開示の請求手続

## (1) 法定代理人による開示の請求の意義

自己情報の開示の請求は、本人自ら行うことが原則であるが、本人自ら開示の請求をすることが困難な者（例えば、未成年者）もあることから、本人に代わって法定代理人が開示の請求を行うことができるとされているものである。

したがって、法定代理人は本人の意思に沿った請求を行うことが求められている。

そこで、何人にも自己情報開示請求権が認められていることを考慮すると、十分な意思能力を有する未成年者にあつては、開示の請求の手続において、未成年者本人の意思が十分反映される仕組みとなっていることが必要である。

## (2) 自己情報の開示請求書の記載について

代理請求であることを明らかにするため、請求書の記載については次により行う。

- ① 請求者の記載欄には、当該未成年者本人の氏名を記載し、併せて法定代理人である旨の表示をしたうえで法定代理人の氏名を記載する。

【説明】 民法第99条第1項は、「代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる」と規定している。

通常、本人のためにすることを示す記載方法としては、「甲法定代理人乙」と書面上に表示している。

また、民法第100条では、「代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなす」と規定している。

このことから「甲法定代理人乙」と記載していないと、代理人自身の保有個人情報に関する開示請求とみなされるおそれがある。

- ② 法定代理人の氏名は、父母連名であることを要しないものとする。

【説明】 未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者であり、民法第818条第3項で「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う」と規定している。

親権は、父母が平等の立場で未成年の子の養育に協力することを確保しようとするものであり、親権の行使は、父母共同の意思で決定されることを要するが、常に共同名義を要するものとされているわけではない（最判昭32.7.5）。

したがって、父母いずれかの単独名義であっても、開示の請求を認めるものとする。ただし、父母の意思が一致しているかどうかの確認は窓口において十分に行う必要がある。

なお、民法第818条第3項ただし書に該当する場合には、そもそも父母の一方が親権を行使することができないとき（※）に当たることから、この場合には、親権を行使できない他方の法定代理人はその単独意思かつ単独名義で開示の請求ができる。

※親権者の親権の辞任（837条）、親権喪失の審判（834条）など法律上親権を行使できない場合や親権者の心神喪失、行方不明など事実上親権を行使できない場合がある。

- ③ 住所・電話番号等は、未成年者本人の住所・電話番号等とし、法定代理人の住所・電

話番号等が当該未成年者と同一の場合には、当該法定代理人の住所・電話番号等の記載を省略できる。

(3) 法定代理人による開示の請求を受ける場合の運用上の留意点

父母の意思が一致しているかどうかの確認を行うためにも、本来なら父母と一緒に窓口に来て請求することが望ましい。しかし、そのことに固執すると制度の趣旨が活かされなくなるので、父母の一方が来て請求することもやむを得ないものとして認めることとする。

請求書を受け付けるに当たっては、次のことを法定代理人に説明する必要がある。

- ① 未成年者本人の意思を確認する場合があること。
- ② 決定書は、原則として、請求者である法定代理人の住所に送付されること。（未成年者本人の住所に送付することを希望する場合は、その旨を備考欄に記載しておく。）

また、請求書については別記記載例 1、決定書については別記記載例 2 を参照して運用するものとする。

3 条例第20条第 2 号を適用する場合の運用

(1) 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報が条例第20条各号のいずれかに該当するとき限り開示をしないことができるものであり、本項各号に掲げる不開示情報に該当するかどうかは、個々の開示の請求ごとに判断するものである。

したがって、本号の適用に当たっては、個々の事案における個別の事情を十分考慮したうえで判断する必要があり、特に、本号が設けられた趣旨を考慮すると、未成年者本人の保有個人情報がむやみに開示されることのないよう留意する必要がある。

本号を適用するに当たっては、「当該未成年者の利益に反すると認められる」ことが必要であり、これは次のように解されている。

- ① 法定代理人と当該未成年者の利益が相反している場合
- ② 当該未成年者の意思に反する開示をすることとなる場合

(2) 法定代理人と当該未成年者の利益が相反している場合

本人に開示しても差し支えない保有個人情報であり、かつ、当該本人が開示の請求をすることに同意している場合には、当該請求された保有個人情報を開示することにより当該本人の保護が図られなくなるということは、通常は想定し難い。

しかし、法定代理人による未成年者の保有個人情報の開示の請求の場合には、法定代理人と当該未成年者の利益が相反するときがあるため、このようなときには、当該保有個人情報の開示そのものを制限する必要がある。

そこで、「法定代理人と当該未成年者の利益が相反している」開示の請求であるか否かは、請求に係る保有個人情報を開示することにより、当該未成年者の利益が害されるおそれがあると認められる場合か否かで判断するものとし、おおむね次のような場合には、本事由に該当するものとして取り扱うこととする。

- ① 未成年者が法定代理人（親権者等）から虐待を受けている場合
- ② 法定代理人（親権者等）が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合
- ③ 未成年者が開示に同意している場合（後述(3) ③で同意とみなされる場合を含む。）であっても、当該未成年者と法定代理人（親権者等）の利益が相反することが客観的に明らかな場合
- ④ 上記①から③に類する場合であって、未成年者と法定代理人（親権者等）の利益が相反することが客観的に明らかな場合

(3) 当該未成年者の意思に反する開示をすることとなる場合

ア 通常は、請求の対象となっている保有個人情報の内容等から、未成年者の意思に反するかどうかの判断は可能と考えられるが、判断が困難な場合には、次により当該未成年者本人に開示を求める意思の確認を行うことができることとする。なお、その際には、意思の確認を行うことにより法定代理人と当該未成年者本人との間で無用なトラブルが生じることのないよう配慮することが必要である。

- ① 満15歳以上の未成年者の場合は、当該未成年者本人に対し、確認書（別記様式1）の提出を求めるものとする。

【説明】 民法第797条は、「養子となる者が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。」としており、また、民法第961条は、「15歳に達した者は、遺言をすることができる」としている。

したがって、少なくとも、民法上は、縁組をする意思能力及び遺言をする能力を、年齢の上では満15歳以上としていることが明らかである。

自己情報の開示の請求も、基本的には、一身専属的な行為に係るものと考えられるので、民法の規定の趣旨を考慮して、満15歳以上の未成年者に係る開示の請求の場合には、当該未成年者本人の意思を確認するものとする。

この場合において、法定代理人による開示の請求が行われたときに、当該未成年者本人の同意書が提出されたときは、当該同意が真意によるものか否かを確認するため、改めて確認書の提出を求めることは差し支えない。

なお、条例第20条第1号から第9号までに規定する事由に該当し、保有個人情報の一部を不開示とすることができる場合であっても、確認書の提出を求めることは差し支えない。

なお、本人の自筆による署名を求めることが難しい場合には、確認書の提出を求めることを省略しても差し支えない。この場合においては、口頭による意思確認に努めるものとする。

- ② 満12歳以上から満15歳未満までの未成年者の場合は、特に必要があると認めるときに限り、上記①に準じて、当該未成年者本人の意思を確認するものとする。

【説明】 おおむね中学生以上であれば、自己情報の開示の請求の趣旨は理解できるものと解されるが、法律行為としての開示の請求を行う意思能力を有しているとまでは言い切れない。

そこで、県立高等学校等の受験生のように、一律に満15歳を境にして取扱いを異にすることが事務事業の性質上困難が予想される場合等正当な理由があると判断できる場合には、「特に必要があると認めるとき」として上記①に準じて取り扱うこととする。

- ③ 満12歳未満の未成年者の場合は、当該未成年者本人の意思に基づいて開示の請求がなされたものとみなす。

【説明】 満12歳未満の未成年者の場合は、法定代理人の意思を当該未成年者本人の意思とみなす取扱いとするものであり、当該未成年者本人の意思確認は行わないとするものである。

したがって、満12歳未満の未成年者の場合は、当該未成年者本人と法定代理人の利益が相反することが明らかなきに限り、不開示とすることができる取扱いとする。

イ 当該未成年者本人の同意がない場合は、原則として、「当該未成年者の利益に反すると認められる」ものとして不開示とする。

【説明】 次の場合には、当該未成年者本人の同意がないものとして、取り扱うものとする。

第 20 条（保有個人情報の開示義務）

- a 本人が所在不明等で、その意思を確認できない場合
- b 確認書が期限内に返送されない場合
- c 本人の意思が明らかに真意ではないことが容易に判断できる場合

（ 記 載 例 1 ）

第 2 号様式（第 5 条、第 6 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

自 己 情 報 の 開 示 請 求 書

年 月 日

神奈川県知事殿

神奈川太郎法定代理人横浜二郎  
 郵便番号 231-00××  
 住 所 横浜市西区××町××  
 電話番号 045-210-××××

郵便番号 231-8588  
 住 所 横浜市中区日本大通 1  
 氏 名 神奈川 太郎  
 電話番号 045-210-1111

神奈川県個人情報保護条例第 18 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	〔 行政文書の件名又は知りたいと思う事項の概要を開示の請求に係る保有 個人情報が特定できるように具体的に記載してください。 〕			
代理人が開示の請求 をしようとする場合 における代理人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法定代理人 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 本人が未成年者（平成○年△月×日生）  <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人                             </td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（個人番号を含む個人情報に限る。）			<input checked="" type="checkbox"/> 本人が未成年者（平成○年△月×日生） <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人
<input checked="" type="checkbox"/> 本人が未成年者（平成○年△月×日生） <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人				
求める開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴を請求します。 <input type="checkbox"/> 写し（用紙に出力した物の写し及び複写した物を含む。）の交付を請求し ます。			
※行政文書を管理して いる室課所	局（所）	室・部	課	
備考	代理人本人確認書類 運転免許証（番号 123456789012）			

- 備考 1 個人番号を含む個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人（以下「任意代理人」という。）も開示の請求を行うことができます。
- 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。
- 3 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。
- 4 ※印の欄は、係員に相談の上、記入してください。
- 5 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 6 法定代理人が請求する場合には、5の書類に代え、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び戸籍謄本その他本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 7 任意代理人が個人番号を含む個人情報の開示を請求する場合には、5の書類に代え、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示が必要です。

## （ 記 載 例 2 ）

第 3 号様式（第 7 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自 己 情 報 の 開 示 決 定 通 知 書

（文書記号・施行番号）

年 月 日

神奈川 太郎 様  
 法定代理人  
 横浜 二郎 様

神 奈 川 県 知 事 印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	
保有個人情報の開示 の期日及び場所	<p style="text-align: center;">年 月 日午前・午後 時 分から 時 分まで</p> <p>の間に、（ ）にお越しください。</p> <p>なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループ（係）まで御連絡ください。</p>
事務担当室課所	<p style="text-align: center;">局（所） 室・部 課 グループ（係）</p> <p>電話番号 内線</p>
備 考	

備考 1 「保有個人情報の開示の期日及び場所」の欄は、保有個人情報の開示を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

3 保有個人情報の開示を受ける際に本人確認をしますので、備考の欄に記載されている書類を係員に提示してください。

（様式 1）（日本産業規格 A 4 縦長型）

	第 号 年 月 日
様	室 課 所 長 印
<p>このたび、別添自己情報の開示請求書の写しのとおり、 年 月 日付                  けで、あなたの法定代理人_____様から、あなたの保有個人情報について開                  示の請求がなされました。</p> <p>については、この開示の請求について、<u>あなた自身の意思を確認したい</u>ので、別紙の                  確認書に必要事項を記入し、「同意する。」又は「同意しない。」のいずれかを選択                  の上、 年 月 日までに返送してください。（期限内に返送されなかつ                  た場合には、同意がないものとして取り扱うことがあります。）</p> <p>なお、開示に同意された場合であっても、神奈川県個人情報保護条例第20条の規定                  に基づき、不開示となる場合があることを申し添えます。</p>	
（ 問合せ先 ○○○○○グループ 電話 045-210-1111 内線0000 ）	

（別紙）	
<h2 style="margin: 0;">確 認 書</h2>	
<p>今回、別添自己情報の開示請求書の写しのとおり、 年 月 日付で、                  私の法定代理人_____が私に代わって開示の請求をした私の保有個人情報につい                  て開示をすることについては、</p>	
<p>1. 同意する。      2. 同意しない。</p>	
年 月 日	
住 所	
氏 名	

備考：確認書は、必ず、あなた御自身が記載してください。

「同意する。」又は「同意しない。」のいずれかを○で囲んでください。



## 参考資料 2

## 任意代理人による保有特定個人情報の開示の請求に係る取扱いについて

## 1 趣旨

この取扱いは、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第2項に規定する保有特定個人情報における本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による保有特定個人情報の開示の請求がなされた場合における開示請求の手續の細目を定めるものである。

行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第30条第1項（表中5番目の欄）で、行政機関個人情報保護法第12条第2項「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（略）をすることができる」との規定を、「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（略）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（略）をすることができる」と読み替え、任意代理人による請求を認めている。

これに伴い条例においても、保有特定個人情報にあつては、任意代理人による請求を認めるものである。

## 2 任意代理人による開示の請求手續

## (1) 任意代理人による開示の請求の意義

自己情報の開示の請求は、本人自ら行うことが原則であるが、保有特定個人情報にあつては、情報連携が不正に行われることへの国民の懸念も大きいと思われることから、自己の特定個人情報を監視することを容易にするため、本人に代わって任意代理人が開示の請求を行うことができるとされているものである。

したがって、任意代理人は本人の意思に沿った請求を行うことが求められている。

そこで、開示の請求の手續においては、委任する本人の意思が十分反映される仕組みとなっていることが必要である。

## (2) 自己情報の開示請求書の記載について

代理請求であることを明らかにするため、請求書の記載については次により行う。

① 請求者の記載欄は、当該本人の氏名を記載し、併せて代理人である旨の表示をしたうえで任意代理人の氏名を記載する。

【説明】 民法第99条第1項は、「代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる」と規定している。

通常、本人のためにすることを示す記載方法としては、「甲代理人乙」と書面上に表示している。

また、民法第100条では、「代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなす」と規定している。

このことから「甲代理人乙」と記載していないと、代理人自身の保有特定個人情報に関する開示請求とみなされるおそれがある。

② 住所・電話番号等は、請求者である本人の住所・電話番号等とし、合わせて任意代理人の住所・電話番号等を記載する。

## (3) 任意代理人による開示の請求を受ける場合の運用上の留意点

ア 任意代理人が請求する場合には、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類（開示等事務処理要綱 第五本人確認関係手續 3本人確認方法参照）、また、代理権

を確認するために、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示により、確認することとする。なお、委任状は任意の様式で構わないが、次ページにサンプルを掲載した。

また、請求書については別記記載例 1、決定書については別記記載例 2 を参照して運用するものとする。

決定書は、原則として請求者である任意代理人に送付する（本人の住所に送付することを希望する場合は、その旨を備考欄に記載しておく）。

イ 任意代理人が開示の請求を行うことができるのは、保有特定個人情報に限られるので請求を受ける際には請求対象である情報に個人番号が含まれていることを確認のうえ受け付けるものとする。

開示の請求を受ける際に、個人番号が含まれない情報であることが明らかになった場合には、任意代理人による請求は行えないことを説明のうえ、改めて本人による開示の請求を促すこととする。

ウ 特定個人情報が含まれない情報を対象とした請求を任意代理人から受け付けた場合には、請求された情報は（個人番号を含む）特定保有個人情報としては存在しないことから、自己情報の不開示決定通知書（第 5 号様式）により、任意代理人あて通知を行うものとする。

### 3 条例第 20 条第 2 号を適用する場合の運用

実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報が条例第 20 条各号のいずれかに該当するときに限り開示をしないことができるものであり、本条各号に掲げる不開示情報に該当するかどうかは、個々の開示の請求ごとに判断するものである。

したがって、本号の適用に当たっては、個々の事案における個別の事情を十分考慮したうえで判断する必要がある。

本人が開示の請求を代理人に委任しているため、本人の保護が図られなくなるということは、通常は想定し難い。そのため、本人と代理人の利益が相反することが客観的に明らかな場合に、本号に該当するものとして取り扱うこととする。

## 委 任 状

私は、下記の者を代理人として、私の特定個人情報の開示等に関する、以下の事項についての一切の権限を委任します。

1. 開示請求及び決定通知等の受領及び決定に係る文書の閲覧並びに複写の受領に関する件
2. 訂正請求及び決定通知等の受領及び決定に係る文書の閲覧並びに複写の受領に関する件
3. 利用停止請求及び決定通知等の受領及び決定に係る文書の閲覧並びに複写の受領に関する件  
（委任事項の番号以外の項目に二重線を引いて、訂正印（実印）を押印してください。）

（代理人の表示）

氏 名：

住 所：

（本人との関係）

年 月 日

（本人）

氏 名： 印

住 所：

（委任者本人の氏名は自署し、実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付してください。）

（ 記 載 例 1 ）

第 2 号様式（第 5 条、第 6 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

自 己 情 報 の 開 示 請 求 書

年 月 日

神奈川県知事殿

神奈川太郎代理人横浜二郎  
郵便番号 231-00××  
住所 横浜市西区××町××  
電話番号 045-210-××××

郵便番号 231-8588  
住 所 横浜市中区日本大通 1  
氏 名 神奈川 太郎  
電話番号 045-210-1111

神奈川県個人情報保護条例第 18 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	〔行政文書の件名又は知りたいと思う事項の概要を開示の請求に係る保有 個人情報が特定できるように具体的に記載してください。〕		
代理人が開示の請求 をしようとする場合 における代理人の別	<input type="checkbox"/> 法定代理人〔 <input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人〕 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（個人番号を含む個人情報に限る。）		
求める開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴を請求します。 <input type="checkbox"/> 写し（用紙に出力した物の写し及び複写した物を含む。）の交付を請求し ます。		
※行政文書を管理して いる室課所	局（所）	室・部	課
備考	代理人本人確認書類 運転免許証（番号 123456789012）		

- 備考 1 個人番号を含む個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人（以下「任意代理人」とい  
う。）も開示の請求を行うことができます。
- 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住  
所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の  
場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。代理人が法人の場合に  
は、併せて代表者印を押印してください。
- 3 のある欄には、該当する内に $\surd$ 印を記入してください。
- 4 ※印の欄は、係員に相談の上、記入してください。
- 5 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出  
又は提示が必要です。
- 6 法定代理人が請求する場合には、5の書類に代え、法定代理人本人であることを確認する  
ために必要な書類及び戸籍謄本その他本人との関係を確認するために必要な書類の提出又  
は提示が必要です。
- 7 任意代理人が個人番号を含む個人情報の開示を請求する場合には、5の書類に代え、任意  
代理人本人であることを確認するために必要な書類、本人の押印がある委任状及びその押印  
した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示が必要です。

（ 記 載 例 2 ）

第 3 号様式（第 7 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

自 己 情 報 の 開 示 決 定 通 知 書

（文書記号・施行番号）

年 月 日

神奈川 太郎 様  
代理人 横浜 二郎 様

神 奈 川 県 知 事 印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	
保有個人情報の開示 の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの 間に、（ ）にお越しく下さい。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループ (係) まで御連絡ください。
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(係) 電話番号 内線
備 考	

- 備考 1 「保有個人情報の開示の期日及び場所」の欄は、保有個人情報の開示を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 保有個人情報の開示を受ける際に本人確認をしますので、備考の欄に記載されている書類を係員に提示してください。

## （部分開示）

第20条の2 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示の請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

## 趣旨及び解釈

本条は、部分開示について定めたものである。開示請求に係る保有個人情報に、部分的に不開示情報（条例第20条各号）に該当する情報が記録されている場合は、当該保有個人情報の全部について開示を拒むものではなく、不開示情報に該当する部分を分離して、不開示情報に該当しない残りの部分について開示をすることを定めたものである。

## 第1項関係（不開示情報が含まれている場合）

- (1) 開示請求に対して、可能な限り保有個人情報を開示しようとする趣旨であり、開示請求に係る保有個人情報に部分的に不開示情報（条例第20条各号）が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。
- (2) 条例第20条では、保有個人情報に不開示情報が全く含まれていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示ができるか否かの判断を行わなければならないことになる。
- (3) 「容易に区分して除くことができる」とは、多くの費用と時間をかけずに又は物理的な困難さを伴わずに区分し、削除できる場合をいうものである。

## 第2項関係（個人識別性の除去による部分開示）

請求者以外の個人に関する情報が含まれる場合、第1項の規定だけでは、保有個人情報の部分開示が可能な部分が限定されることになると思われるため、第20条第3号との関係における特例を規定したものである。

特定の個人を識別することができる情報とは、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名や個人識別符号（以下「氏名等」という。））とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。しかし、第1項の規定は保有個人情報に記録されている情報のうち、不開示情報ではない情報の開示義務を規定しているのであって、ひとまとまりの不開示情報のうちの一部を開示することの根拠規定とはならないためである。

そこで、開示請求に係る保有個人情報に第20条第3号の情報（請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合は、請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる氏名等を除いて個人識別性をなくすことにより、不開示情報ではないものとして取り扱うこととした。そして、前項の規定を適用し、当該部分を部分開示することを規定したのである。なお、個人識別符号については第2条第1号アにより「記述等」から除かれていることから、本項は、「及び個人識別符号の部分を除くことにより…」との規定を

置いている。個人識別符号については、第 2 条第 1 号イを参照のこと。

ただし、氏名等の部分を除いたとしても、請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがある場合は、第 20 条第 3 号が特定の個人を識別することができないものであっても、開示することにより請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがあるものを不開示情報に該当するとしていることにかんがみ、部分開示の規定は適用されない。

したがって、氏名等を削除すれば開示しても請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがないと認められ、容易に区分して除くことができるときには、氏名等を削除した部分を開示することになる。

なお、氏名等を削除しても、それ以外の部分の情報から、又はそれ以外の部分の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が識別できる場合や第 20 条第 3 号ただし書に該当し開示できる氏名等が他の個人を識別することとなる場合があるため、慎重に検討する必要がある。

第 1 項及び第 2 項のいずれの場合においても、その具体的な判断は、条例第 3 条（実施機関の責務）の趣旨に則して行うこととなる。

（裁量的開示）

第20条の3 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

**趣旨及び解釈**

(1) 本条は、個人の権利利益の保護を理由とする裁量的開示について定めたものである。

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合には、条例第 20 条及び第 20 条の 2 の規定により不開示情報の部分を開示しないが、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することによって生ずる支障があつたとしても、個人の権利利益を保護するため特に開示する必要性が上回る場合がある。本条は、このような場合について実施機関の判断により裁量的に開示する余地を与えたものである。

(2) 本条により第三者に関する情報を開示しようとするときは、第 23 条の 2 第 2 項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手續が必要となる。



（保有個人情報の存否に関する情報）

第21条 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒むことができる。

### 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、存否を明らかにできない保有個人情報の取扱いについて定めたものである。
- 開示の請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示の決定をし、存在しない場合は存在しない旨の理由を附して不開示の決定をすることが原則である。
- しかし、保有個人情報の内容によっては、存否を答えるのみで、不開示情報の規定により保護される利益が害されるものがある。つまり、請求の対象となった保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報の開示をした場合と同様の結果をもたらし、請求者以外の個人の権利利益を侵害したり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことがある、ということである。
- そこで、本条は、保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示の請求を拒むことができる場合を例外的に規定したものである。
- (2) 本条を適用する場合は、存否を明らかにすることによって、どの不開示情報の規定に抵触することとなるのかを請求者に明らかにする必要がある。また、存否を明らかにできない保有個人情報の場合には、常に応答を拒むべきものであり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることとなる。
- (3) 存否を明らかにしないで開示の請求を拒む必要がある保有個人情報については、開示の請求に係る保有個人情報が実際に存在しない場合であっても、開示の請求を拒むものである。したがって、実施機関の職員は、開示の請求を受け付ける窓口で、この規定を適用する可能性があるような開示の請求の相談を受けた場合は、本条の趣旨にかんがみ、その場で保有個人情報の存否を明らかにしないよう留意するなど、慎重な対応をする必要がある。
- (4) 不開示理由の示し方は、拒否理由を客観的に分かりやすく示す必要があり、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることによって、どのような不開示情報を開示することになるのか、客観的に分かりやすく記載するものとする。
- (5) 保有個人情報の存否を明らかにしないで開示の請求を拒むことができる情報の例として、次のようなものがある。
- 捜査関係事項照会・回答文書
  - 表彰候補者リスト
- (6) 本条は、存否を明らかにしない保有個人情報について例外的に規定したものである。本条の適用に当たっては、その妥当性を適切に判断する必要があるため、各室課所の長は、情報公開広聴課と十分な調整を行うものとする。

（開示の請求に対する決定等）

- 第22条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求があった日から起算して15日以内に、当該開示の請求について開示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の決定（以下「開示又は不開示の決定」という。）をしたときは、その旨を請求者に書面で通知しなければならない。
  - 3 前項の場合において、開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むとき（前条の規定により開示の請求を拒むとき及び開示の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。）は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。
  - 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。
  - 5 開示の請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示の請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示又は不開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示又は不開示の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示又は不開示の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。
    - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
    - (2) 残りの保有個人情報について開示又は不開示の決定をする期限

## 趣旨及び解釈

### 第1項関係（請求に対する決定）

- (1) 本条は、開示の請求に対する実施機関の応答義務及びその手続を定めたものである。
- (2) 実施機関は、開示の請求があったときは、速やかに、当該請求に係る保有個人情報の開示をするか否かの決定を行うものとし、原則として、当該開示の請求があった日（請求書を受領した日）から起算して15日以内に行わなければならない。  
 なお、「15日以内」は、開示の請求があった日から開示若しくは不開示の決定をするまでの期間、第4項の規定による決定期間の延長等を行うまでの期間又は第5項の規定による決定期間の特例延長を適用する旨等を通知するまでの期間を示す。
- (3) 第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、「15日」の期間には算入されない。相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されない場合は、請求の却下などの拒否処分をすることとなるが、実施機関は、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされているので、運用に当たっては十分留意すべきである。なお、請求者が補正に応じない意思を明確に示した場合は、補正を行っているという理由で開示又は不開示の決定を行う期間の進行を停止させることはできないので、実施機関は、速やかに開示の請求に対する判断を行うものとする。
- (4) 開示の請求の対象となった保有個人情報に、請求者以外の第三者に関する情報が含まれて

いる場合は、第23条の2第2項及び第3項の規定に基づき、当該第三者に対し、調査及び告知を行うことが必要となる場合がある。

- (5) 開示又は不開示の決定に当たっては、請求者の住所、氏名等の個人情報の保護に努めなければならない。
- (6) その他開示の請求に対する決定等の事務処理については、別に定める開示等事務処理要領に基づき行うものとする。

#### 第 2 項関係（決定の通知）

- (1) 第 1 項の規定による開示又は不開示の決定をしたときは、直ちにその旨を請求者（代理人が請求したときには当該代理人）に書面で通知しなければならない。
- (2) 請求者に対する通知は、知事関係施行規則第 7 条に定める次の様式による。
  - ア 自己情報の開示決定通知書（第 3 号様式）
  - イ 自己情報の一部開示決定通知書（第 4 号様式）
  - ウ 自己情報の不開示決定通知書（第 5 号様式）
- (3) 第 1 項の「15日以内」とは、通知が請求者に到達するまでの期間を示すものではないが、開示又は不開示の決定をしたときには、直ちに通知を行う必要がある。

#### 第 3 項関係（開示を拒む理由）

- (1) 第 2 項の規定による通知を行う場合に、開示の請求の対象となっている保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むときは、具体的にその拒む理由を請求者に通知しなければならないとしたものである。なお、第21条の規定により請求の対象となった保有個人情報の存否を明らかにしないで開示の請求を拒むとき及び開示の請求の対象となった保有個人情報を実施機関が保有していないときも「開示を拒むとき」（いわゆる拒否処分）として位置付けられているので、開示を拒む理由を示して通知することになる。
- (2) 不開示の決定の時点では、第20条各号に規定する不開示情報に該当するが、時間の経過により将来拒む理由がなくなり、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて通知するものとする。

この場合における「期日をあらかじめ明示することができるとき」の「期日」とは、10年、20年後という長期間の趣旨ではなく、おおむね1年以内の確定期日とすることが適切である。事務又は事業の終了後等である場合にあっても、当該事務又は事業の終了の時点が明示できる期日をいう。

#### 第 4 項関係（期間の延長）

- (1) 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第 1 項に規定する開示又は不開示の決定を行う期間を45日以内に限り延長することができることとしたものである。

したがって、実施機関は本項の規定を適用すると、決定期限を最大で60日まで延長することができることとなる。
- (2) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」としては、次のような場合が該当する。
  - ア 開示の請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の件数若しくは量が多量であるとき、保有個人情報の検索に日時を要するとき又は開示若しくは不開示の判断に日時を要するとき。
  - イ 開示の請求に係る保有個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取に日時を要するとき。

- ウ 未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合であって、当該未成年者の意思の確認に日時を要するとき。
  - エ 一時的な業務量の増大等で速やかな事務処理が困難となったとき。
  - オ その他期間内に決定することができない合理的な理由があるとき。
- (3) 実施機関は、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を、書面で通知しなければならない。  
なお、延長する期間と延長の理由は合理的な関係にあることが必要である。
- (4) 請求者に対する通知は、知事関係施行規則第 8 条第 1 項に定める自己情報開示請求に対する決定期間延長通知書（第 6 号様式）により行うものとする。

**第 5 項関係** （決定期間の特例延長）

- (1) 開示の請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合、又は開示の請求に係る保有個人情報の検索に著しく日時を要する場合における開示又は不開示の決定の特例を定めたものである。
- (2) 実施機関が本項の規定を適用しようとするためには、次の要件をすべて満たす必要がある。
- ア 開示の請求に係る保有個人情報が著しく大量であること又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要すること
  - イ 開示の請求があった日から起算して 60 日以内にそのすべてについて開示又は不開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあること
- (3) 実施機関が本項の規定を適用しようとする場合には、開示の請求があった日から起算して 15 日以内に、請求者に対し、この項の規定を適用する旨及びその理由並びに当該保有個人情報の相当部分について開示又は不開示の決定をする期限並びに 60 日以内に決定ができない残りの保有個人情報について開示又は不開示の決定をする期限を書面で通知しなければならない。
- 請求者に対する通知は、知事関係施行規則第 8 条第 2 項に定める自己情報開示請求に対する決定期間特例延長通知書（第 7 号様式）により行うものとする。
- (4) 実施機関が本項の規定を適用した場合には、開示の請求があった日から起算して 60 日以内に、開示の請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について開示又は不開示の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示又は不開示の決定をすれば足りることとなる。
- (5) 「60 日以内」とは、第 1 項で規定する期間（15 日以内）に第 4 項で規定する開示又は不開示の決定を延長することができる期間（45 日以内）を合算した期間であり、本項は第 4 項で認められている決定期間の最大限の延長をしてもなお、当該請求への対応が事務の遂行に著しい支障を生じさせる場合に適用するという趣旨である。
- (6) 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、開示請求を受けた室課所において 60 日以内に処理しようとする、通常業務の遂行に業務上看過しえない支障が生ずることをいう。
- (7) 「相当の部分」とは、実施機関が 60 日以内に努力して処理することができる部分であって、開示又は不開示を分割して行うことを認めた条例の趣旨に照らし、請求された保有個人情報のうちある程度まとまりのある部分をいい、「相当の期間」とは、残りの保有個人情報について実施機関が処理するために必要な合理的期間をいう。
- (8) 本項の適用は、開示の請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合又は開示の請求に係る保有個人情報の検索に著しく日時を要する場合に限られるので、その他の理由（例えば、開示の請求に係る保有個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取に日時を要する場合等）により 15 日以内に決定ができない場合は、最大延長期間の 60 日以内に決定する必要がある。

## （事案の移送）

第23条 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が他の実施機関より提供されたものであるときその他の実施機関において開示又は不開示の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示の請求についての開示又は不開示の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示の決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、第24条の規定による保有個人情報の開示の実施に関して必要な協力をしなければならない。

## 趣旨及び解釈

## 第1項関係 （移送の協議）

- (1) 本項は、実施機関への開示請求について、他の実施機関において開示又は不開示の決定をすることに正当な理由があるときは、実施機関相互間で協議の上、請求を受けた実施機関が他の実施機関に当該事案を移送することができることとするとともに、その際は請求者に対して通知すべきことを定めたものである。
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を含む行政文書の作成を請求先以外の実施機関が行っている場合などのように、請求先以外の実施機関が開示又は不開示の決定をした方が、迅速かつ適切に処理できる場合があると考えられる。このため、請求先の実施機関は、当該他の実施機関と協議の上で、請求事案の移送ができることとしたものである。
- (3) なお、事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が、請求に係る保有個人情報を保有していることが前提であり、そもそも保有個人情報が不存在である場合は、事案の移送には当たらない。
- (4) 「情報提供等記録を除く」とし、移送に係る規定を適用除外としているのは、次の理由による。情報提供等記録（第2条第9号を参照のこと。）に記録されるのは、番号利用制度において情報の提供・照会が行われた日時等であり、これらは典型的に確定しているものと考えられる。そのため、開示請求に際し本項で定める「正当な理由があるとき」が想定され得ず、また即時の開示を期待している請求者の利益を著しく害するためである。
- (5) 「正当な理由があるとき」に該当するのは、例示された「開示の請求に係る保有個人情報が他の実施機関より提供されたものであるとき」のほか、開示請求に係る保有個人情報の主要な部分を他の実施機関が行う事務・事業において取り扱っている場合など、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。
- (6) 「協議の上…移送する」とは、実施機関相互の協議が整った後に移送する趣旨である。したがって、単に協議したという事実だけでは足りない。仮に協議が不調に終わった場合には、原則どおり開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行う。

なお、移送に係る協議に時間を要したとしても、それは実施機関相互間の取扱いを決めるための時間であり、開示決定等の期限については開示請求があった時点から計算される。事

案の移送に係る協議が必要になった場合、その協議は迅速に行うことが必要である。

- (7) また、移送先と考えられる機関が複数ある場合について、一括して協議するなど、一つの事案につき事案の移送を 2 度、3 度と行うようなことがないように、適切な処理が必要である。
- (8) 請求者に対する通知は、知事関係施行規則第 9 条に定める自己情報開示請求に係る事案移送通知書（第 8 号様式）により行うものとする。

**第 2 項関係** （開示又は不開示の決定）

- (1) 本項は、事案の移送を受けた実施機関が第 22 条各項に定める決定を行う義務があることを明確にするとともに、請求を受けた実施機関が移送前に行った行為を移送を受けた実施機関が行ったものとみなすことにより、一連の開示請求手続が移送の前後で断絶することなく、移送後の実施機関に効果を及ぼすものであることを規定したものである。
- (2) 「移送前にした行為」には、第 19 条第 3 項の開示請求書の補正など本条例に基づき移送前にした行為をすべて含む。

**第 3 項関係** （開示の実施）

- (1) 本項は、移送を受けた実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する決定を行ったときは、自らの責任において、開示を実施しなければならないことを明確にするとともに、移送をした実施機関に保有個人情報の開示の実施に関して必要な協力を義務づけるものである。
- (2) 「開示の実施に関して必要な協力」とは、例えば次のような開示の実施が円滑に行われるための行為をいう。
- ① 移送前にした行為があれば、その記録を作成し提供すること
  - ② 移送した実施機関で開示請求書の写しを作成・保管するとともに、開示請求書を提供すること
  - ③ 開示請求者に送付した、事案を移送した旨の通知の写しを提供すること
  - ④ 原本を閲覧する方法による開示の実施のために、保有個人情報が記録されている行政文書を貸与すること又は場所を提供すること

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第23条の2 開示の請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者（以下この条、第41条第3号及び第41条の2第1項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示又は不開示の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示の請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第20条の3の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

### 趣旨及び解釈

(1) 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合、実施機関は、開示又は不開示の決定に当たって、当該第三者の権利を保護する観点からより慎重な対応が求められる。そこで、本条は、開示又は不開示の決定に当たって当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えること及び当該第三者が開示に反対の意思を表示したときの処理手続を規定したものである。

なお、本条第1項及び第2項は、第三者に対して開示についての同意権を与えたものでない。

(2) 「第三者」

「第三者」とは、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者」をいう。

第三者の範囲から県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除いているのは、これらの者に対しては、必要があるときは、任意に、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。第三者の範囲から請求人を除いているのは、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行っている以上、請求者は当然に開示の決定を求めているのであって、特段意思を確認する必要性が無いからである。

### 第1項関係 (任意的聴取事項)

(1) 第1項は、実施機関が慎重かつ公正な決定を行うよう実施機関による任意的な機会付与を規定したものである。

(2) 意見書提出機会の付与を行う範囲

第 1 項による機会の付与は、第三者に関する情報については、開示・不開示をより慎重に判断する必要があるために行うものであることから、実施機関において開示・不開示を容易に判断できる次のような情報については、行う必要性はない。なお、実施機関が必要と認めるときは、あらかじめ電話等で公表の有無等を第三者に確認するものとする。

- ア 法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報
- イ 慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報
- ウ 第三者が自主的に公表した情報
- エ その他開示又は不開示とすることが客観的に明らかな情報

(3) また、1 件の行政文書に多数の第三者に係る情報が記録されているときは、開示・不開示の判断に必要な範囲で意見書提出機会の付与を行うものとする。

(4) 意見書提出機会の付与通知の方法等

ア 意見書提出機会付与通知書に意見書の提出期限を記載するに当たっては、保有個人情報の内容、条例第 22 条の規定による開示又は不開示の決定の期限等を考慮するほか、必要に応じて、あらかじめ電話等で第三者に意見書提出に要する期間を確認するものとする。

なお、期限までに意見書の提出がなかった場合には必要に応じて電話等で第三者に確認するものとするが、特段の事情がない限り反対意見書の提出はなかったものとして取り扱う。

イ 意見書提出機会付与通知書の送付に際しては、条例に対する第三者の理解を深めるため、条例中の関係条文の写しを添付するものとする。

ウ 開示決定に係る通知書を送付するに当たっては、開示を実施した後に審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をしても、審査請求又は訴えの利益がないとして却下される場合があることを説明するものとする。

(5) 請求者の氏名等の保護

請求者の氏名等は、第三者から求められた場合も明らかにしてはならない。

また、自己情報開示請求制度においては、その性質上、請求者と当該保有個人情報との関係性が深いことが特徴であるため、第三者への意見書提出機会の付与を行うだけで当該第三者に請求者が誰であるのか推測されることもあり得る。そうした点も踏まえて、実施機関においては請求者の氏名等の保護について慎重に対応することが求められる。

**第 2 項関係** （必要的聴取事項）

第 2 項は、原則として不開示とすべき情報を例外的に開示する場合の適正な手続を保障する観点から、義務的な機会付与を規定したものである。第三者の所在が判明しない場合は、この限りでないとしているが、第三者の所在を明らかにするために努める必要はあるので、商業登記の登記簿等、公になっている記録については調査するものとする。

第三者に対する通知は、知事関係施行規則第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項の定めるところに従い、意見書提出機会付与通知書（第 8 号様式の 2）により行うものとする。

その他の手続等については、第 1 項を参照。

**第 3 項関係** （反対意見書を提出した場合の手続）

第 3 項は、第 1 項及び第 2 項の規定により機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合に、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置くとともに、開示の決定後直ちに、当該第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないことを規定してい



る。

この規定は、開示に反対する第三者が、開示が実施される前に、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により開示の取消し及び執行停止を求めることができるようにするため、一方、請求者が迅速な開示を期待していることも考慮し、開示を実施する日までに一定の期間をおくこととしたものである。

また、第三者への通知を開示決定後「直ちに」行うこととしたのは、第三者が争訟の提起のために必要な準備作業に要する時間を確保するためである。なお、通知は、知事関係施行規則第 9 条の 2 第 3 項の定めるところに従い、開示決定に係る通知書（第 8 号様式の 3）により行う。

## （開示の実施）

- 第24条 実施機関は、第22条第1項の規定により、開示の決定をしたときは、速やかに、当該保有個人情報の開示をするものとする。
- 2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 文書又は図画に記録されている保有個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法
- 3 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報の開示をする場合であつて、前項に規定する方法によると、当該保有個人情報が記録されている行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものにより開示をすることができる。
- 4 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

## 趣旨及び解釈

## 第1項関係 （速やかな開示）

本条は、第22条第1項（開示の請求に対する決定等）の規定により、保有個人情報の全部又は一部の開示をする旨の決定をした場合における当該保有個人情報の開示の手續を規定している。実施機関は、開示の請求を認めたときは、速やかに開示しなければならないものである。

なお、開示は、実施機関が指定する期日及び場所で行う。（知事関係施行規則第11条第1項）

## 第2項関係 （開示の方法）

(1) 保有個人情報が記録されている媒体は様々であることから、当該保有個人情報の記録媒体の種別ごとに開示の方法を定め、これに基づいて開示をするものとする。

電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示については、当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考慮して、実施機関が規則で定める方法により行うものである。知事の定める方法は、知事関係施行規則第10条に規定している。

(2) 行政文書、行政文書を複写したもの並びに録音テープ又はビデオテープ以外の電磁的記録を知事が保有するプログラムを使用して用紙に出力した物及びこれを複写した物並びに専用機器により再生したもの（以下「行政文書等」という。）の閲覧又は視聴に当たっては、当該行政文書等を丁寧に取り扱い扱わなければならない、汚損したり、破損したりしてはならないものであるが、閲覧又は視聴をする者がこの注意義務に違反した場合には、知事は、当該行政文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。（知事関係施行規則第11条第2項及び第3項）

(3) 行政文書等の写し等の交付の部数は、一の開示の請求につき1部である。（知事関係施行規則第14条第2項）

(4) 保有個人情報の開示に係る事務処理については、別に定める開示等事務処理要領に基づき

行うものとする。

### 第 3 項関係 （複写した行政文書の開示）

- (1) 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録された行政文書の原本をもって行うべきであるが、原本をもって開示を行うことにより、原本が汚損し、又は破損するおそれがある場合には、当該行政文書の原本を複写したものををもって開示をすることができるものとしたものである。

また、第20条の2の規定による一部開示の場合において、原本の一部を不開示とする必要があるときには、当該行政文書の原本を複写して、その複写物から不開示の部分を消し、更にそれを複写したものををもって開示をするなど、不開示情報を開示した結果とならないようその方法の安全性等を重視した方法をもって開示するものとする。

その他正当な理由があるときも、行政文書の原本を複写したものををもって開示をすることができるので、原本の開示をしたのでは業務の適正な遂行に支障を及ぼす場合にも同様の取扱いができることとしたものである。

- (2) 「複写したもの」とは、文書又は図画にあつては、普通紙複写機による単色刷りの写し又はカラー複写機による多色刷りの写しのことをいい、電磁的記録にあつては、同種の電磁的記録媒体に複写したもののことをいう。この場合に、「同種の電磁的記録媒体に複写したもの」とは、文字情報は文字情報として、画像情報は画像情報として、音声情報は音声情報として、原則として同一の電磁的記録媒体に複写したもののことをいい、当該電磁的記録を紙に出力した物は含まない。

- (3) 第 2 項と第 3 項の関係を表せば、次のようになる。

項 目	第 2 項 の 内 容
開示の対象物	原則→原本、例外→原本を複写したもの（第 3 項）
開示の方法	閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴、写しの交付、複写した物の交付、用紙に出力した物の閲覧又は写しの交付 （知事関係施行規則第11条第 1 項）
開示の場所等	知事が指定する期日及び場所（知事関係施行規則第11条第 1 項）
取扱注意義務	行政文書等を破損等してはならない（知事関係施行規則第11条第 2 項）
知事の閲覧又は視聴の中止又は禁止権	有（知事関係施行規則第11条第 3 項）

この表からも明らかなように、原本を複写したものは、原本との同一性が求められるものであり、原本を複写したものの開示の方法は、原本の開示の方法と全く同じ方法で行われることとなる。さらに、開示の対象物と開示の方法との関係を表せば、次のようになる。

開示の対象物	開 示 の 方 法		原本との同一性を有するもの
	閲覧・視聴	交 付 物	
文書又は図画	閲覧	写し	複写したもの
電磁的記録	機器により再生したものの閲覧又は視聴、用紙に出力した物の閲覧	複写した物、用紙に出力した物の写し	複写したもの
複写したもの	（原本と同一の方法）		—

### 第 4 項関係 （本人確認）

- (1) 本項は、請求者が当該開示を受けるとき、当該開示に係る保有個人情報の本人であることを確認するための手続を定めたものである。

- (2) 本人確認については、第 19 条第 2 項の開示の請求をするときの場合と同様とするが、本項は、開示をする場面であることから、本人確認のための書類を提出するまでもなく提示により確認すれば足りることとした。

（開示の請求の特例）

第25条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第19条第1項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示の請求があったときは、第22条及び前条第1項の規定にかかわらず、開示又は不開示の決定をしないで、速やかに、同条第2項及び第3項に規定する方法により開示をするものとする。

趣旨及び解釈

第1項関係 （開示の請求の特例）

- (1) 本条は、開示の請求について第19条第1項に規定する請求書の提出による方法等の特例を定めたものである。
- (2) 開示の請求は、第19条第1項の規定により請求書を提出して行わなければならないものとされている。しかし、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、特例として口頭による開示の請求を認めるというものである。
- (3) 本条による開示の請求の特例の対象とする保有個人情報は、次の要件を満たす保有個人情報の中から定めるものとする。
  - ア 本人の開示に対する需要が高いもの
  - イ 開示について特に即時性が要求されるもの
  - ウ 情報の記録形態が定型的で、開示に関する判断をあらかじめ一律に行っておくことになじむもの
  - エ 実務上即時の開示に対応することが可能なもの
- (4) 実施機関は、本条第1項の規定により口頭により開示の請求ができる保有個人情報を定めたときは、定めた内容を神奈川県公報により告示するものとする。（知事関係施行規則第13条）  
この場合において、知事部局が所管するものについては、情報公開広聴課長が告示の手続を行うものとする。

第2項関係 （簡易開示の実施）

- (1) 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第22条に規定する開示の決定の手続を経ることなく速やかに当該保有個人情報の開示をすることができるものである。
- (2) 本条の請求に基づく試験の結果の開示は、閲覧のみとし、また、代理人による請求は認めないものである。
- (3) 保有個人情報の開示の請求の特例に係る事務処理については、別に定める開示等事務処理要領に基づき行うものとする。

## （費用負担）

第26条 第24条第2項及び第3項の規定による開示をするに当たり、行政文書（複写したものを含む。）の写し等の交付を行う場合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。

## 趣旨及び解釈

(1) 本条は、行政文書のうち文書又は図画の写しの交付に要する費用及び電磁的記録を媒体に複写して交付する場合の費用について、請求者の負担とする規定である。

行政文書（第24条第3項の規定により行政文書を複写したものを含む。以下本条の趣旨及び解釈において同じ。）の写し等の交付とは、従来からの複写機による複写だけでなく、その他の機器により磁気媒体等に複写した物も含んでいる。（第24条の趣旨及び解釈を参照のこと。）

(2) 本条の規定により請求者が負担する費用は、行政文書の複写に要する「複写費」及び複写物の送付に要する「郵送料」とする。

なお、行政文書の閲覧及び視聴に要する費用は、この条例の制定の趣旨、目的から無料としている。

(3) 写し等の交付に要する費用の額については、別表のとおりとする。

なお、物価の変動、技術の進歩による複写方法の変更等があった場合は、必要に応じて、費用の額を見直すこととする。

(4) 写し等の交付に要する費用は前納である。（知事施行規則第14条第3項）

(5) 写し等の交付に要する費用の徴収に係る事務処理については、別に定める開示等事務処理要領に基づき行うものとする。

## ＜別表＞

種 別	規 格	金 額	備 考
普通紙複写機による単色刷り	A 3 判まで	1 0 円	1 枚（面）の単価
多色刷複写機による多色刷り	A 3 判まで	4 0 円	1 枚（面）の単価
フロッピーディスク	3.5インチ 2HD	4 0 円	
録音テープ	1 2 0 分	1 6 0 円	
ビデオテープ	1 2 0 分 HG	2 4 0 円	
光ディスク	CD-R 700MB	8 0 円	
	DVD-R 4.7GB	1 6 0 円	

## （自己情報の訂正請求権）

第27条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実が誤りがあると認めるときは、その訂正（削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第18条第2項の規定は、前項の訂正の請求（以下「訂正の請求」という。）について準用する。

## 趣旨及び解釈

## 第1項関係 （訂正請求権）

- (1) 本条は、個人に自己情報の訂正を請求する権利を保障するものである。
- (2) 「何人も」とは、県民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいう。
- (3) 行政機関法と異なり、あらかじめ開示請求を経なくても、訂正請求が可能な制度となっている。
- (4) 「実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報」とは、実施機関が保有する行政文書に記録された保有個人情報で、当該保有個人情報から請求者が識別され、又は識別されるものをいう。
- (5) 「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等の客観的事実をいう。これらの情報は、その性質上客観的な正誤の判定に適するものであることから、本人が誤りがあると認めた「事実」について訂正の請求を認めることとした。
- (6) 「誤り」とは、保有個人情報を取り扱っている事務又は事業の目的、内容等及び当該保有個人情報の性質、内容、当該事務又は事業における位置付け等からみて、事実とされるべき保有個人情報と現実に記録されている保有個人情報とが合致していないことをいう。「誤り」の形態としては、単純な書き間違い、書かれるべきでない情報の記載、不十分又は古いため読む者に誤解を生じさせる記載等が考えられる。
- (7) 「訂正」とは、修正、追加のほか削除を含む。
- (8) この条例の自己情報の訂正の請求に関する規定は、個人の自己情報の訂正の請求に関する一般的な定めであり、個々の事務又は事業の実施に当たって種々の根拠、理由、方法等により行われる保有個人情報の訂正を制限し、又は禁止するものではない。

むしろ、実施機関は、第11条第3項の規定により、個々の事務又は事業の実施に当たって事実に関して誤りがあった場合は、当該事務又は事業の趣旨又は目的、取り扱っている個人情報の性質、内容等に即して、保有個人情報を訂正し、保有個人情報の正確性及び最新性を確保することが義務付けられている。

## 第2項関係 （代理人の請求）

自己情報の開示の請求と同様に、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって訂正の請求をすることができることとした。また、このことによって、未成年者又は成年被後見人本人が請求することを妨げるものではない。（第18条第2項関係の趣旨及び解釈を参照のこと。）

（訂正の請求の手続）

第28条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正の請求に係る保有個人情報の内容
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) その他実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第19条第2項及び第3項の規定は、訂正の請求について準用する。

趣旨及び解釈

第1項関係 （請求書）

(1) 本条は、自己情報の訂正の請求の具体的な手続を規定したものであり、請求に当たって請求書の提出を義務付けたものである。請求書は、知事関係施行規則第15条第2項に定める自己情報の訂正請求書（第9号様式）による。

(2) 第4号の「その他実施機関が定める事項」は、知事関係施行規則第15条で定めるところであり、その内容は、次のとおりである。

ア 法定代理人又は本人の委任による代理人が訂正の請求をしようとする場合には、その代理人の別並びに代理人の氏名及び住所（代理人が法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

イ 法定代理人が訂正の請求をしようとする場合には、本人の未成年者または成年後見人の別、未成年者の法定代理人に限り未成年者の生年月日

(3) 郵送等による請求書の提出は、第3項で規定する保有個人情報の本人であることの確認を厳格に行うため、原則として認めていない。

ただし、病気、身体障害その他やむを得ない理由があるときは、郵送等で訂正の請求等を行うことを申し出ることができる（知事関係施行規則第12条）。

(4) 訂正の請求書の受領等にあたっての事務処理については、開示等事務処理要領に基づき行うものとする。

第2項関係 （証明する書類）

(1) 本項は、請求者に対して、請求者が求める訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示する義務があることを定めたものである。

(2) 「証明する書類」とは、請求者が求める訂正の内容が事実と合致することを示す書類をいう。ここでいう「証明」とは、厳密な意味での証明ではなく、疎明を含むものである。

証明する機関が明確である場合は、当該機関が作成した書類とする。

第3項関係 （本人確認等）

(1) この条例に基づく自己情報の訂正の請求は、実施機関が保有する保有個人情報の本人のみが行うことができるものであり、本項は、請求者の本人確認のための手続を定めた規定である。

なお、本人が未成年者又は成年被後見人である場合はその法定代理人が、また、保有特定



個人情報については任意代理人が、本人に代わって訂正の請求を行うことができるので、法定代理人又は任意代理人が当該本人の代理人であることを確認するための手続を定めた規定でもある。（第19条第2項関係の趣旨及び解釈並びに開示等事務処理要領を参照のこと）。

- (2) 訂正の請求に当たって提出された請求書又は第2項の規定により提出又は提示される証明書類に不備がある場合は、当該請求書の不備について補正するよう請求者に求めるものとする。請求者が不備を補正しない場合は、その不備が軽微なものであるときを除き、当該請求は却下することができるが、実施機関は、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされているので、運用に当たっては十分留意すべきである。

なお、明らかな誤字・脱字、郵便番号の不記載等の軽微な不備については、実施機関は、職権で適宜補正をする。

（保有個人情報の訂正義務）

第29条 実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

#### 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関が保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないことを規定したものである。
- (2) 「訂正の請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。  
適切に調査等を行った結果、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなるから、実施機関としては、訂正決定を行うことはできないため、訂正しない旨の決定を行うことになる。  
ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。
- (3) 「取扱目的の達成に必要な範囲内で」とは、訂正請求に対して実施機関には、当該保有個人情報の取扱目的の範囲内で訂正義務があるという意味である。これは、訂正請求の制度が第11条の正確性の確保に関する実施機関の努力義務規定を受け、その実現に本人が関与し得る制度として設けられたものであり、本条は第11条と同様に、取扱目的との関係で必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。したがって、訂正請求に係る保有個人情報の取扱目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。
- (4) 例えば、過去の一定の時点において収集した保有個人情報は、その時点における資料として利用し、又は提供する限り、修正する必要はなく（第11条第3項の趣旨及び解説参照）、訂正義務の範囲についても同様である。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第30条 第21条の規定は、訂正の請求について準用する。

#### 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、存否を明らかにできない保有個人情報の取扱いについての開示の請求の規定を、訂正請求に準用する規定である。
- (2) 訂正の請求に対しては、当該訂正請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は訂正又は不訂正の決定をし、存在しない場合もまた不訂正の決定をすることが原則である。しかし、保有個人情報の内容によっては、訂正又は不訂正の決定をすることによって、不開示情報の規定により保護される利益が害されるものがあることは開示の請求の場合と同様である。
- (3) そこで、本条は、保有個人情報の存否を明らかにしないで、訂正の請求を拒むことができる場合を例外的に規定するため、開示の請求の規定を準用することとするものである。
- (4) 本条を適用する場合の注意点については、第21条の解説参照。

（訂正の請求に対する決定等）

- 第31条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第28条第3項において準用する第19条第3項の規定による補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の訂正をした上、当該訂正の請求をした者に訂正の内容及び訂正の理由を書面で通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、当該訂正の請求をした者にその旨及びその理由を書面で通知しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正の請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。
- 5 第22条第5項の規定は、訂正の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、「60日」とあるのは「75日」と、「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又はしない旨の決定」と、「請求者」とあるのは「訂正の請求をした者」と読み替えるものとする。

## 趣旨及び解釈

### 第1項関係（請求に対する決定）

- (1) 本条は、訂正の請求に対する実施機関の調査義務及び応答義務並びにその手続を定めたものである。
- (2) 実施機関は、訂正の請求があったときは、速やかに、当該請求に係る保有個人情報に関して必要な調査を行い、訂正をするか否かの決定を行うものとし、原則として、当該訂正の請求があった日（請求書を受領した日）から起算して30日以内に行わなければならない。
- 「30日以内」は、訂正の請求があった日から訂正をする旨又はしない旨の決定をするまでの期間、第4項の規定による決定期間の延長等を行うまでの期間又は第5項の規定による決定期間の特例延長を適用する旨等を通知するまでの期間を示す。
- (3) 第28条第3項で準用する第19条第3項の規定による補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、「30日」の期間には算入されない。相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されない場合又は請求者が補正に応じない意思を明確に示した場合の取扱い、開示の請求に対する決定等と同様である。（第22条第1項関係の趣旨及び解釈を参照のこと。）
- (4) 「必要な調査」とは、請求者が提出し、又は提示する訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を基に、請求に係る事実の誤りの有無及び内容並びに訂正すべき内容を確認するために必要な調査をいう。調査の方法は、当該保有個人情報に係る事務の性質等の事情により異なるが、客観的な判断を行うことができるように、関係資料の確認等できる限り具体的な資料、事実を確認するものとする。
- (5) 「訂正をする旨の決定」とは、訂正の請求の趣旨に沿って、当該保有個人情報の訂正をする決定をいう。請求書に記載された訂正の内容のとおり決定をする場合のほか、部分的に訂正の請求を認めて訂正する場合がある。
- なお、訂正の請求をきっかけにして、当該訂正の請求の趣旨とは全く異なる訂正を行う場

合は、請求に対する処分ではないので、「訂正をする旨の決定」は行わない。この場合は、「訂正をしない旨の決定」を行う。

- (6) 「訂正をしない旨の決定」とは、訂正の請求を拒否する決定をいう。訂正の請求の対象となった内容が第27条第1項に規定する事実とは認められない場合、事実と誤りがない場合、訂正する権限が実施機関にない場合が考えられる。
- (7) 訂正の請求の決定に当たっては、請求者の住所、氏名等の個人情報の保護に努めなければならない。
- (8) この条例に基づく「訂正をする旨又はしない旨の決定」は、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の対象となる。
- (9) 訂正の請求に対する決定の事務処理については、別に定める開示等事務処理要領に基づき行うものとする。

**第 2 項関係** （決定の通知）

- (1) 第1項の規定による訂正をする旨の決定をしたときは、直ちに当該保有個人情報の訂正を行うとともに、その旨を請求者に書面で通知しなければならない。
- (2) 請求者に対する通知は、知事関係施行規則第16条に定める自己情報の訂正決定通知書（第10号様式）による。

**第 3 項関係** （不訂正の決定の通知）

- (1) 第1項の規定による訂正をしない旨の決定をしたときは、直ちにその旨を請求者に書面で通知しなければならない。
- (2) 請求者に対する通知は、知事関係施行規則第16条に定める自己情報の不訂正決定通知書（第11号様式）による。

**第 4 項関係** （期間の延長）

- (1) 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する訂正をする旨又はしない旨の決定を行う期間を45日以内に限り延長することができることとしたものである。  
したがって、実施機関は本項の規定を適用すると、決定期限を最大で75日まで延長することができることとなる。
- (2) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」としては、次のような場合が該当する。
  - ア 訂正の請求に係る保有個人情報記録された行政文書の件数若しくは量が多量であるとき、保有個人情報の検索に日時を要するとき又は訂正若しくは不訂正の判断に日時を要するとき。
  - イ 訂正の請求に係る保有個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取に日時を要するとき。
  - ウ 一時的な業務量の増大等で速やかな事務処理が困難となったとき。
  - エ その他期間内に決定することができない合理的な理由があるとき。
- (3) 実施機関は、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を、第1項に定める期間（30日）内に、書面で通知しなければならない。なお、延長する期間と延長の理由は合理的な関係にあることが必要である。
- (4) 請求者に対する通知は、知事関係施行規則第17条第1項に定める自己情報訂正請求に対する決定期間延長通知書（第12号様式）により行うものとする。

第 5 項関係 （決定期間の特例延長）

- (1) 本項は、訂正の請求に対する決定についても期間の特例延長ができるように、第22条第5項（開示の請求に対する決定期間の特例延長ができる規定）を準用したものである。（第22条第5項の趣旨及び解釈を参照のこと。）
- (2) 実施機関が本項の規定を適用しようとするためには、次の要件をすべて満たす必要がある。
- ア 訂正の請求に係る保有個人情報記録された行政文書の件数若しくは量が多量であること又は検索に著しく日時を要すること
  - イ 訂正の請求があった日から起算して75日以内にそのすべてについて訂正をする旨又はしない旨の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあること
- (3) 実施機関が本項の規定を適用しようとする場合には、訂正の請求があった日から起算して30日以内に、請求者に対し、この項の規定を適用する旨及びその理由並びに当該保有個人情報の相当部分について訂正をする旨又はしない旨の決定をする期限並びに75日以内に決定ができない残りの保有個人情報について訂正をする旨又はしない旨の決定をする期限を書面で通知しなければならない。
- 請求者に対する通知は、知事関係施行規則第17条第2項に定める自己情報訂正請求に対する決定期間特例延長通知書（第13号様式）により行うものとする。
- (4) 実施機関が本項の規定を適用した場合には、訂正の請求があった日から起算して75日以内に、訂正の請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について訂正をする旨又はしない旨の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に訂正をする旨又はしない旨の決定をすれば足りることとなる。
- (5) 「75日以内」とは、第1項で規定する期間（30日以内）に第4項で規定する訂正をする旨又はしない旨の決定を延長することができる期間（45日以内）を合算した期間であり、本項は第4項で認められている決定期間の最大限の延長をしてもなお、当該請求への対応が事務の遂行に著しい支障を生じさせる場合に適用するという趣旨である。
- (6) 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、訂正請求を受けた室課所において75日以内に処理しようとする、通常業務の遂行に業務上看過しえない支障が生ずることをいう。
- (7) 「相当の部分」とは、実施機関が75日以内に努力して処理することができる部分であって、訂正をする旨又はしない旨の決定を分割して行うことを認めた条例の趣旨に照らし、訂正を求められた保有個人情報のうちある程度まとまりのある部分をいい、「相当の期間」とは、残りの保有個人情報について実施機関が処理するために必要な合理的期間をいう。
- (8) 本項の適用は、訂正の請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合又は訂正の請求に係る保有個人情報の検索に著しく日時を要する場合に限られるので、その他の理由（例えば、訂正の請求に係る保有個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取に日時を要する場合等）により30日以内に決定ができない場合は、最大延長期間の75日以内に決定する必要がある。

（事案の移送）

第32条 第23条の規定は、訂正の請求について準用する。この場合において、同条中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、同条第1項及び第2項中「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又はしない旨の決定」と、同条第1項中「請求者」とあるのは「訂正の請求をした者」と、同条第3項中「保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示の決定」という。）」とあるのは「保有個人情報を訂正する旨の決定」と、「第24条の規定による保有個人情報の開示の実施」とあるのは「第31条第2項の規定による保有個人情報の訂正の実施」と読み替えるものとする。

**趣旨及び解釈**

- (1) 本条は、訂正の請求についても、開示の請求の場合と同様に事案の移送の制度を設けるといふものである。
- (2) 請求者に対する通知は、知事関係施行規則第18条に定める自己情報訂正請求に係る事案移送通知書（第14号様式）により行うものとする。
- (3) 本条を適用する場合の注意点については、第23条の解説参照。

（保有個人情報の提供先への通知）

第33条 実施機関は、第31条第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、実施機関が訂正請求を受け、第31条第2項に基づき保有個人情報を訂正する旨の決定をした場合に、当該保有個人情報の提供先に対してその旨を書面で通知することにより、訂正決定以後、請求者が間違った保有個人情報により不利益を受けることを防止するとともに、実施機関として第11条第3項の正確性の確保に寄与するために規定したものである。
- (2) 「第31条第2項の規定により、保有個人情報を訂正」とは、訂正請求制度に基づく訂正決定を通じて、実施機関が保有個人情報を訂正した場合であり、請求に基づかずに実施機関が保有個人情報を訂正した場合には、本条は適用されない。
- (3) 「必要があると認めるとき」とは、実施機関が当該訂正請求事案を検討し、すでに提供済みの保有個人情報を訂正した旨を提供先に知らせることが、請求者の利益の保護の必要性や、実施機関の実務上の必要性が高いかどうか等を勘案して実施機関が判断すべきものである。
- (4) 「（情報提供等記録にあっては、…）」とあるのは、情報提供等記録（条例第2条第9号を参照のこと。）が内閣総理大臣並びに情報の照会者及び提供者の三者それぞれが作成し保存している記録であることから、内閣総理大臣及び訂正を行った実施機関の相手方（当該実施機関が情報の請求を行ったのであれば提供者、提供を行ったのであれば照会者）を通知先として規定したものである。
- (5) 「その旨を書面により通知する」とは、保有個人情報の訂正が本条に基づくものであることを示した上で、訂正前の情報と訂正後の情報を対比するなどして、訂正内容を明確に文書に記載して通知することをいう。



（自己情報の利用停止請求権）

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第6条の規定に違反して取り扱われているとき。

イ 第8条第1項から第4項までの規定に違反して収集されたものであるとき。

ウ 第9条第1項及び第2項又は第9条の2の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号利用法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第9条第1項及び第2項、第9条の3又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(3) 第16条の規定に違反して保存されているとき 当該保有個人情報の消去

2 第18条第2項の規定は、前項の利用停止の請求（以下「利用停止の請求」という。）について準用する。

## 趣旨及び解釈

### 第1項関係 （利用停止請求権）

(1) 本条は、個人に自己情報の利用停止を請求する権利を保障するものである。

(2) 「何人も」とは、県民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいう。

(3) 行政機関法と異なり、あらかじめ開示請求を経なくても、利用停止請求が可能な制度となっている。

(4) 「自己を本人とする保有個人情報」とは、実施機関が保有する行政文書に記録された個人情報で、当該保有個人情報から請求者が識別され、又は識別され得るものをいう。

(5) 「利用停止」とは、その方法により「利用の停止」、「消去」又は「提供の停止」に区分される。

「利用の停止」とは、当該実施機関において、請求のあった本人の保有個人情報の利用を止めることであり、「消去」とは、文字どおりに保有個人情報を消すだけでなく、匿名にして識別できなくすることも含む。「提供の停止」とは、以後の提供を止めることをいい、提供済の保有個人情報を回収することを含むものではない。「利用の停止」、「消去」及び「提供の停止」を総称して「利用停止」という。

この条例の自己情報の利用停止の請求に関する規定は、利用停止請求に関する一般的な定めだが、利用停止請求を受けた実施機関が、請求やそれに基づく調査等によって条例に違反することが判明した場合は、速やかに取扱いを改める等、条例違反の状態を進んで解消するようにすべきである。

(6) 個人番号については不正な取扱いがあった場合についても、利用停止請求を認めるため、利用制限に対する違反、収集制限・保管制限に対する違反、ファイル作成制限に対する違反、提供制限に対する違反を利用停止請求事由として追加している。

第 2 項関係 （代理人の請求）

自己情報の開示の請求と同様に、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、本人の委任による代理人を含む。）は、本人に代わって利用停止の請求をすることができることとした。また、このことによって、本人が請求することを妨げるものではない。（第18条第2項関係の趣旨及び解釈を参照のこと。）

（利用停止の請求の手続）

第35条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止の請求に係る保有個人情報の内容
- (3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
- (4) その他実施機関が定める事項

2 第19条第2項及び第3項の規定は、利用停止の請求について準用する。

**趣旨及び解釈**

**第1項関係** （請求書）

- (1) 本条は、自己情報の利用停止の請求の具体的な手続を規定したものであり、請求に当たって請求書の提出を義務付けたものである。請求書は、知事関係施行規則第19条第2項に定める自己情報の利用停止請求書（第15号様式）による。
- (2) 第4号の「その他実施機関が定める事項」は、知事関係施行規則第19条第1項で定めるところであり、その内容は、次のとおりである。
  - ア 法定代理人又は本人の委任による代理人が利用停止の請求しようとする場合にはその代理人の別並びに代理人の氏名及び住所（代理人が法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - イ 法定代理人が利用停止の請求をしようとする場合には本人の未成年者または成年後見人の別、未成年者の法定代理人に限り未成年者の生年月日
- (3) 郵送等による請求書の提出は、第2項で規定する保有個人情報の本人であることの確認を厳格に行うため、原則として認めていない。
 

ただし、病気、身体障害その他やむを得ない理由があるときは、郵送等で利用停止の請求をすることを申し出ることができる（知事関係施行規則第12条）。
- (4) 利用停止の請求書の受領等にあたっての事務処理については、開示等事務処理要領に基づき行うものとする。

**第2項関係** （本人確認等）

- (1) この条例に基づく自己情報の利用停止の請求は、実施機関が保有する保有個人情報の本人のみが行うことができるものであり、本項は、請求者の本人確認のための手続を定めた規定である。
 

なお、本人が未成年者又は成年被後見人である場合は、その法定代理人、また保有個人情報については任意代理人が、本人に代わって利用停止の請求を行うことができるので、法定代理人又は任意代理人が当該本人の代理人であることを確認するための手続を定めた規定でもある。（第19条第2項関係の趣旨及び解釈並びに開示等事務処理要領を参照のこと）。
- (2) 利用停止の請求に当たって提出された請求書又は第2項の規定により提出又は提示される証明書類に不備がある場合は、当該請求書の不備について補正するよう請求者に求めるものとする。請求者が不備を補正しない場合は、その不備が軽微なものであるときを除き、当該請求は却下することができるが、実施機関は、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないとされているので、運用に当たっては十分留意すべきである。

なお、明らかな誤字・脱字、郵便番号の不記載等の軽微な不備については、実施機関は、職権で適宜補正をすることができる。

## （保有個人情報の利用停止の義務）

第36条 実施機関は、利用停止の請求があった場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の取扱目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

## 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、自己情報の利用停止請求があった場合の実施機関における保有個人情報の利用停止義務について定めたものである。実施機関は、利用停止請求に理由があると認めるときに、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で保有個人情報の利用停止を行うものとする旨を定めている。
- (2) 「利用停止の請求に理由があると認めるとき」とは、第34条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する条例違反の事実があると実施機関が認めるときである。
- (3) その判断は、当該実施機関の所掌事務、保有個人情報の取扱目的及び本条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。
- (4) 「保有個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第34条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する違反状態を是正する意味である。
- (5) 「必要な限度」とは、例えば、請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していれば、すべての保有個人情報の利用停止を、一部の利用が違反していれば、一部の保有個人情報の利用停止を行う必要があるということである。  
また、例えば、取扱目的外の取扱いを理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該取扱目的外の利用を停止すれば足りる。  
この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の取扱目的内での利用も不可能となり、適当でない。
- (6) （参考）実施機関が保有している保有個人情報に基づいて、既になされた行政処分との関係  
利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効果に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。
- (7) 利用停止請求に理由があると判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点から適当でない。このため、「当該保有個人情報の取扱目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第37条 第21条の規定は、利用停止の請求について準用する。

#### 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、存否を明らかにできない保有個人情報の取扱いについての開示の請求の規定を、利用停止の請求に準用する規定である。
- (2) 利用停止の請求に対しては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は利用停止又は利用不停止の決定をし、存在しない場合もまた利用不停止の決定をすることが原則である。  
しかし、保有個人情報の内容によっては、利用停止又は利用不停止の決定をすることによって、不開示情報の規定により保護される利益が害されるものがあることは開示の請求の場合と同様である。
- (3) そこで、本条は、保有個人情報の存否を明らかにしないで、利用停止の請求を拒むことができる場合を例外的に規定するため、開示の請求の規定を準用することとするものである。
- (4) 本条を適用する場合の注意点については、第21条の解説参照。

(利用停止の請求に対する決定等)

第38条 実施機関は、利用停止の請求があったときは、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第35条第2項において準用する第19条第3項の規定による補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をした上、当該利用停止の請求をした者に利用停止の内容及び利用停止の理由を書面で通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求をした者にその旨及びその理由を書面で通知しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止の請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。

5 第22条第5項の規定は、利用停止の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「60日」とあるのは「75日」と、「開示又は不開示の決定」とあるのは「利用停止をする旨又はしない旨の決定」と、「請求者」とあるのは「利用停止の請求をした者」と読み替えるものとする。

## 趣旨及び解釈

### 第1項関係 (請求に対する決定)

(1) 本条は、利用停止の請求に対する実施機関の調査義務及び応答義務並びにその手続を定めたものである。

(2) 実施機関は、利用停止の請求があったときは、速やかに、当該請求に係る保有個人情報に関して必要な調査を行い、利用停止をするか否かの決定を行うものとし、原則として、当該利用停止の請求があった日（請求書を受領した日）から起算して30日以内に行わなければならない。

「30日以内」は、利用停止の請求があった日から利用停止をする旨又はしない旨の決定をするまでの期間、第4項の規定による決定期間の延長等を行うまでの期間又は第5項の規定による決定期間の特例延長を適用する旨等を通知するまでの期間を示す。

(3) 第35条第2項で準用する第19条第3項の規定による補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、「30日」の期間には算入されない。相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されない場合又は請求者が補正に応じない意思を明確に示した場合の取扱いは、開示の請求に対する決定等と同様である。（第22条第1項関係の趣旨及び解釈を参照のこと。）

(4) 「必要な調査」とは、請求者が提出し、又は提示する利用停止の内容が事実と合致することを証明する書類を基に、請求に係る事実の誤りの有無及び内容並びに訂正すべき内容を確認するために必要な調査をいう。調査の方法は、当該保有個人情報に係る事務の性質等の事情により異なるが、客観的な判断を行うことができるように、関係資料の確認等できる限り具体的な資料、事実を確認するものとする。

(5) 「利用停止をする旨の決定」とは、利用停止の請求の趣旨に沿って、当該保有個人情報の利用停止をする決定をいう。請求書に記載された利用停止の内容のとおり決定をする場合

のほか、部分的に利用停止の請求を認めて利用停止する場合がある。

なお、利用停止の請求をきっかけにして、当該利用停止の請求の趣旨とは全く異なる利用停止を行う場合は、請求に対する処分ではないので、「利用停止をする旨の決定」は行わない。この場合は、「利用停止を…しない旨の決定」を行う。

- (6) 「利用停止を…しない旨の決定」とは、利用停止の請求を拒否する決定をいう。利用停止の請求の対象となった内容が第34条第1項に規定する事実とは認められない場合、事実誤りがない場合、利用停止する権限が実施機関にない場合が考えられる。
- (7) 利用停止の請求の決定に当たっては、請求者の住所、氏名等の保有個人情報の保護に努めなければならない。
- (8) この条例に基づく「利用停止をする旨又はしない旨の決定」は、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の対象となる。
- (9) 利用停止の請求に対する決定の事務処理については、別に定める開示等事務処理要領に基づき行うものとする。

#### 第2項関係（決定の通知）

- (1) 第1項の規定による利用停止をする旨の決定をしたときは、直ちに当該保有個人情報の利用停止を行うとともに、その旨を請求者に書面で通知しなければならない。
- (2) 請求者に対する通知は、知事関係施行規則第20条に定める自己情報の利用停止決定通知書（第16号様式）による。

#### 第3項関係（利用不停止の決定の通知）

- (1) 第1項の規定による利用停止をしない旨の決定をしたときは、直ちにその旨を請求者に書面で通知しなければならない。
- (2) 請求者に対する通知は、知事関係施行規則第20条に定める自己情報の利用不停止決定通知書（第17号様式）による。

#### 第4項関係（期間の延長）

- (1) 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する利用停止をする旨又はしない旨の決定を行う期間を45日以内に限り延長することができることとしたものである。したがって、実施機関は本項の規定を適用すると、決定期限を最大で75日まで延長することができることとなる。
- (2) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」としては、次のような場合が該当する。
  - ア 利用停止の請求に係る保有個人情報記録された行政文書の件数若しくは量が多量であるとき、保有個人情報の検索に日時を要するとき又は利用停止若しくは利用不停止の判断に日時を要するとき。
  - イ 利用停止の請求の対象に係る保有個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取に日時を要するとき。
  - ウ 一時的な業務量の増大等で速やかな事務処理が困難となったとき。
  - エ その他期間内に決定することができない合理的な理由があるとき。
- (3) 実施機関は、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を、第1項に定める期間（30日）内に、書面で通知しなければならない。なお、延長する期間と延長の理由は合理的な関係にあることが必要である。
- (4) 請求者に対する通知は、知事関係施行規則第21条第1項に定める自己情報利用停止請求に



対する決定期間延長通知書（第18号様式）により行うものとする。

**第 5 項関係** （決定期間の特例延長）

- (1) 本項は、利用停止の請求に対する決定についても期間の特例延長ができるように、第22条第5項（開示の請求に対する決定期間の特例延長ができる規定）を準用したものである。  
（第22条第5項の趣旨及び解釈を参照のこと。）
- (2) 実施機関が本項の規定を適用しようとするためには、次の要件をすべて満たす必要がある。
  - ア 利用停止の請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の件数若しくは量が多量であること又は検索に著しく日時を要すること
  - イ 利用停止の請求があった日から起算して75日以内にそのすべてについて利用停止をする旨又はしない旨の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあること
- (3) 実施機関が本項の規定を適用しようとする場合には、利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、請求者に対し、この項の規定を適用する旨及びその理由並びに75日以内に決定ができない残りの保有個人情報について利用停止をする旨又はしない旨の決定をする期限を書面で通知しなければならない。  
請求者に対する通知は、知事関係施行規則第21条第2項に定める自己情報利用停止請求に対する決定期間特例延長通知書（第19号様式）により行うものとする。
- (4) 実施機関が本項の規定を適用した場合には、利用停止の請求があった日から起算して75日以内に、利用停止の請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について利用停止をする旨又はしない旨の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に利用停止をする旨又はしない旨の決定をすれば足りることとなる。
- (5) 「75日以内」とは、第1項で規定する期間（30日以内）に第4項で規定する利用停止をする旨又はしない旨の決定を延長することができる期間（45日以内）を合算した期間であり、本項は第4項で認められている決定期間の最大限の延長をしてもなお、当該請求への対応が事務の遂行に著しい支障を生じさせる場合に適用するという趣旨である。
- (6) 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、利用停止請求を受けた室課所において75日以内に処理しようとする、通常業務の遂行に業務上看過しえない支障が生ずることをいう。
- (7) 「相当の部分」とは、実施機関が75日以内に努力して処理することができる部分であって、利用停止をする旨又はしない旨の決定を分割して行うことを認めた条例の趣旨に照らし、利用停止を求められた保有個人情報のうちある程度まとまりのある部分をいい、「相当の期間」とは、残りの保有個人情報について実施機関が処理するために必要な合理的期間をいう。
- (8) 本項の適用は、利用停止の請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合又は利用停止の請求に係る保有個人情報の検索に著しく日時を要する場合に限られるので、その他の理由（例えば、利用停止の請求に係る保有個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取に日時を要する場合等）により30日以内に決定ができない場合は、最大延長期間の75日以内に決定する必要がある。

（開示の請求、訂正の請求及び利用停止の請求の適用除外）

第39条 第18条から第26条までの規定は、他の法令等の規定により、行政文書の閲覧、縦覧等の手続が定められているとき、行政文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められているときその他の第24条第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）による個人情報の開示の手続が定められているときにおける保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示については、適用しない。

2 第27条から第33条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の訂正の手続が定められているときにおける保有個人情報の訂正については、適用しない。

3 第34条から前条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止の手続が定められているときにおける保有個人情報及び情報提供等記録である保有個人情報の利用停止については、適用しない。

4 第18条から前条までの規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る。）並びに刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている保有個人情報については、適用しない。

5 前各項に規定するもののほか、保有個人情報が次の各号に掲げるものに記録されている場合にあつては、第18条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであつて、実施機関が取得したもの

(2) 一般に入手し得る刊行物等であつて、実施機関が取得したもの

## 趣旨及び解釈

### 第1項関係（開示請求の適用除外）

(1) 本項は、他の法令等に行政文書の閲覧、縦覧等の手続又は謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合について、当該法令等とこの条例の規定に基づく自己情報の開示請求の手続との調整を図り、当該法令等に定める手続が条例第24条第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）である場合には、当該開示の実施については、この条例を適用しないこととしたものである。

(2) ただし、保有特定個人情報については、行政機関が保有する自らの特定個人情報等を自宅のパソコン等から随時確認できるよう情報提供等記録開示システム（マイナポータル）の整備が進められていることから、保有特定個人情報（情報提供等記録を含む。）については他の法令等の規定により行政文書の閲覧、縦覧等の手続が定められているときであっても、例外的に条例に基づく開示請求手続を妨げないこととしたものである。

(3) 行政文書の閲覧等は、第24条第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法の例示として示したものであり、「閲覧、縦覧等」には、録画テープ又は録音テープの視聴などが含まれ、「謄本、抄本等」には、電磁的記録の複写物の交付などが含まれる。

(4) 知事が所管する法令等の規定による行政文書の閲覧等の手続の例は次のとおりである。

- ・ 建築基準法第93条の2の規定による建築計画概要書の閲覧
- ・ 公害紛争処理法施行令第15条の3の規定による公害審査会の事件の記録の閲覧
- ・ 神奈川県環境影響評価条例第18条第2項の規定による意見書の意見の縦覧      ほか

**第 2 項関係** （訂正請求の適用除外）

- (1) 本項は、他の法令等に個人情報の訂正の手続が定められている場合について、当該法令等とこの条例に基づく自己情報の訂正の請求の手続との調整を図り、当該法令等に個人情報の訂正の手続が定められている限りにおいて、この条例を適用しないこととしたものである。
- (2) 「他の法令等の規定により、個人情報の訂正の手続が定められているとき」とは、法令等に修正の申告、変更の届出等の手続を定めた規定がある場合をいう。
- (3) 知事が所管する法令等の規定による個人情報の訂正の手続の例は次のとおりである。
  - ・保健師助産師看護師法施行令第 3 条第 3 項の規定による准看護師籍の訂正の申請
  - ・身体障害者福祉法施行令第 9 条第 2 項の規定による氏名等の変更の届出（知事は、身体障害者手帳交付台帳を備え、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなければならない（身体障害者福祉法施行令第 9 条第 1 項）とされている。）

ほか

**第 3 項関係** （利用停止請求の適用除外）

- (1) 「他の法令等の規定により、個人情報の利用停止の手続が定められているときにおける保有個人情報」については、他の法令等とこの条例に基づく利用停止の請求の手続との調整を図り、条例上での利用停止請求の対象外とした。
- (2) 「情報提供等記録である保有個人情報」については、情報提供等記録（第 2 条第 9 号を参照のこと。）に記録されるのは、情報提供者及び情報照会者間で所定の事務のため所定の情報が授受された旨並びに当該提供の求め又は提供の事実が不開示情報に該当する旨であり、利用停止が認められる性質のものではないことから、利用停止請求の対象外とした。

**第 4 項関係** （開示、訂正及び利用停止の請求の適用除外）

- (1) 本項は、行政機関法第 45 条第 1 項を踏まえて、刑の執行や少年保護事件などに係る保有個人情報については、開示、訂正及び利用停止の請求の適用除外とすることを定めたものである。
- (2) 本項で、開示、訂正及び利用停止の請求（以下「開示請求等」という。）の対象外としている保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含むきわめてセンシティブな情報である。その多くは、条例第 6 条で取扱いの制限を受ける要配慮個人情報に該当し、県の実施機関が取り扱う場合は、法令等に根拠があるか、犯罪の捜査等のために取り扱うときあるいは審議会の答申を得ている場合のいずれかの例外に当たる場合に限られる。
- (3) これらの保有個人情報を開示請求等の対象とすると、例えば新規に社員等を雇用する際に、本人に開示請求させて開示された内容の写しの提出を求めることにより、雇用主は犯罪歴等がないことを確認することが現実的に可能となる。それによって、犯罪の経歴を持つ者の社会復帰や更生が著しく阻害されたり、センシティブな情報が第三者にも明らかになる危険性がある。
- (4) このようなことから、本項では次の各項目を開示請求等の適用除外としている。
  - ア 刑事事件に係る裁判、検察官等が行う処分、刑の執行に係る保有個人情報
  - イ 少年の保護事件に係る裁判、保護処分の執行に係る保有個人情報  
少年の前歴を含んでおり、成人の場合と適用除外の理由は同様である。
  - ウ 更生緊急保護に係る保有個人情報  
「更生緊急保護」とは、更生保護法第 85 条第 1 項に基づき、同法に規定する者が刑事

上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族等からの援助を受けられない場合等に、本人の申出に基づいて、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。したがって、更生緊急保護の対象者は、すなわち前科を有する者等であることが判明してしまう。

エ 恩赦に係る保有個人情報

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限定されているので、同様に「恩赦に係る保有個人情報」を適用除外としている。

- (5) また、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る」こととし、アからエの保有個人情報について、適用除外となる場合を限定している。
- (6) 上記の適用除外となる保有個人情報のほかに、「刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている保有個人情報」について、開示請求等の適用除外としている。これは、刑事訴訟法第47条（「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」）の規定や、刑事被告事件に係る訴訟の記録に関しては、刑事確定訴訟記録法に閲覧についての規定があること等を踏まえたもので、神奈川県情報公開条例第32条と同趣旨である。

**第 5 項関係** （一般に入手し得る刊行物等の適用除外）

- (1) 本項は、次のような観点から、開示、訂正及び利用停止の請求に係る手続規定を適用しないこととしたものである。

ア 不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものや一般に入手し得るものについては、この条例に基づく自己情報の開示の請求の手続を保障する実益に乏しいものと考えられること。

イ これらのものについては、基本的に、実施機関において訂正する権限がないことから、この条例に基づく自己情報の訂正の請求の手続を保障する実益に乏しいものと考えられること。

ウ これらについては、一般に入手し得るものなので、県の実施機関が保有している自己情報だけに、この条例に基づく自己情報の利用停止請求の手続を保障する実益に乏しいものと考えられること。

- (2) 「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」とは、不特定多数の者に販売することを目的として発行される新聞、雑誌、書籍等や録音テープ、録画テープ、フロッピーディスク等の電磁的記録をいう。

「一般に入手し得る刊行物等」とは、不特定多数の者に配布することを目的として発行されるものであって、販売することを目的としないものをいう。一般に行政機関等が無料で発行するリーフレット、パンフレット、冊子、書籍、録画テープ等がこれに当たる。

- (3) 「実施機関が取得したもの」とは、職員がその分掌する事務に関して職務上取得したものであって、行政文書管理規則等に基いて管理しているものである。

なお、ここで「もの」というのは、電磁的記録を含む意味で用いている。

- (4) 本項の適用は、保有個人情報が「実施機関が取得したもの」に記録されているときに限られるため、次のような実施機関が作成した行政文書に記録されている保有個人情報については本項の適用はないので、注意が必要である。

ア 職員が、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの又は一般に入手し得る刊行物等から個人情報を収集して、その分掌する事務に関して職務上作成した文書、図画等の行政文書

イ 実施機関が作成した一般に入手し得る刊行物等

- (5) 個人情報記録されている新聞等の写しを他の行政文書と一体のものとして作成し、管理している場合又はこれらの写しをある特定の目的にしたがって収集したり、編集している場合には、実施機関として新たな個人情報の収集、作成行為があったものと考えられるので、条例第18条から第38条までの規定を適用することとしたものである。

### 第 3 節 審査請求

（公営企業管理者等に対する審査請求）

第39条の2 公営企業管理者若しくは県が設立した地方独立行政法人がした第22条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の決定又は公営企業管理者若しくは県が設立した地方独立行政法人に対する開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為について不服がある者は、当該公営企業管理者又は当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

#### 趣旨及び解釈

##### (1) 公営企業管理者

公営企業管理者が行う自己情報の開示の請求に対する開示若しくは不開示の決定、自己情報の訂正の請求に対する訂正をする旨若しくはしない旨の決定、自己情報の利用停止の請求に対する利用停止をする旨若しくはしない旨の決定又は当該公営企業管理者に対する開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為については、地方公営企業法により、独立した執行権限の行使が担保されている公営企業管理者を審査請求先とすることを定めた規定である。

##### (2) 地方独立行政法人

県が設立した地方独立行政法人が行った自己情報の開示の請求に対する開示若しくは不開示の決定、自己情報の訂正の請求に対する訂正をする旨若しくはしない旨の決定、自己情報の利用停止の請求に対する利用停止をする旨若しくはしない旨の決定、又は当該地方独立行政法人に対する開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができることを、確認的に明記したものである。

なお、地方独立行政法人は、地方独立行政法人法の規定に基づき、地方公共団体が設立する法人であり、県が設立した地方独立行政法人は、条例第2条第2号で規定する実施機関であることから、当該地方独立行政法人が行う当該決定は行政庁の処分となる。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第39条の3 第22条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の決定又は開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為（以下「不開示等の決定又は不作為」という。）に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

## 趣旨及び解釈

平成 28 年 4 月 1 日から施行された行政不服審査法では、審査請求がなされた場合、審査庁が指名する審理員が審理手続を行う、いわゆる「審理員制度」が導入されているが（同法第 9 条第 1 項）、この「審理員制度」は、審理の公正性を高め、審査請求人の手続保障をすることを目的としている。

不開示等の決定又は不作為に係る審査請求についても、条例において特別の定めを置かない限り、「審理員制度」の対象となるものであるが、不開示等の決定又は不作為に係る審査請求は、原則として個人情報保護審査会における議を経たうえで裁決を行うこととしており（条例第 40 条）、同審査会が学識経験を有する外部委員で構成され、インカメラ審理のもと、公正かつ客観的に開示の可否等を判断していることにかんがみると、実質的に審理の公正性が確保されていると認められる。

そこで、不服申立て制度における対応のあり方について平成 27 年 5 月に神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、審理員による審理手続の適用を除外する場合に該当すると認められる旨の答申を受けた上で、本条で行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書に基づき、不開示等の決定又は不作為に係る審査請求については、「審理員制度」の適用を除外することを定めたものである。

なお、「審理員制度」の適用を除外したことにより、同法第 9 条第 3 項の読み替え規定に基づき、弁明書の作成や送付（同法第 29 条第 2 項、第 5 項）、反論書や意見書の提出期間の設定（同法第 30 条第 1 項、第 2 項）、審理手続の終結（同法第 41 条各項）など、本来、審理員が実施する事務を審査庁において実施することとなるため、留意する必要がある。

参考：行政不服審査法第 9 条第 3 項により読み替えが必要となる同法の該当条項

第 11 条第 2 項	共同審査請求人の総代関係
第 13 条第 1 項、第 2 項	参加人の参加許可・要請関係
第 25 条第 7 項	執行停止関係
第 28 条	審理手続の計画的進行関係
第 29 条第 1 項、第 2 項、第 5 項	弁明書の作成・送付関係
第 30 条第 1 項～第 3 項	反論書・意見書の提出期間設定、送付関係
第 31 条第 1 項～第 5 項	審査請求人・参加人の口頭意見陳述関係
第 32 条第 3 項	証拠書類等の提出期間の設定関係
第 33 条	物件の提出関係
第 34 条	参考人の陳述・鑑定の要求関係
第 35 条第 1 項、第 2 項	検証関係
第 36 条	審理関係人への質問関係
第 37 条第 1 項～第 3 項	審理手続の計画的遂行関係
第 38 条第 1 項～第 3 項、第 5 項	審査請求人等による提出書類等の閲覧関係
第 39 条	審理手続の併合・分離関係
第 41 条第 1 項～第 3 項	審理手続の終結関係
第 44 条	裁決の時期関係
第 50 条第 1 項第 4 号	裁決の方式関係

## （審査会への諮問）

第40条 不開示等の決定又は不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会の議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しその他知事が定める書類を添えてしなければならない。

## 趣旨及び解釈

本条は、自己情報の開示の請求に対する開示若しくは不開示の決定、自己情報の訂正の請求に対する訂正をする旨若しくはしない旨の決定若しくは自己情報の利用停止の請求に対する利用停止をする旨若しくはしない旨の決定又はこれらの請求に係る不作為（以下「不開示等の決定又は不作為」という。）について行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合に、裁決をすべき実施機関（諮問実施機関）は審査会に諮問し、審査会の議を経て当該審査請求に対する裁決を行わなければならないことを定めたものある。

## 第1項関係（審査会への諮問義務）

- (1) 本項は、実施機関が行った不開示等の決定又は不作為に対して行う審査請求の裁決に際して、審査会の審議を求めることにより、当該審査請求の審査の公正さを保つためのものである。
- (2) 決定を不服として法的救済を受ける手続には、行政不服審査法の規定に基づき審査庁（諮問実施機関）に対して行う「処分についての審査請求」と行政事件訴訟法の規定に基づき裁判所に対して県を被告として行う「処分の取消しの訴え」（及び「義務付けの訴え」と）があり、各手続の要件を満たす限りにおいて、いずれの方法をとるかは法的救済を受けようとするものの選択にまかされている。
- (3) 不作為を不服として法的救済を受ける手続には、行政不服審査法の規定に基づき審査庁（諮問実施機関）に対して行う「不作為についての審査請求」と行政事件訴訟法の規定に基づき裁判所に対して県を被告として行う「不作為の違法確認の訴え」又は「義務付けの訴え」とがあり、各手続の要件を満たす限りにおいて、いずれの方法をとるかは法的救済を受けようとするものの選択にまかされている。
- (4) 以下の各号に該当する場合は、審査会に諮問する必要性が認められないため、例外的に諮問義務が免除される。

## ア 第1号関係

審査請求期間を徒過している等、審査請求が明らかに不適法である場合には、審査会



に諮問をする意義がないため、諮問を要しない。

イ 第 2 号から第 4 号関係

審査請求があった後、実施機関が当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の裁決、訂正をする旨の裁決又は利用停止をする旨の裁決を行うときは、審査会に諮問する必要がないこととした。この場合に該当する例としては、実施機関が当初の開示決定を行った後、審議検討中で開示できない状況にあったものが審議検討が終了し開示できる状態になった場合や、訴訟中の同種の情報について裁判所の判断が示された場合等が考えられる。しかしながら、開示について、第三者から開示に反対の意見を表示した意見書が提出されているときには、当該第三者の利益を害するおそれがあるので、審査会の議を経た上で裁決を行うこととした。

- (5) 行政不服審査法上は、行政庁の処分不服がある者は審査請求をすることができることとなっているため、「処分について不服のある者」を「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」（最判昭53.3.14）と考えると、開示、訂正又は利用停止の請求をした者以外の者からの審査請求も有り得ることとなる。

そこで、実施機関が全部開示、全部訂正又は全部利用停止の決定を行った場合であっても、開示、訂正又は利用停止の請求をした者以外の者から審査請求があったときは、審査会に諮問することとなる。

- (6) 審査会は、附属機関の設置に関する条例において知事の附属機関として設置されているが、同条例における審査会の設置目的を「実施機関の諮問に応じて」と規定したことから、知事はもとより、知事以外の実施機関においても、審査会に対して直接諮問を行うことができるものである。

**第 2 項関係** （審査会への諮問方法）

- (1) 本項は、実施機関が審査会に諮問を行うに際し、提出すべき書類を規定したものである。

「その他知事が定める書類」は、神奈川県個人情報保護審査会規則（以下「審査会規則」という。）第 6 条各号に定める書類である。

- (2) 審査会への諮問を含めた審査請求に係る事務については、開示等事務処理要領「第七 審査請求」を参照のこと。

（諮問をした旨の通知）

第41条 前条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者、訂正の請求をした者又は利用停止の請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

### 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、第40条（審査会への諮問）の規定により審査請求を受けた諮問実施機関が、審査会への諮問とともに、審査請求人、参加人、反対意見書を提出した第三者等に対し、諮問をした旨の通知をすることを義務付けたものである。なお、参加人は、行政不服審査法第13条第1項又は第2項の規定により利害関係人が審査庁の許可を得て参加する場合と審査庁の要請に応じて参加する場合とがある。
- (2) 諮問実施機関から審査会への諮問は、行政の内部的処理であるが、審査請求人等による審査会に対する口頭による意見陳述又は意見書若しくは資料の提出（条例第43条第1項、第3項）は、諮問後において初めて可能となることから、審査請求人等にとっては、その準備の開始時期を判断するうえでも、いつ諮問が行われたかを知ることが重要となってくる。このため、諮問実施機関が審査請求人等に諮問した旨を通知することにしたものである。また、この規定は、審査請求後、諮問までの期間を対外的に明らかにするものでもある。
- (3) 諮問の通知を行わなければならない相手方
  - ア 審査請求人（通常は、請求者が全部又は一部を不開示とした（一部）不開示決定又は不作為について行う場合が想定されるが、反対意見書を提出した第三者が全部又は一部を開示する旨の（一部）開示決定に対して行う場合も考えられる。）
  - イ 参加人（請求者が審査請求人の場合は、反対意見書を提出した第三者が参加人になることが、また、当該第三者が審査請求人の場合は、請求者が参加人になることが想定される。）
  - ウ 請求者（反対意見書を提出した第三者が審査請求人であり、請求者が参加人となっていない場合が想定される。）
  - エ 反対意見書を提出した第三者（請求者が審査請求人であり、反対意見書を提出した第三者が参加人となっていない場合が想定される。）
- (4) 諮問実施機関が審査会に諮問した旨を(3)に掲げたものに対して行う通知は、知事関係施行規則第22条において定められている個人情報保護審査会諮問通知書（第20号様式）によるものとし、審査会への諮問後遅滞なく行うものとする。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第41条の2 第23条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示又は不開示の決定（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（当該保有個人情報に含まれる第三者に関する情報の開示について、当該第三者が反対意見書を提出している場合又は当該第三者が参加人として意見等（次条第3項若しくは第43条第1項若しくは行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第1項に規定する意見又は第43条第3項若しくは同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書をいう。）において反対の意思を表示している場合に限る。）
- 2 開示の請求に係る不作為についての審査請求が理由がある旨の裁決をし、当該審査請求に係る保有個人情報を開示することとする場合における第23条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項ただし書中「場合」とあるのは「場合又は当該第三者が参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次項において同じ。）として意見等（第41条の2第1項第2号に規定する意見等をいう。次項において同じ。）において当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合」と、同条第3項前段中「提出した」とあるのは「提出し、又は第三者である参加人が意見等において当該参加人に関する情報の開示に反対の意思を表示した」と、同項後段中「第三者」とあるのは「第三者又は当該反対の意思を表示した参加人」とする。

### 趣旨及び解釈

本条は、条例第23条の2第3項の規定を準用することにより審査請求に対する裁決と開示の実施日との間に少なくとも2週間の期間を設けて、第三者が取消訴訟等を提起する機会を保障することを定めたものである。

#### 第1項関係（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

- (1) 諮問実施機関が開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決を行うとき及び第三者が条例上の手続に則り又は参加人として行政不服審査法上の手続に則り当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対の意思を表示している場合において審査請求に係る開示又は不開示の決定を変更し、保有個人情報を開示する旨の裁決を行うときについて、諮問実施機関が上記裁決を行った後、実施機関が直ちに当該保有個人情報を開示すると、当該第三者は、開示の決定に対する取消訴訟等を提起する機会を失ってしまうことになり、当該第三者の利益が損なわれることになるため、裁決と開示の実施日との間に相当の期間を置く必要がある。
- (2) 条例第23条の2第3項は、開示の請求に対する開示又は不開示の決定の場合に第三者が行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく取消訴訟を提起する機会を保障するために規定したものであり、この節の規定に基づき、第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合及び審査請求に係る開示又は不開示の決定を変更し、保有個人情報を開示する場合においても、その規定を準用することとしたものである。
- (3) 開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、

第 1 号は審査請求適格を有しないことを理由とした却下も対象となる。

**第 2 項関係**（不作為についての審査請求を認容する場合における手続）

- (1) 不作為についての審査請求を認容し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示する場合、すでに審査請求の審理の中において、行政不服審査法上の手続に則り第三者が参加人として開示に反対の意思を表示していたとき、当該保有個人情報の開示に先立って、改めて、条例第 23 条の 2 第 2 項に基づき当該第三者に意見書の提出の機会を付与することは、従前の審理手続と重複することとなるため、本項前段は、かかる場合に条例第 23 条の 2 第 2 項を適用しない旨を定めたものである。
- (2) 第 1 項の趣旨は、不作為についての審査請求を認容する場合にもあてはまるものである。すなわち、第三者が条例上の手続に則り又は参加人として行政不服審査法上の手続に則り、当該不作為についての審査請求に係る自己に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合において、実施機関が当該第三者の情報を開示する旨の裁決を行うときには、当該第三者の利益が損なわれることのないように、裁決と開示の実施日との間に相当の期間を置く必要がある。そこで、本項後段では、条例第 23 条の 2 第 3 項の規定の一部を読み替えるという手法により、不作為についての審査請求を認容する場合にあっても、当該第三者の取消訴訟等を提起する機会を保障するものである。

読み替え前	読み替え後
<p>条例第 23 条の 2 第 2 項</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示の請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 20 条第 3 号イ又は同条第 4 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 20 条の 3 の規定により開示しようとするとき。</p>	<p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示の請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合又は<u>当該第三者が参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。次項において同じ。）として意見等（第 41 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する意見等をいう。次項において同じ。）において当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 20 条第 3 号イ又は同条第 4 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 20 条の 3 の規定により開示しようとするとき。</p>
<p>条例第 23 条の 2 第 3 項</p> <p>3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書（以下「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出し、又は<u>第三者である参加人が意見等において当該参加人に関する情報の開示に反対の意思を表示した場合</u>において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書（以下「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した<u>第三者又は当該反対の意思を表示した参加人</u>に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>

（審査会の調査権限等）

第42条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不開示等の決定又は不作為に係る保有個人情報記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合において、当該行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、前節及びこの節並びに神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、諮問実施機関（次条及び第44条において「審査請求人等」という。）その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

趣旨及び解釈

第1項関係 （決定等に係る保有個人情報の提示要請）

(1) 本条は、不開示等の決定又は不作為に係る保有個人情報記録された行政文書を諮問実施機関に提示させることを定めたもので、実際に、当該行政文書を見て審議する審査会の権限（いわゆるインカメラ審理の権限）等を根拠づけるものである。しかし、インカメラ審理を行う義務を課しているわけではなく、審査会は、「必要があると認めるとき」にインカメラ審理を行うのであり、どのような場合にインカメラ審理を行うかは、審査会が判断することになる。

(2) 本条第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、当該行政文書に記録されている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該事案に対しての判断を迅速かつ適正に行うために必要であると認めるときをいう。

(3) 審査会の求めにより、諮問実施機関が提出した行政文書の写しについては、条例第2章第2節から第3節までに定める自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに情報公開条例第2章及び第3章に定める行政文書の公開請求（以下この項において「開示・公開請求等」という。）の権利等を認めていないので、開示・公開請求等があった場合には、当該行政文書を作成した実施機関（通常は諮問実施機関）を案内することとなる。

第2項関係 （諮問実施機関の義務）

審査会の権限を担保するため、実施機関は、審査会から不開示等の決定又は不作為に係る保有個人情報記録された行政文書の提示を求められたときには、これを拒否することができないこととしたものである。

第3項関係 （資料等の提出）

(1) 審査会が諮問実施機関から不開示等の決定又は不作為に係る保有個人情報記録された行政文書を提示させ、それを実際に見るだけでは必ずしも十分な審議を行えるとはいえない場合がある。そこで、審査会は、審査請求人等及びその他の関係者に対して意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができるとしたものである。

また、諮問実施機関に対する資料の提出については、審査会規則第 8 条により、審査会が審議を行うに当たって必要があると認めるときは、不開示等の決定又は不作為に係る保有個人情報記録された行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができることとしている。

(2) これにより、不開示決定に係る保有個人情報が大量であり、複数の不開示情報が記録されているような場合には、諮問実施機関に不開示の決定がなされた部分と不開示とした理由等を審査会の指定する方法で分類又は整理した資料が審査会に提出され、審査会が当該事案の概要と争点を認識し、迅速かつ適正に審議することができることとなる。

(3) 審査請求人等及びその他の関係者は、審査会の求めに対し、審議に支障のないよう遅滞なく対応するものとする。

「その他の関係者」とは、審査請求の対象となった処分若しくは不作為又は保有個人情報との関連で利害関係を有する者及び当該保有個人情報に含まれる請求者以外の個人、法人等（参加人を除く。）をいう。

#### 第 4 項関係 （審査会の委員の守秘義務）

附属機関の委員は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号の規定により特別職に該当することから、同法第 4 条第 2 項により、同法第 34 条の規定に基づく守秘義務を負っていない。

しかし、審査会は、諮問実施機関からの諮問に応じ、具体的に実施機関が行った処分の適否を審査するため、この条例上守秘義務を負うこととした。

さらに、不開示とした保有個人情報が記録されている行政文書を実際に見聞して審議を行う審査会の権限にかんがみ、本項（守秘義務）に違反した場合の罰則については、条例第 57 条に規定するところである。

（意見の陳述等）

第43条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、意見書又は資料の提出を認めることができる。

### 趣旨及び解釈

(1) 本条は、書面審理を原則としながらも、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるようにするため、前条第3項に規定する審査請求人等が、審査会に口頭による意見陳述又は意見書若しくは資料の提出を申し出ることができる旨を定めたものである。

条例第42条第3項では、審査会の判断により審査請求人等その他の関係者に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる旨を定めているが、これに加え、審査請求人等からの申出があった場合には、口頭による意見陳述や文書による意見若しくは資料の提出を認めることによって、審査会の判断がより適正に行われることを担保しようとするものである。

行政不服審査法第31条第1項と異なり、審査請求人又は参加人のみならず、諮問実施機関にも意見陳述の機会を与えることとしているので、陳述する職員は、開示決定等の決裁権者等責任を有する者であることが望ましい。

(2) 口頭により意見等を述べる際の意見等の陳述者の数については、神奈川県個人情報保護審査会審議要領（以下「審議要領」という。）により定められている。

#### 第1項関係 （口頭意見陳述）

第1項本文において、審査請求人等から口頭意見陳述の申出があったときには、審査会はその機会を与えなければならないとされているが、ただし書きにより、審査会が口頭意見陳述の必要がないと認めるときには、口頭意見陳述の機会を与える必要はないこととされている。したがって、申出がなされたとしても、審査会において、当該審査請求に係る保有個人情報の性質や争点の内容等を勘案し、口頭意見陳述を実施しない場合があるので留意する必要がある。

なお、口頭意見陳述の聴取について、必要があると認めるときは審査会の場において審査請求人等の意見陳述を聴取することに代えて、審査会において指名された指名委員が行うことができる（審議要領第4条）。

#### 第2項関係 （補佐人）

審査請求人又は参加人が口頭意見陳述を実施する場合に、審査会の許可の下、補佐人を伴うことを認める定めである。

なお、意見の陳述者の数については、審議要領第3条により定められている。

#### 第3項関係 （意見書等の提出）

第1項が口頭意見陳述の機会を定めたものであるのに対し、第3項は、審査請求人等から審査会への意見書又は資料の提出を定めたものである。



第42条第3項により、審査会は必要があると認めるときは、審査請求人等に対して意見や説明、資料の提出を求めることができる旨が規定されているが、審査会の側から積極的に調査を行う場合のみならず、審査請求人等の側から意見書や資料を審査会に提出したいとの申出があった場合にも、広くこれらの提出を認めることで、円滑な審査の遂行に資するものと考えられる。なお、ここにいう「意見書」は、行政不服審査法第9条第3項により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する「意見書」（審査庁への意見書）のことではない。

## （提出資料等の写しの送付等）

第44条 審査会は、第42条第3項に規定する資料又は前条第3項に規定する意見書若しくは資料（審査請求人等から提出されたものに限る。以下この条において「資料等」という。）の提出があったときは、当該資料等の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料等の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

## 趣旨及び解釈

## 第1項関係（資料等の写しの送付）

(1) 第1項は、審査会において審査請求人等が主張を尽くすことができるように、条例第42条第3項に基づき審査会が審査請求人等に提出を求めた資料等及び条例第43条第3項に基づき審査請求人等が提出した資料等について、その写しを提出者以外の審査請求人等に送付する旨を定めたものである。

もっとも、資料等を送付することにより、第三者の利益を害するのは適当でないことから、そのようなおそれがある場合には、送付を行わないこととすることで、第三者との利益調整を図っている。ここにいう「第三者」とは、本項に基づき写し等の送付を受ける者以外の者をいい、第23条の2に規定する第三者とは異なり国や地方公共団体、独立行政法人等も含むものである。

また、「その他正当な理由があるとき」とは、資料等に不開示とした保有個人情報に記載されているときや資料等から不開示とした保有個人情報の全部又は一部の内容が推測されるときなど、客観的に見て送付を行わないことに合理的な理由がある場合をいう。

(2) なお、資料が電磁的記録として提出される場合も考えられるが、例えば資料が映像資料のDVDであれば、DVDの複製を作成するのではなく、どのような内容の資料であるかが分かる目録を作成して審査請求人等に送付すれば足りる。目録の送付を受けた審査請求人等が実際に当該DVDの内容を確認したい場合には、本条第2項に基づき、改めて閲覧を求めることとなる。

## 第2項関係（資料等の閲覧）

(1) 第1項は、審査会から資料等を送付することを定めるものであるが、第2項は、審査請求人等から審査会に対し、資料の閲覧を求めることができる権利を定めたものである。もっとも、この場合においても、資料等の閲覧により、第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合や、その他正当な理由がある場合には、その閲覧を拒むことができるとされている。

基本的には審査会に提出された資料等は当事者に写しが送付されるので、この規定が実際

に活用されるのは、電磁的記録である資料が審査会に提出され、当該資料について、その概要に留まらず資料自体を端末や映像機器を用いて確認したいような場合に限られてくるものと考えられる。

なお、第三者の利益を害するおそれがあると認められ、又は、正当な理由があるとして資料等の写しを送付しなかった場合には、通常は閲覧の求めに対しても同様の対応をすることとなるものと考えられる。

本項の「その他正当な理由があるとき」とは、第 1 項と同様に資料等に不開示とした保有個人情報に記載されているときや資料等から不開示とした保有個人情報の全部又は一部の内容が推測されるときだけでなく、審査会における調査審議がほぼ終結した段階での閲覧の求めであることや、閲覧の求めそのものが正当な防御権の行使ではなく権利の濫用にあたりと認められるときも含まれる。

なぜなら、本項に基づく閲覧は、資料等を審査請求人等に示し、審査請求人等の条例第 43 条第 1 項に基づく口頭意見陳述や同条第 3 項に基づく意見書の作成の一助とすることで、審査会における調査審議を充実させることにあるところ、調査審議がほぼ終結した段階での口頭意見陳述や意見書の提出により、審査会における議論を最初からやり直すこととなれば、審査会全体の業務運営に支障をきたし、他の事件の調査審議にも影響を及ぼすおそれがあり、かえって審査会の調査審議を阻害することとなるためである。また、口頭意見陳述や意見書の作成のためだけでなく、専ら審査会における調査審議を遅延させること等を目的になされる閲覧の求めは、正当な防御権の行使の枠外のものであって、本項の趣旨に反するためである。

なお、この閲覧の求めは、審査会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審査会の答申後は、閲覧を求めることは認められない。

- (2) 本項に基づく閲覧を求める場合には、審査会規則第 10 条第 1 項に基づき、個人情報保護審査会提出資料等閲覧請求書（審査会規則別記様式）により、これを行わなければならない。

また、本項に基づく閲覧の求めがあった場合、審査会は必要に応じ、閲覧に係る資料等の提出者の意見を聴取し、速やかに、諾否を決定し、閲覧を求めた者に対し通知するものとする。

なお、審査請求人又は参加人の資格において、本項に基づく閲覧が求められた場合には、閲覧を求めた者が、審査請求人又は参加人であることの確認を慎重に行う必要がある。

### 第 3 項関係 （資料等提出者の意見聴取）

- (1) 第 3 項は、第 1 項に基づく資料等の送付又は第 2 項に基づく閲覧を行うに際し、資料等の提出者に意見を聴く機会を設けることで、提出者との利益調整を図るものである。提出者にとっては、審査のための資料として提出した資料等が、審査会外に示されることを想定しておらず、これを送付又は閲覧に供することで思わぬ不利益を被るおそれもあるため、提出者の意見を聴く機会を設けたものである。

もっとも、提出された資料等が既に広く一般に公開されている文書等であることも十分に想定されるため、審査会が提出者の意見等を聴く必要がないと認めるときには、意見聴取をせずとも送付又は閲覧に供することができることとし、審理の迅速化との調整も図っている。

- (2) 本条の趣旨を踏まえ、閲覧の求めがあったときは、審査会は速やかに閲覧に係る資料等の提出者の意見を聴取するか否かを判断するとともに、聴取とした場合も、提出者の都合を考慮しつつ、できるだけ速やかに意見の聴取が実施できるよう努めるものとする。

なお、本項は、条例第 23 条の 2 第 2 項における第三者に対する意見書提出機会の付与手続と同趣旨で、資料等の提出者に資料等の写しの送付及び閲覧についての同意権を与えたものではない。

**第 4 項関係** （閲覧の日時等の指定）

- (1) 第 4 項は、第 2 項の規定に基づく審査請求人等による閲覧について、閲覧日時やその場所を指定する権限を審査会に認めたものである。
- (2) 本項に基づく日時の指定に当たっては、本条の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに閲覧の求めに応じられるように努めるものとする。

## 第 4 節 適用除外

（適用除外）

第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報
- (2) 統計法第52条第1項に規定する個人情報
- (3) 公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している個人情報

## 趣旨及び解釈

## 第 1 号及び第 2 号関係（統計調査等）

- (1) 本条は、実施機関における個人情報の保護について規定した第2章の適用除外を定めたものである。
- (2) 第1号及び第2号は、次の理由から、統計調査等に係る個人情報について第2章の適用除外とするものである。
  - ア この条例は、個人が識別され、特定の個人に着目して取り扱われる個人情報を対象とするものであるのに対し、統計調査に係る個人情報は、個人が識別されない形で使用されることが前提であること。
  - イ 統計法及び神奈川県統計調査条例において、秘密保護等の規定が整備されていること。
- (3) 平成19年に統計法の全部改正、統計報告調整法の廃止及び統計調査条例の廃止・制定があったことに伴い、本条については、統計調査に係る個人情報に関し規定する第1号及び第2号（旧第1項）、並びに図書館等に係る個人情報に関し規定する第3号（旧第2項）を、次のとおり、一部改正した（平成21年4月1日施行）。なお、第3号（旧第2項）については、内容の変更はない。
- (4) 第1号は、県が実施主体となる統計調査（以下「県統計調査」という。）に伴う個人情報について規定しているもので、県統計調査については、当該改正後の統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られることになることから、これを引用する形で規定したものである。なお、調査票情報とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものをいう。
- (5) 第2号は、主として、国が行う統計作成に関する事務の一部を県が行う際に保有し得る個人情報について規定しているもので、それらについては、当該改正後の統計法の第52条第1項に列記されていることから、これを引用する形で規定したもので、具体的には、次のとおりである。
  - ① 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
  - ② 基幹統計調査又は一般統計調査若しくは県統計調査を実施するに当たって、国から提供された事業所母集団データベース（事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの）に含まれる個人情報
  - ③ 国の行政機関が、他の行政機関から提供を受けた行政記録情報（行政機関の職員が職務上作成・取得した情報で組織的に利用するものとして保有しているもののうち、行政文書に記録されているもの）を利用して統計を作成するに際して、当該統計の作成事務の一部を県に委託した場合における当該行政記録情報に含まれる個人情報

(6) 統計調査に係る個人情報については、統計法において、適正な管理（第39条）、利用制限（第40条）及び守秘義務（第41条）の措置が講じられている。

(7) 旧統計調査条例では、調査票の目的外利用は禁止されていたが、新たに制定された統計調査条例では、調査票情報の二次利用（庁内での二次利用と国及び地方公共団体への提供）ができることとされ、併せて、調査票情報の提供を受けた者に関し、適正な管理（第11条）及び守秘義務（第12条）の措置が講じられている。

なお、この二次利用ができるのは、次の二つの場合のみである（第9条、第10条）。

ア 統計の作成又は統計的研究を行う場合

イ 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(8) また、当該改正後の統計法及び新たに制定された統計調査条例のいずれにおいても、統計調査とは「事実の報告を求めることにより行う調査」と規定されたことから、意識等の把握を専らの目的として行われる調査（いわゆる世論調査等）はその対象外となるので、こうした調査により集められた個人情報についてはこの条例の対象になる。

### 第 3 号関係（公文書館等）

(1) 公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集、整理及び保存している図書、記録、図画の中にも個人情報に相当するものがある。これらの図書等の資料は、公文書館等の施設の固有の目的のために管理されていること、それ自体閲覧等の手続が定められていること、閲覧のために入場料を納める必要がある施設があること等の理由から、当該図書等に記録されている個人情報については、当該施設の資料の管理、利用に関する規則等に従うものとし、第2章の適用除外とした。

(2) 本項で適用除外となるのは、「当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している」もののみであり、通常、一般の利用に供することを目的としているものに限定される趣旨であり、公文書館等の図書の貸出票、一般行政事務のために保有している保有個人情報は、第2章の対象となる。

(3) 公文書館等において収集、整理及び保存している図書等に記録されている個人情報が適用除外となるのは第2章の規定であり、第1章で規定されている実施機関の責務は、これらの個人情報についても適用される。

(4) 本項に規定する「公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設」は、別に定める「神奈川県個人情報保護条例第2章適用除外施設一覧」による。

なお、本項に該当する施設が設置、変更又は廃止されたときは、各室課所長は、その旨を情報公開広聴課長に報告することが必要である。

参考資料

神奈川県個人情報保護条例第 2 章適用除外施設一覧

1 知事部局

- (1) 県政情報センター
- (2) 各地域県政情報コーナー
- (3) 実践教育センター図書室
- (4) かながわ男女共同参画センター資料・交流コーナー
- (5) 青少年センター青少年資料室・演劇資料室・科学情報室・NPO 情報コーナー
- (6) 自然環境保全センター図書室
- (7) 精神保健福祉センター図書室
- (8) 各看護専門学校図書室
- (9) 産業技術短期大学校図書室
- (10) 東部・西部総合職業技術校図書室
- (11) 地球市民かながわプラザ情報フォーラム
- (12) かながわ労働プラザ（情報コーナー）

2 他の実施機関(参考)

- (1) 議会図書室
- (2) 県立図書館
- (3) 川崎図書館
- (4) 生命の星・地球博物館
- (5) 歴史博物館
- (6) 金沢文庫
- (7) 近代美術館
- (8) 各高等学校図書館
- (9) 平塚盲学校図書館
- (10) 平塚ろう学校図書館
- (11) 各養護学校図書館
- (12) 総合教育センター図書館
- (13) 埋蔵文化財センター
- (14) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所図書室
- (15) 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学附属図書館

## 第 3 章 事業者における個人情報の保護

事業者における個人情報の保護は、基本的には個人情報保護法により規律されるが、平成29年の改正法施行までは、取り扱う個人情報の本人の数が5,000人を超える事業者についてのみ、個人情報の取扱いに関する法律の義務的規定が適用されることとなっていた。

本県の条例は、個人情報保護法施行前の平成2年から施行しており、その当時から第3章として「事業者における個人情報の保護」に係る規定を設けていた。その中には不適正な個人情報の取扱いを行っている事業者等に対し要請や勧告を行うとの規定や、事業者が参考とすべき指針を作成するとの規定も含まれていた。

平成17年の個人情報保護法の施行に伴い、前述の要請・勧告及び指針は、法律の対象とならない小規模事業者（取り扱う個人情報の本人の数が5,000人以下の事業者のこと。以下同じ。）に対するものと整理し、本章の規定は(i)事業者全体を対象とするものと(ii)小規模事業者のみを対象とするものの両者が混在している状況となっていた。

平成29年5月30日施行の改正個人情報保護法により、取り扱う個人情報の本人の数に関係なく、全ての事業者が個人情報保護法の義務的規定の対象となったことから、条例を改正し規定を整理し、現在では、(i)事業者全体を対象とする規定のみで本章は構成されている。

事業者は、個人情報保護法やそれに基づくガイドライン等に基づいて個人情報を取り扱うことが必要だが、同法が法的な義務を定めるものであるのに対し、条例は事業者の自発的取組みを促す制度であり、個人情報保護法と条例が矛盾することはなく、条例の規定は法の趣旨に合うものである。こうしたことから、事業者における個人情報の保護について、条例で規定する意味があると考えられる。

なお、顧客や社員の個人情報について名簿や出勤簿等による整理を一切行わずに事業を行っている者（個人情報保護法第2条第4項の個人情報データベース等を使用しない者）は、個人情報保護法の義務的規定の対象とはならないが、このような者も条例上の事業者に含まれ、本章の規定の対象となる。

## 【平成29年神奈川県条例第49号により削られた第3章の規定】

（個人情報の取扱いに関する指針）

第47条 知事は、審議会の意見を聴いた上で、事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針を作成し、公表することができる。

（調査及び公表）

第48条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするため必要な限度において、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定による要請を正当な理由なく拒んだときは、その事実を公表することができる。

3 前2項の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第32条から第34条まで及び第46条から第48条までのいずれかの規定により主務大臣の行為の相手方となっている者

(2) 個人情報の保護に関する法律第66条第1項に規定する者

（勧告及び公表）

第49条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の勧告及び公表について準用する。

（意見の聴取等）

第50条 知事は、第48条第2項又は前条第2項の規定により公表しようとするときは、事業者に意見の聴取をした上で、審議会の意見を聴かなければならない。

※ 条例改正と同時に、「事業者における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則（平成29年神奈川県規則第53号）」、「事業者における個人情報の取扱いに関する指針」を廃止している。



（事業者に対する指導助言等）

第46条 知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言を行う等必要な施策を講じなければならない。

2 知事は、前項の施策を講ずるに当たっては、事業者の自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

## 趣旨及び解釈

### 第1項関係 （事業者への指導助言）

- (1) 本条は、知事に対して、事業者が責務を果たすためにはどのような措置が必要かを具体的に明らかにするとともに、そのような措置を事業者が自己の処理システムの中に組み込むよう指導し、奨励するなど、多角的な施策を展開することを義務付けたものである。
- (2) 知事は事業者に対する必要な施策を実施するに当たっては、個人情報保護法と条例との関係にも配慮することが必要である。
- (3) 知事には、横断的に各分野の実務担当者を対象とした会議を開催したり、制度全般の理解を促す研修を実施するなど、普及啓発を進めるための効果的な手法を工夫して実施することが求められる。
- (4) なお、県の出資団体等は、県とは別の独立した法人であることから、個人情報保護法及び各ガイドライン等のほか、本条例においては、本章の適用を受けることとなる。県の出資団体等は、県が出資等を行い、県の業務と密接な関係を有していることから、知事は本条に基づき、それぞれの出資団体等の事業目的、事業内容等を勘案しながら指導助言を行うこととなる。

### 第2項関係 （事業者の自主的な努力の助長）

個人情報保護法が法的な義務を定めているが、制度の趣旨を実現するためには、同法の義務についても、事業者による自主的な義務の履行が不可欠であると考えられる。

条例に基づく知事の施策の実施においては、個人情報保護法の施策以上に、事業者の自主的な努力を促すことが重要であり、本項はそのことを施策実施の基本的な趣旨として掲げたものである。

（苦情相談の処理）

第47条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、迅速かつ適正に処理するものとする。

2 知事は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。

趣旨及び解釈

第 1 項関係 （苦情相談）

- (1) 本項は、事業者の個人情報の取扱いに伴う苦情相談を迅速かつ適正に処理するよう定めたものである。情報化社会の進展に伴い、個人情報の取扱いに関する苦情や要望は今後ますます増えていくものと考えられる。そこで県民等が、事業者の個人情報の取扱いについて不安感をもったとき、権利利益が侵害されたと感じたときなどに、気軽に苦情相談ができる窓口を設置し、迅速かつ適正に処理することとしたものである。
- (2) 苦情相談には、事業者の不適正な個人情報の取扱いを発見するための情報収集としての面もある。また、苦情相談の事例を蓄積し、その分析結果等を県民等に情報提供することにより、個人情報の保護の意識醸成に役立つことが期待される。
- (3) 個人情報の取扱いに対する相談に対応するため、県政情報センター及び地域県政情報コーナーに個人情報相談窓口を設けている。

第 2 項関係 （資料提出等の要請）

- (1) 本項は、県民等からの苦情相談に十分対応することができるようにするため、必要に応じて事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請することができることを定めたものである。この要請は行政指導にとどまり、事業者その他の関係者に回答の義務を課す性質のものではない。
- (2) 「事業者その他の関係者」とは、苦情相談の対象とされる事業者だけでなく、その他関係する事業者、個人等も含まれる。

## 参考資料

## 個人情報相談要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、個人の権利利益の侵害の防止を図るため、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 47 条の規定に基づく個人情報の取扱いに係る相談（以下「個人情報相談」という。）の処理に当たって必要な事項を定めるものとする。

（個人情報相談窓口の設置）

第 2 条 県民からの個人情報相談に対応するため、県政情報センター及び地域県政情報コーナーに相談窓口を置く。

（個人情報相談の種類）

第 3 条 個人情報相談の種類は、苦情及び問合せとする。

2 苦情とは、事業者の個人情報の取扱いに伴い個人情報の権利利益の侵害が生じ、又はそのおそれがあるため、その解決を求める相談及び事業者の保有する個人情報の保護に関する情報の提供のうち苦情処理に関する相談をいう。

3 問合せとは、実施機関の保有する個人情報の保護に関する情報の提供に関する相談及び事業者の保有する個人情報の保護に関する情報提供のうち苦情処理に関する相談を除くものをいう。

（個人情報相談の処理）

第 4 条 個人情報相談の処理に当たっては、相談者の意図及び相談の内容を正確に把握するとともに、迅速かつ的確に行うものとする。

2 相談事案の処理の経過、結果等は、相談者に速やかに回答するものとする。

3 苦情は、前 2 項によるほか、次により処理するものとする。

(1) 相談者において解決することが容易であると認めるときは、相談者に具体的な解決方法を助言する。

(2) 相談者において解決することが困難であると認めるときは、あっせん等必要な措置をとる。

(3) 他の関係機関において処理することが適当であると認めるときは、当該機関を紹介する。

4 問合せは、第 1 項及び第 2 項によるほか、次により処理するものとする。

(1) 相談者に適切な知識及び情報を与えるよう努める。

(2) 他の関係機関において処理することが適当であると認めるときは、当該機関を紹介する。

5 個人情報相談の内容、処理経過等は、苦情については苦情相談情報処理票（第 1 号様式）に、また、問合せについては問合せ処理票（第 2 号様式）に、それぞれ記録するものとする。

（個人情報相談の報告等）

第 5 条 地域県政総合センターの所長は、個人情報相談集計表（第 3 号様式）及び苦情相談情報処理票の写しを、当該月の翌月に速やかに情報公開広聴課長に送付するものとする。

2 情報公開広聴課長は、前項により送付された個人情報保護集計表及び個人情報相談処理票の写しを整理するとともに、個人情報相談業務の上から必要と思われる資料を各地域県政総合センター所長に送付するものとする。

（事業者等への調査要請）

第 6 条 情報公開広聴課長及び地域県政総合センター所長は、個人情報相談の処理に当たって必要があると認めるときは、条例第 47 条第 2 項の規定に基づき、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請するものとする。

（事業者の指導等）

第 7 条 情報公開広聴課長及び地域県政総合センター所長は、個人情報相談の処理に当たって必要があると認めるときは、事業者を指導し、又は事業者団体及び関係行政機関に対して必要な措置をとることを求めるものとする。

2 地域県政総合センター所長は、個人情報相談の処理に当たって、事業者の個人情報の取扱いが不適正であり、又はそのおそれがあるとき、及び県民の権利利益の侵害が、県内の広範囲で発生するおそれがあるとき、情報公開広聴課長に事業者の指導その他必要な措置をとることを求めるものとする。

（実施細目）

第 8 条 この要領の施行に関し必要な事項は、情報公開広聴課長が定める。

附 則

この要領は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 14 日から施行する。

第 1 号様式

苦情相談情報処理票

受付	受付機関	
	受付者職氏名	
	受付年月日	
	受付区分	<input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書
相談者	氏名	
	電話番号	
	都道府県	神奈川県
	地域	
	住所	
	年齢	才 <input type="checkbox"/> 不明
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 不明
相談内容	職業	<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 自営・自由 <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 不明
	事業分野	<input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 金融・信用 <input type="checkbox"/> 情報通信 <input type="checkbox"/> その他の事業分野
	相談事項	<p><u>個人情報の取得・利用に関すること</u></p> <input type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 不適正な取得
		<p><u>個人情報の管理に関すること</u></p> <input type="checkbox"/> 情報内容の誤り <input type="checkbox"/> 漏えい・紛失 <input type="checkbox"/> 委託先等の監督
	<p><u>個人情報の第三者への提供に関すること</u></p> <input type="checkbox"/> 同意のない提供 <input type="checkbox"/> オプトアウト違反	
	<p><u>本人関与の仕組みに関すること</u></p> <input type="checkbox"/> 開示等 <input type="checkbox"/> 苦情等の窓口対応 <input type="checkbox"/> その他	
	事業者名	
	相談件名	
	相談の具体的な内容	
処理経過	処理事項	<input type="checkbox"/> 他機関紹介 <input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> その他の情報提供 <input type="checkbox"/> あっせん解決 <input type="checkbox"/> あっせん不調 <input type="checkbox"/> 処理不能 <input type="checkbox"/> 処理不要
	処理の具体的な経過	
	処理完了日	

第 2 号様式

問合せ処理票

受 付 機 関	
受 付 年 月 日	
受 付 区 分	<input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書
相 談 者	<input type="checkbox"/> 県民 <input type="checkbox"/> 事業者
問 合 せ 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 開示請求等に関する事</li> <li>2 1 以外の県保有関係</li> <li>3 民間保有関係</li> <li>4 その他、県の個人情報保護制度全般に関する事</li> </ul>
問 合 せ の 具体的な内容	

第 3 号様式

年 月 日

個人情報相談集計表 ( 年 月分)

情報公開広聴課長 様

地域県政総合センター所長

このことについて、次のとおり送付します。

1 利用人数

区 分		相 手 方		
		合 計	県 民	事 業 者
問 合 せ	来 訪			
	文 書 送 付			
	電 話			
	計			
苦 情	来 訪			
	文 書 送 付			
	電 話			
	計			
合 計				

2 利用件数

区 分		相 手 方		
		合 計	県 民	事 業 者
問 合 せ	開示請求関係			
	その他県保有関係			
	民間保有関係			
	制度全般			
	計			
苦 情	事業者関係			
	その他			
	計			
合 計				

（他の地方公共団体又は国との協力）

第48条 知事は、この章の規定に基づく施策を実施するに当たり、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体又は国の機関に対して、協力を求めるものとする。

2 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに係る個人の権利利益の保護を目的として他の地方公共団体又は国が行う施策に協力することを求められたときは、その求めに応ずるものとする。

#### 趣旨及び解釈

- (1) 個人情報の保護のため必要が生じた場合に、知事は、国又は他の地方公共団体に協力を要請し、また反対に国又は他の地方公共団体から協力を求められた場合には、それに適切に対応することを規定したのが本条である。個人情報保護法第14条にも同趣旨の規定がある。
- (2) 第1項は、各種の施策を実施するに当たり必要があると認めるときは、知事が、他の地方公共団体又は国の機関に対して協力を求めるべきことを規定したものである。
- (3) 第2項は、第1項と表裏をなす規定であり、他の地方公共団体又は国から、それぞれが行う施策への協力を求められたときには、知事がこれに対応すべきことを規定したものである。



## 第 4 章 雑 則

（運用状況の公表）

第49条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。この場合において、知事は、前章の規定の運用の状況を併せて公表するものとする。

### 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、この条例の運用の状況について、実施機関に、毎年一般に公表すべきことを義務付けている。これによって、県民にこの条例が毎年どのように運用されているかを公表することにより、個人情報の保護をより一層効果的に推進するための重要な情報提供をするものである。
- (2) 情報公開広聴課は、毎年、前年度の運用状況を取りまとめて公表するものとする。
- (3) 本条の規定による運用状況の公表は、別に定める「神奈川県個人情報保護条例運用状況公表事項」により行うものとする。

### <神奈川県個人情報保護条例運用状況公表事項>

- 実施機関がこの条例の運用状況に関して公表する事項
  - (1) 個人情報取扱事務の登録の件数
  - (2) 開示、訂正及び利用停止の請求の件数
  - (3) 開示、訂正及び利用停止を承諾した件数
  - (4) 開示、訂正及び利用停止の請求を拒否した件数
  - (5) 審査請求の件数
  - (6) 審査請求の処理件数
  - (7) 保有個人情報の目的外利用・提供の件数
  - (8) その他必要な事項
- 知事が第 3 章の運用状況に関して公表する事項
  - (1) 苦情相談の件数
  - (2) その他必要な事項

（個人情報保護制度の改善に関する施策の諮問）

第50条 実施機関は、個人情報の保護に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

#### 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、個人情報保護制度の改善に当たって審議会の意見を聴くことができる旨を定めたものである。
- (2) 個人情報保護制度は、情報公開制度と同じく、多くの県民等の意見を聴いて運営、改善が図られることが要請される。このような観点から、審議会には個人情報保護制度の改善の機能を持たせ、実施機関と審議会とが共同して、この制度をより充実した内容としていこうとする趣旨である。  
なお、実施機関は、個人情報保護制度の改善に当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができるものであるが、審議会は、実施機関の諮問を待つまでもなく、独自の権能として、実施機関に対し制度改善の意見を建議することもできるものである。
- (3) 実施機関が、制度の全般又は根幹に関わる改善を行うとする場合、制度の推進に当たって重要な施策を立案し、実施しようとする場合などには、審議会の意見を聴く必要があるものと認められる。
- (4) 審議会は、附属機関の設置に関する条例において知事の附属機関として設置されているが、同条例における審議会の設置目的を「実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する」と規定したことから、知事はもとより、知事以外の実施機関においても、審議会に直接諮問を行うことができるものである。

（審議会の委員の守秘義務）

第51条 審議会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

**趣旨及び解釈**

(1) 附属機関の委員は、地方公務員法上、特別職に位置づけられ、守秘義務を負っていない。

しかし、審議会は、要配慮個人情報の取扱い、本人収集、目的外利用・提供の各適用除外案件の審議等に際して、具体的な個人情報を知る可能性があるため、審議会の委員は、この条例上守秘義務を負うこととした。

(2) 審査会の委員が守秘義務規定に違反した場合、第57条の規定により罰則が適用されるが、審議会の委員がこの守秘義務規定に違反した場合には、罰則の適用はない。

審議会の主な役割は、実施機関が行う例外的な個人情報の取扱い等に対して、県民等を代表してその取扱い等の適否を審議し、本人同意に代わる合意を与えたり、専門的立場からの意見を述べることにある。

つまり、そこで取り扱われる個人情報は、審査会で取り扱われる個人情報とは自ずと性質が異なる。

したがって、審議会の委員に対しては、この条例による守秘義務のみを課すにとどめたものである。

（委任）

第52条 この条例の施行に関し、実施機関における個人情報の保護について必要な事項は実施機関が、事業者における個人情報の保護について必要な事項は知事が定める。

#### 趣旨及び解釈

(1) 本条は、この条例の施行に関して必要な事項の委任に関する規定である。

実施機関は、地方自治法等上独立して権限を行使する機関であることから、この条例の施行に関しても、実施機関における個人情報の保護については、各実施機関がそれぞれ必要な事項を定めることとしているものである。

(2) 事業者における個人情報の保護については、基本的に知事の権限とされていることから、施行のために必要な事項は、知事が定めることとした。

(3) この条例の施行に関して必要な定めは、各実施機関ごとに定めることとされているが、各実施機関を通じて、その内容はできる限り同一のものとすることが望まれるものであることから、情報公開広聴課長は、この条例の施行に関して必要な事項を定め、又は変更したときは、その旨を各実施機関に通知し、各実施機関との連絡調整を十分に行うものとする。

## 第5章 罰則

第53条 職員等若しくは職員等であった者、第12条第2項に規定する実施機関に派遣されている者若しくは実施機関に派遣されていた者又は第15条の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

## 趣旨及び解説

- (1) 本条は、県の実施機関の保有個人情報の漏えいを防止し、県民の権利利益の保護を図るとともに、県の実施機関における電子計算機を使用した個人情報の取扱いに対する県民の信頼を確保するため、個人の権利侵害のおそれが高く違法性の高い行為を罰する規定である。構成要件を厳格にした上で、量刑についても行政機関法を踏まえて2年以下の懲役又は100万円以下の罰金としている。
- (2) 本条は、正当な理由なく提供された保有個人情報が、個人の秘密に属するものであること、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものであること等の要件を定めている。これは、万一知られると権利侵害性が高い情報を、電子情報により瞬時に大量に漏えいしてしまうおそれが高い方法で提供するということであり、地方自治法上、条例に規定できる罰則規定の最も重い量刑を規定している。
- (3) 本条の主体は、「職員等若しくは職員等であった者、第12条第2項に規定する実施機関に派遣されている者若しくは実施機関に派遣されていた者又は第15条の業務に従事している者若しくは従事していた者」であり、職員等や職員等であった者のほか、実施機関に派遣されている派遣労働者、受託業務従事者及び指定管理者の業務従事者（過去に実施機関に派遣されていた派遣労働者や、受託業務・指定管理者の業務に従事していた者を含む。）も含まれる。また、再委託等2以上の段階にわたる委託業務に従事している者又は従事していた者や、受託者・再委託先事業者等・指定管理者から指揮命令を受けている派遣労働者又は過去に指揮命令を受けていた派遣労働者も含まれる。（第15条の趣旨及び解釈(2)並びに(3)を参照。）
- (4) 「職員等であった者」、「実施機関に派遣されていた者」及び「従事していた者」をも行為の主体とするのは、本条に規定する個人情報の保護の必要性は、職を辞め、あるいは業務に従事しなくなった場合においても同様であるためである。
- (5) 「正当な理由なく」が要件となっているが、正当な理由があつて犯罪を構成しない場合としては、取扱目的の達成に必要な範囲内で提供する場合、法令に基づき提供する場合など、条例第9条第1項又は第2項に該当して提供する場合などがある。
- (6) 「個人の秘密に属する事項」とは、一般に知られていない事実であつて、他に知られていないことについて相当な利益を有するものが該当する。通常、「非公知性」及び「秘匿の必要性」という二つの要素を備えているかどうかで判断される。
- (7) 罰則を構成するのは「行政文書」に限られるので、派遣労働者、受託業務従事者又は指定管理業務従事者が、その業務に関して作成又は取得し、管理している文書で行政文書に該当しないものについては、本条の対象にならない。
- (8) 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。」としているのは、電子計算機処理に係る保有個人情報を、職員等や受託業務従事者等が勝手に複製又は加工したものは、行政機関が組織的に保有しているものではないことから、本条例で定義する行政文書に該当

しないこととなるが、それらについても正当な理由がなく提供されたときは、本条の保護法益を害することになるので、このような場合を含むものとした。

- (9) 「複製」とは、例えば、行政文書を自己所有のCD等の媒体にダウンロード（複写）することなどが当たる。
- (10) 「加工」とは、例えば、行政文書の内容に変更を加え、データを並び変えることや、選択的に抽出することなどが該当する。
- (11) 「提供」とは、情報を第三者が利用できる状態に置く行為をいう。本条で想定される提供の具体的な形としては、例えばネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡して行政文書を管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態であれば、不作為によることもあり得る。
- (12) 本条の罪と他の規定による罪との関係については、次のとおりである。

ア 本条の構成要件に該当する行為を行った実施機関の職員が一般職の地方公務員である場合、地方公務員法の秘密漏えい罪（第60条第2号）と本条の罪とは、講学上の法条競合と考えられ、本条の罪が成立するときは地方公務員法の秘密漏えい罪は成立しない。

イ 本条の罪の構成要件を満たす行為が、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われた場合は、本条と同時に条例第54条の要件を満たすこととなる。このような場合、本条の罪と条例第54条の罪は観念的競合となり、科刑上、重い刑が適用され、条例第54条よりも重い本条の刑が適用されることとなる。

ウ 条例第55条の罪を犯して実施機関の外部から収集した個人情報、本条の行政文書を構成する保有個人情報にはなり得ないので、本条の適用はない。

他方、実施機関内部の文書について、条例第55条の罪を犯して特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書を収集した後、当該行政文書を他に提供した場合は、本条の罪も成立する。このような場合は併合罪となり、刑法第47条の規定により、2つの有期懲役がある場合は、より重い本条の罪の1.5倍が科せられる刑の上限ということになる。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 趣旨及び解説

(1) 本条は、県の実施機関が保有する保有個人情報の提供又は盗用について罰則を規定し、県の実施機関が保有する保有個人情報の漏えいを防止し、県民の権利利益の保護を図るとともに、県の実施機関における個人情報の取扱いに対する県民の信頼を確保することを目的とする。

前条との違いは、電子情報に限定されないこと、個人の秘密に属する事項に限定されないこと、提供又は盗用の目的として、自己若しくは第三者の不正な利益を図ることを目的とすることである。量刑については、行政機関法を踏まえて、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金としている。

(2) 本条の主体は、前条と同じである。（条例第53条の趣旨及び解説を参照。）

(3) 「業務」とは、いつの時点の業務かを問わないので、過去に従事した業務も含む。

(4) 「保有個人情報」には、個人の秘密に属するものか否かなど、様々なものがあり得る。

(5) 本条の罪の対象は、個人の秘密に限られず保有個人情報と広いことから、「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」によって、罰則が適用になる行為を限定したものである。

(6) 「提供」の具体例としては、実施機関の職員が、特定の疾患で通院する患者に関わる個人の氏名、住所、電話番号等の情報が記載された名簿を、名簿業者に売却した場合などが考えられる。

(7) 「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために盗み、利用することをいう。例えば、実施機関から保有個人情報の入力・処理を受託した事業者の社員が、当該保有個人情報を自社が作成したソフトの宣伝用ダイレクトメールを送信する先として利用するような場合などが考えられる。

(8) 本条の罪と他の規定による罪との関係については、次のとおりである。

ア 本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の地方公務員である場合において、保有個人情報のうち個人の秘密に該当するものを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、地方公務員法第60条第2号の秘密漏えい罪との観念的競合となり、科刑上、重い刑が適用されることとなる。なお、本条については、当初は地方公務員法よりも重い罰則としていたが、地方公務員法の改正により、平成28年4月1日以降は地方公務員法第60条と同じ罰則となっている。

イ 条例第55条の構成要件に該当する行為により収集した保有個人情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供、又は盗用したときは、2つの罪の関係は併合罪となり、刑法第47条の規定により、2つの有期懲役がある場合は、より重い罪の1.5倍が科せられる刑の上限ということになる。

第55条 職員等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 趣旨及び解説

- (1) 本条は、職員等がその職権を濫用して、専らその職務以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰する旨を規定することにより、県民の権利利益の保護を図るとともに、県の実施機関における個人情報の取扱いに対する県民の信頼を確保することを目的とする。
- (2) 本条の主体は、「職員等」である。本条は、職権濫用による犯罪であるので、職権を有しない退職した職員、実施機関に派遣されている派遣労働者、受託業務従事者、指定管理業務の従事者は、本条の主体ではない。
- (3) 「職権」とは、実施機関の職員が職務上有する一般的な職務権限をいう。
- (4) 「個人の秘密に属する事項」とは、一般に知られていない事実であって、他に知られていないことについて相当な利益を有するものが該当する。通常、「非公知性」及び「秘匿の必要性」という二つの要素を備えているかどうかで判断される。
- (5) 「収集」とは、文書、図画又は電磁的記録を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。したがって、単に目で見たり耳で聞いたりする行為や、職務遂行の中で偶然に知ることになっても、能動的にそれを集め取る行為と認められない限り、収集に当たらない。収集の方法としては、人に依頼して文書等を受け取る場合や、電子計算機等の操作によって電磁的記録を取得することなどがある。

職員等が適法に収集して手元にある文書等を複写して持ち帰る行為は、すでに自己の占有に移した文書等を利用する行為にすぎないので、本条の「収集」には当たらない。また、閲覧することによって情報の内容を知ることのみでは、本条の「収集」には当たらない。
- (6) 「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員等の職務とはまったく無関係な目的に使用することをいう。「専ら」とは、収集の目的のほとんどすべてが、という意味である。
- (7) 本条の罪の具体例としては、職員が個人的な興味関心を満たすために、正当な職務権限があることを装って、他人の所得状況を入手する場合は考えられる。
- (8) 本条の罪と公務員職権濫用罪（刑法第193条）との関係については、公務員職権濫用罪は、「人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害すること」を構成要件としており、実施機関の職員が自らその職権を濫用して収集する場合は、該当しない。しかし、実施機関の職員が職権を濫用して他人を介して収集する場合は、同罪の対象となり得る。この場合、同罪と本条の罪は観念的競合となり、科刑上、重い刑が適用されることとなる。つまり、本条よりも重い公務員職権濫用罪の刑が適用されることとなる。



第56条 前3条の規定は、神奈川県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

#### 趣旨及び解説

- (1) 本条は、第53条から第55条までの各条に定める罪を、神奈川県の区域外で犯した者にも適用することを規定したものである。
- (2) 一般的に、条例の罰則は属地的に適用され、神奈川県の条例は、神奈川県の県域での適用が原則である。  
しかし、前3条の規定する構成要件に該当する行為は、県の区域外でも実行が可能である。また、前3条の主体は、職員等や受託業務従事者など、職務や業務を通じて本県に対して何らかの責任を負う者に限定されており、このような者が県の区域外で実行した場合に各条の罰則を適用できないとすると、各条の法益を守ることができないため、本条を規定したものである。
- (3) 例えば、神奈川県の実施機関の職員が、実施機関の保有する電子情報を携帯用の媒体に記録して持ち出し、県域を越えたところで漏えいした場合（第53条に該当）であっても、県域内で漏えいの行為を行ったと同様に、処罰の対象となる必要がある。

第57条 第42条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 趣旨及び解説

- (1) 本条は、守秘義務規定（第42条第4項）に違反した審査会の委員に対する罰則を規定したものである。
- (2) 審査会は、開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求に対する決定について審査請求があった場合に、具体的に実施機関が行った決定の適否を審査するため、職務上個人情報を知る可能性があるとともに、いわゆるインカメラ審理を行う権限（第42条第1項）等が規定されている。  
そこで、審査会の委員は、この条例上守秘義務を負うとともに、この守秘義務を罰則により担保しようとするものである。  
なお、情報公開条例では、情報公開審査会の委員に対して、同様の守秘義務（同条例第19条第5項）を課しており、この守秘義務違反に対しては、同様の罰則（同条例第34条）を課すこととなっている。
- (3) 情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条に定める罰則が、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金であることを踏まえて、本条の罰則も同様とした。

第58条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 趣旨及び解説

- (1) 本条は、偽りその他不正な手段を用いて保有個人情報の開示請求を行い、開示の決定を受けることで、不正に他人の個人情報を受け取ることを防ぐ等、開示請求権の適正な行使を担保するため、該当する行為を行った者を過料に処するものである。
- (2) 「偽りその他不正の手段」とは、開示を受ける手段で真実でないもの又は不正なものをいい、具体的には、他人の身分証明書の不正利用や、身分証明書自体の偽造などが想定される。
- (3) 本人確認は、開示請求の場面と開示の決定後に閲覧又は写しを交付する場面があるが、本条で過料の対象となるのは、開示決定後の本人確認において不正がある場合である。したがって、開示請求の段階からなりすましが行われていなくても、閲覧及び写しの交付においてなりすましがあれば、本条の対象となる。  
本条の「過料」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。保有個人情報の開示に当たって、適正な権利行使を担保することが本条の保護法益であり、また、開示する保有個人情報の中には個人の秘密に係らないものもあることから、刑罰ではなく、秩序罰（過料）としたものである。
- (4) 行政機関法では、過料の額を「10万円以下」としているが、条例で規定できる過料の上限が5万円であるため、5万円とした。（地方自治法第14条参照）。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。ただし、第6条ただし書、第8条第3項第6号及び第4項ただし書、第9条第1項第4号及び第2項ただし書並びに第29条中審議会の意見を聴くことに関する部分、第42条中審議会の委員に係る部分並びに附則第3項（別表知事の項神奈川県公文書公開運営審議会の項の次に加える改正規定中審議会に係る部分に限る。）の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第7条第2項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあり、及び第10条第2項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立に伴う措置)

- 3 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「産業技術総合研究所」という。）の成立の前日にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後産業技術総合研究所が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により産業技術総合研究所がした処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 産業技術総合研究所の成立の前日にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後産業技術総合研究所が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により産業技術総合研究所に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う措置)

- 5 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「保健福祉大学」という。）の成立の前日にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学がした処分、手続その他の行為とみなす。

- 6 保健福祉大学の成立の前日にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 7 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県公文書公開運営審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県個人情報保護審査会	神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）第17条第1項又は第23条第1項の規定による決定に対する不服申立てにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	5人以内
神奈川県個人情報保護審議会	神奈川県個人情報保護条例の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	15人以内

## (検討)

- 8 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 趣旨及び解釈

## 第1項関係 (施行期日)

- (1) 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- (2) この条例が、全体として施行されるのは平成2年10月1日とした。ただし、適用除外事項で施行前に審議会の意見を聴くことが必要なものがあること、事業者の個人情報の取扱いに関する指針（平成29年7月に廃止）について審議会の意見を聴く必要があることから、これらの事項について審議会の意見を聴くために必要な部分については、施行期日を同年4月1日とした。

## 第2項関係 (経過措置)

- (1) 本項は、個人情報取扱事務の登録及び個人情報のオンライン結合による提供について、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) 平成2年10月1日において現に行われている事務については、個人情報取扱事務の登録は遅滞なく行うこととし、オンライン結合による個人情報の提供については遅滞なく審議会の意見を聴くこととした。

## 第3項及び第4項関係 (地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立に伴う措置)

- (1) 第3項及び第4項は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「産業技術総合研究所」という。）の設立に伴い必要な経過措置を規定したものである。
- (2) 平成22年4月の地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立の際には、「地方独立行政法人」を実施機関として位置付ける等条例の本則を改正していることから、一部改正条例（平成21年神奈川県条例第89号）の附則に経過措置を規定したが、産業技術総合研究所の設立に際しては、条例本則の改正事項がなかったことから、条例の制定附則に第3項及び第4項を追加して経過措置を定めた（平成29年神奈川県条例第30号による。）。両項でいう「知事」とは、産業技術総合研究所の前身である産業技術センター及び関連する室課所を想定した。
- (3) 第3項は、知事がした処分、手続その他の行為が、産業技術総合研究所が管理・執行することとなった後においても変わらずに有効であるようにするため、産業技術総合研究所の成立の日（平成29年4月1日）前に行われた知事の処分、手続その他の行為であって、成立の日以降は産業技術総合研究所が管理・執行することになる事務に係るものについては、産業技術総合研究所がした処分、手続その他の行為とみなすというものである。

「知事がした処分」とは、条例第22条に基づく開示の請求に対する決定、第31条に基づく訂正の請求に対する決定、第38条に基づく利用停止の請求に対する決定などをいい、「手続その他の行為」とは知事が行った条例第6条、第8条、第9条及び第10条に基づく審議会への諮問や、条例第7条に基づく事務登録、第40条に基づく神奈川県個人情報保護審査会への諮問などをいう。

- (4) 第4項は、知事に対してなされた請求その他の行為について、産業技術総合研究所が管理・執行することとなった後においても変わらずに有効であるようにするため、産業技術総合研究所の成立の日（平成29年4月1日）前に知事に対してなされた請求その他の行為であって、成立の日以降は産業技術総合研究所が管理・執行することになる事務に係るものにつ

いては、産業技術総合研究に対してなされた請求その他の行為とみなすというものである。

「知事に対してなされた請求」とは、条例第18条に基づく開示の請求、第27条に基づく訂正の請求、第34条に基づく利用停止の請求などをいい、「その他の行為」とは知事に対してなされた条例第6条、第8条、第9条及び第10条に基づく審議会からの答申、条例第40条に基づく神奈川県個人情報保護審査会からの答申などをいう。

- (5) なお、平成28年4月の教育委員会から知事へのスポーツ行政の移管の際にも同様の対応が必要となったが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例」（平成27年神奈川県条例第84号）に必要な経過措置が置かれたことから、個人情報保護条例の改正は行っていない。

**第5項及び第6項関係** （公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う措置）

- (1) 第5項及び第6項は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「保健福祉大学」という。）の設立（平成30年4月1日）に伴い必要な経過措置を規定したものである。公立大学法人とは、大学の設置及び管理等を行う地方独立行政法人である。
- (2) 保健福祉大学の設立に際しては、当該公立大学法人に直接関連する条例本則の改正事項がなかったことから、条例の制定附則に第5項及び第6項を追加して経過措置を定めた（平成29年神奈川県条例第68号による。）。
- (3) 第5項及び第6項の内容は、第3項及び第4項で規定する産業技術総合研究所の設立の際の経過措置と同様である。

**第7項関係** （附属機関の設置に関する条例の一部改正）

- (1) 審査会及び神奈川県個人情報保護審議会を設置するため、本項により附属機関の設置に関する条例の一部改正を行った。

なお、現在の附属機関の設置に関する条例では、両機関について次のとおり規定している。（神奈川県個人情報保護審議会は、平成22年度から神奈川県情報公開運営審議会と統合して神奈川県情報公開・個人情報保護審議会となった。）

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）及び神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人以内
神奈川県個人情報保護審査会	神奈川県個人情報保護条例第39条の3に規定する不開示等の決定又は不作為に係る審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	5人以内

- (2) 神奈川県個人情報保護審議会は平成2年4月1日に設置し、審査会は同年10月1日に設置することとした。

第8項関係	(検討)
-------	------

- (1) 本項は、この条例を平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに見直すことを定めたものである。
- (2) すべての県条例について、その適時性を確保するため、一定期間ごとに見直すこととされたことから、平成20年神奈川県条例第40号により、本条例についても平成22年3月31日を期限として見直しを行う旨を制定附則に加えた。
- (3) その後、この期日までに条例の見直しが行われたことに伴い、平成22年神奈川県条例第52号により本項中の「平成22年3月31日までに」を「平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに」に改正している。
- (4) 平成26年に本項に基づき見直しの検討を行い、その結果を同年7月に審議会に諮問した。諮問内容を認める旨の審議会答申を受け、平成27年3月に条例改正（平成27年神奈川県条例第15号による。）を行っている。

## 附 則（平成 7 年 3 月 14 日神奈川県条例第 2 号）

この条例は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

## 趣旨及び解釈

改正附則関係（第 38 条の一部改正）

- (1) 神奈川県行政手続条例（平成 7 年 3 月 14 日神奈川県条例第 1 号）の制定に伴い関係条例の文言の整理等を行うため制定された神奈川県行政手続条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 7 年 3 月 14 日神奈川県条例第 2 号）第 9 条において、事業者への勧告等に係る弁明の機会について定める神奈川県個人情報保護条例第 38 条（平成 29 年 7 月 14 日神奈川県条例第 49 号により削除。その際の条数は第 50 条）の規定の一部を改正したものである。
- (2) 内容は、行政手続条例の規定が適用されない意見聴取のための制度について、「弁明の機会」を「意見の聴取」に改める名称の整理を行うこととしたものである。

## 附 則（平成 12 年 3 月 28 日神奈川県条例第 37 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

## 趣旨及び解釈

改正附則関係（第 15 条第 2 項の一部改正）

- (1) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）の制定により、平成 12 年 4 月 1 日から、禁治産及び準禁治産の制度が後見及び保佐の制度に改められること等に伴い、関係条例の文言の整理を行うため制定された神奈川県行政手続条例等の一部を改正する条例（平成 12 年 3 月 28 日神奈川県条例第 37 号）第 3 条において、神奈川県個人情報保護条例第 15 条第 2 項（現行条例第 18 条第 2 項）の規定の一部を改正したものである。
- (2) 内容は、本人に代わって自己情報の開示の請求を行うことができる者を、未成年者及び成年被後見人の法定代理人に限って認めることとしたため、「禁治産者」の用語を「成年被後見人」に改めることとしたものである。
- (3) なお、民法の一部を改正する法律の附則第 3 条により、禁治産の宣告等に関する経過措置が設けられており、改正前の民法の規定による禁治産の宣告は改正後の民法の規定による後見開始の審判とみなされ、また、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなされることとなっている。

## 附 則（平成 12 年 3 月 28 日神奈川県条例第 38 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にされた改正前の第 15 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の規定による開示の請求、訂正の請求又は是正の申出でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものについては、改正後の第 15 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 26 条第 1



項の規定による開示の請求、訂正の請求又は是正の申出とみなす。

## 趣旨及び解釈

### 第1項関係 (施行期日)

- (1) 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- (2) この一部改正条例は、審議会が知事に対し、平成11年8月31日に個人情報保護制度の見直しについての建議を行い、その内容を踏まえて制定されたものであり、実施機関における個人情報の保護の一層の充実を図るとともに、情報公開条例との整合性を保つため、自己情報の開示に関する事項等について所要の改正を行ったものである。

### 第2項関係 (経過措置)

- (1) 本項は、開示の請求、訂正の請求及び是正の申出について、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) 本改正では開示の請求に係る個人情報を不開示とする場合の要件を整理するとともに、開示の請求に係る個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することになってしまう場合には当該情報の存否を明らかにせずに開示の請求を拒むことができる旨を規定しており、条例施行日時点で未処理の請求に対し、改正後の規定を適用することとしたものである。
- (3) また、開示の請求に係る請求書に形式上の不備がある場合に相当の期間を定めて補正を求め、当該補正に要した日数は開示又は不開示の決定を行うための制限日数に含めない旨を新たに規定しており、これについても条例施行日時点で未処理の請求に適用することとした。
- (4) 本改正では、他法令等の規定により閲覧・縦覧等の手続が定められている行政文書や、一般に入手し得る刊行物等については開示等の請求の適用除外とする規定も設けており、条例施行日時点で未処理の請求がこれらに該当する場合には、当該請求は却下されることとなる。

## 附 則 (平成12年11月28日神奈川県条例第73号) 抄

### (施行期日)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

## 趣旨及び解釈

### 改正附則関係 (施行期日)

- (1) 本項は、この条例の施行日を定めたものである。
- (2) 中央省庁等改革関係法等の施行により、中央省庁の名称等が改正されることに伴い、関係条例の文言を整理するために制定された中央省庁等改革関係法等の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例(平成12年11月28日神奈川県条例第73号)第6条において、神奈川県個人情報保護条例第27条第1項(現行条例第45条)の一部を改正したものである。
- (3) 内容は、「総務庁長官」を「総務大臣」に改めることとしたものである。

## 附 則（平成16年11月30日神奈川県条例第61号）抄

（施行期日）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

## 趣旨及び解釈

改正附則関係（施行期日）

- (1) 本項は、この条例の施行日を定めたものである。
- (2) 労働組合法の一部改正により、地方労働委員会の名称が変更されたことに伴い、関係条例の文言の整理を行うため制定された神奈川県職員定数条例等の一部を改正する条例（平成16年11月30日神奈川県条例第61号）第4条において、神奈川県個人情報保護条例第2条第2号の一部を改正したものである。
- (3) 内容は、実施機関である「地方労働委員会」を「労働委員会」に改めることとしたものである。

## 附 則（平成16年12月28日神奈川県条例第80号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（神奈川県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

10 施行日前に前項の規定による改正前の神奈川県個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定により知事がした処分、手続その他の行為で施行日以後同項の規定による改正後の神奈川県個人情報保護条例（以下「改正後の個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により病院事業管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。

11 施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後改正後の個人情報保護条例第2条第2号に規定する病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

## 趣旨及び解釈

第1項関係（施行期日）

- (1) 本項は、この条例の施行日を定めたものである。
- (2) 神奈川県病院事業への地方公営企業法の全部適用により、神奈川県病院事業の設置等に関する条例が一部改正され、新たに病院事業管理者及び病院事業庁が設置されることに伴い、同条例の附則第9項において、神奈川県個人情報保護条例第2条第2号の一部を改正したものである。
- (3) 内容は、新たに設置された病院事業管理者を実施機関に位置付けるため、条例第2条2号の実施機関に係る規定について、公営企業管理者の次に病院事業管理者を加えるものである。

第10項関係（経過措置）

- (1) 本項は、知事がした処分、手続その他の行為が、病院事業管理者が管理・執行することと

なった後においても変わらずに有効であるようにするため、必要な経過措置を規定したものである。

- (2) 平成17年3月31日以前に行われた知事の処分、手続その他の行為であって、この一部改正条例が施行された日（平成17年4月1日）以降は、病院事業管理者が管理、執行することになる事務に係るものについては、病院事業管理者がした処分、手続その他の行為とみなすというものである。
- (3) 「知事の処分」とは、条例第17条（現行条例第22条）に基づく開示の請求に対する決定や、第23条（現行条例第31条）に基づく訂正の請求に対する決定などをいう。
- (4) 「手続その他の行為」とは知事が行った条例第6条、第8条、第9条及び第10条に基づく審議会への諮問や、条例第7条に基づく事務登録などをいう。

#### 第11項関係（経過措置）

- (1) 本項は、知事に対してなされた請求その他の行為について、病院事業管理者が管理執行することとなった後においても変わらずに有効であるようにするため、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) 平成17年3月31日以前に知事に対してなされた請求その他の行為であって、この一部改正条例が施行された日（平成17年4月1日）以降は、病院事業管理者が管理、執行することになる事務に係るものについては、病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなすというものである。
- (3) 「知事に対してなされた請求」とは、条例第15第1項（現行条例第18条第1項）又は第21条第1項（現行条例第27条第1項）の規定による開示の請求又は訂正の請求などをいう。
- (4) 「その他の行為」とは、知事に対してなされた条例第6条、第8条、第9条及び第10条に基づく審議会からの答申などをいう。

#### 附 則（平成17年3月29日神奈川県条例第30号）

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第45条の見出しを削り、同条中「第25条の2第4項」を「第42条第4項」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条を第67条とし、同条の次に1条を加える改正規定（「30万円」を「50万円」に改める部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行前にされた改正前の第26条第1項の規定による是正の申出でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にされた改正前の第15条第1項又は第21条第1項の規定による開示の請求又は訂正の請求でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものについては、改正後の第18条第1項又は第27条第1項の規定による開示の請求又は訂正の請求とみなす。
- 4 改正後の第63条から第66条までの規定は、特別職に属する地方公務員（知事、副知事、出納長、教育長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、人事委員会の委員、監査委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員及び内水面漁場管理委員会の委員を除く。）がした行為については、平成17年6月30日までの間は、適用しない。

## 趣旨及び解釈

## 第1項関係 (施行期日)

- (1) 本項は、この条例の施行日を定めたものである。
- (2) この一部改正条例は、平成15年5月30日の個人情報保護関連5法の公布に伴い、本県の個人情報保護制度をさらに充実させるために行った制度の見直しに基づく所要の改正である。
- (3) 本件の改正は、平成16年9月16日付けの審議会からの答申（「神奈川県における個人情報保護制度の充実について（答申）」）を踏まえて行っている。
- (4) 改正条例の施行日は、原則として個人情報保護法の全面施行日と同一の平成17年4月1日としているが、個人情報保護審査会委員に対する罰金額の刑の上限を30万円から50万円に引き上げる改正については、3か月程度の周知期間が必要であることから、施行日を平成17年7月1日とした。

## 第2項関係 (経過措置)

- (1) 本項は、改正前の条例第26条第1項による是正の申出について、必要な経過措置を定めたものである。
- (2) 是正の申出制度は、この一部改正条例により廃止され、新たに利用停止請求制度が創設されたが、本項により、一部改正条例施行前にされた是正の申出については、この一部改正条例の施行後においても、なお改正前と同様に処理すべきこととしたものである。

## 第3項関係 (経過措置)

- (1) 本項は、開示の請求及び訂正の請求について、必要な経過措置を定めたものである。
- (2) 平成17年3月31日以前に行われた開示の請求及び訂正の請求であって、この一部改正条例が施行された日（平成17年4月1日）以降まだその処理がされていないものについては、改正後の条例第18条第1項又は第27条第1項の規定による開示の請求又は訂正の請求とみなすというものである。

## 第4項関係 (経過措置)

- (1) 本項は、この改正条例で新たに創設された罰則の適用について、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) 罰則規定である改正後の条例第63条から第66条（現行条例第53条から第56条）は、行為主体に職員等を含んでいるが、職員等の定義を、改正後の条例第2条第3号に置くことにより、議員が議員活動として個人情報を取り扱う場合を除き、実施機関のすべての地方公務員が含まれることとなった。

その結果、附属機関の委員などの特別職についても、条例の罰則の適用を受けることとしたが、実施機関を指揮監督する特別職と、それ以外の特別職とではその性格が異なることから、後者については3か月の周知期間を設けたものである。

## 附 則（平成17年7月22日神奈川県条例第81号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 公安委員会及び警察本部長は、この条例による改正後の神奈川県個人情報保護条例の規定により神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くこととされる事項については、この条例の施行の前においても、同審議会の意見を聴くことができる。

**趣旨及び解釈**

**第1項関係** (施行期日)

- (1) 本項は、この条例の施行日を定めたものである。
- (2) この一部改正条例は、公安委員会及び警察本部長を条例の実施機関に加えるとともに、警察業務の特殊性を踏まえた適用除外規定を設けるものであり、両実施機関における準備期間の後に、平成18年4月1日から全面施行するものである。
- (3) ただし、第2項については、公布の日から施行するものとしている。

**第2項関係** (審議会への諮問)

- (1) 本項は、公安委員会及び警察本部長が改正後の条例の規定により、審議会の意見を聴くとされている事項については、条例の施行前においても、審議会の意見を聴くことができることとしている。
- (2) 本項は、附則第1項の規定により、公布の日から施行されるので、公安委員会及び警察本部長は、条例の施行前であっても、個人情報の例外取扱いについて、実施機関としての義務が生ずる前に審議会に必要な諮問を行うことができるとしたものである。

**附 則 (平成18年3月31日神奈川県条例第17号)**

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**趣旨及び解釈**

**改正附則関係** (第2条第3号の一部改正)

- (1) この一部改正条例の施行日を、平成18年4月1日とするものである。
- (2) この一部改正条例は、公安委員会及び警察本部長を条例の実施機関に加えるに当たり、国家公務員である警視正以上の職にある警察官を条例の対象に含めるための改正を行ったものである。

**附 則 (平成20年7月22日神奈川県条例第40号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**趣旨及び解釈**

**改正附則関係** (制定附則の一部改正)

- (1) この一部改正条例の施行日を、公布の日(平成20年7月22日)とするものである。
- (2) この一部改正条例は、平成22年3月31日までに条例を見直す旨の規定を制定附則に加える旨の改正を行ったものである。

## 附 則（平成20年12月26日神奈川県条例第59号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 趣旨及び解釈

改正附則関係（第45条の一部改正）

- (1) この一部改正条例の施行日を、平成21年4月1日とするものである。
- (2) この一部改正条例は、統計法の全部改正、統計報告調整法の廃止及び統計調査条例の廃止・制定に伴い、条例第45条第1項に引用のある統計法の法令番号及び引用条項等を改めるとともに、同条について、項建てをやめ号建てとする旨の改正を行ったものである。

## 附 則（平成21年12月28日神奈川県条例第89号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）の成立の日から施行する。ただし、（中略）附則第10項の規定は公布の日から施行する。（神奈川県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 施行日前に第9条の規定による改正前の神奈川県個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定により病院事業管理者がした処分、手続その他の行為で施行日以後病院機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、同条の規定による改正後の神奈川県個人情報保護条例（以下「改正後の個人情報保護条例」という。）の規定により病院機構がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 7 施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により病院事業管理者がした処分、手続その他の行為で施行日以後知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 8 施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後病院機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により病院機構に対してなされた請求その他の行為とみなす。
- 9 施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為とみなす。
- 10 病院事業管理者は、改正後の個人情報保護条例の規定により病院機構が神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くこととされる事項について、施行日前に神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

## 趣旨及び解釈

第1項関係（施行期日）

- (1) 本項は、この条例の施行日を、病院機構の成立の日（平成22年4月1日）とするものである。ただし、附則第10項の規定については、公布の日から施行するものとしている。
- (2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）が設立されることに伴い、関係条例の文言等の整理を行うため制定された地方独立行政法人神奈川県立病院機構

- の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例第9条において、神奈川県個人情報保護条例第2条第2号の一部を改正し、同条例第39条の2を加えるなどの改正を行ったものである。
- (3) 内容は、県が設立した地方独立行政法人を実施機関に位置づけるため、実施機関に係る規定について、「病院事業管理者」を削り「県が設立した地方独立行政法人」を加えることとしたものや、県が設立した地方独立行政法人に対する開示の請求等について、行政不服審査法による異議申し立て（現：審査請求）をすることができる規定を新たに加えることとしたものなどである。

#### 第6項関係（経過措置）

- (1) 本項は、病院事業管理者がした処分、手続その他の行為が、病院機構が管理・執行することとなった後においても変わらずに有効であるようにするため、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) 平成22年3月31日以前に行われた病院事業管理者の処分、手続その他の行為であって、この一部改正条例が施行された日（平成22年4月1日）以降は、病院機構が管理、執行することになる事務に係るものについては、病院機構がした処分、手続その他の行為とみなすというものである。
- (3) 「病院事業管理者の処分」とは、条例第22条に基づく開示の請求に対する決定、第31条に基づく訂正の請求に対する決定、第38条に基づく利用停止の請求に対する決定などをいう。
- (4) 「手続その他の行為」とは病院事業管理者が行った条例第6条、第8条、第9条及び第10条に基づく審議会への諮問や、条例第7条に基づく事務登録などをいう。

#### 第7項関係（経過措置）

- (1) 本項は、病院事業管理者がした処分、手続その他の行為が、知事が管理・執行することとなった後においても変わらずに有効であるようにするため、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) 平成22年3月31日以前に行われた病院事業管理者の処分、手続その他の行為であって、この一部改正条例が施行された日（平成22年4月1日）以降は、知事が管理、執行することになる事務に係るものについては、知事がした処分、手続その他の行為とみなすというものである。
- (3) 「病院事業管理者の処分」とは、条例第22条に基づく開示の請求に対する決定、第31条に基づく訂正の請求に対する決定、第38条に基づく利用停止の請求に対する決定などをいう。
- (4) 「手続その他の行為」とは病院事業管理者が行った条例第6条、第8条、第9条及び第10条に基づく審議会への諮問や、条例第7条に基づく事務登録などをいう。

#### 第8項関係（経過措置）

- (1) 本項は、病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為について、病院機構が管理・執行することとなった後においても変わらずに有効であるようにするため、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) 平成22年3月31日以前に病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為であって、この一部改正条例が施行された日（平成22年4月1日）以降は、病院機構が管理、執行することになる事務に係るものについては、病院機構に対してなされた請求その他の行為とみなすというものである。
- (3) 「病院事業管理者に対してなされた請求」とは、条例第18条に基づく開示の請求、第27条

に基づく訂正の請求、第34条に基づく利用停止の請求などをいう。

- (4) 「その他の行為」とは病院事業管理者に対してなされた条例第6条、第8条、第9条及び第10条に基づく審議会からの答申などをいう。

#### 第9項関係 (経過措置)

- (1) 本項は、病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為について、知事が管理・執行することとなった後においても変わらずに有効であるようにするため、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) 平成22年3月31日以前に病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為であって、この一部改正条例が施行された日（平成22年4月1日）以降は、知事が管理、執行することになる事務に係るものについては、知事に対してなされた請求その他の行為とみなすというものである。
- (3) 「病院事業管理者に対してなされた請求」とは、条例第18条に基づく開示の請求、第27条に基づく訂正の請求及び第34条に基づく利用停止の請求などをいう。
- (4) 「その他の行為」とは病院事業管理者に対してなされた条例第6条、第8条、第9条及び第10条に基づく審議会からの答申などをいう。

#### 第10項関係 (審議会への諮問)

- (1) 本項は、附則第1項の規定により、公布の日から施行されるので、病院事業管理者は、病院機構が設立されていない条例の施行前であっても、病院機構における個人情報の例外取扱いについて、実施機関としての義務が生ずる前に、病院機構の代わりに審議会に必要な諮問を行うことができるとしたものである。

※ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立の際には、個人情報保護条例の本則の改正を要した（実施機関としての「病院事業庁」を「県が設立した地方独立行政法人」に改める等）ため、当該改正を「地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成21年神奈川県条例第89号）」第9条で行い、同条例の附則で経過措置を規定した。

後年、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所が設立された際（平成29年4月）には、当該地方独立行政法人に直接関連する条例本則の改正事項がなかったことから、「神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例」（平成29年神奈川県条例第30号）により制定附則を改正することにより経過措置を規定している。

#### 附 則（平成21年12月28日神奈川県条例第93号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
（神奈川県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 前項の規定による改正前の神奈川県個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定による実施機関又は知事の諮問に応じて神奈川県個人情報保護審議会がした調査審議及びその結果の報告その他の行為については、この条例の施行の日以後は、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議及びその結果の報告その他の行為とみなす。



- 5 この条例の施行前に神奈川県個人情報保護審議会の委員であった者については、改正前の個人情報保護条例第61条後段の規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。

### 趣旨及び解釈

#### 第1項関係 (施行期日)

- (1) 本項は、この一部改正条例の施行日を、平成22年4月1日とするものである。
- (2) 附属機関の設置について所要の改正を行うため制定された附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例において、別表を改正し、同条例附則第3項において、神奈川県個人情報保護条例第6条の一部を改正したものである。
- (3) 内容は、神奈川県個人情報保護審議会と神奈川県情報公開運営審議会を統合するため、別表の「神奈川県個人情報保護審議会」の項を削り「神奈川県情報公開運営審議会」の項を改めることとしたものや、条例第6条中「神奈川県個人情報保護審議会」を「神奈川県情報公開・個人情報保護審議会」に改めることとしたものである。

#### 第4項関係 (経過措置)

- (1) 本項は、神奈川県個人情報保護審議会がした調査審議及びその結果の報告その他の行為が、この条例が施行された日(平成22年4月1日)以降も変わらずに有効であるようにするため、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) この条例が施行された日以降は、神奈川県個人情報保護審議会がした行為を神奈川県情報公開・個人情報保護審議会がした行為とみなすというものである。

#### 第5項関係 (経過措置)

- (1) 本項は、神奈川県個人情報保護審議会の委員であった者の守秘義務が、この条例が施行された日(平成22年4月1日)以降も変わらずに有効であるようにするため、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) この条例が施行された日以降であっても、神奈川県個人情報保護審議会委員であった者は守秘義務を負うというものである。

### 附 則 (平成22年8月3日神奈川県条例第52号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定、第12条の見出しの改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに第63条の改正規定(「個人情報」を「保有個人情報」に改める部分を除く。)は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条第1項、第27条第1項又は第34条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求について適用し、同日前にされた改正前の第18条第1項、第27条第1項又は第34条第1項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求については、なお従前の例による。

### 趣旨及び解釈

#### 第1項関係 (施行期日)

- (1) 本項は、この一部改正条例の施行日を、公布の日(平成22年8月3日)とするものであ

る。ただし、再受託者等及びその業務に従事する者並びに実施機関に派遣されている者の義務及び罰則に関する規定の改正については、1か月程度の周知期間が必要であることから、平成22年9月1日から施行するものとしている。

- (2) この一部改正条例は、制定附則第4項（現行条例第8項）の規定により、神奈川県個人情報保護条例の施行の状況について検討を加えた結果、所要の改正を行ったものである。
- (3) 本件の改正は、平成22年1月21日付けの審議会からの答申（「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」）を踏まえて行っている。

**第2項関係**（経過措置）

- (1) 本項は、開示の請求、訂正の請求及び利用停止の請求について、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) 本改正により新たに「保有個人情報」の定義が設けられ、開示請求等の対象となるのは、実施機関が保有する行政文書に記録された個人情報に限定されることとなったことから、この一部改正条例が施行された日（平成22年8月3日）以降に行われた開示の請求、訂正の請求及び利用停止の請求についてのみ、改正後の条例第18条1項、第27条第1項又は第34条第1項が適用され、この一部改正条例が施行された日よりも前に行われた開示の請求、訂正の請求及び利用停止の請求については、この一部改正条例が施行された日以降においても、なお改正前と同様に処理すべきこととしたものである。

**附 則（平成26年3月28日神奈川県条例第18号）**

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

**趣旨及び解釈**

**改正附則関係**（第48条から第53条の削除）

- (1) この一部改正条例の施行日を、平成26年10月1日とするものである。
- (2) この一部改正条例は、事業者が県内で行う個人情報の取扱いに係る業務に関し、知事の登録を受けることができる制度を廃止するための改正を行ったものである。

**附 則（平成27年3月20日神奈川県条例第15号）**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条中神奈川県個人情報保護条例第12条第2項の改正規定及び附則第6項の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して2年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に収集された個人情報に係る第1条の規定による改正前の神奈川県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第8条第5項に規定する通知及び施行日前に利用され、又は提供された保有個人情報に係る旧条例第9条第2項に規定する通知については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の神奈川県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第41条、第43条及び第44条の規定は、施行日以後にされる諮問について適用し、施行日前にされた諮問については、なお従前の例による。

- 4 施行日前にされた旧条例第18条第1項、第27条第1項又は第34条第1項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものについては、新条例第18条第1項、第27条第1項又は第34条第1項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報であって、施行日以後新条例第2条第1号に該当することとなるものを取り扱う事務に係る新条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第15号）の施行の日以後、遅滞なく」とする。  
(準備行為)
- 6 実施機関は、新条例の規定により神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くこととされる事項については、施行日前においても、同審議会の意見を聴くことができる。

## 趣旨及び解釈

### 第1項関係 (施行期日)

- (1) 本項は、この一部改正条例の施行日を定めたものである。
- (2) この一部改正条例は、番号利用法に基づき社会保障・税番号制度が平成27年10月から施行されることを踏まえ、条例に番号利用法と同様の特定個人情報の保護に関する規定を設けるなど、条例の見直しに係る平成26年11月26日付けの審議会からの答申（「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」）を踏まえて制定されている。
- (3) この一部改正条例の施行日は、原則として「公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日」とした。これは、番号利用法附則第1条柱書の施行日に合わせる必要性からであり、同日に合わせて平成27年10月5日から施行することとした。（平成27年神奈川県規則第66号により規定）

ただし、第12条の改正（法令名の改正に伴う改正）は、公布の日から施行することとした。

また、情報提供等記録に関する改正規定については、「公布の日から起算して2年3月を超えない範囲内において規則で定める日」から施行することとした。これは、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日（＝情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の連携開始日）に合わせる必要性からであり、平成29年5月30日から施行することとした。（平成29年神奈川県規則第3号により規定）

### 第2項関係 (経過措置)

- (1) 本項は、本人以外の者から個人情報を収集したとき、又は目的外に保有個人情報を利用・提供したときの本人通知に関する規定を削除したことについて、必要な経過措置を定めたものである。
- (2) この一部改正条例の施行日（平成27年10月5日）前に、個人情報を本人外収集し改正前の条例第8条第5項に規定する通知をしなければならない場合、又は同日前に保有個人情報を目的外に利用・提供し改正前の条例第9条第2項に規定する通知をしなければならない場合は、同日以後においてもこれらの通知をしなければならないこととしたものである。

**第3項関係**（経過措置）

- (1) 本項は、参加人に関する規定を設けたことについて、必要な経過措置を定めたものである。
- (2) 改正後の条例第41条（諮問をした旨の通知）、第43条（意見の陳述等）及び第44条（提出資料の閲覧等（現行条例では「提出資料等の写しの送付等」））の規定は、施行日以後にされる諮問について適用し、施行日前にされた諮問については、適用しないこととしたものである。

**第4項関係**（経過措置）

- (1) 本項は、開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求について、必要な経過措置を定めたものである。
- (2) この一部改正条例の施行日（平成27年10月5日）前に行われた開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求であって、同日にまだその処理がされていないものについては、改正後の条例第18条第1項、第27条第1項又は第34条第1項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求とみなすというものである。

**第5項関係**（経過措置）

- (1) 本項は、個人情報取扱事務の登録について、必要な経過措置を定めたものである。
- (2) この一部改正条例の施行日（平成27年10月5日）において現に実施機関が保有している個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報であって、同日以後、改正後の条例の「個人情報」に該当することとなるものを取り扱う事務については、個人情報取扱事務の登録は施行日以後遅滞なく行うこととしたものである。

**第6項関係**（準備行為）

- (1) 本項は、実施機関が改正後の条例の規定により審議会の意見を聴くこととされている事項については、この一部改正条例の施行日（平成27年10月5日）前においても、審議会の意見を聴くことができることとしたものである。
- (2) 本項は、附則第1項の規定により公布の日から施行することとしている。

**附 則（平成27年10月30日神奈川県条例第80号）**

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

**趣旨及び解釈****改正附則関係**

（平成29年7月14日神奈川県条例第49号で削った第48条の第3項第2号中の個人情報保護法の引用条名を「第50条第1項」から「第66条第1項」に改正）

- (1) この一部改正条例の施行日を、平成28年1月1日とするものである。
- (2) これは、平成28年1月1日に個人情報保護委員会が設立された際、個人情報保護法中に平成28年1月1日施行として個人情報保護委員会に関する規定が設けられ、同日付で、条例で引用している個人情報保護法の条項のずれが発生するため、引用条項を改正したものである。

附 則（平成28年 3 月29日神奈川県条例第20号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。  
（神奈川県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 実施機関の保有個人情報の開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求（以下「開示の請求等」という。）に対する決定又は開示の請求等に係る実施機関の不作为についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の開示の請求等に対する決定又はこの条例の施行前にされた開示の請求等に係る実施機関の不作为に係るものについては、第 1 条の規定による改正後の神奈川県個人情報保護条例の規定にかかわらずなお従前の例による。

趣旨及び解釈

第 1 項関係 （施行期日）

- (1) 本項は、この一部改正条例の施行日を、平成28年 4 月 1 日とするものである。
- (2) この一部改正条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の改正に伴い、開示の請求等に係る不服申立てを審査請求に一元化するとともに、新たに導入される審理員制度を適用除外とするなど、所要の改正を行ったものである。
- (3) 本件の改正は、平成27年 7 月22日付けの審議会からの答申（「行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について（答申）」）を踏まえて行っている。

第 2 項関係 （経過措置）

- (1) 本項は、開示の請求、訂正の請求及び利用停止の請求に係る不服申立てについて、必要な経過措置を規定したものである。
- (2) この一部改正条例が施行された日（平成28年 4 月 1 日）より前に行われた「開示の請求等に対する決定」に係る不服申立てについては、この一部改正条例が施行された日以降においても、なお、改正前と同様に処理すべきものとしたものである。
- (3) この一部改正条例が施行された日（平成28年 4 月 1 日）より前に行われた「開示の請求等」に係る不作为に係る不服申立てについては、この一部改正条例が施行された日以降においても、なお、改正前と同様に処理すべきものとしたものである。
- (4) 以上の経過措置の内容をまとめると、次表のとおりとなる。

[開示の請求等に係る不服申立てに関する条例の適用関係]

	決定通知到達日	請求書到達日	適用条例
ア	平成28年 3 月31日まで	—	旧条例
イ	平成28年 4 月 1 日以降	—	改正条例
ウ	不作为	平成28年 3 月31日以前	旧条例
エ	不作为	平成28年 4 月 1 日以降	改正条例

備考 決定を行っている場合、決定通知到達日を基準に判断（ア及びイ）  
 不作为の場合、請求書の到達日を基準に判断（ウ及びエ）

### 附 則（平成29年 3 月31日神奈川県条例第30号）

この条例は、平成29年 5 月30日から施行する。ただし、附則の改正規定は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の成立の日から施行する。

#### 趣旨及び解釈

改正附則関係（第 2 条、第33条、第34条、第48条及び制定附則の一部改正）

- (1) この一部改正条例の施行日を、平成29年 5 月30日とするものである。ただし、制定附則に第 3 項及び第 4 項を加える改正については、産業技術総合研究所の成立の日（平成29年 4 月 1 日。法人登記が行われた日。）から施行するものとしている。平成29年 5 月30日とは、平成27年法律第65号による番号利用法及び個人情報保護法の改正の一部分並びに平成28年法律第51号による行政機関法の改正の一部分の施行日である。
- (2) この一部改正条例は、番号利用法、個人情報保護法及び行政機関法の改正並びに地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立に伴う所要の改正を行ったものである。

### 附 則（平成29年 7 月14日神奈川県条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条及び第 7 条第 1 項第 5 号の改正規定は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第48条第 1 項の規定によりされた説明又は資料の提出の要請に係る同条第 2 項の規定による公表については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の第49条第 1 項の規定により神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた事項に係る同項の規定による勧告及び同条第 2 項の規定による公表については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 実施機関は、改正後の第 6 条の規定により神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くこととされる事項については、施行日前においても、同審議会の意見を聴くことができる。

#### 趣旨及び解釈

第 1 項関係（施行期日）

- (1) 本項は、この一部改正条例の施行日を、公布の日（平成29年 7 月14日）からとするものである。ただし、要配慮個人情報に係る規定については、準備のための期間を設け平成30年 1 月 1 日から施行としている。
- (2) この一部改正条例は、個人情報保護法及び行政機関法の一部改正の施行等に伴い、所要の改正を行ったものである。
- (3) 本件の改正は、平成28年11月 4 日付けの審議会からの答申（「個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度における対応について（答申）」）を踏まえて行っている。

**第2項及び第3項関係**（経過措置）

- (1) 第2項及び第3項は、本件の改正により削除された改正前の条例第48条及び第49条に規定されていた、不適正な個人情報の取扱いが疑われる事業者に対し知事が行う要請及び勧告に関し必要な経過措置を規定したものである。なお、この要請及び勧告が条例制定から本件の改正の施行までの間に実施されることはなかった。
- (2) 第2項では、改正前の条例第48条に規定する不適正な個人情報の取扱いが疑われる事業者に対し知事が行う説明又は資料の提出の要請に関する経過措置を規定している。この一部改正条例が施行された日（平成29年7月14日）より前に行われた知事の要請について事業者が正当な理由なく拒んだときは、この一部改正条例が施行された日以降においてもなお、改正前と同様に要請に従わない事実の公表ができるようにした。
- (3) 第3項では、改正前の条例第49条に規定する著しく不適正な個人情報の取扱いが疑われる事業者に対し知事が行う是正の勧告に関する経過措置を規定している。平成29年7月14日より前に審議会に意見聴取を行っている勧告については、この一部改正条例が施行された日以降においてもなお、改正前と同様に勧告及び勧告に従わない事実の公表ができるようにした。

**第4項関係**（準備行為）

- (1) 本項は、要配慮個人情報に係る規定の施行日である平成30年1月1日までの間に、要配慮個人情報の取扱制限の適用除外について実施機関が審議会に必要な諮問を行うことができるようにしたものである。

**附 則（平成29年12月28日神奈川県条例第68号抄）**

（施行期日）

- 1 この条例は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

**趣旨及び解釈**

**第1項関係**（施行期日）

- (1) この一部改正条例の施行日を、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日（平成30年4月1日）から施行するものとしている。
- (2) 地方独立行政法人である公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う所要の改正を行ったものである。この時期に改正すべき他の事項が存在しなかったことから、平成29年3月31日公布の神奈川県条例第30号による地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立の場合とは異なり、いわゆる「整理条例」である「公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例」（平成29年神奈川県条例68号）により、個人情報保護条例の改正を行った。

神奈川県個人情報保護条例

平成2年3月30日

神奈川県条例第6号

- 改正 平成7年3月14日条例第2号
- 改正 平成12年3月28日条例第37号
- 改正 平成12年3月28日条例第38号
- 改正 平成12年11月28日条例第73号
- 改正 平成16年11月30日条例第61号
- 改正 平成16年12月28日条例第80号
- 改正 平成17年3月29日条例第30号
- 改正 平成17年7月22日条例第81号
- 改正 平成18年3月31日条例第17号
- 改正 平成20年7月22日条例第40号
- 改正 平成20年12月26日条例第59号
- 改正 平成21年12月28日条例第89号
- 改正 平成21年12月28日条例第93号
- 改正 平成22年8月3日条例第52号
- 改正 平成26年3月28日条例第18号
- 改正 平成27年3月20日条例第15号
- 改正 平成27年10月30日条例第80号
- 改正 平成28年3月29日条例第20号
- 改正 平成29年3月31日条例第30号
- 改正 平成29年7月14日条例第49号
- 改正 平成29年12月28日条例第68号
- 改正 令和2年10月20日条例第74号
- 改正 令和3年8月20日条例第70号

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 実施機関における個人情報の保護
  - 第1節 実施機関の義務（第6条～第17条）
  - 第2節 開示、訂正及び利用停止の請求権（第18条～第39条）
  - 第3節 審査請求（第39条の2～第44条）
  - 第4節 適用除外（第45条）
- 第3章 事業者における個人情報の保護（第46条～第48条）
- 第4章 雑則（第49条～第52条）
- 第5章 罰則（第53条～第58条）
- 附則

第1章 総則



(目的)

**第1条** この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。

(3) 職員等 実施機関の地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下この号及び第20条第3号ウにおいて同じ。）であつて、議会の議員（議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。）以外のもの及び実施機関の国家公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員をいう。同号ウにおいて同じ。）並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

(4) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

(5) 行政文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。次号において同じ。）がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関において管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料

ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの

(6) 保有個人情報 実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る。）をいう。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。

(9) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(10) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

**第3条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護のための県の施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護を推進する上での方針等を作成し、公表するよう努めなければならない。

（県民の役割）

**第5条** 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

## 第2章 実施機関における個人情報の保護

### 第1節 実施機関の義務

（取扱いの制限）

**第6条** 実施機関は、要配慮個人情報（次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。次条において同じ。）を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 信条
- (2) 人種
- (3) 社会的身分
- (4) 犯罪の経歴

- (5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（前号に該当するものを除く。）。
- (6) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（第4号に該当するものを除く。）。
- (7) 犯罪により害を被った事実
- (8) 病歴
- (9) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること（前号に該当するものを除く。）。
- (10) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（第8号に該当するものを除く。）
- (11) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（第8号に該当するものを除く。）。

（個人情報取扱事務の登録）

**第7条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。）を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
  - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
  - (4) 個人情報取扱事務で収集する個人情報に係る当該個人の類型
  - (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項
    - ア 個人情報を取り扱う目的
    - イ 個人情報の項目名
    - ウ 要配慮個人情報の取扱いの有無及び当該情報を取り扱うときは、その理由
    - エ 個人情報の収集先及び収集の方法
    - オ 保有個人情報を利用し、又は提供する範囲、保有個人情報を提供するときは提供する保有個人情報の項目名及び第10条に規定する電磁的方法により保有個人情報を提供するときはその旨
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができ

る。

- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、個人情報事務登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。
- 6 前各項の規定は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱う個人情報取扱事務については、当該個人情報取扱事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある場合に限り、適用しない。

(収集の制限)

**第8条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、前項の規定により明確にされた目的（以下「取扱目的」という。）の達成のために必要な限度を超えて、個人情報を収集してはならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
  - (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
  - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
  - (4) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために収集するとき。
  - (5) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものから収集するとき。
  - (6) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。
  - (7) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認めて収集するとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認めて収集するとき。
  - (8) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。次項第3号及び次条第2項第5号において同じ。）から収集する場合で、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。
  - (9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。
- 5 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急に必要なとき。
  - (2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利

利益を侵害するおそれがあるとき。

(3) 取扱目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。

6 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第4項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

**第9条** 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを利用し、又は提供するとき。

(5) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下この号において「他の実施機関等」という。）に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。

(6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。

(7) 本人以外の者に提供する場合で、当該提供が明らかに本人の利益となるとき。

(8) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために公安委員会又は警察本部長が利用し、又は提供するとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することに相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(保有特定個人情報の利用の制限)

**第9条の2** 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的以外の目的のために利

用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

**第9条の3** 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(電磁的方法による提供)

**第10条** 実施機関は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、電磁的方法（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による保有個人情報の提供を行うことができる。

- (1) 公益上の必要があると認められること。
- (2) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること。
- (3) 必要な保護措置を講じていること。

(安全性、正確性等の確保措置)

**第11条** 実施機関は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部の委託を受けた者（その者から当該委託に係る業務の全部又は一部の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が、受託に係る業務を行う場合について準用する。
- 3 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確、完全かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

(職員等及び実施機関に派遣されている者の義務)

**第12条** 職員等は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務を提供するために実施機関に派遣されている者は、その役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。実施機関に派遣されている者でなくなった後も、同様とする。

(取扱い等の委託)

**第13条** 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(指定管理者による個人情報の取扱い)

**第14条** 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が、公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次条において同じ。）の管理の業務を通じて取得した個人情報を適切に取り扱わせるため、必要な措置を講じなければならない。

(受託業務等に従事する者の義務)

**第15条** 第11条第2項に規定する受託に係る業務又は前条に規定する公の施設の管理に係る業務

に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(廃棄)

**第16条** 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。ただし、歴史的文化的資料の保存を目的とする施設において当該目的のために保存されることとなる保有個人情報については、この限りでない。

(実施機関に対する苦情の処理)

**第17条** 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、迅速かつ適正に処理するものとする。

2 実施機関は、前項の苦情を処理するに当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

## 第2節 開示、訂正及び利用停止の請求権

(自己情報の開示請求権)

**第18条** 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。第20条第2号及び第3号において同じ。）は、本人に代わって前項の開示の請求（以下「開示の請求」という。）をすることができる。

(開示の請求の手續)

**第19条** 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示の請求に係る保有個人情報の内容
- (3) その他実施機関が定める事項

2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示の請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

**第20条** 実施機関は、開示の請求があったときは、開示の請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 第18条第1項の規定による開示の請求に係る請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 第18条第2項の規定による未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示の請求に係る

る本人に関する情報であって、開示することにより、当該本人の利益に反すると認められるもの

- (3) 請求者（第18条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示の請求をする場合にあっては、当該本人とする。以下この号及び次号、次条第2項並びに第23条の2第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人等に関する情報又は請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当な理由がある情報

- (6) 県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（以下この号において「県の機関等」という。）の内部若しくは相互間又は県の機関等と国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人（県が設立したものを除く。）との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 県の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの



ア 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であつて、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(9) 法令等の規定又は地方自治法第245条の9第1項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報(部分開示)

**第20条の2** 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示の請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

**第20条の3** 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

**第21条** 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒むことができる。

(開示の請求に対する決定等)

**第22条** 実施機関は、開示の請求があつたときは、当該開示の請求があつた日から起算して15日以内に、当該開示の請求について開示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定(以下「開示又は不開示の決定」という。)をしたときは、その旨を請求者に書面で通知しなければならない。

3 前項の場合において、開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むとき(前条の規定により開示の請求を拒むとき及び開示の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有し

ていないときを含む。)は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。

5 開示の請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示の請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示又は不開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示又は不開示の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示又は不開示の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示又は不開示の決定をする期限

(事案の移送)

**第23条** 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が他の実施機関より提供されたものであるときその他他の実施機関において開示又は不開示の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示の請求についての開示又は不開示の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示の決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、第24条の規定による保有個人情報の開示の実施に関して必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第23条の2** 開示の請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者（以下この条、第41条第3号及び第41条の2第1項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示又は不開示の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示の請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第20条の3の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

**第24条** 実施機関は、第22条第1項の規定により、開示の決定をしたときは、速やかに、当該保有個人情報の開示をするものとする。

- 2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書又は図画に記録されている保有個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付  
(2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法

- 3 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報の開示をする場合であって、前項に規定する方法によると、当該保有個人情報が記録されている行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものにより開示をすることができる。

- 4 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

(開示の請求の特例)

**第25条** 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第19条第1項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示の請求があったときは、第22条及び前条第1項の規定にかかわらず、開示又は不開示の決定をしないで、速やかに、同条第2項及び第3項に規定する方法により開示をするものとする。

(費用負担)

**第26条** 第24条第2項及び第3項の規定による開示をするに当たり、行政文書（複写したものを含む。）の写し等の交付を行う場合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。

(自己情報の訂正請求権)

**第27条** 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、その訂正（削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 第18条第2項の規定は、前項の訂正の請求（以下「訂正の請求」という。）について準用する。

(訂正の請求の手續)

**第28条** 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正の請求に係る保有個人情報の内容
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) その他実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第19条第2項及び第3項の規定は、訂正の請求について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

**第29条** 実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

**第30条** 第21条の規定は、訂正の請求について準用する。

(訂正の請求に対する決定等)

**第31条** 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第28条第3項において準用する第19条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の訂正をした上、当該訂正の請求をした者に訂正の内容及び訂正の理由を書面で通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、当該訂正の請求をした者にその旨及びその理由を書面で通知しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正の請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。

5 第22条第5項の規定は、訂正の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、「60日」とあるのは「75日」と、「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又はしない旨の決定」と、「請求者」とあるのは「訂正の請求をした者」と読み替えるものとする。

(事案の移送)

**第32条** 第23条の規定は、訂正の請求について準用する。この場合において、同条中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、同条第1項及び第2項中「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又はしない旨の決定」と、同条第1項中「請求者」とあるのは「訂正の請求をした者」と、同条第3項中「保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示の決定」という。）」とあるのは「保有個人情報を訂正する旨の決定」と、「第24条の規定による保有個人情報の開示の実施」とあるのは「第31条第2項の規定による保有個人情報の訂正の実施」と読み替えるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

**第33条** 実施機関は、第31条第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合にお

いて、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（自己情報の利用停止請求権）

**第34条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報の、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第6条の規定に違反して取り扱われているとき。

イ 第8条第1項から第4項までの規定に違反して収集されたものであるとき。

ウ 第9条第1項及び第2項又は第9条の2の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号利用法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第9条第1項及び第2項、第9条の3又は第10条の規定に違反して提供されているとき  
当該保有個人情報の提供の停止

(3) 第16条の規定に違反して保存されているとき 当該保有個人情報の消去

2 第18条第2項の規定は、前項の利用停止の請求（以下「利用停止の請求」という。）について準用する。

（利用停止の請求の手續）

**第35条** 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止の請求に係る保有個人情報の内容

(3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容

(4) その他実施機関が定める事項

2 第19条第2項及び第3項の規定は、利用停止の請求について準用する。

（保有個人情報の利用停止の義務）

**第36条** 実施機関は、利用停止の請求があった場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の取扱目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有個人情報の存否に関する情報）

**第37条** 第21条の規定は、利用停止の請求について準用する。

（利用停止の請求に対する決定等）

**第38条** 実施機関は、利用停止の請求があったときは、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第35条第2項において準用する第19条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をした上、当該利用停止の請求をした者に利用停止の内容及び利用停止の理由を書面で通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求をした者にその旨及びその理由を書面で通知しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止の請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。

5 第22条第5項の規定は、利用停止の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「60日」とあるのは「75日」と、「開示又は不開示の決定」とあるのは「利用停止をする旨又はしない旨の決定」と、「請求者」とあるのは「利用停止の請求をした者」と読み替えるものとする。

(開示の請求、訂正の請求及び利用停止の請求の適用除外)

**第39条** 第18条から第26条までの規定は、他の法令等の規定により、行政文書の閲覧、縦覧等の手続が定められているとき、行政文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められているときその他の第24条第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）による個人情報の開示の手続が定められているときにおける保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示については、適用しない。

2 第27条から第33条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の訂正の手続が定められているときにおける保有個人情報の訂正については、適用しない。

3 第34条から前条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止の手続が定められているときにおける保有個人情報及び情報提供等記録である保有個人情報の利用停止については、適用しない。

4 第18条から前条までの規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）並びに刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている保有個人情報については、適用しない。

5 前各項に規定するもののほか、保有個人情報が次の各号に掲げるものに記録されている場合にあっては、第18条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであって、実施機関が取得したもの
- (2) 一般に入手し得る刊行物等であって、実施機関が取得したもの

### 第3節 審査請求

(公営企業管理者等に対する審査請求)

**第39条の2** 公営企業管理者若しくは県が設立した地方独立行政法人がした第22条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の決定又は公営企業管理者若しくは県が設立した地方独立行政法人に対する開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為について不服がある者は、当該公営企業管理者又は当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

**第39条の3** 第22条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の決定又は開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為（以下「不開示等の決定又は不作為」という。）に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

**第40条** 不開示等の決定又は不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会の議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しその他知事が定める書類を添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

**第41条** 前条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者、訂正の請求をした者又は利用停止の請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

**第41条の2** 第23条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示又は不開示の決定（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（当該保有個人情報に含まれる第三者に関する情報の開示について、当該第三者が反対意見書を提出

している場合又は当該第三者が参加人として意見等（次条第3項若しくは第43条第1項若しくは行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第1項に規定する意見又は第43条第3項若しくは同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書をいう。）において反対の意思を表示している場合に限る。）

- 2 開示の請求に係る不作為についての審査請求が理由がある旨の裁決をし、当該審査請求に係る保有個人情報を開示することとする場合における第23条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項ただし書中「場合」とあるのは「場合又は当該第三者が参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次項において同じ。）として意見等（第41条の2第1項第2号に規定する意見等をいう。次項において同じ。）において当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合」と、同条第3項前段中「提出した」とあるのは「提出し、又は第三者である参加人が意見等において当該参加人に関する情報の開示に反対の意思を表示した」と、同項後段中「第三者」とあるのは「第三者又は当該反対の意思を表示した参加人」とする。

（審査会の調査権限等）

**第42条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不開示等の決定又は不作為に係る保有個人情報が記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合において、当該行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、前節及びこの節並びに神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、諮問実施機関（次条及び第44条において「審査請求人等」という。）その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な資料の提出を求めすることができる。
- 4 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（意見の陳述等）

**第43条** 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、意見書又は資料の提出を認めることができる。

（提出資料等の写しの送付等）

**第44条** 審査会は、第42条第3項に規定する資料又は前条第3項に規定する意見書若しくは資料（審査請求人等から提出されたものに限る。以下この条において「資料等」という。）の提出があったときは、当該資料等の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由がある



ときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料等の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

#### 第4節 適用除外

（適用除外）

**第45条** この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報
- (2) 統計法第52条第1項に規定する個人情報
- (3) 公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している個人情報

### 第3章 事業者における個人情報の保護

（事業者に対する指導助言等）

**第46条** 知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言を行う等必要な施策を講じなければならない。

- 2 知事は、前項の施策を講ずるに当たっては、事業者の自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

（苦情相談の処理）

**第47条** 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があつたときは、迅速かつ適正に処理するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。

（他の地方公共団体又は国との協力）

**第48条** 知事は、この章の規定に基づく施策を実施するに当たり、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体又は国の機関に対して、協力を求めるものとする。

- 2 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに係る個人の権利利益の保護を目的として他の地方公共団体又は国が行う施策に協力することを求められたときは、その求めに応ずるものとする。

### 第4章 雑則

（運用状況の公表）

**第49条** 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。この

場合において、知事は、前章の規定の運用の状況を併せて公表するものとする。

(個人情報保護制度の改善に関する施策の諮問)

**第50条** 実施機関は、個人情報の保護に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(審議会の委員の守秘義務)

**第51条** 審議会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

**第52条** この条例の施行に関し、実施機関における個人情報の保護について必要な事項は実施機関が、事業者における個人情報の保護について必要な事項は知事が定める。

## 第5章 罰則

**第53条** 職員等若しくは職員等であった者、第12条第2項に規定する実施機関に派遣されている者若しくは実施機関に派遣されていた者又は第15条の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第54条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第55条** 職員等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第56条** 前3条の規定は、神奈川県以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第57条** 第42条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第58条** 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。ただし、第6条ただし書、第8条第3項第6号及び第4項ただし書、第9条第1項第4号及び第2項ただし書並びに第29条中審議会の意見を聴くことに関する部分、第42条中審議会の委員に係る部分並びに附則第3項（別表知事の項神奈川県公文書公開運営審議会の項の次に加える改正規定中審議会に係る部分に限る。）の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第7条第2項の

規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあり、及び第10条第2項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立に伴う措置)

3 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「産業技術総合研究所」という。）の成立の前日にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後産業技術総合研究所が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により産業技術総合研究所がした処分、手続その他の行為とみなす。

4 産業技術総合研究所の成立の前日にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後産業技術総合研究所が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により産業技術総合研究所に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う措置)

5 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「保健福祉大学」という。）の成立の前日にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学がした処分、手続その他の行為とみなす。

6 保健福祉大学の成立の前日にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

7 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。  
別表知事の項神奈川県公文書公開運営審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県個人情報保護審査会	神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）第17条第1項又は第23条第1項の規定による決定に対する不服申立てにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	5人以内
神奈川県個人情報保護審議会	神奈川県個人情報保護条例の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	15人以内

(検討)

8 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成7年3月14日条例第2号）

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第37号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年 3 月28日 条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にされた改正前の第15条第 1 項、第21条第 1 項又は第26条第 1 項の規定による開示の請求、訂正の請求又は是正の申出でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものについては、改正後の第15条第 1 項、第21条第 1 項又は第26条第 1 項の規定による開示の請求、訂正の請求又は是正の申出とみなす。

**附 則**（平成12年11月28日 条例第73号）

この条例は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

**附 則**（平成16年11月30日 条例第61号）

この条例は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成16年12月28日 条例第80号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。 （後略）

（神奈川県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 施行日前に前項の規定による改正前の神奈川県個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定により知事がした処分、手続その他の行為で施行日以後同項の規定による改正後の神奈川県個人情報保護条例（以下「改正後の個人情報保護条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により病院事業管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 11 施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後改正後の個人情報保護条例第 2 条第 2 号に規定する病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

**附 則**（平成17年 3 月29日 条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、第45条の見出しを削り、同条中「第 25条の 2 第 4 項」を「第42条第 4 項」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条を第67条とし、同条の次に 1 条を加える改正規定（「30万円」を「50万円」に改める部分に限る。）は、同年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にされた改正前の第26条第 1 項の規定による是正の申出でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にされた改正前の第15条第 1 項又は第21条第 1 項の規定による開示の請求又は訂正の請求でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものについては、改正後の第18条第 1 項又は第27条第 1 項の規定による開示の請求又は訂正の請求とみなす。
- 4 改正後の第63条から第66条までの規定は、特別職に属する地方公務員（知事、副知事、出納長、教育長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、

人事委員会の委員、監査委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員及び内水面漁場管理委員会の委員を除く。)がした行為については、平成17年6月30日までの間は、適用しない。

附 則 (平成17年7月22日条例第81号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 公安委員会及び警察本部長は、この条例による改正後の神奈川県個人情報保護条例の規定により神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くこととされる事項については、この条例の施行の日前においても、同審議会の意見を聴くことができる。

附 則 (平成18年3月31日条例第17号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日条例第59号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日条例第89号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）の成立の日から施行する。ただし、（中略）附則第10項の規定は公布の日から施行する。  
(神奈川県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 施行日前に第9条の規定による改正前の神奈川県個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定により病院事業管理者がした処分、手続その他の行為で施行日以後病院機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、同条の規定による改正後の神奈川県個人情報保護条例（以下「改正後の個人情報保護条例」という。）の規定により病院機構がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 7 施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により病院事業管理者がした処分、手続その他の行為で施行日以後知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 8 施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後病院機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により病院機構に対してなされた請求その他の行為とみなす。
- 9 施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為とみなす。
- 10 病院事業管理者は、改正後の個人情報保護条例の規定により病院機構が神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くこととされる事項について、施行日前に神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

附 則 (平成21年12月28日条例第93号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
(神奈川県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 前項の規定による改正前の神奈川県個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定による実施機関又は知事の諮問に応じて神奈川県個人情報保護審議会がした調査審議及びその結果の報告その他の行為については、この条例の施行の日以後は、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議及びその結果の報告その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行前に神奈川県個人情報保護審議会の委員であった者については、改正前の個人情報保護条例第61条後段の規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。

附 則（平成22年8月3日条例第52号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定、第12条の見出しの改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに第63条の改正規定（「個人情報」を「保有個人情報」に改める部分を除く。）は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条第1項、第27条第1項又は第34条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求について適用し、同日前にされた改正前の第18条第1項、第27条第1項又は第34条第1項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日条例第18号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条中神奈川県個人情報保護条例第12条第2項の改正規定及び附則第6項の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して2年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に収集された個人情報に係る第1条の規定による改正前の神奈川県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第8条第5項に規定する通知及び施行日前に利用され、又は提供された保有個人情報に係る旧条例第9条第2項に規定する通知については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の神奈川県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第41条、第43条及び第44条の規定は、施行日以後にされる諮問について適用し、施行日前にされた諮問については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にされた旧条例第18条第1項、第27条第1項又は第34条第1項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものについては、新条例第18条第1項、第27条第1項又は第34条第1項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報であって、施行日以後新条例第2条第1号に該当することとなるものを取り扱う事務に係る新条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第15号）の施行の日以後、遅滞なく」とする。

（準備行為）

- 6 実施機関は、新条例の規定により神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くこととされる事項については、施行日前においても、同審議会の意見を聴くことができる。

**附 則**（平成27年10月30日条例第18号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月29日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（神奈川県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 実施機関の保有個人情報の開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求（以下「開示の請求等」という。）に対する決定又は開示の請求等に係る実施機関の不作为についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の開示の請求等に対する決定又はこの条例の施行前にされた開示の請求等に係る実施機関の不作为に係るものについては、第1条の規定による改正後の神奈川県個人情報保護条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年3月31日条例第30号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、附則の改正規定は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の成立の日から施行する。

**附 則**（平成29年7月14日条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び第7条第1項第5号の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第48条第1項の規定によりされた説明又は資料の提出の要請に係る同条第2項の規定による公表については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に改正前の第49条第1項の規定により神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた事項に係る同項の規定による勧告及び同条第2項の規定による公表については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 実施機関は、改正後の第6条の規定により神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くこととされる事項については、施行日前においても、同審議会の意見を聴くことができる。

**附 則**（平成29年12月28日条例第68号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

**附 則**（令和2年10月20日条例第74号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に備えている個人情報事務登録簿に記載する事項については、この条例の施行の日以後に登録事項を変更する日又は令和3年4月1日のいずれか早い日までの間は、改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

**附 則**（令和3年8月20日条例第70号）

この条例は、令和3年9月1日から施行する。



## 知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則

平成2年7月17日

神奈川県規則第43号

改正 平成6年3月25日規則第19号

改正 平成10年6月19日規則第65号

改正 平成12年3月31日規則第13号

改正 平成17年3月29日規則第48号

改正 平成22年3月30日規則第16号

改正 平成22年8月3日規則第97号

改正 平成25年3月29日規則第42号

改正 平成27年9月29日規則第97号

改正 平成28年3月29日規則第48号

改正 平成29年12月15日規則第93号

改正 平成31年3月19日規則第6号

改正 令和元年6月25日規則第15号

改正 令和2年11月27日規則第88号

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の施行に関し、知事における個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(行政文書から除く電磁的記録)

第2条 神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第5号ウに規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。

(1) 会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録

(2) 書式情報（文書の体裁に関する情報をいう。）を含めて磁気ディスク等に記録されている電磁的記録

(要配慮個人情報)

第2条の2 条例第6条第9号に規定する実施機関が定める心身の機能の障害は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第5条各号に掲げる障害とする。

(条例第7条第1項の行政文書から除かれるもの)

第3条 条例第7条第1項に規定する行政文書で実施機関が定めるものは、別表に掲げる行政文書とする。

(個人情報事務登録簿)

第4条 条例第7条第1項に規定する個人情報事務登録簿は、第1号様式とする。

(開示の請求書の記載事項等)

第5条 条例第19条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）が開示の請

求をしようとする場合における代理人の別（法定代理人にあっては、代理人の別及び本人の未成年者又は成年被後見人の別）並びに代理人の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに未成年者の生年月日（未成年者の法定代理人に限る。）

(2) 条例第24条第2項に規定する開示の方法のうち、開示の請求をしようとする者が求める開示の方法

2 条例第19条第1項の規定による請求書の提出は、自己情報の開示請求書（第2号様式）により行わなければならない。

（本人確認に必要な書類等）

第6条 条例第19条第2項（条例第28条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。）

及び第24条第4項に規定する保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券その他これらに類するものとして知事が認める書類とする。

2 代理人が本人に代わって保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をするときは、代理人本人であることを確認するために必要な書類として知事が認めるもの及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出し、又は提示しなければならない。保有個人情報の開示を受けるときは、代理人本人であることを確認するために必要な書類として知事が認めるものを提示しなければならない。

(1) 法定代理人が請求する場合 戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類として知事が認めるもの

(2) 本人の委任による代理人が請求する場合 本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

3 前項の場合において、代理人が法人であるときは、同項に規定する書類のほか、自己情報の開示請求書、自己情報の訂正請求書又は自己情報の利用停止請求書を提出しようとする者が当該法人の役員若しくは職員又は代理人本人であることを確認するために必要な書類として知事が認めるものを提出し、又は提示（保有個人情報の開示を受けるときにあっては、提示）しなければならない。

（開示の請求に対する決定の通知）

第7条 条例第22条第2項の規定による通知は、保有個人情報の全部の開示をする旨の決定をしたときは自己情報の開示決定通知書（第3号様式）により、保有個人情報の一部の開示をする旨の決定をしたときは自己情報の一部開示決定通知書（第4号様式）により、保有個人情報の全部の開示を拒む旨の決定をしたときは自己情報の不開示決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（開示の請求に対する決定期間の延長等の通知）

第8条 条例第22条第4項の規定による通知は、自己情報開示請求に対する決定期間延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

2 条例第22条第5項の規定による通知は、自己情報開示請求に対する決定期間特例延長通知書（第7号様式）により行うものとする。

（開示の請求に係る事案の移送の通知）

第9条 条例第23条第1項の規定による通知は、自己情報開示請求に係る事案移送通知書（第8号様式）により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第9条の2 条例第23条の2第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合に限る。)とする。

- (1) 開示の請求の年月日
- (2) 条例第23条の2第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第23条の2第1項及び第2項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書(第8号様式の2)により行うものとする。

3 条例第23条の2第3項(条例第41条の2第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、開示決定に係る通知書(第8号様式の3)により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第10条 条例第24条第2項第2号に規定する実施機関の定める方法は、電磁的記録若しくは電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体(電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)に複製した物(以下この条において「複製物」という。)を知事が保有する専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は複製物の交付とする。ただし、これらの方法により難いときは、電磁的記録を知事が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)を使用して用紙に出力した物の閲覧、その写しの交付その他知事が相当と認める方法により行うものとする。

(閲覧又は視聴による開示の実施)

第11条 条例第22条第1項の規定により開示の決定を受けた者又は条例第25条第2項の規定により開示を受ける者が、行政文書(行政文書を複製したもの並びに前条に規定する専用機器により再生したもの、用紙に出力した物及び知事が相当と認める方法により開示されるものを含む。以下この条において同じ。)の閲覧又は視聴をしようとするときは、知事が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 前項の場合において、行政文書の閲覧又は視聴をする者は、当該行政文書を丁寧に取り扱いなければならない。汚損し、又は破損してはならない。

3 前2項の規定に違反する者に対しては、知事は、行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(郵送等による請求の申出)

第12条 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をしようとする者は、病気、身体障害その他やむを得ない理由があるときは、別に定めるところにより、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によりその請求をし、又は保有個人情報の開示を受けることを申し出ることができる。

(開示の請求の特例)

第13条 条例第25条第1項の規定により口頭により開示の請求ができる保有個人情報を定めたときは、定めた内容を神奈川県公報により告示するものとする。

(行政文書の写し等の作成等)

第14条 行政文書(行政文書を複写したもの並びに第10条ただし書に規定する用紙に出力した物、その写し及び知事が適当と認める方法により開示されるものを含む。次項において同じ。)の写し等の作成は、知事が別に定める方法により行うものとする。

2 行政文書の写し等の交付の部数は、一の請求につき1部とする。

3 条例第26条に規定する写し等の交付に要する費用は、前納とする。

(訂正の請求書の記載事項等)

第15条 条例第28条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、代理人が訂正の請求をしようとする場合における代理人の別(法定代理人にあつては、代理人の別及び本人の未成年者又は成年被後見人の別)並びに代理人の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに未成年者の生年月日(未成年者の法定代理人に限る。)とする。

2 条例第28条第1項の規定による請求書の提出は、自己情報の訂正請求書(第9号様式)により行わなければならない。

(訂正の請求に対する決定の通知)

第16条 条例第31条第2項の規定による通知は自己情報の訂正決定通知書(第10号様式)により行い、同条第3項の規定による通知は自己情報の不訂正決定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(訂正の請求に対する決定期間の延長等の通知)

第17条 条例第31条第4項の規定による通知は、自己情報訂正請求に対する決定期間延長通知書(第12号様式)により行うものとする。

2 条例第31条第5項の規定による通知は、自己情報訂正請求に対する決定期間特例延長通知書(第13号様式)により行うものとする。

(訂正の請求に係る事案の移送の通知)

第18条 条例第32条において準用する条例第23条第1項の規定による通知は、自己情報訂正請求に係る事案移送通知書(第14号様式)により行うものとする。

(利用停止の請求書の記載事項等)

第19条 条例第35条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、代理人が利用停止の請求をしようとする場合における代理人の別(法定代理人にあつては、代理人の別及び本人の未成年者又は成年被後見人の別)並びに代理人の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに未成年者の生年月日(未成年者の法定代理人に限る。)とする。

2 条例第35条第1項の規定による請求書の提出は、自己情報の利用停止請求書(第15号様式)により行わなければならない。

(利用停止の請求に対する決定の通知)

第20条 条例第38条第2項の規定による通知は自己情報の利用停止決定通知書(第16号様式)により行い、同条第3項の規定による通知は自己情報の利用不停止決定通知書(第17号様式)により行うものとする。

(利用停止の請求に対する決定期間の延長等の通知)

第21条 条例第38条第4項の規定による通知は、自己情報利用停止請求に対する決定期間延

長通知書（第18号様式）により行うものとする。

- 2 条例第38条第5項の規定による通知は、自己情報利用停止請求に対する決定期間特例延長通知書（第19号様式）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第22条 条例第41条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（第20号様式）により行うものとする。

（神奈川県個人情報保護審査会への通知）

第23条 知事は、条例第39条の3に規定する不開示等の決定又は不作為に係る審査請求につき行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条から第36条までに規定する手続が行われたときは、遅滞なく、その旨を神奈川県個人情報保護審査会に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日規則第19号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成10年6月19日規則第65号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にされた改正前の第4条第2項、第11条第2項又は第13条第2項の規定による請求書又は申出書の提出でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、改正後の第4条第2項、第11条第2項又は第13条第2項の規定による請求書又は申出書の提出とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月29日規則第48号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

事業者が保有する個人情報に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

- 70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整

をして使用することができる。

附 則（平成22年 8 月 3 日規則第97号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年 3 月 29日規則第42号抄）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

- 56 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年 9 月 29日規則第97号）

- 1 この規則は、平成27年10月 5 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年 3 月 29日規則第48号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成29年12月15日規則第93号）

この規則は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 19日規則第 6 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年11月27日規則第88号）

この規則は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

- 1 県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「県等」という。）の職員の職務の遂行に関して設置され、県等の職員で構成される会議の構成員 の名簿
- 2 県等の職員の職務に係る研修に関して作成された名簿
- 3 県の職員の身分証明書、立入検査証等特定の職務に従事する職員であることを証する書類の交付台帳
- 4 庁内の会議室の利用申込書等知事の組織内部又は県等の機関相互の申込手続等に使用される書類
- 5 時間外勤務命令簿、旅行命令簿等定められた様式により作成され専ら県の職員の職務の遂行に関する個人情報記録された書類
- 6 その他上記に類する行政文書

第1号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

（知事）

個人情報事務登録簿

機関コード	局名	所属コード	登録番号
登録年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日
登録主管室課所			
所管室課所			
個人情報取扱事務要	名	称	
	概	目的	
	要	根拠法令等	
収集する個人情報に係る当該個人の類型		の個人情報	
個人情報を取り扱う目的			
個人情報項目名	基本的項目	家庭生活	社会生活
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍（地）・国籍 <input type="checkbox"/> 続き柄 <input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 [ ]	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 [ ]
		資産・収入	その他の項目
		<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 [ ]	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 [ ]
要配慮個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ① 信条 <input type="checkbox"/> ② 人種 <input type="checkbox"/> ③ 社会的身分 <input type="checkbox"/> ④ 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> ⑤ 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> ⑥ 少年の保護事件に関する手続	
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> ⑦ 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> ⑧ 病歴 <input type="checkbox"/> ⑨ 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> ⑩ 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> ⑪ 医師等による指導・診療・調剤	
	取扱い理由	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等 <input type="checkbox"/> 審議会意見 [類型] [個別] 法令等の名称 摘要	
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 [根拠；条例第8条第4項第 号 [ ] 該当] <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 [ ]		条 例 第 8 条
保有個人情報を利用する範囲	<input type="checkbox"/> 所管室課所のみ <input type="checkbox"/> 所管室課所以外 [室課所名]		条 例 第 9 条 ・ 第 9 条 の 2
保有個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他 [ ]		条 例 第 9 条 ・ 第 9 条 の 3
電磁的方法による外部提供	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	システム名	条 例 第 1 0 条
個人情報が記録された行政文書のうち主なもの	1	4	
	2	5	
	3	6	
備考			





第2号様式（第5条、第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

自己情報の開示請求書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

神奈川県個人情報保護条例第18条第1項（第2項）の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	〔行政文書の件名又は知りたいと思う事項の概要を開示の請求に係る保有 個人情報が特定できるように具体的に記載してください。〕		
代理人が開示の請求を しようとする場合にお ける代理人の別	<input type="checkbox"/> 法定代理人	〔 <input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人〕	
求める開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴を請求します。 <input type="checkbox"/> 写し（用紙に出力した物の写し及び複写した物を含む。）の交付を請求しま す。		
※行政文書を管理し ている室課所	局（所）	室・部	課
備 考			


- 備考 1 個人番号を含む個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人（以下「任意代理人」という。）も開示の請求を行うことができます。
- 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。
- 3 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。
- 4 ※印の欄は、係員に相談の上、記入してください。
- 5 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 6 法定代理人が請求する場合には、5の書類に代え、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 7 任意代理人が個人番号を含む個人情報の開示を請求する場合には、5の書類に代え、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示が必要です。

## 第3号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 自己情報の開示決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	
保有個人情報の開示 の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの間に、( )にお越しく さい。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電 話等で担当グループ（係）まで御連絡ください。
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線
備 考	

備考 1 「保有個人情報の開示の期日及び場所」の欄は、保有個人情報の開示を受け  
るためにお越しいただく場合に記入してあります。

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

3 保有個人情報の開示を受ける際に本人確認をしますので、備考の欄に記載さ  
れている書類を係員に提示してください。

## 第4号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 自己情報の一部開示決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示します。ただし、開示の請求に係る保有個人情報には、開示をすることができない部分があることを御了承ください。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	
開示をすることができない部分及び理由	(開示をすることができない部分の概要) 神奈川県個人情報保護条例第 条第 項第 号該当 (理由)
保有個人情報の開示 の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの間に、( )にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループ(係)まで御連絡ください。
時 限 性 開 示	上に示した開示をすることができない理由のうち、 については、年 月 日以後であればその理由 がなくなりますので、同日以後に改めて開示の請求をして ください。
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(係) 電話番号 内線
備 考	


- 備考 1 「保有個人情報の開示の期日及び場所」の欄は、保有個人情報の開示を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 保有個人情報の開示を受ける際に本人確認をしますので、備考の欄に記載されている書類を係員に提示してください。
- 4 「時限性開示」の欄は、開示の請求に係る保有個人情報の一部の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

## 第5号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 自己情報の不開示決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、次のとおり不開示とします。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
不開示（開示を拒む こと）とする理由	神奈川県個人情報保護条例第 条第 項第 号該当 (理由)
時 限 性 開 示	上に示した不開示とする理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりま すので、同日以後に改めて開示の請求をしてください。
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線


備考 「時限性開示」の欄は、開示の請求に係る保有個人情報を不開示とする理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

第6号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

自己情報開示請求に対する決定期間延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、次のとおり開示又は不開示の決定期間を延長します。

なお、開示又は不開示の決定を行ったときは、通知します。


開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
決定期間を延長する 理由	
決定期間を延長した 後の開示又は不開示 の決定を行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

## 第7号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 自己情報開示請求に対する決定期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第22条第5項の規定により、請求があった日から起算して60日以内に保有個人情報の相当の部分について開示又は不開示の決定を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示又は不開示の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、開示又は不開示の決定を行ったときは、通知します。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
60日以内に保有個人情報 の全てについて開示又は 不開示の決定を行うこと ができない理由	
保有個人情報の相当の 部分について開示又は 不開示の決定を行う期 限	年 月 日
残りの保有個人情報に ついて開示又は不開示 の決定を行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第8号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

自己情報開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関 の事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線
事案を移送した理由	
移送をした実施機関の 事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第8号様式の2（第9条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 意見書提出機会付与通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

神奈川県では、県が保有する個人情報についての適正な取扱いを確保するため、神奈川県個人情報保護条例を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている行政文書について、神奈川県個人情報保護条例第18条の規定に基づき開示の請求がありました。この行政文書を開示することに関し、意見書を提出することができますので、同条例第23条の2第1項（第2項）の規定により、次のとおり通知します。

開示の請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示の請求があった日	年 月 日
条例第23条の2第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第23条の2第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 (事務担当室課所)	所在地 郵便番号 局(所) 室・部 課 グループ(係) 電話番号 内線



## 第8号様式の3（第9条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 開示決定に係る通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

あなたに関する情報が記録されている行政文書について、開示請求者に開示することとしましたので、神奈川県個人情報保護条例第23条の2第3項（第41条の2第1項において準用する第23条の2第3項）の規定により、次のとおり通知します。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示の請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示の決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 電話番号
	室・部 内線
	課
	グループ（係）

第9号様式（第6条、第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

自己情報の訂正請求書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

神奈川県個人情報保護条例第27条第1項(第2項において準用する第18条第2項)の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	〔 行政文書の件名又は訂正したいと思う事項の概要を訂正の請求に係る保有個人情報が特定できるように具体的に記載してください。 〕					
訂正を求める箇所 及び訂正の内容	訂正前					
	訂正後					
代理人が訂正の請求をしようとする場合における代理人の別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">〔</td> <td><input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人</td> </tr> </table>			〔	<input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生）	<input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人
〔	<input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生）					
	<input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人					
	<input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（個人番号を含む個人情報に限る。）					
※行政文書を管理している室課所	局（所）	室・部	課			
備 考						

- 備考 1 個人番号を含む個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人（以下「任意代理人」という。）も訂正の請求を行うことができます。
- 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。
- 3 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。
- 4 ※印の欄は、係員に相談の上、記入してください。
- 5 請求の際には、訂正の内容が事実と合致することを証明する書類の提出又は提示が必要です。
- 6 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 7 法定代理人が請求する場合には、6の書類に代え、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 8 任意代理人が個人番号を含む個人情報の訂正を請求する場合には、6の書類に代え、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示が必要です。

## 第 10 号様式（第 16 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報の訂正決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしました。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。


訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正決定年月日	年 月 日
訂正年月日	年 月 日
訂正の理由	
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線
備考	

第 11 号様式（第 16 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

自己情報の不訂正決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないこととします。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。


訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線
備 考	

第 12 号様式（第 17 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報訂正請求に対する決定期間延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第 31 条第 4 項の規定により、次のとおり訂正又は不訂正の決定期間を延長します。

なお、訂正又は不訂正の決定を行ったときは、通知します。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
決定期間を延長 する理由	
決定期間を延長した 後の訂正又は不訂正 の決定を行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第 13 号様式（第 17 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報訂正請求に対する決定期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第 31 条第 5 項において準用する第 22 条第 5 項の規定により、請求があった日から起算して 75 日以内に保有個人情報の相当の部分について訂正又は不訂正の決定を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に訂正又は不訂正の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、訂正又は不訂正の決定を行ったときは、通知します。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
75 日以内に保有個人情報 の全てについて訂正又は 不訂正の決定を行うこと ができない理由	
保有個人情報の相当の 部分について訂正又は 不訂正の決定を行う期 限	年 月 日
残りの保有個人情報に ついて訂正又は不訂正 の決定を行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第 14 号様式（第 18 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第 32 条において準用する第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関 の事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線
事案を移送した理由	
移送をした実施機関の 事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第 15 号様式（第 6 条、第 19 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報の利用停止請求書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

神奈川県個人情報保護条例第 34 条第 1 項（第 2 項において準用する第 18 条第 2 項）の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止の請求に係る保有個人情報の内容	（ 行政文書の件名又は利用停止したいと思う事項の概要を利用停止の請求に係る保有個人情報が特定できるように具体的に記載してください。 ）	
利用停止を求めるところ		
利用停止の内容	利用の停止 ・ 消去 ・ 提供の停止	
代理人が利用停止の請求をしようとする場合における代理人の別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生）  <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人         </td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（個人番号を含む個人情報に限る。）	<input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人
<input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人		
※行政文書を管理している室課所	局（所） 室・部 課	
備 考		

- 備考 1 個人番号を含む個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人（以下「任意代理人」という。）も利用停止の請求を行うことができます。
- 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。
- 3 □のある欄には、該当する□内に **レ** 印を記入してください。
- 4 ※印の欄は、係員に相談の上、記入してください。
- 5 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 6 法定代理人が請求する場合には、5の書類に代え、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 7 任意代理人が個人番号を含む個人情報の利用停止を請求する場合には、5の書類に代え、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示が必要です。




第 16 号様式（第 20 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報の利用停止決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に利用停止の請求がありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしました。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。


利用停止の請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止決定年月日	年 月 日
利用停止年月日	年 月 日
利用停止の理由	
事務担当室課所	部（所） 室・課 グループ（係） 電話番号 内線
備 考	

第 17 号様式（第 20 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報の利用不停止決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に利用停止の請求がありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないこととします。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。


利用停止の請求に係る 保有個人情報の内容	
利 用 停 止 を し な い 理 由	
事 務 担 当 室 課 所	局 (所) 室・部 課 グループ (係) 電話番号 内線
備 考	

第 18 号様式（第 21 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

自己情報利用停止請求に対する決定期間延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に利用停止の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第 38 条第 4 項の規定により、次のとおり利用停止又は利用不停止の決定期間を延長します。

なお、利用停止又は利用不停止の決定を行ったときは、通知します。


利用停止の請求に係る 保有個人情報の内容	
決定期間を延長 する理由	
決定期間を延長した 後の利用停止又は 利用不停止の決定を 行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第 19 号様式（第 21 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

自己情報利用停止請求に対する決定期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に利用停止の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第 38 条第 5 項において準用する第 22 条第 5 項の規定により、請求があった日から起算して 75 日以内に保有個人情報の相当の部分について利用停止又は利用不停止の決定を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に利用停止又は利用不停止の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、利用停止又は利用不停止の決定を行ったときは、通知します。


利用停止の請求に係る 保有個人情報の内容	
75 日以内に保有個人情報の 全てについて利用停止又は利 用不停止の決定を行うこと ができない理由	
保有個人情報の相当の 部分について利用停止 又は利用不停止の 決定を行う期限	年 月 日
残りの保有個人情報につ いて利用停止又は 利用不停止の決定を 行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(係) 電話番号 内線

第 20 号様式（第 22 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

自己情報の開示の請求（訂正の請求・利用停止の請求）に係る決定等に対する審査請求について、神奈川県個人情報保護条例第 40 条第 1 項の規定により、神奈川県個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第 41 条の規定により、次のとおり通知します。

開示の請求（訂正の請求・利用停止の請求）に係る保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
審査会に諮問した日	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則

平成22年3月30日

規則第22号

改正 平成25年 3月29日規則第42号

改正 平成26年10月21日規則第101号

改正 平成28年 3月29日規則第20号

改正 平成29年 5月26日規則第70号

改正 平成30年 3月30日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）及び神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、県民並びに情報の公開及び個人情報の保護に関する制度並びに地方自治に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

- 4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 専門的事項について調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門的事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門的事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わることができない。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策局政策部情報公開広聴課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
(神奈川県情報公開運営審議会規則及び神奈川県個人情報保護審議会規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 神奈川県情報公開運営審議会規則(昭和58年神奈川県規則第11号)
  - (2) 神奈川県個人情報保護審議会規則(平成2年神奈川県規則第24号)

附 則(平成25年3月29日規則第42号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則(平成26年10月21日規則第101号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成28年3月29日規則第20号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則(平成29年5月26日規則第70号)  
この規則は、平成29年5月30日から施行する。  
附 則(平成30年3月30日規則第23号抄)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から(中略)施行する。

## 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下、「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の区分)

第2条 傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係傍聴人とする。

(一般傍聴人の決定等)

第3条 一般傍聴人の定員は原則5人とし、会長が会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

2 一般傍聴人になることを希望する者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所に集合するものとする。

3 一般傍聴人になることを希望する者が第1項の定員を超えたときは、審議会開催の10分前に抽選により傍聴人を決めるものとする。

4 一般傍聴人になることを希望する者が第1項の定員に満たない場合は、会議開始後であっても傍聴を認める。

(審議会の会議を傍聴することができない者)

第4条 次の者は、審議会の会議を傍聴することができない。

(1) 第3条第3項の規定により決定された一般傍聴人、同条第4項の規定により認められた一般傍聴人及び報道関係傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

2 傍聴人は、会場において、撮影又は録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得たときは、この限りでない。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な命令をすることができる。

2 会長は、前項の命令に従わない傍聴人を退場させることができる。

(部会への準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、審議会の部会の公開について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成22年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月28日から施行する。



神奈川県個人情報保護審査会規則

平成2年9月21日

神奈川県規則第57号

改正 平成11年3月31日規則第28号

改正 平成12年3月31日規則第14号

改正 平成17年3月29日規則第50号

改正 平成18年2月28日規則第8号

改正 平成22年3月30日規則第16号

改正 平成25年3月29日規則第42号

改正 平成28年3月29日規則第49号

改正 平成30年3月30日規則第23号

改正 令和3年3月23日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県個人情報保護審査会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号。以下「条例」という。）第39条の3に規定する不開示等の決定又は不作為（以下「不開示等の決定又は不作為」という。）に係る審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。

(委員)

第3条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報の保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長1人を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、会長及び2人以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときの第2項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理し、又は会長の職務を行う委員は、会長とみなす。

(審査会への諮問)

第6条 条例第40条第2項に規定する知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 審査請求書の写し
- (2) 開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求に係る請求書の写し
- (3) 前号の請求に対する決定に係る通知書の写し（不作為に係る審査請求である場合を除く。）
- (4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書の写し（反論書を提出すべき相当の期間内に反論書の提出があった場合に限る。）
- (5) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書の写し（意見書を提出すべき相当の期間内に意見書の提出があった場合に限る。）

(委員の除斥)

第7条 諮問を受けた事案について特別の利害関係を有する委員は、審査会において決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、不開示等の決定又は不作為に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(諮問をした実施機関の申出)

第9条 諮問をした実施機関は、不開示等の決定又は不作為に係る行政文書に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、理由を付してその旨を申し出ることができる。

(提出資料等の閲覧等)

第10条 条例第44条第2項の規定による閲覧の請求は、個人情報保護審査会提出資料等閲覧請求書（別記様式）により行わなければならない。

2 審査会は、前項の個人情報保護審査会提出資料等閲覧請求書が提出されたときは、速やかに、当該請求に対する諾否を決定し、その旨を当該請求をした者に通知するものとする。

(会議の非公開)

第11条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員でない者の出席)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、政策局政策部情報公開広聴課において処理する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営その他審査会に関し必要な事項は、会

長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第28号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、神奈川県設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年6月1日〕から施行する。（後略）

附 則（平成12年3月31日規則第14号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第50号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

- 70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第42号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第49号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第23号抄）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から（中略）施行する。

附 則（令和3年3月23日規則第19号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第12条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる答申について適用する。

別記様式（第 10 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

個人情報保護審査会提出資料等閲覧請求書

年 月 日

神奈川県個人情報保護審査会会長殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつて  
は、事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

神奈川県個人情報保護審査会に提出された資料（意見書）について、神奈川県個人情報保護条例第 44 条第 2 項の規定により、資料（意見書）の閲覧を請求します。

<p>請求に係る資料 （意見書）の内容</p>	<p>〔 請求に係る特定の資料（意見書）が分かるように、資料（意見書）の件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。 〕</p> <p>諮問第 号 の件に係る</p>
-----------------------------	---

## 神奈川県個人情報保護審査会審議要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県個人情報保護審査会規則（平成2年神奈川県規則第57号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において実施機関から諮問を受けた審査請求を審議するのに必要な事項を定める。

### (補佐人)

第2条 神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、審査請求人その他の関係者が、神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号。以下「条例」という。）条例第42条第3項又は第43条の規定により、口頭での意見又は説明を述べるに当たって、補佐人の付添いを申し出た場合において、その申出が相当であるときは、補佐人の付添いを認めることができる。

### (意見等の陳述人の数)

第3条 条例第42条第3項又は第43条の規定により、口頭での意見又は説明を述べる者の数は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ5人以内とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、5人の数を増加することができる。

- (1) 審査請求人、審査請求人の代理人、補佐人その他の関係者
- (2) 参加人、参加人の代理人、補佐人その他の関係者
- (3) 諮問した実施機関の職員その他の関係者

### (指名委員による意見等の聴取)

第4条 審査会は、必要と認めるときは、審査会が指名する委員（以下「指名委員」という。）に、条例第42条第3項又は第43条の規定による審査請求人、諮問した実施機関の職員その他の関係者の口頭での意見又は説明を聴かせることができる。この場合において、指名委員は、審査請求人、諮問した実施機関の職員その他の関係者の口頭での意見又は説明の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

### (現地等調査)

第5条 審査会は、実施機関から説明を受けた事案の審議を行うため必要と認めるときは、当該事案に係る現地等の調査を行うことができる。

- 2 前項の現地等の調査は、指名委員に行わせることができる。この場合において、指名委員は、当該現地等の調査に係る調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

### (存否に関する情報の取扱い)

第6条 審査会は、諮問をした実施機関から、条例第21条、条例第30条又は条例第37条の規定により、存否を明らかにせずに請求を拒んだ保有個人情報の取扱いについて、特別な配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該保有個人情報の存否を明らかにすることを求めようとするときは、当該実施機関の意見を聴くものとする。

(除斥の手續)

第7条 規則第6条に規定する特別の利害関係を有する委員に係る決議については、当該委員は、関与することができない。

(議事録の作成)

第8条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(細則)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の会議に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

附 則

1 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

2 この要領の施行前に旧要領の規定によって行われた処分、手續その他の行為でこの要領の施行の際現に効力を有するものは、この要領の相当規定によって行われた手續その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。

2 条例第18条第1項、第27条第1項若しくは第34条第1項に基づく請求（以下「開示請求等」という。）に対する決定又は開示請求等に対する不作為に係る審査請求であって、この要領の施行前にされた決定又はこの要領施行前にされた開示請求等に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

## 自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求等に関する事務処理要領

## 第一 趣 旨

この要領は、神奈川県個人情報保護条例に規定する自己情報の開示請求関係手続、自己情報の訂正請求関係手続、自己情報の利用停止請求関係手続及び神奈川県個人情報保護審査会関係手続の事務処理の細目を定めたものである。

なお、以下「条例」とは神奈川県個人情報保護条例をいい、「規則」とは知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則をいう。

## 第二 開示請求関係手続（条例第19条、第22条、第23条、第24条及び第26条）

## 1 開示請求書の受領（第19条関係）

自己情報の開示請求書（規則第2号様式）の受領は、次のとおり行うものとする。

## (1) 受領場所

## ア 県政情報センター

県政情報センター（県政情報センター等における情報提供等にかかる事務処理要領（平成17年6月1日制定）により設置され、条例を利用する者の利便を図るとともに、窓口による県民への総合的情報提供を行う機能を有する場所をいう。）においては、情報公開広聴課が本庁の室課及び出先機関の保有個人情報に対する開示請求書を受領する。

## イ 本庁の室課

本庁の室課に請求しようとするものが来庁した場合、当該室課は、情報公開広聴課と連絡の上、請求者の利便等を考慮し、当該室課の保有個人情報に対する請求書を受領できる。

## ウ 出先機関

出先機関においては、当該出先機関の保有個人情報に対する開示請求書を受領することができるものとする。

## エ 地域県政情報コーナー

地域県政情報コーナー（県政情報センター等における情報提供等にかかる事務処理要領に基づき、地域県政総合センター内に設置され、県政情報センターとほぼ同様の機能を有する場所をいう。以下同じ。）においては、本庁の室課及び出先機関の保有個人情報に対する開示請求の相談に応じるが、請求書の受領は行わないものとする。

開示の請求について相談があった場合は、情報公開広聴課又は関係室課所と十分に連絡をとり、開示の請求の内容、開示の請求に係る保有個人情報の有無等の確認を行い、当該開示請求に係る保有個人情報を本庁の室課が保有する場合には県政情報センター等で、出先機関が保有する場合には当該出先機関等で請求書を提出するよう案内するものとする。

## (2) 受領に伴う事務

開示請求書の受領に際しては、担当職員は、請求者から開示の請求の趣旨等（対象となる保有個人情報の特定に必要な範囲に限る）を十分に聴くものとし、その際の具体的な事務の内容は、おおむね次のとおりとする。

## ア 県政情報センターの場合

(ア) 自己を本人とする保有個人情報の開示の請求であるかどうかの確認を行う。なお、本人

に代わって開示の請求ができる者は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）とする。）（以下法定代理人及び任意代理人を「代理人」と総称する。）に限って認めているものであることに留意する。

(イ) 請求しようとする者が本人であることの確認を行う。（本人確認については、「第五 本人確認関係手続」を参照のこと。）

(ウ) 請求しようとする者から、開示の請求の対象となる保有個人情報の特定に必要な事項を十分に聴くものとする。

なお、開示の請求の対象となる保有個人情報が不存在の場合には、不存在である旨の不開示決定を行うことになる。

(エ) 第25条（口頭による請求）に規定する保有個人情報である場合を除き、開示請求書の記載を助言し、記載内容の確認を行う。

(オ) 開示請求書を受領する。

(カ) 開示請求書を担当する室課所に送付する。

(キ) (ア)から(エ)までの事務は、原則として、対象となる保有個人情報が、①本庁の室課の保有個人情報である場合は、当該室課の職員（対話行政推進担当等）とともに、②出先機関の保有個人情報である場合は、電話等で当該出先機関に保有個人情報の内容等を確認した上で、当該出先機関を所管する本庁の室課の職員とともに、情報公開広聴課の職員が行う。

イ 本庁の室課及び出先機関の場合

情報公開広聴課と十分に連絡をとり、アの(ア)から(オ)までの事務を行い、受領した開示請求書の写しを情報公開広聴課に送付する。

### (3) 受領に当たっての留意事項

ア 開示請求書を受領に当たっての請求者への説明事項

開示請求書を受領に当たっては、次に掲げる事項を請求者に説明するものとする。

(ア) 開示又は不開示の決定には、日時を要すること。

(イ) 開示する場合の閲覧等の日時及び場所は、開示決定通知書で示すものであること。

(ウ) 開示の請求の対象となる保有個人情報が存在しない場合は、不開示決定通知書により示すものであること。

(エ) 写し等の交付には、費用の負担が必要であること。

(オ) その他必要な事項

イ 請求書の各欄の記載に当たっての留意事項

請求書の記載欄については、次の点に留意するものとする。

(ア) 「郵便番号、住所、氏名、電話番号」欄について

a 本人であるかどうかの確認及び決定通知書の送付先の特定のため、正確に記載してもらうこと。

b 押印は必要ないこと（本人確認のため必要である場合を除く。）。

c 電話番号については、請求者に確実かつ迅速に連絡可能な番号（自宅、勤務先等）を記載してもらうこと。

(イ) 代理人からの開示の請求の場合は、開示請求書の「第1項」という記載を削除し、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、



省略することができる。)を併せて記載してもらう。

なお、未成年者の法定代理人による請求については、「法定代理人による未成年者の個人情報の開示の請求に係る取扱いについて」、任意代理人による請求については、「任意代理人による保有特定個人情報の開示の請求に係る取扱いについて」を参照のこと。

(ウ) 「開示の請求に係る保有個人情報の内容」欄について

- a 開示の請求をしようとする保有個人情報の内容が特定できるように記載してもらうこと。
- b 県の機関内部において同一の内容の保有個人情報が複数の室課所にある場合は、開示又は不開示の判断が的確にできる作成元の機関の室課所名を記載してもらうこと。
- c 請求者が知りたいと思う事項の概要が記載欄のみで不十分な場合は、備考欄を活用すること。
- d 保有特定個人情報にあつては、個人番号自体が請求書に記載されないよう留意すること。

(エ) 「代理人が開示の請求をしようとする場合における代理人の別」欄について

- a 法定代理人が請求する場合には、代理人の別を明確にするために、法定代理人の「□」欄に「レ印」が記入してあるかどうかを確認すること。また、対象となる保有個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人の別を明確にするために、該当する「□」欄に「レ印」が記入してあるかどうかを確認すること。未成年者の場合には、生年月日が記入されているか確認すること。
- b 法定代理人が請求する場合には、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示により、確認すること。
- c 任意代理人が請求する場合には、代理人の別を明確にするために、本人の委任による代理人（個人番号を含む個人情報に限る。）の「□」欄に「レ印」が記入してあるかどうかを確認すること。
- d 任意代理人が請求する場合には、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、また、代理権を確認するために、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示により、確認すること。
- e 代理人が法人の場合には、b又はdの書類に加え、請求書を提出しようとする者が、当該法人の役員、職員又は代理人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示により、確認すること。

(オ) 「求める開示の方法」欄について

請求者が求める開示の方法について、閲覧、視聴、写しの交付、複写物の交付のうち、いずれの請求であるかが分かるように、「□」に「レ印」が記入してあるかどうかを確認する。

(カ) 「備考」欄について

備考欄には、本人確認を行った書類等の名称及びその番号（個人番号並びに各医療保険制度における被保険者証等の「記号・番号」及び「保険者番号」を除く。）等必要な事項を記載する。

また、対象となる保有個人情報の特定及び検索のため、整理番号、許可年月日、旧住所等必要な事項がある場合は、担当室課所と連絡の上、請求者から必要な事項を聴き取って記載する。

(キ) 請求者が提出した請求書に記載された内容に形式上の不備があると認めるときは、請求

者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求める。その場合において、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努める。

なお、明らかな誤字・脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。開示の請求の対象となる情報が保有個人情報に該当しない場合は形式上の不備に当たらない。

#### ウ その他

請求書の用紙を、2部複写し、それぞれに収受印を押した上、当該請求書の写しを1部請求者に渡す。

## 2 事案の移送（第23条関係）

### (1) 請求を受けた実施機関が事案を移送する場合の事務

ア 移送先の実施機関との協議を経て、事案の移送を決定し、決定後、移送先の実施機関に事案を移送する旨の通知及び請求書を送付する。

イ 請求者に対し、「自己情報開示請求に係る事案移送通知書」（規則第8号様式）により通知するとともに、その写しを情報公開広聴課長に送付する。なお、当該通知の施行年月日の上段には、文書記号及び施行番号を記載すること。

ウ 移送先の実施機関に開示の請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の貸与その他の必要な協力を行う。

### (2) 同一の行政文書を複数の実施機関が管理している場合は、開示の請求を受け付ける窓口で、開示・不開示の判断が的確に行われるように、原則として保有個人情報が記録されている行政文書を作成した実施機関に対して請求書を提出してもらうことから、本条は、郵送により請求書が送付された場合などに、請求書の記載と異なる実施機関において開示・不開示の判断をしようとする場合に適用される。

なお、開示の請求を受けた実施機関が、保有個人情報が記録されている行政文書を管理しておらず、他の実施機関が当該行政文書を管理している場合には、本条は適用されない。開示の請求の相談を受けた実施機関は、請求者に対し、他の実施機関に請求書を提出するよう求めるものとし、請求者が応じない場合は、開示の請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を実施機関が管理していないことを理由に開示を拒む旨の通知を行うことになる。

## 3 請求に対する決定（第22条関係）

開示の請求に対する決定は、次のとおり行うものとする。

### (1) 請求書を受領してからの事務

受領した請求書が送付されてからの各室課所における事務は、次のとおりである。

ア 請求書の内容の確認及び開示の請求の対象となる保有個人情報が記載された行政文書特定する（保有個人情報が存在しない場合は、その旨を確認する。）。

イ 開示の請求の対象となる保有個人情報が記載された行政文書の内容を確認、審査し、第20条各号で定める不開示情報及び第21条に定める存否を明らかにできない保有個人情報に該当するかどうか検討を行い、開示の請求に対する諾否の決定について決裁を受けること。

なお、諾否の決定は、原則として請求があった日から起算して15日以内に行わなければならない。

らないとされているが、速やかに諾否の決定を行い通知するよう努めること。

ウ 当該開示の請求があった日から起算して15日以内に開示又は不開示の決定をすることについて、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第22条第4項に基づき同条第1項に規定する開示又は不開示の決定を行う期間を45日以内に限り延長することができるが、延長する場合は、当該請求があった日から起算して15日以内に延長の決定を行い、遅滞なく請求者に対し書面により通知するものとする。

また、開示の請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、又は開示の請求に係る保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示の請求があった日から起算して60日以内に開示又は不開示の決定ができない場合で、第22条第5項に規定する決定期間の延長の特例を適用するときは、適用する旨及びその理由並びに当該保有個人情報の相当部分について開示又は不開示の決定をする期限並びに60日以内に決定ができない残りの保有個人情報について開示又は不開示の決定をする期限を、当該請求があった日から起算して15日以内に請求者に対し書面により通知するものとする。

エ 開示の請求に対する開示又は不開示の決定を行ったときは、「自己情報の開示決定通知書」（規則第3号様式）、「自己情報の一部開示決定通知書」（規則第4号様式）又は「自己情報の不開示決定通知書」（規則第5号様式）（第21条の規定により開示の請求を拒むとき及び開示の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。）により、請求者に通知するものとする。

## (2) 事務処理体制

開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むとき（第21条の規定により開示の請求を拒むとき及び開示の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。）の決定（以下「開示又は不開示の決定」という。）に当たっては、次のとおりとする。

### ア 決裁の区分

開示又は不開示の決定を行うに当たっての事務は、当該対象となる保有個人情報が記載された行政文書を作成し、又は取得した各室課所において行う。

当該決定に係る決裁の区分は、神奈川県事務決裁規程（昭和35年神奈川県訓令第17号。以下「決裁規程」という。）の定めるところであり、本庁の各室課においては、課長決裁（決裁規程の別表第1の課長専決事項）、出先機関においては所長決裁（決裁規程別表第3の所長専決事項）とする。ただし、この決裁の区分は原則的なものであり、決裁規程第15条（専決の制限）において、「特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。」と定められていることに留意する。

### イ 各室課所内における事務処理の体制

各室課所内における事務処理は、対話行政推進担当を中心に文書事務を担当するグループ（出先機関においては課）において、開示の請求の対象となる保有個人情報が記載された行政文書を作成し、又は取得したグループ（課）と十分調整の上、統一的に処理することが望ましいが、文書事務を担当するグループ（課）において処理しがたい特別の事情のある場合においても、開示又は不開示の決定に当たっては、文書事務を担当するグループ（課）に回議の手続をとるなど、統一的な処理が行えるようにする。

なお、いずれの場合においても、請求者に対する当該室課所の相談窓口並びに情報公開広聴課及び地域県政情報コーナーに対する当該室課所の連絡窓口は、対話行政推進担当を中心

に文書事務を担当するグループ（課）とするよう配慮する。

(3) 開示又は不開示の決定期間の延長に当たっての留意事項

開示又は不開示の決定期間の延長は、第22条第1項に定める15日以内に開示又は不開示の決定ができないやむを得ない理由のあるときに行うものであるため、やむを得ない理由がなくなった後は、速やかに決定しなければならない。ただし、最大限延長できる期間は、請求書を收受した日から起算して60日以内である。

なお、開示又は不開示の決定期間の延長通知は、同項で規定する期間（15日以内）に開示又は不開示の決定ができない場合については、自己情報開示請求に対する決定期間延長通知書（規則第6号様式）により通知を行い、同条第5項に規定する期間については、自己情報開示請求に対する決定期間特例延長通知書（規則第7号様式）により通知を行うものとする。なお、当該通知の施行年月日の上段には、文書記号及び施行番号を記載すること。

(4) 開示又は不開示の決定を行うに当たっての留意事項

ア 決定を行うに当たって

開示の請求に対する開示又は不開示の決定は、第20条各号で定める不開示情報及び第21条で定める存否を明らかにできない保有個人情報に該当するかどうかの判断により行うものであるため、その際には、次の点に留意して行うものとする。

- (ア) 開示の請求の対象となる保有個人情報が医療情報等の専門的見地から記録されたものであって、開示又は不開示の決定を行うに当たって医師等の専門家からの意見を聴く必要がある場合は、請求者の権利利益の保護に十分に留意して行う。
- (イ) 開示の請求の対象となる保有個人情報に第三者に関する情報が含まれると認められるときは、「(5) 第三者情報の取扱い」に従って必要な手続を行う。
- (ウ) 特に、不開示決定、不存在決定、存否応答拒否決定に当たっては、当該決定に対する審査請求が個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に付議されるものであることから当該決定を行う場合には理由を十分に精査する。

イ 情報公開広聴課との調整

開示の請求に対する決定については、実施機関内部の調整を図り、統一的な運用を行うため、情報公開広聴課と内部調整を行う（「第六 内部調整」を参照のこと。）。

ウ 決定通知書の作成

決定通知書の作成は、次の点に留意して行うものとする。

- (ア) 「開示の請求に係る保有個人情報の内容」欄には、請求書に記載された請求の内容とともに、請求に対して特定した保有個人情報の概要を記載する（ただし、請求の内容に、特定すべき保有個人情報が記録されている行政文書の表題等が明記されている場合には、請求の内容を転記するのみで足りる。）。

具体的には、当該保有個人情報が記録されている行政文書の表題等を記載する等の方法による（表題がない行政文書に記録されている保有個人情報を特定した場合は、当該行政文書の発出、作成又は收受の日時とその概要を記載するなど、特定した保有個人情報に係る行政文書が明らかになる程度の記載を行う。）。

また、請求の内容が多数の項目にわたる場合は、請求の内容ごとに対応する形で、特定した保有個人情報に係る行政文書の表題等を記載する。

これらの記載が欄内に収まらない場合は、欄中に「別紙のとおり」と記載したうえで、

別紙に記載する。

なお、請求書に記載された請求の内容については、その内容をそのまま転記することが適当でない場合（例えば、開示請求者以外の氏名が記載されている場合など）は、表現を検討して記載する。

- (イ) 開示決定通知書の開示の方法の欄は、記録媒体の種類に応じて、「閲覧又は写しの交付」、「視聴」等と記載する。なお、請求者が求める開示の方法と異なる場合もあり得る。
- (ウ) 一部開示決定通知書の開示をすることができない部分の概要欄並びに一部開示決定通知書及び不開示決定通知書の不開示理由欄はできる限り詳しく記載する。  
 なお、所定の用紙の欄では記載できない場合は、適宜、別紙等を用いる。
- (エ) 開示決定通知書の開示の年月日及び場所は、次のとおり記載する。
  - a 本庁の室課の場合には、原則として「県政情報センター」と表示すること。
  - b 地域県政総合センターの場合には、「〇〇地域県政情報コーナー（〇〇合同庁舎〇階）」と、その他の出先機関の場合には、「〇〇事務所〇〇課」等と当該保有個人情報を管理する事務所及び課の名称を表示すること。  
 ただし、次に掲げる出先機関にあっては、事前に特定の機関と協議の上、自らの事務所以外の事務所（県政情報センター又は地域県政情報コーナーを含む。）を閲覧等の場所と指定し、当該他の事務所及び課の名称を表示することができる。この場合には、当該閲覧等の場所を管理する者に「決定通知書」の写しをあらかじめ送付しておくこと。
    - (a) 現金出納員が置かれていない出先機関
    - (b) 普通紙複写機が置かれていない出先機関
    - (c) 電磁的記録の閲覧又は視聴に使用する専用機器が設置されていない出先機関
    - (d) 出先機関の事務室において電磁的記録の閲覧又は視聴を行うことにより、事務の遂行に支障を及ぼす出先機関
- (オ) 開示決定通知書の備考欄には、本人確認のための必要な書類を記載する。
- (カ) 不開示決定及び一部開示の決定の場合であって、当該不開示理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を一部開示決定通知書及び不開示決定通知書の時限性開示欄に記載する。
- (キ) 施行年月日の上段に、文書記号及び施行番号を記載する。
- (ク) 開示の請求に対する決定を行ったときは、当該決定通知書の写しを情報公開広聴課に送付する。

## (5) 第三者情報の取扱い

### ア 第三者情報の取扱いの趣旨

開示の請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示又は不開示の決定に当たって、当該第三者の権利利益の保護を図るため、的確に判断することが求められる。

### イ 意見書提出機会の付与を行う範囲

意見書提出機会の付与は、開示の請求に係る判断を的確に行うための手続であるので、その判断を各室課所長において容易にできる場合及び調査の実施が請求者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認める場合については、条例第23条の2第2項に該当する場合を除き、機会の付与の手続の全部又は一部を省略することができる。機会の付与は、次

に掲げる場合は、実施しない。

- (ア) 第20条各号のいずれかに該当して不開示とする又は第21条に該当して開示の請求を拒むことが客観的に明らかであると認められるとき。
- (イ) 第20条各号及び第21条のいずれにも該当せず、開示すべきものであることが客観的に明らかであると認められるとき。
- (ウ) その他意見書の提出の機会を付与することによって、請求者又は関係する第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき  
(例：請求者と第三者との関係が深く、請求があった事実だけでも当該第三者に、請求者が誰であるかを推測されてしまうような場合)

#### ウ 意見書提出機会の付与通知の方法等

- (ア) 意見書提出機会付与通知書（規則第8号様式の2）に意見書の提出期限を記載するに当たっては、保有個人情報記録された行政文書の内容、条例第22条の規定による開示又は不開示の決定の期限等を考慮するほか、必要に応じて、あらかじめ電話等で第三者に意見書提出に要する期間を確認するものとする。  
なお、期限までに意見書の提出がなかった場合には必要に応じて電話等で第三者に確認するものとするが、特段の事情がない限り反対意見書の提出はなかったものとして取扱う。
- (イ) 意見書提出機会付与通知書の作成に当たっては、施行年月日の上段に、文書記号及び施行番号を記載する。また、送付に際しては、条例に対する第三者の理解を深めるため、条例中の関係条文の写しを添付するものとする。
- (ウ) 第三者に意見書提出機会の付与通知を行うときは、原則として、請求者個人の識別性を消去して行う。

請求の対象となった保有個人情報の内容等から判断して、やむを得ず請求者の氏名等の個人情報を第三者に知らせる必要があると認められるときは、請求者の同意を得るとともに、第三者に他の者への当該情報の漏えい防止を要請するなど請求者の権利利益の保護に十分配慮し、慎重に処理する。

また、請求者の同意が得られない場合は、意見提出機会の付与を行わず、第三者権利利益を不当に侵害することがないことが明らかである場合に限り該当部分の開示を行う。

#### エ 意見書提出機会の付与の結果

各室課所長（決裁規程第15条（専決の制限）に該当する場合を除く）は、調査の結果を慎重に判断し、第22条に定める開示又は不開示の決定を行う。

#### オ 第三者に対する通知について

意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、当該意見書を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を「開示決定に係る通知書」（規則第8号様式の3）にて通知しなければならない。なお、当該通知書の作成に当たっては、施行年月日の上段に、文書記号及び施行番号を記載する。また、様式中の審査請求の教示部分については、括弧を消して施行するものとし、意見提出者が既に審査請求を行っており、重ねて審査請求を行えない場合には審査請求の教示文全体を削除して施行するものとする。

開示決定に係る通知書を送付するに当たっては、情報公開広聴課と調整の上、第三者に次のことを書面で説明するものとする。

- (ア) 条例第23条の2第3項は、請求者が迅速な公開を期待していることを考慮した上で、開示に反対する第三者が、開示が実施される前に、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により公開の取消し及び執行停止を求めることができるようにするため、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないとしており、この規定により公開を実施する日を定めたこと。
- (イ) 公開を実施した後に審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をしても、審査請求又は訴えの利益がないとして却下される場合があること。

#### 4 開示の方法（第24条関係）

開示の方法は、次のとおり行うものとする。

##### (1) 開示の場所

開示の場所については、次のとおりとする。

- ア 本庁の室課が管理している保有個人情報の開示は、原則として県政情報センターにおいて行う。電磁的記録の閲覧又は視聴については、必要に応じて当該閲覧又は視聴に使用する専用機器を県政情報センターに搬入した上で行う。ただし、専用機器を移動させることができない場合等、県政情報センターにおいて当該閲覧又は視聴を行うことが困難な場合は、当該課の事務室その他の場所において開示を行うことができる。また、当該課の事務室以外の場所において開示を行う場合には、開示の場所を提供する機関と事前に協議を行い、当該開示の場所を管理する者に「決定通知書」の写しをあらかじめ送付しておく。
- イ 出先機関が管理する保有個人情報の開示は、原則として当該出先機関の事務室において行う。ただし、次に掲げる場合は、開示の場所を提供する機関と事前に協議の上、当該出先機関以外の場所（県政情報センターを含む。）において開示を行うことができる。この場合には、当該開示の場所を管理する者に「決定通知書」の写しをあらかじめ送付しておく。
- (ア) 当該出先機関に現金出納員が置かれていない場合
- (イ) 当該出先機関に普通紙複写機が設置されていない場合
- (ウ) 当該出先機関に電磁的記録の閲覧又は視聴に使用する専用機器が設置されていない場合
- (エ) 当該出先機関の事務室において電磁的記録の閲覧又は視聴を行うことにより、事務の遂行に支障を及ぼす場合

##### (2) 開示の実施に係る事務

請求者が閲覧又は視聴を行う場所における開示の実施に係る事務は、おおむね次のとおりとする。

##### ア 県政情報センター

- (ア) 県政情報センターに請求者が来庁した場合には、情報公開広聴課の職員は、請求者に決定通知書の提示を求めた上で、請求者が来庁した旨を当該開示に係る行政文書等を管理する室課に電話連絡する。
- (イ) 電話連絡を受けた室課の担当職員は、開示に係る行政文書等その他必要な書類等を県政情報センターに持参する。なお、各室課の担当職員は、決定通知書に記載した開示の日時に、直ちに請求者に対応できるよう準備しておく。
- (ウ) 各室課の担当職員は、来庁した請求者が当該開示に係る請求者本人であることを確認した上で、当該保有個人情報を請求者に提示し、閲覧又は視聴をさせ、請求者の求めに応じ

て必要な説明を行う。なお、本人確認に当たっては、「第五 本人確認関係手続」により行う。

- (エ) 開示に係る保有個人情報の記録された行政文書等の写し等の交付を行う場合は、(4)イ又は(5)ア(イ)若しくはイ(イ)の方法により当該写し等を作成の上、交付を行う。なお、規則第14条第2項において、行政文書等の写し等の交付の部数は、一の請求につき1部とされていることに留意する。行政文書等の写し等の交付方法及び費用の徴収については、(2)ウ及び「行政文書等の写し等の交付に要する費用の徴収（第26条関係）」を参照のこと。

#### イ 各出先機関

各出先機関においては、請求者が来庁した場合の統一窓口を準備しておく。請求者が来庁した場合の事務処理はアの「県政情報センター」の場合に準ずる。また、当該出先機関の事務室以外の場所を開示の場所に指定した場合であって、当該開示の場所が当該出先機関から相当程度離れているときは、あらかじめ電話等により請求者に来庁する時間を確認し、その時間に担当職員が開示の場所に出向しておく。

#### ウ 行政文書等の写し等の交付

- (ア) 行政文書等の写し等の交付を請求された場合は、各室課所の担当職員は、電話等により請求者に写し等の交付を要する行政文書等の範囲を確認し、写し等の交付に要する費用について了承を得た上で、あらかじめ当該写し等を作成しておく。請求者が来庁した場合には、当該写し等を開示の場所に持参し、請求者に提示して確認を行ってから、当該写し等の交付に要する費用を徴収し、現金領収書及び当該写し等を交付する。

- (イ) 請求者が閲覧又は視聴を行った際に行政文書等の写し等の交付を求めた場合は、各室課所の担当職員は、請求者に写し等の交付を要する行政文書等の範囲を確認し、写し等の交付に要する費用について了承を得た上で、当該写し等を作成する。当該写し等の交付に要する費用を徴収したときは、現金領収書及び当該写し等を交付する。なお、本庁において、このような手順で文書、図画及び電磁的記録を用紙に出力した物の写しを交付する場合は、県政情報センターに設置されている普通紙複写機を使用して写しを作成する。

- (ウ) 保有個人情報の開示の請求が郵送により行われ、行政文書等の写し等の交付を郵送により行う場合の事務処理は、規則第14条第3項において、行政文書等の写し等の交付に要する費用は前納とされていることにかんがみ、次により行う。

各室課所の担当職員は、電話等により請求者に写し等の交付を要する行政文書等の範囲を十分に確認し、写し等の交付に要する費用について了承を得た上で、決定通知書に費用負担に係る案内文書を同封することにより、当該写し等の交付に要する費用に係る現金又は株式会社ゆうちょ銀行が発行する為替証書（普通為替・定額小為替）及び郵送料に係る切手の送付を求め、当該現金等が納付されてから、現金領収書及び当該写し等を郵送する。ただし、本庁の室課においては、当該現金等が情報公開広聴課に納付されてから、現金領収書及び当該写し等を郵送する。

#### (3) 閲覧又は視聴の中止、禁止

閲覧又は視聴の中止、禁止は、次のとおり行うものとする。

- ア 規則第11条第2項において、行政文書等の閲覧又は視聴をする者の注意義務を規定しており、その注意義務に違反する者に対しては、同条第3項において行政文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができるものとしている。この場合の中止又は禁止は、閲覧又は視聴に立ち合っている職員が、当該開示の場所を管理する者の指示を受けて行う。



イ 行政文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止する場合は、当該請求者に対し、根拠条項である本項及び中止等を行う原因となった事実を明示する。

(4) 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の方法

文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示は、閲覧又は写しの交付のうち、請求者が請求時に求めた方法により行うものとする。請求者が閲覧を行った際に写しの交付を求めた場合には、写しの交付に応じるものとする。

ア 閲覧方法

原則として、文書又は図画の原本を請求者に提示し、閲覧させるが、次に掲げる場合はそれぞれ記載したとおりに行う。

(ア) 文書又は図画の原本を汚損し、又は破損するおそれがある場合は、当該原本を複写したものにより閲覧させる。

請求者によりカメラ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話、ビデオカメラ、携帯複写機、スキャナその他これらに類する機器（以下「カメラ等」という。）による撮影、複写又は読み取り（以下「撮影等」という。）の申出があったときは、撮影等に必要なカメラ等、什器、電源等を持参し、文書又は図画の撮影等に必要な範囲に限り、その使用を認めるものとする。電源については、これを供与することとすると、条例第26条の規定に基づき請求者が負担することとなっている写し等の交付に要する費用を、実施機関が負担するに等しいこととなるため、請求者による持参を必須とするものである。

なお、カメラ等の使用は、保有個人情報が記録された文書又は図画の撮影等に必要な限りにおいて認めるものであることから、閲覧時に、カメラ等を当該文書又は図画の撮影等以外に使用した場合は、庁舎管理権に基づき、その使用の中止を求めることとなる。

(イ) 文書又は図画の中に請求の対象となった保有個人情報以外の情報が含まれている場合は、当該部分に係るページをとりはずしたものの、又は当該文書若しくは図画の原本を複写し、その複写したものから請求の対象となった保有個人情報以外の部分を白く覆い、さらにそれを複写したものをもって閲覧させる。

(ウ) 条例第20条の2による一部開示を行う場合は、当該文書又は図画の原本を複写し、その複写したものの不開示部分を黒色マジック等で消して、さらにそれを複写したものをもって閲覧させるなど、不開示情報を開示した結果とならないようにその方法の安全性等を重視した方法をもって閲覧させる。

イ 写しの作成方法

文書又は図画の写しの作成は、次のとおり行うものとする。

(ア) 原則として普通紙複写機により単色刷りで作成するが、多色刷りの地図、図面、写真その他の行政文書等について、カラー複写機により作成した多色刷りの写しを交付することができる。この場合は、単色刷りに比べて費用がかかることから、あらかじめ請求者の意向を確認するものとする。

(イ) 複写する際の片面、両面の取扱いは、原則として原本と同様になるように行い、拡大、縮小及び編集を行わないが、冊子等の見開きになった2頁分を1枚に複写することは妨げない。

もっとも、保有個人情報が記録された行政文書の開示は原本をもって行うべきものであることから、その写しの交付に当たっても、原本と同様の媒体によるべきである。よって、請求者の求めがあったとしても、文書又は図画を改めて電磁的記録化した上で磁

気ディスク等に記録し交付する必要はない。

(ウ) 行政文書等の中に請求の対象となった保有個人情報以外の情報が含まれている場合、又は条例第20条の2による一部開示を行う場合は、ア(イ)又は(ウ)に準じて分離した上で、その写しを作成する。

(エ) 地図、図面、写真、フィルムその他の行政文書で、あらかじめ業者との複写委託契約により、その複写が可能なものについては、当該委託契約により納入される複写物を交付することができる。この場合、当該複写及び納入の委託に要する費用は請求者の負担とする。

#### ウ フィルムの開示の方法

図画のうち、スライドフィルム等については、専用機器により再生したものを閲覧又は視聴する。

#### エ マイクロフィルム文書の開示の方法

文書又は図画を撮影したマイクロフィルム文書について開示の請求があった場合の事務処理は、次により行うものとする。

(ア) 各室課所の職員は、「神奈川県立公文書館中間保管庫管理要綱」（平成5年11月1日制定）の定める手続に従い、開示の請求に係るマイクロフィルム文書の利用申込みを行い、当該マイクロフィルム文書の記録内容をリーダープリンタにより用紙に複写する。

(イ) (ア)において複写したのものをもって、不開示情報が記録されているかどうかを検討する。

(ウ) 開示することができる場合は、当該複写したものをもって閲覧の対象とし、一部開示とする場合は、アに準じて分離した上で、閲覧させる。

(エ) 写しの交付を行う場合は、イに準じて当該複写したものから写しを作成し、交付する。

なお、請求者の負担する写しの交付に要する費用には、マイクロフィルム文書から当該複写したものを作成する費用を含まない。

#### (5) 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法

電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示については、当該保有個人情報を記録している電磁的記録の種別（媒体）ごとに、次のア及びイに掲げる方法により行う。閲覧又は視聴を行った際に当該記録を複写した物の交付を求めた場合は、可能な限り応じるが、当該複写した物の作成に時間を要するときは郵送により、又は再度の来庁を求めて交付する。なお、条例第2条第5号ウに規定する「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録」に記録されている個人情報については、実施機関の保有個人情報とはいえないので、開示の請求の対象から除外されることに留意する。

##### ア 録音テープ又はビデオテープ

実施機関が保有している録音テープ等については、その内容により、a 会議記録を文書で作成するための補助として、一時的に録音したもの、b 各種研修の教材等、普及啓発を目的として作成されたもの、c その他個人情報を録音したものに分類することができる。このうち、aについては前述したとおり実施機関の保有個人情報とはいえないので、開示の請求の対象から除外され、bについては一般的に情報提供を行っているため、cが実際の開示の請求の対象となると考えられる。

(ア) 専用機器により再生したものの視聴

cについて開示の請求があったときは、当該開示の請求に係る保有個人情報について確認するとともに、不開示情報の有無について精査し、そのすべてを開示する場合には、カセットテープレコーダ等の専用機器により再生したものを視聴させる。不開示情報が含ま

れている場合であって、当該不開示情報を含む部分を容易に、かつ、合理的に分離できる場合（多くの費用又は時間をかけず、物理的な困難さを伴わずに分離できる場合をいう。）には、当該記録を複製し、その複製したものから専用機器により不開示部分を消去することで一部開示を行う。

(イ) 録音カセットテープ等に複製した物の交付

ア(ア)において開示又は一部開示が可能であるものについて、専用機器によりダビングを行って作成した複製物を交付する。当該複製した物の媒体には、録音テープ及びビデオテープともに120分のカセットテープを使用し、その交付に要する費用については「行政文書等の写し等の交付に要する費用の徴収（第26条関係）」の「別表」を参照のこと。

イ その他の電磁的記録

録音テープ又はビデオテープ以外の媒体として、磁気ディスク（ハードディスク等）、光ディスク（CD-ROM等）、光磁気ディスク（MO等）、汎用機用磁気テープ等があるが、その開示方法は次に掲げる方法とする。ただし、開示を行うに当たって新たなプログラムや文書等の作成又は設備やソフトウェアの購入を要する場合や、専用機器の使用により事務の遂行に著しい支障を及ぼすなどの事由により、当該方法により難いときは、適当と認める方法により行う。この場合においても、条例の趣旨から、実施機関はできる限り請求者の意向に添うよう努めるものとする。

(ア) 専用機器により再生したものの閲覧、視聴

パーソナルコンピュータ等のディスプレイ装置等の専用機器により再生できるものについては、再生したものの閲覧又は視聴を行う。不開示情報が含まれている場合であって、当該不開示情報を含む部分を\*（アスタリスク）に置き換えるなどの方法により容易に、かつ、合理的に分離できるときは、当該記録を複製し、その複製したものについて当該置き換え操作を行ったものをもって一部開示を行う。

(イ) 写しの交付

その他の電磁的記録の写しの交付は、情報化の進展状況、実施機関における電磁的記録の普及状況等を踏まえ、当面の間、次により行う。

a 不開示情報が含まれない場合

(a) 原則

開示請求に係る保有個人情報記録された行政文書としてのその他の電磁的記録に、不開示情報が含まれない場合は、当該電磁的記録を第26条（費用負担）関係の別表に掲げる媒体に複製した物を交付する。同別表に掲げるもの以外の媒体による交付は、庁内における媒体の普及状況を考慮して当面行わない。また、コンピュータウィルス感染を防止する観点から、請求者が持参する媒体を使用して交付することは認めない。また、一の請求により複数の記録を請求された場合は、当該複数の記録を一つの媒体に合わせて複製し交付しても差し支えない。

なお、複製後の記録の書式は、原則として当該記録の原本の書式と同じものとするが、ソフトウェアのバージョンの変換が容易である場合は、請求者の変換の要望に応じることは妨げない。

(b) 例外

不開示情報が含まれないその他の電磁的記録の写しの交付方法は前記(a)のとおりであるが、前記(a)の方法による交付を行った記録を閲覧又は視聴できる機器又はソフトウェアを請求者が所有していない場合には、例外的に次のb(b)に掲げる方法

により交付を行う。

なお、ここに言う「交付を行った記録を閲覧又は視聴できる機器を所有していない場合」とは、パーソナルコンピュータ、タブレット型端末等そのものを所有していないことに加え、これらを有しているものの、当該機器にCD-ROM/DVD-ROM等交付した媒体の読取装置が附属していない場合を含むものとする。

また、請求者にかかる例外的事由が存在するか否かについては、請求者の口頭申告による確認のみで足りるものとする。

b 不開示情報が含まれる場合

(a) 当該電磁的記録のファイル形式の状態で不開示情報の分離が容易な場合

開示請求に係る保有個人情報記録された行政文書としてのその他の電磁的記録に、不開示情報が含まれる場合であって、当該電磁的記録のファイル形式の状態で当該不開示情報の分離が容易な場合（例：Wordファイル、Excelファイル）は、前記(ア)に掲げる方法により不開示情報を分離の上、不開示情報を分離した記録を第26条（費用負担）関係の別表に掲げる媒体に複写した物を交付する。また、交付に用いる媒体及び書式の変換に関する取扱いは、前記aと同様のものとする。

(b) 当該電磁的記録のファイル形式の状態で不開示情報の分離が困難な場合

開示請求に係る保有個人情報記録された行政文書としてのその他の電磁的記録に、不開示情報が含まれる場合であって、当該電磁的記録のファイル形式の状態で当該不開示情報の分離が困難な場合（例：PDFファイル）、容易に用紙に出力できるものについては、例外的に用紙に出力した物により開示を行うものとする。これは、容易に用紙に出力できるものについて、不開示情報とそれ以外の情報を容易に分離できないことを理由に、そのすべてを不開示とすることが適当でないためである。

この場合の不開示情報の分離方法又は写しの作成方法は、前記(4)のア又はイに掲げる方法と同様である。

なお、この場合にあつて交付を行う物は、用紙に出力し不開示情報を分離した物であつて、当該文書を改めて原本と同様の電磁的記録に変換して交付する必要はないものとする。

(参考) 写しの交付方法

原本の形式	不開示情報の有無／分離の可否	写しを交付する時の媒体	
紙	不開示情報なし	紙（原本を紙に複写したもの）	
	不開示情報あり	紙（原本を紙に複写し不開示情報を分離したもの）	
その他の電磁的記録	不開示情報なし	原則	磁気ディスク等（原本のコピーを記録したもの）
		例外	原本を紙に出力した物 ※ 閲覧又は視聴できる機器又はソフトウェアを請求者が所有していない場合
	不開示情報あり	原則	磁気ディスク等（原本のファイル形式のままコピーした電磁的記録から不開示情報を分離したものを記録したもの）
		例外	不開示情報を分離した原本の写しを紙に出力した物 ※ 閲覧又は視聴できる機器又はソフトウェアを請求者が所有していない場合
当該電磁的記録のファイル形式のまま不開示情報の分離が不可能（例：PDF ファイル）	紙（当該電磁的記録を用紙に出力した上で、不開示情報を分離したもの）		

(6) 開示の実施に係る特例

一度保有個人情報の開示を受けたものから、当該開示を受けた日からおおむね1か月以内に、再度の閲覧等又は写し等の交付の申出があった場合は、改めて請求書の受領及び開示又は不開示の決定等を行うことなく、当該申出に応じることができる。

5 行政文書の写し等の交付に要する費用の徴収（第26条関係）

費用の徴収は、次のとおり行うものとする。

(1) 徴収の方法

現金領収による収入を行う。

(2) 費用の額

ア 普通紙複写機による単色刷り（A3判まで）

1枚（面）につき10円。

イ 普通紙複写機による多色刷り（A3判まで）

1枚（面）につき40円。

ウ 電磁的記録

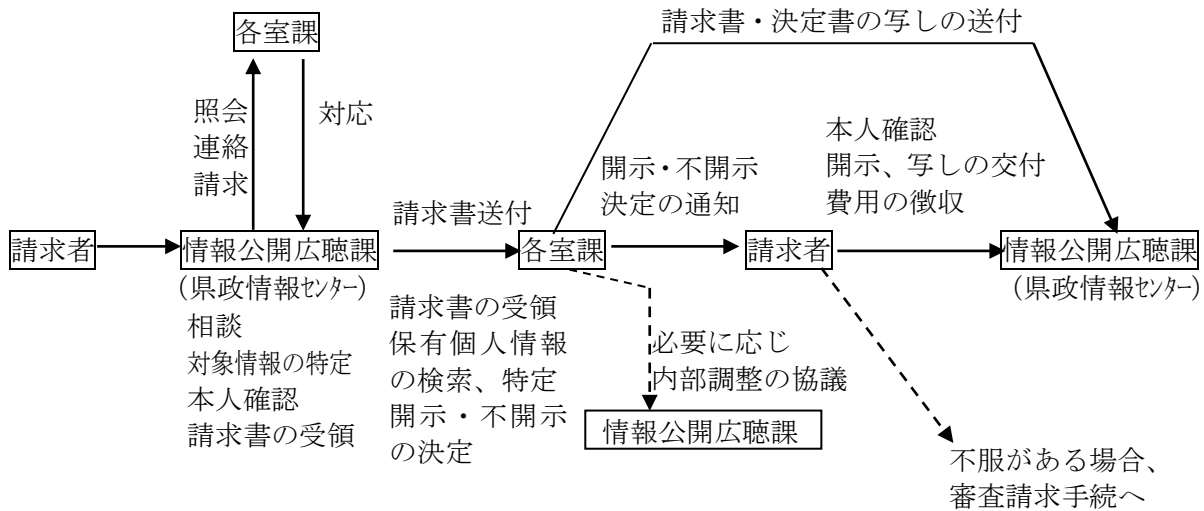
(ア) 録音テープ（120分） 1本につき160円。

(イ) ビデオテープ（120分、VHS） 1本につき240円。

- (ウ) フロッピーディスク（3.5インチ）1枚につき40円。
  - (エ) 光ディスク（CD-R、700MB）1枚につき80円。
  - (オ) 光ディスク（DVD-R、4.7GB）1枚につき160円。
- エ 業者との複写委託契約により納入される複写物  
地図、図面、写真、フィルムその他の行政文書で、業者との複写委託契約により納入される複写物を交付する場合は、当該複写及び納入の委託に要する費用（実費）とする。
- (3) 徴収事務を行う機関
- ア 本庁機関にあつては、原則として情報公開広聴課で徴収する。ただし、出先機関の長が管理する庁舎に入庁し現金出納員が置かれる本庁機関にあつては、当該機関で徴収することができる。
  - イ 出先機関にあつては、原則としてそれぞれの出先機関で徴収する。
  - ウ 現金出納員又は普通紙複写機等が設置されていない出先機関であつて、県政情報センター、地域県政情報コーナー及び他の出先機関のいずれかを行政文書の閲覧等の場所と指定した場合（4(1)を参照のこと。）は、当該指定を受けた機関で徴収する。

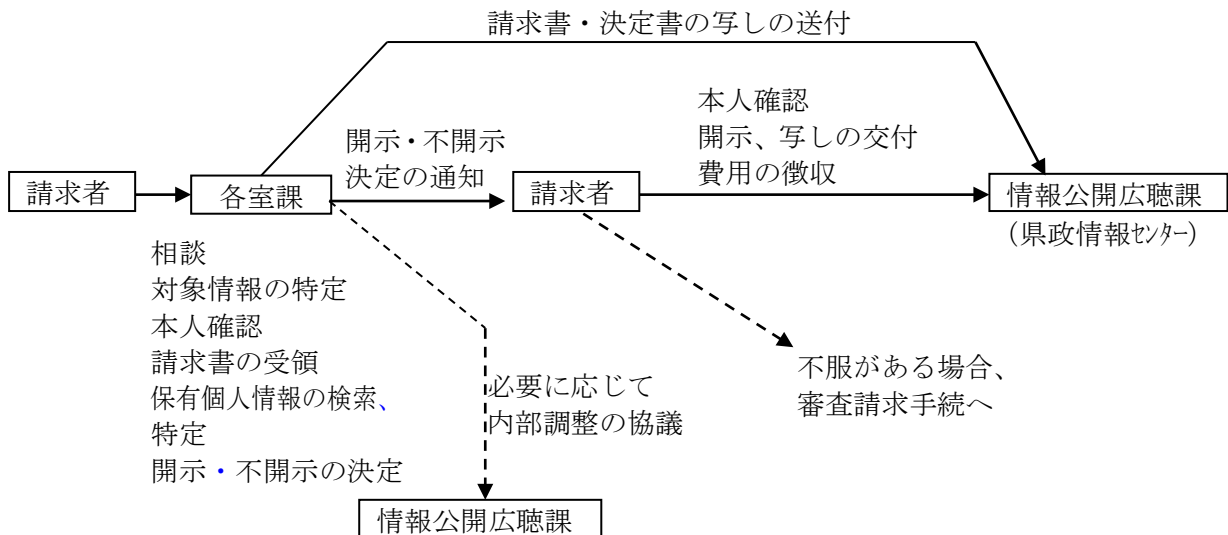
【事務処理フロー 1 開示請求関係手続】(知事部局)

(1) 県政情報センターにおいて本庁各室課の保有個人情報の開示を請求された場合の事務の流れ



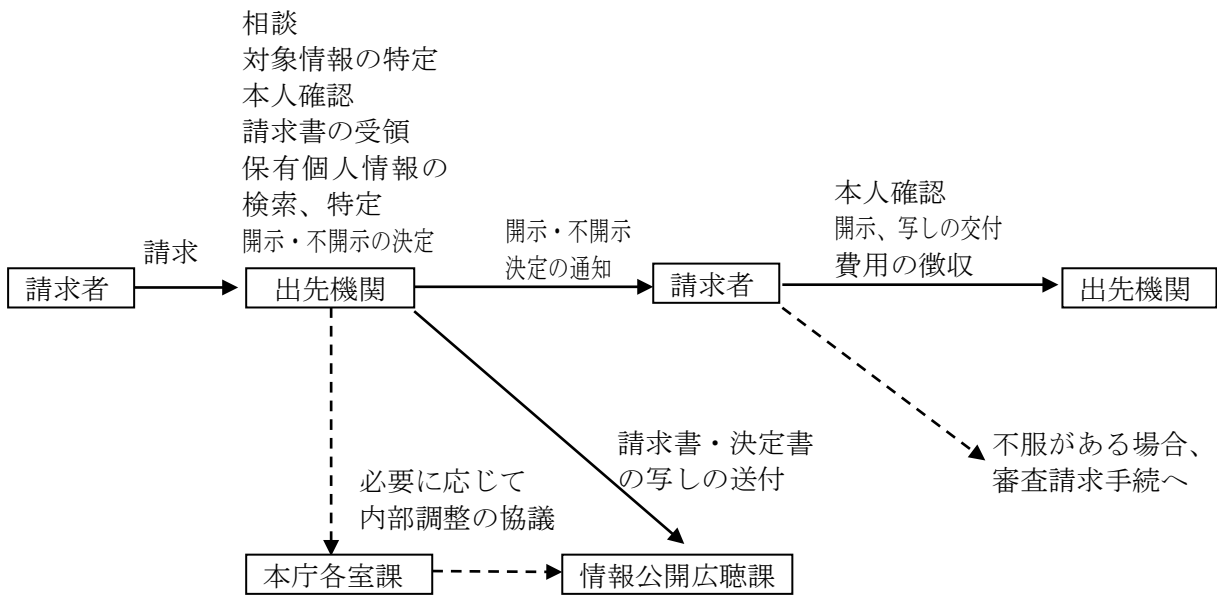
- 県政情報センターにおいて出先機関の保有個人情報の開示を請求された場合の事務の流れ  
⇒上記の事務の流れに準じて取り扱うものとする。ただし、内部調整の協議は、出先機関、本庁各室課、情報公開広聴課の三者で行うものとする。
- 県政情報センターにおいて他の実施機関の保有個人情報の開示を請求された場合の事務の流れ  
⇒上記の事務の流れに準じて取り扱うものとする。

(2) 本庁各室課において、直接請求書を受領する場合の事務の流れ



- 請求者の利便を勘案し、上記の流れのように本庁各室課で直接受領することができることとする。

(3) 出先機関の保有個人情報の開示を請求された場合の事務の流れ



※地域県政情報コーナーにおいて、出先機関の保有個人情報の開示を請求された場合、当該保有個人情報を有する出先機関を確認の上、当該出先機関への案内を行う。

- 地域県政情報コーナーにおいて本庁各室課の保有個人情報の開示を請求された場合の事務の流れ  
⇒請求者と相談、対象情報を特定の上、当該保有個人情報を有する本庁各室課又は県政情報センターに案内する。



### 第三 訂正請求関係手続（条例第28条、第31条及び第33条）

#### 1 訂正請求書の受領（第28条関係）

自己情報の訂正請求書（規則第9号様式）の受領は、次のとおり行うものとする。

##### (1) 受領場所

訂正請求書の受領場所は、開示請求書の受領場所と同様である（「第二 開示請求関係手続 1 (1)」を参照のこと。）。

##### (2) 受領に伴う事務

訂正請求書の受領に際しては、担当職員は、請求者からの訂正の請求の趣旨等を十分に聴くものとし、その際の具体的な事務は、次のとおりとする。

##### ア 県政情報センターの場合

(ア) 自己を本人とする保有個人情報の訂正の請求であるかどうかの確認を行う。

なお、訂正の請求は、代理人にも認めているものであることに留意する。

(イ) 請求しようとする者が本人であることの確認を行う（本人確認については、「第五 本人確認関係手続」を参照のこと。）。

(ウ) 請求しようとする者から、請求の対象となる保有個人情報の特定に必要な事項の聴き取りを十分に行い、保有個人情報の有無の確認、具体的な特定を行う。

(エ) 訂正請求書の記載及び訂正の内容を証明する書類について助言し、記載内容の確認を行う。

この際、個人情報事務登録簿を参照するなどして、必要事項の記載を請求しようとする者に依頼する。

また、訂正の内容を証明する書類として何が適当であるかは、訂正の請求の内容等により異なるので、必要に応じた書類の提出又は提示を求める（提示された書類については、以降に行う調査の際の資料とするため、写しを作成しておく。）。

なお、当該請求の内容が、「事実の誤り」の訂正を求める趣旨でなく、条例の規定に違反する保有個人情報の取扱いについて利用停止を求めるものであると認められるときは、「第四 利用停止請求関係手続」により手続を行うことになる。

(オ) 訂正請求書及び訂正の内容を証明する書類の受領等を行う。

(カ) 訂正請求書及び訂正の内容を証明する書類を担当する室課所に送付する。

(キ) (ア)から(エ)までの事務は、原則として、対象保有個人情報が①本庁の室課の保有個人情報である場合は、当該室課の職員とともに、②出先機関の保有個人情報である場合は、電話等で当該出先機関に保有個人情報の内容等を確認した上で、当該出先機関を所管する本庁の室課の職員とともに、情報公開広聴課の職員が行う。

##### イ 本庁の室課及び出先機関の場合

情報公開広聴課と十分に連絡をとり、アの(ア)から(オ)までの事務を行い、受領した訂正請求書の写しを情報公開広聴課に送付する。

##### (3) 受領に当たっての留意事項

##### ア 訂正請求書の受領に当たっての請求者への説明事項

訂正請求書の受領に当たっては、次に掲げる事項を請求者に説明するものとする。

- (ア) 訂正をするかどうかの決定には、日時を要すること。
  - (イ) 事実が誤りがあり、訂正の請求に沿って訂正する場合の訂正内容及びその理由等は、自己情報の訂正決定通知書（規則第10号様式）により示すものであること。
  - (ウ) 訂正の請求の内容が、第27条第1項で規定する「事実」とは認められない場合、事実が誤りがない場合等で訂正しない場合は、その理由を、自己情報の不訂正決定通知書（規則第11号様式）により示すものであること。
  - (エ) その他必要な事項
- イ 請求書の各欄の記載に当たっての留意事項
- 請求書の記載欄については、次の点に留意するものとする。
- (ア) 「郵便番号、住所、氏名、電話番号」欄について
    - a 本人であるかどうかの確認及び決定通知書の送付先の特定のため、正確に記載してもらうこと。
    - b 押印は必要ないこと（本人確認のため必要である場合を除く。）。
    - c 電話番号については、請求者に確実かつ迅速に連絡可能な番号（自宅、勤務先等）を記載してもらうこと。
  - (イ) 代理人からの訂正の請求の場合は、訂正請求書の「第1項」という記載を削除し、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができる。）を併せて記載してもらう。

なお、未成年者の法定代理人による請求については、「法定代理人による未成年者の個人情報の開示の請求に係る取扱いについて」に準じて記載してもらうこと。
  - (ウ) 「訂正の請求に係る保有個人情報の内容」欄について
    - a 訂正の請求をしようとする保有個人情報の内容が特定できるよう記載してもらうこと。  
（例）〇〇台帳に記載された（請求者氏名）の生年月日
    - b 県の機関内部において同一の内容の保有個人情報が複数の室課所にある場合は、訂正の判断が的確にできる作成元の機関の室課所名を記載してもらうこと。
  - (エ) 「訂正を求める箇所及び訂正の内容」欄について

訂正を請求する箇所及びどのように訂正するかが具体的に分かるように明確に記載してもらう。
  - (オ) 「代理人が訂正の請求をしようとする場合における代理人の別」欄について
    - a 法定代理人が請求する場合には、代理人の別を明確にするために、法定代理人の「□」欄に「レ印」が記入してあるかどうかを確認すること。また、対象となる保有個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人の別を明確にするために該当する「□」欄に「レ印」が記入してあるかどうかを確認すること。未成年者の場合には、生年月日が記入されているか確認すること。
    - b 法定代理人が請求する場合には、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示により、確認すること。
    - c 任意代理人が請求する場合には、代理人の別を明確にするために、本人の委任による代理人（個人番号を含む個人情報に限る）の「□」欄に「レ印」が記入してあるかどうかを確認すること。
    - d 任意代理人が請求する場合には、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、また、代理権を確認するために、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に

係る印鑑登録証明書の提出又は提示により、確認すること。

- e 代理人が法人の場合には、b又はdの書類に加え、請求書を提出しようとする者が、当該法人の役員、職員又は代理人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示により、確認すること。

(カ) 「備考」欄について

備考欄には、本人確認を行った書類等の名称及びその番号（個人番号並びに各医療保険制度における被保険者証等の「記号・番号」及び「保険者番号」を除く）等必要な事項を記載する。

また、対象となる保有個人情報の特定及び検索のため、整理番号、許可年月日、旧住所等必要な事項がある場合は、担当室課所と連絡の上、請求者から必要な事項を聴き取って記載する。

- (キ) 請求者が提出した請求書に記載された内容に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求める。その場合において、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努める。

ウ その他

訂正請求書の用紙を2部複写し、それぞれに収受印を押した上、当該請求書の写しを1部請求者に渡す。

## 2 事案の移送（第32条関係）

訂正請求に係る事案の移送の取扱いは、開示請求に係る事案の移送と同様である（「第二 開示請求関係手続2」を参照のこと。）。

## 3 訂正の請求に対する決定（第31条関係）

訂正の請求に対する決定は、次のとおり行うものとする。

### (1) 訂正請求書を受領してからの事務

訂正請求書を受領してからの各室課所の事務は、次のとおりである。

- ア 訂正請求書の内容を確認し、訂正の請求の対象となる保有個人情報が記載された行政文書を特定する。
- イ 訂正の請求の対象となる保有個人情報が記載された行政文書の内容を確認し、必要な調査を行う。
- ウ 当該訂正の請求があった日から起算して30日以内に訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定をすることについて、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を45日に限り延長できる。この場合は、延長する理由及び決定期間を延長した後の訂正又は不訂正の決定を行う期限を「自己情報訂正請求に対する決定期間延長通知書」（規則第12号様式）により通知する。なお、当該通知の施行年月日の上段には、文書記号及び施行番号を記載すること。
- エ 訂正の請求に対する訂正又は不訂正の決定を行い、「自己情報の訂正決定通知書」（規則第10号様式）又は「自己情報の不訂正決定通知書」（規則第11号様式）により、請求者に通知する。
- オ 訂正の請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、訂正請求があった日から75日以内にそのすべてについて、訂正す

る旨又はしない旨の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、訂正の請求があった日から30日以内に、請求者に対し、75日以内に訂正又は不訂正の決定を行うことができない理由」及び訂正又は不訂正の決定を行う期限を、「自己情報訂正請求に対する決定期間特例延長通知書」（規則第13号様式）により通知する。なお、当該通知の施行年月日の上段には、文書記号及び施行番号を記載すること。

## (2) 事務処理体制

訂正又は不訂正の決定を行うに当たっての事務処理体制は、開示の請求における事務と同様である（「第二 開示請求関係手続3(2)を参照のこと。」）。

## (3) 訂正の請求に係る調査の取扱い

各室課所長は、訂正の請求があった場合、次のとおり事実等を確認するため、第28条第2項に基づき提出される訂正の内容が事実と合致することを証明する書類、関係する書類等の調査並びに請求の対象となった保有個人情報に関連する請求者以外の個人、団体等の第三者（3において以下「第三者」という。）等の意見の聴取を行うものとする。

この場合において、各室課所長は、条例に基づく判断を客観的に行わなければならない。

### ア 調査する内容

- (ア) 訂正の請求の対象となった保有個人情報の存在を確認し、該当する行政文書を特定する。
- (イ) 訂正の請求の対象となった保有個人情報の存在が請求者本人に関する情報であることを確認する。
- (ウ) 訂正の請求の対象となった保有個人情報が「事実」に該当するかどうかを判断し、事実であると認めるときは、当該事実について正誤を確認する。  
当該事実の正誤の確認に当たっては、第三者に対する調査の必要性を検討し、必要があると認めるときは、第三者への意見の聴取、照会等を行う。  
また、必要に応じて、請求者に対して参考資料等の提出を依頼する。
- (エ) 訂正の請求の対象となった保有個人情報について訂正する権限が実施機関にあるか否かを確認する。

### イ 第三者に対する調査

- (ア) 調査に当たっての留意事項  
原則として請求者の個人としての識別性を消去して調査又は聴取を行う。
- (イ) 調査を行う情報の範囲  
調査は、訂正の請求に係る判断を適正に行うため必要な範囲内において行う。各室課所長が容易に判断できる場合や、請求者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認める場合は、調査の全部又は一部を省略することができる。
- (ウ) 調査の方法  
第三者に対する意見の聴取は、原則として口頭により行う。  
ただし、必要に応じて文書照会等適切な方法により調査を行う。
- (エ) 第三者への告知  
第三者への調査を行い、訂正する旨の決定をしたときは、各室課所長は、次の事項について、原則として文書により、当該第三者に告知する。  
ただし、告知することにより請求者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、その全部又は一部について告知しないことができる。

- a 訂正の請求を承諾した旨
- b 訂正の請求を承諾した保有個人情報の内容
- c 訂正の時期
- d 訂正の内容及び理由
- e その他必要な事項

ウ 調査及び告知の結果の記録

(ア) 調査又は告知を行ったときは、次に掲げる事項を記録する。

- a 調査又は告知を行った年月日
- b 調査の概要及びその結果
- c 調査又は告知を行った相手先の氏名
- d その他必要な事項

(イ) 請求の対象となった保有個人情報に含まれる第三者に係る調査又は告知の全部又は一部を省略したときは、次に掲げる事項を記録する。

- a 調査又は告知の全部又は一部を省略することを決定した年月日
- b 調査又は告知の全部又は一部を省略した理由
- c その他必要な事項

(4) 訂正又は不訂正の決定を行うに当たっての留意事項

ア 決定を行うに当たって

各室課所長（裁決規程第15条（専決の制限）の規定に該当する場合には、各局長等）は、第31条に定める訂正又は不訂正の決定を行うに当たっては、(3)の調査の結果を慎重に検討し、次の点に留意して行うものとする。

(ア) 訂正をする旨又はしない旨の決定は、行政不服審査法に基づく審査請求や、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の対象となるので、訂正又は不訂正の決定理由について十分検討する。

(イ) 訂正する旨の決定を行うときは訂正の内容及び理由を、訂正しない旨の決定を行うときはその旨及びその理由を明らかにしておく。

(ウ) 訂正をする旨の決定を行うときは、訂正する方法（修正、追加、削除等の別）を明らかにしておく。

イ 情報公開広聴課との調整

訂正の請求に対する決定については、実施機関内部の調整を図り、統一的運用を行うため、情報公開広聴課と内部調整を行う（「第六 内部調整」を参照のこと。）。

ウ 決定書の作成

決定書の作成は、次の点に留意して行うものとする。

(ア) 訂正をした場合の「訂正の理由」、訂正をしない場合の「訂正をしない理由」は、決定の根拠を明確にして、理由を客観的に理解できるように分かりやすく記載する。また、訂正の方法には種々の方法があり得るので、当該訂正の方法を選択した理由を記載する。

(イ) 部分的に訂正する場合は、自己情報の訂正決定通知書を使用するが、その場合、「訂正の内容」欄に不訂正部分を、「訂正の理由」欄に訂正しない理由をあわせて記載する。

(ウ) 訂正をしない場合、請求の内容が「事実」に該当しないと判断したのか、「誤り」がないと判断したのか、「実施機関に訂正する権限」がないと判断したのかが分かるように記載する。

- (エ) 訂正の請求をきっかけにして当該訂正の趣旨とは全く異なる訂正を行う場合は「訂正をしない旨」の決定を行うが、この場合、自己情報の不訂正決定通知書の備考欄に事実上行った訂正の内容を記載して通知する。
- (オ) 施行年月日の上段に、文書記号及び施行番号を記載する。
- (カ) 訂正の請求に対する決定を行ったときは、当該決定通知書の写しを情報公開広聴課に送付する。

#### 4 訂正する場合の処理

訂正する場合の処理は、次のとおり行うものとする。

訂正の請求に対する実施機関の直接の義務は、訂正の請求において特定された保有個人情報について訂正する旨又はしない旨の決定をすることである。

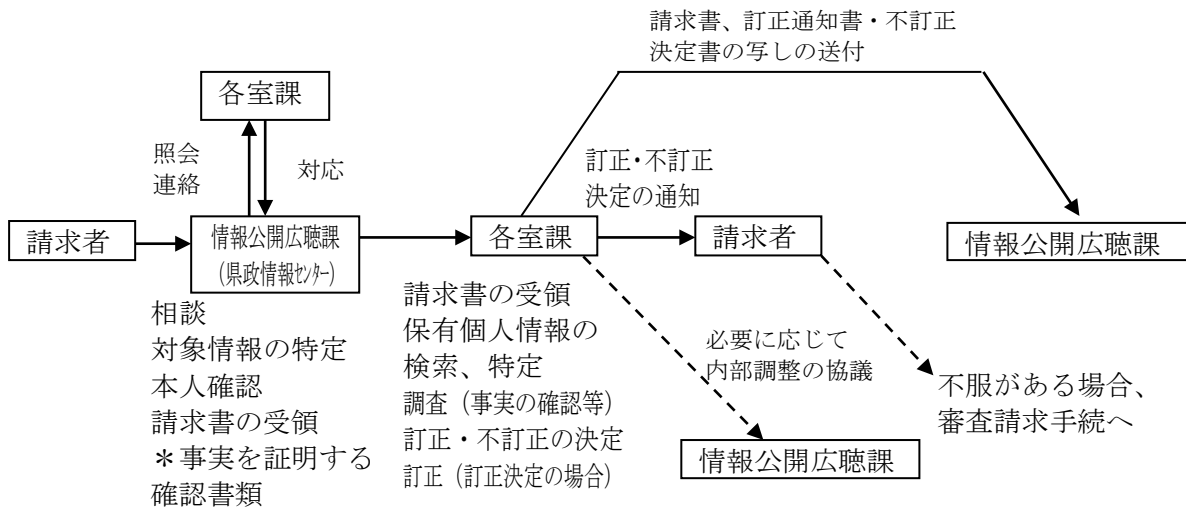
実施機関には、取扱目的に必要な範囲内で、その保有個人情報を正確、完全かつ最新に保つよう努める義務（第11条第3項）があるので、訂正の請求に応じて保有個人情報を訂正した場合には、当該保有個人情報が記録されている他の行政文書についてもできる限り訂正の措置を講じる必要がある。

また、実施機関は保有個人情報の訂正を行ったときは、必要に応じて次のとおり、訂正の内容を書面により通知するものとする（第33条）。

- (1) 訂正の請求に応じて保有個人情報を訂正した室課所長は、当該保有個人情報と同じ情報を保有し、又は利用している他の室課所長又は他の実施機関に対して、文書で訂正の請求の内容を通知する。
- (2) 当該保有個人情報の内容を第三者に提供している場合には、当該第三者に訂正の内容を通知し、訂正を依頼する等の措置を講ずる。

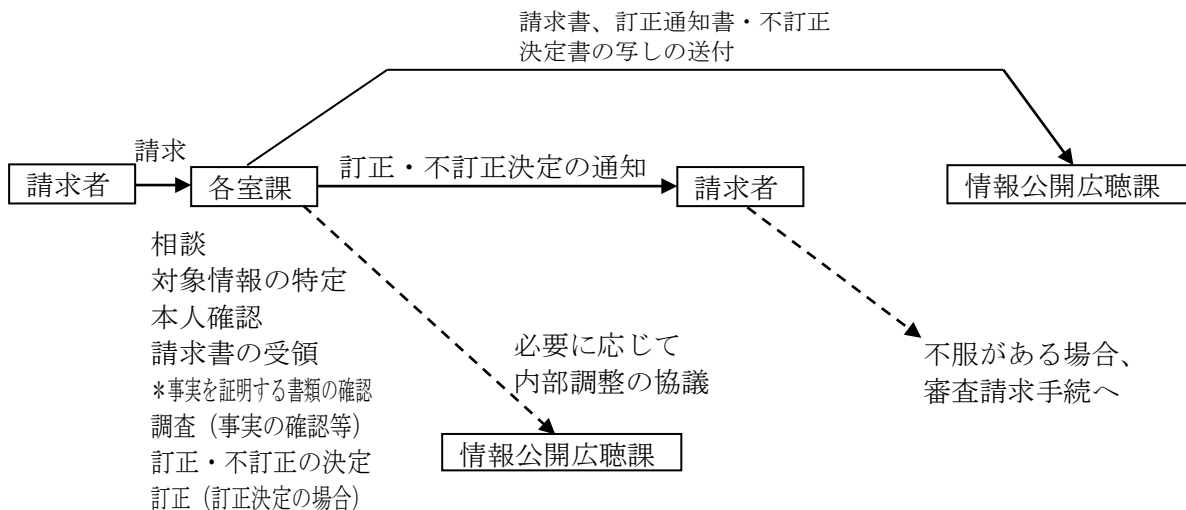
【事務処理フロー2 訂正請求関係手続】(知事部局)

(1) 県政情報センターにおいて本庁各室課の保有個人情報の訂正を請求された場合の事務の流れ



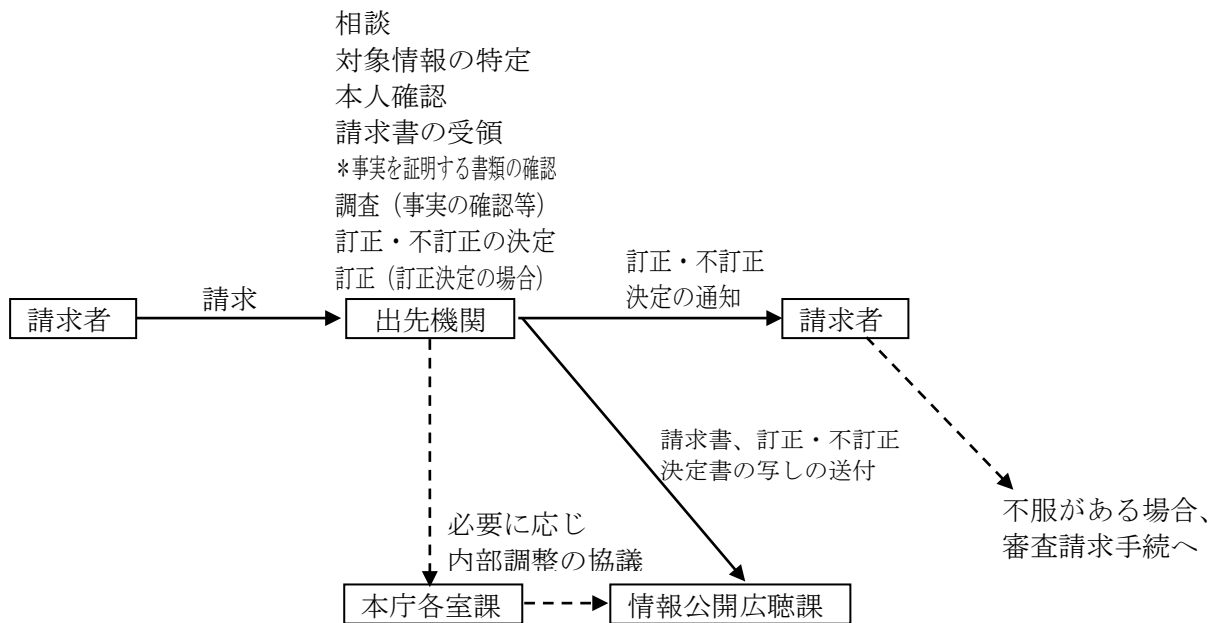
- 県政情報センターにおいて出先機関の保有個人情報の訂正を請求された場合の事務の流れ  
⇒上記の事務の流れに準じて取り扱うものとする。ただし、内部調整の協議は、出先機関、本庁各室課、情報公開広聴課の三者で行うものとする。
- 県政情報センターにおいて他の実施機関の保有個人情報の訂正を請求された場合の事務の流れ  
⇒上記の事務の流れに準じて取り扱うものとする。

(2) 本庁各室課において、直接請求書を受領する場合の事務の流れ



- 請求者の利便を勘案し、上記の流れのように本庁各室課で直接請求書を受領できることとする。
- 出先機関において直接請求書を受領する場合の事務の流れ  
⇒上記の事務の流れに準じて取り扱うものとする。  
ただし、内部調整の協議は、出先機関、本庁各室課、情報公開広聴課の三者で行うものとする。

(3) 出先機関の保有個人情報の訂正を請求された場合の事務の流れ



※地域県政情報コーナーにおいて、出先機関の保有個人情報の訂正を請求された場合、当該保有個人情報を有する出先機関を確認の上、当該出先機関への案内を行う。

○ 地域県政情報コーナーにおいて本庁各室課の保有個人情報の訂正を請求された場合の事務の流れ  
⇒請求者と相談、対象情報を特定の上、当該保有個人情報を有する本庁各室課又は県政情報センターに案内する。



#### 第四 利用停止請求関係手続（条例第35条、第38条）

##### 1 利用停止請求書の受領（第35条関係）

自己情報の利用停止請求書（規則第15号様式）の受領は、次のとおり行うものとする。

###### (1) 受領場所

利用停止請求書の受領場所は、開示請求書の受領場所と同様である（「第二 開示請求関係手続1(1)」を参照のこと。）。

###### (2) 受領に伴う事務

利用停止請求書の受領に際しては、担当職員は、請求者からの利用停止の請求の趣旨等を十分に聴くものとし、その際の具体的な事務は、次のとおりとする。

###### ア 県政情報センターの場合

(ア) 自己を本人とする保有個人情報の利用停止の請求であるかどうかの確認を行う。

なお、利用停止の請求は、代理人にも認めているものであることに留意する。

(イ) 請求しようとする者が本人であることの確認を行う（本人確認については、「第五 本人確認関係手続」を参照のこと。）。

(ウ) 請求しようとする者から、請求の対象となる保有個人情報の特定に必要な事項の聴き取りを十分に行い、保有個人情報の有無の確認、具体的な特定を行う。

(エ) 個人情報事務登録簿を参照するなどして、利用停止請求書の記載について助言し、記載内容の確認を行う。

なお、当該請求の内容が、条例の規定に違反するものの利用停止を求める趣旨ではなく、「事実の誤り」の訂正を求めるものであると認められるときは、「第三 訂正請求関係手続」により手続を行うことになる。

(オ) 利用停止請求書を受領する。

(カ) 利用停止請求書を担当する室課所に送付する。

(キ) (ア)から(エ)までの事務は、原則として、対象保有個人情報が①本庁の室課の保有個人情報である場合は、当該室課の職員とともに、②出先機関の保有個人情報である場合は、電話等で当該出先機関に保有個人情報の内容等を確認した上で、当該出先機関を所管する本庁の室課の職員とともに、情報公開広聴課の職員が行う。

###### イ 本庁の室課及び出先機関の場合

情報公開広聴課と十分に連絡をとり、アの(ア)から(オ)までの事務を行い、受領した利用停止請求書の写しを情報公開広聴課に送付する。

###### (3) 受領に当たっての留意事項

###### ア 利用停止請求書の受領に当たっての請求者への説明事項

利用停止請求書の受領に当たっては、次に掲げる事項を請求者に説明するものとする。

(ア) 利用停止をするかどうかの決定には、日時を要すること。

(イ) 利用停止の内容及び箇所等は、「自己情報の利用停止請求書」（規則第15号様式）により示すものであること。

(ウ) 利用停止の請求の内容が、第34条第1項で規定する利用停止の要件に該当しない場合、第36条ただし書に該当して利用停止をしない場合は、利用停止をしない理由を、「自己情

報の利用不停止決定通知書」(規則第17号様式)により通知すること。

(エ) その他必要な事項

イ 請求書の各欄の記載に当たっての留意事項

請求書の記載欄については、次の点に留意するものとする。

(ア) 「郵便番号、住所、氏名、電話番号」欄について

- a 本人であるかどうかの確認及び決定通知書の送付先の特定のため、正確に記載してもらうこと。
- b 押印は必要ないこと(本人確認のため必要である場合を除く。)
- c 電話番号については、請求者に確実かつ迅速に連絡可能な番号(自宅、勤務先等)を記載してもらうこと。

(イ) 代理人からの利用停止の請求の場合は、利用停止請求書の「第1項」という記載を削除し、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)、氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)及び電話番号(本人と同一の場合には、省略することができる。)を併せて記載してもらう。

なお、未成年者の法定代理人による請求については、「法定代理人による未成年者の個人情報の開示の請求に係る取扱いについて」に準じて記載してもらうこと。

(ウ) 「利用停止の請求に係る保有個人情報の内容」欄について

- a 利用停止の請求をしようとする保有個人情報の内容が特定できるよう記載してもらうこと。

(例) ○○台帳に記載された(請求者氏名)の生年月日

- b 県の機関内部において同一の内容の保有個人情報が複数の室課所にある場合は、利用停止の判断が的確にできる作成元の機関の室課所名を記載してもらうこと。

(エ) 「利用停止を求める箇所」及び「利用停止の内容」欄について

利用停止を請求する箇所及びどのように利用停止するかが具体的に分かるように明確に記載してもらう。

(オ) 「代理人が利用停止の請求をしようとする場合における代理人の別」欄について

- a 法定代理人が請求する場合には、代理人の別を明確にするために、法定代理人の「□」欄に「レ印」が記入してあるかどうかを確認すること。また、対象となる保有個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人の別を明確にするために該当する「□」欄に「レ印」が記入してあるかどうかを確認すること。未成年者の場合には、生年月日が記入されているか確認すること。
- b 法定代理人が請求する場合には、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示により、確認すること。
- c 任意代理人が請求する場合には、代理人の別を明確にするために、本人の委任による代理人(個人番号を含む個人情報に限る)の「□」欄に「レ印」が記入してあるかどうかを確認すること。
- d 任意代理人が請求する場合には、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、また、代理権を確認するために、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示により、確認すること。
- e 代理人が法人の場合には、b又はdの書類に加え、請求書を提出しようとする者が、当該法人の役員、職員又は代理人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示により、確認すること。

## (カ) 「備考」欄について

備考欄には、本人確認を行った書類等の名称及びその番号（個人番号並びに各医療保険制度における被保険者証等の「記号・番号」及び「保険者番号」を除く）等必要な事項を記載する。

また、対象となる保有個人情報の特定及び検索のため、整理番号、許可年月日、旧住所等必要な事項がある場合は、担当室課所と連絡の上、請求者から聴き取って記載する。

## (キ) 請求者が提出した請求書に記載された内容に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求める。その場合において、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努める。

## ウ その他

利用停止請求書の用紙を2部複写し、それぞれに収受印を押した上、当該請求書の写しを1部請求者に渡す。

## 2 利用停止の請求に対する決定（第38条関係）

利用停止の請求に対する決定は、次のとおり行うものとする。

## (1) 利用停止請求書を受領してからの事務

受領された利用停止請求書が送付されてからの各室課所における事務は、次のとおりである。

ア 利用停止請求書の内容を確認し、利用停止の請求の対象となる保有個人情報が記載された行政文書を特定する。

イ 利用停止の請求の対象となる保有個人情報が記載された行政文書の内容を確認し、必要な調査を行う。

ウ 当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定をすることについて、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を45日に限り延長できる。延長する場合は、延長する理由及び決定期間を延長した後の利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定を行う期限を、「自己情報利用停止請求に対する決定期間延長通知書」（規則第18号様式）により通知する。なお、当該通知の施行年月日の上段には、文書記号及び施行番号を記載すること。

エ 利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定を行い、「自己情報の利用停止決定通知書」（規則第16号様式）又は「自己情報の利用不停止決定通知書」（規則第17号様式）により、請求者に通知する。

オ 利用停止の請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、利用停止請求があった日から75日以内にそのすべてについて、利用停止する旨又はしない旨の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、利用停止請求があった日から30日以内に、請求者に対し、75日以内に利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定を行うことができない理由及び利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定を行う期限を、「自己情報利用停止請求に対する決定期間特例延長通知書」（規則第19号様式）により通知する。なお、当該通知の施行年月日の上段には、文書記号及び施行番号を記載すること。

## (2) 事務処理体制

利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定を行うに当たっての事務処理体制は、開示の請

求における事務と同様である（「第二 開示請求関係手続3(2)を参照のこと。」）。

(3) 利用停止の請求に係る調査の取扱い

各室課所長は、利用停止の請求があった場合、次のとおり事実等を確認するため、関係する書類等の調査並びに請求の対象となった保有個人情報に関連する請求者以外の個人、団体等の第三者（2において以下「第三者」という。）等の意見の聴取を行うものとする。

この場合において、各室課所長は、条例に基づく判断を客観的に行わなければならない。

ア 調査する内容

(ア) 利用停止の請求の対象となった保有個人情報の存在を確認し、該当する行政文書を特定する。

(イ) 利用停止の請求の対象となった保有個人情報の存在が請求者本人に関する情報であることを確認する。

(ウ) 利用停止の請求の対象となった保有個人情報の取扱いが条例上適正に取り扱われているかどうかを判断する。

当該保有個人情報の取扱いの適正か否かの確認に当たっては、第三者に対する調査の必要性を検討し、必要があると認めるときは、第三者への意見の聴取、照会等を行う。

また、必要に応じて、請求者に対して参考資料等の提出を依頼する。

(エ) 利用停止の請求の対象となった保有個人情報について利用停止する権限が実施機関にあるか否かを確認する。

イ 第三者に対する調査

(ア) 調査に当たっての留意事項

原則として、請求者の個人としての識別性を消去して調査又は聴取を行う。

(イ) 調査を行う情報の範囲

調査は、利用停止の請求に係る判断を適正に行うため必要な範囲内において行う。各室課所長において容易に判断できる場合や、請求者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認める場合は、調査の全部又は一部を省略することができる。

(ウ) 調査の方法

第三者に対する意見の聴取は、原則として口頭により行う。

ただし、必要に応じて文書照会等適切な方法により調査を行う。

(エ) 第三者への告知

第三者への調査を行い、利用停止する旨の決定をしたときは、各室課所長は、次の事項について、原則として文書により、当該第三者に告知する。

ただし、告知することにより請求者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、その全部又は一部について告知しないことができる。

- a 利用停止の請求を承諾した旨
- b 利用停止の請求を承諾した保有個人情報の内容
- c 利用停止の時期
- d 利用停止の内容及び理由
- e その他必要な事項

ウ 調査及び告知の結果の記録

(ア) 調査又は告知を行ったときは、次に掲げる事項を記録する。

- a 調査又は告知を行った年月日

- b 調査の概要及びその結果
  - c 調査又は告知を行った相手先の氏名
  - d その他必要な事項
- (イ) 請求の対象となった保有個人情報に含まれる第三者に係る調査又は告知の全部又は一部を省略したときは、次に掲げる事項を記録する。
- a 調査又は告知の全部又は一部を省略することを決定した年月日
  - b 調査又は告知の全部又は一部を省略した理由
  - c その他必要な事項
- (4) 利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定を行うに当たっての留意事項
- ア 決定を行うに当たって
- 各室課所長（決裁規程第15条（専決の制限）の規定に該当する場合には、各局長等）は、第38条に定める利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定を行うに当たっては、(3)の調査の結果を慎重に検討し、次の点に留意して行うものとする。
- (ア) 利用停止をする旨又はしない旨の決定は、行政不服審査法に基づく審査請求や、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の対象となるので、利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定理由について十分検討する。
  - (イ) 利用停止する旨の決定を行うときは利用停止する内容及び利用停止の決定年月日等を、利用停止しない旨の決定を行うときはその旨及びその理由を明らかにしておく。
  - (ウ) 利用停止をする旨の決定を行うときは、利用停止する方法（利用の停止、消去、提供の停止の別）を明らかにしておく。
- イ 情報公開広聴課との調整
- 利用停止の請求に対する決定については、実施機関内部の調整を図り、統一的運用を行うため、情報公開広聴課と内部調整を行う（「第六 内部調整」を参照のこと。）。
- ウ 決定書の作成
- 決定書の作成は、次の点に留意して行うものとする。
- (ア) 「利用停止の理由」又は「利用停止をしない理由」は、根拠を明確にして、客観的に理解できるように分かりやすく記載する。また、利用停止の方法には種々の方法があり得るので、当該利用停止の方法を選択した理由を記載する。
  - (イ) 部分的に利用停止する場合は、自己情報の利用停止決定通知書を使用するが、その場合、「利用停止の内容」欄に利用停止しない部分を、「利用停止の理由」欄に利用停止しない理由をあわせて記載する。
  - (ウ) 利用停止をしない場合、請求の内容が事実と合致していないと判断（請求者の事実誤認）したのか、事実は合致しているが条例の適用解釈に誤りはないと判断したのか、「実施機関に利用停止する権限」がないと判断したのかが分かるように記載する。
  - (エ) 利用停止の請求をきっかけにして、当該利用停止の趣旨とは全く異なる利用停止を行う場合は「利用停止をしない旨」の決定を行うが、この場合、自己情報の利用不停止決定通知書の備考欄に事実上行った利用停止の内容を記載して通知する。
  - (オ) 施行年月日の上段に、文書記号及び施行番号を記載する。
  - (カ) 利用停止の請求に対する決定を行ったときは、当該決定通知書の写しを情報公開広聴課に送付する。

### 3 利用停止する場合の処理

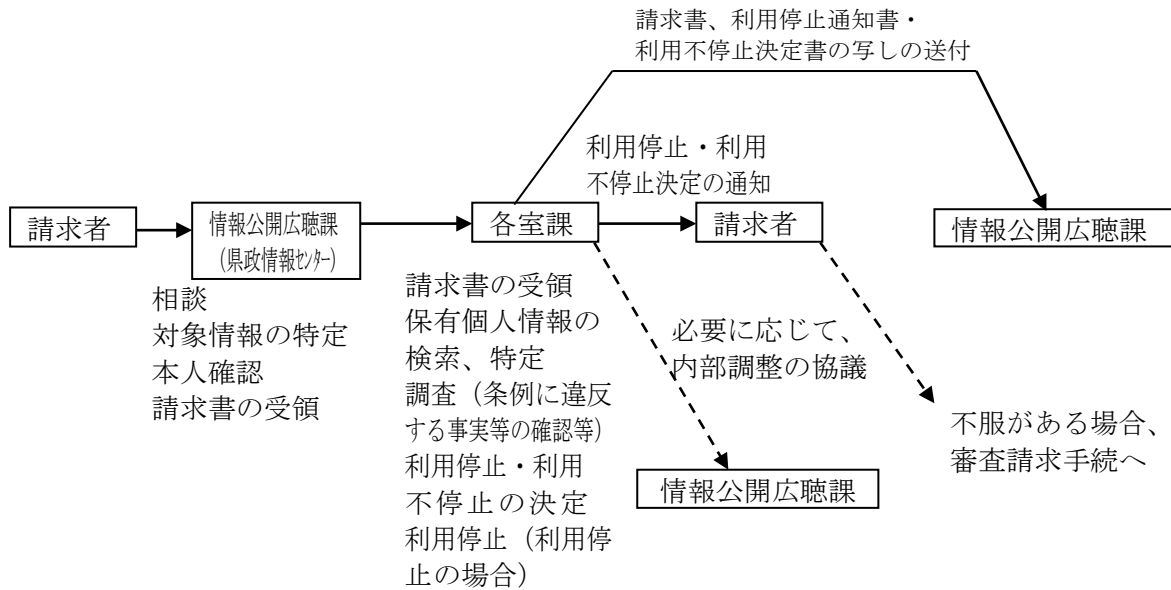
利用停止する場合の処理は、次のとおり行うものとする。

利用停止の請求に対する実施機関の直接の義務は、利用停止の請求において特定された保有個人情報について利用停止する旨又はしない旨の決定をすることである。

- (1) 利用停止の請求に応じて保有個人情報を利用停止した室課所長は、当該保有個人情報と同じ情報を保有し、又は利用している他の室課所長又は他の実施機関に対して、文書で利用停止の内容を通知する。
- (2) 当該保有個人情報の内容を第三者に提供している場合には、当該第三者に利用停止の内容を通知し、利用停止を依頼する等の措置を講ずる。

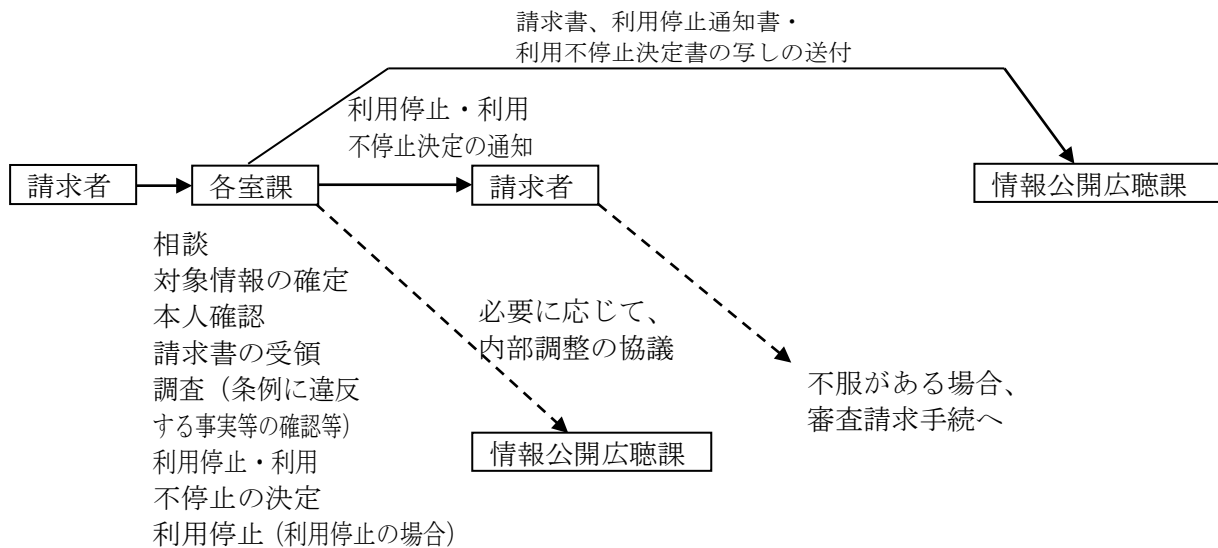
【事務処理フロー3 利用停止請求関係手続】（知事部局）

(1) 県政情報センターにおいて本庁各室課の保有個人情報の利用停止を請求された場合の事務の流れ



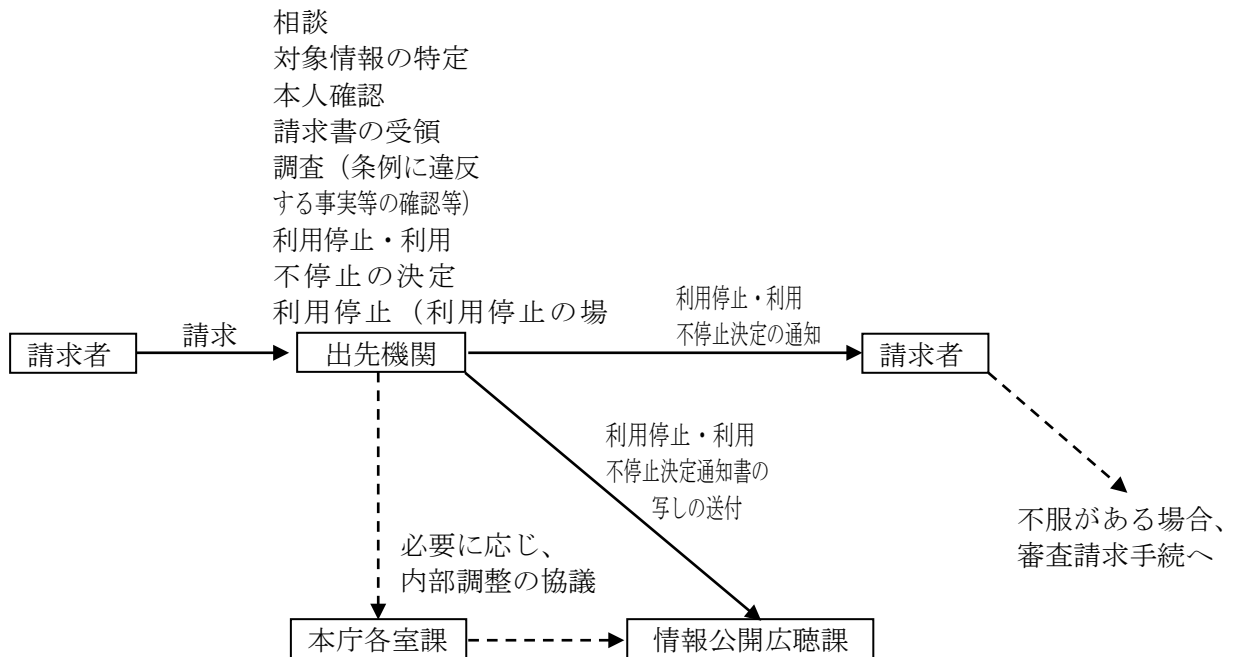
- 県政情報センターにおいて出先機関の保有個人情報の利用停止を請求された場合の事務の流れ ⇒上記の事務の流れに準じて取り扱うものとする。ただし、内部調整の協議は、出先機関、本庁各室課、情報公開広聴課の三者で行うものとする。
- 県政情報センターにおいて他の実施機関の保有個人情報の利用停止を請求された場合の事務の流れ⇒上記の事務の流れに準じて取り扱うものとする。

(2) 本庁各室課において、直接請求書を受領する場合の事務の流れ



- 請求者の利便を勘案し、上記の流れのように本庁各室課で直接請求書を受領できることとする。
- 出先機関において直接請求書を受領する場合の事務の流れ ⇒上記の事務の流れに準じて取り扱うものとする。ただし、内部調整の協議は、出先機関、本庁各室課、情報公開広聴課の三者で行うものとする。

(3) 出先機関の保有個人情報の利用停止を請求された場合の事務の流れ



※地域県政情報コーナーにおいて、出先機関の保有個人情報の利用停止を請求された場合、当該保有個人情報を有する出先機関を確認の上、当該出先機関への案内を行う。

- 地域県政情報コーナーにおいて本庁各室課の保有個人情報の利用停止を請求された場合の事務の流れ  
⇒請求者と相談、対象情報を特定の上、当該保有個人情報を有する本庁各室課又は県政情報センターに案内する。



## 第五 本人確認関係手続（条例第19条、第24条、第28条、第35条）

第19条第2項（第28条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第24条第4項に規定する請求者（以下「請求者」という。）の本人確認の手続は次のとおり行うものとする。

### 1 本人確認の内容

- (1) 第19条第2項の規定に基づく本人確認は、開示、訂正又は利用停止の請求に係る請求書の受領に当たり、本人以外の者からの開示等の請求を防止するため、次のことを確認する。
  - ア 提出し、又は提示された書類等により証明されている本人と請求者が同一の者であること。
  - イ 請求の対象となる情報が請求者に係る情報であること。
- (2) 第24条第4項の規定に基づく本人確認は、誤って本人以外の者に保有個人情報を開示することによる本人の権利利益の侵害の発生を防止を図るものであり、請求者と開示を受ける者が同一の者であることを確認する。
- (3) 本人になりすまして、不正に保有個人情報の開示を受けた者は、第62条の規定により、5万円以下の過料に処せられることに注意を要する。

### 2 本人確認のための提示書類等

本人確認のため提出し、又は提示しなければならない書類等は、自動車又は原動機付自転車の運転免許証及び旅券のほか別表に掲げる書類（「写真付き住基カード」及び「個人番号カード」は、別表中「1 官公庁の発行する身分証明書」に該当）とする。

### 3 本人確認の方法

- (1) 第19条第2項の規定に基づく本人確認は、次により行う。
  - ア 官公庁（独立行政法人等及び地方独立行政法人を含む。）が発行する写真の貼付された書類等により本人確認を行う。
  - イ 印鑑証明書の提出又は提示及び実印の提示があったときは、両方の印影を照合することにより本人確認を行う。
  - ウ ア又はイ以外の書類等により本人確認を行う場合は、複数の書類等の提出又は提示を求めて行う。これにより難しいときは、当該書類等に記載のない各所属において承知している本人に関する情報（家族の状況等）を当該請求者に聞く方法、請求書等を受領した後、請求書等に記載された住所に往復はがきを送付して返信はがきを受領し、これにより確認する方法等、適切な方法を併用する。
- (2) 第24条第4項の規定に基づく本人確認は、本人に開示の決定書を持参させ、それにより確認する方法、2に定めた書類等の提示により確認する方法を併せて行う。

なお、写真の貼付のない書類等の提示の場合にあっては、請求の際に提出し、又は提示された書類等の写しとの照合等、適切な方法を併用して、本人確認を行う。

#### 4 提出書類の写しの確認

提示された書類等により第19条第2項の規定に基づく本人確認を行ったときは、請求書の備考欄に当該書類等の番号、記号その他必要な事項を記入するとともに、原則として提示された書類の写しを取り、第24条第4項に基づく本人確認の資料とする。

なお、「個人番号カード」を本人確認の資料とし、その写しを取る場合には、表面のみ写しを取り、個人番号が記載されている裏面の写しを取らないよう留意すること。

さらに、各医療保険制度における被保険者証等を本人確認の資料とする場合には、「記号・番号」及び「保険者番号」は請求書の備考欄に書き写さずに「〇〇保険被保険者証で本人確認済み」等と記載するにとどめること。加えて、被保険者証等の写しは取得しないこと。

#### 5 法定代理人の請求

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人から請求があった場合、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類（上記3を準用）のほか、本人が未成年者又は成年被後見人であること及び請求しようとする者が親権者、未成年後見人又は成年後見人であることを明らかにする書類〔例：戸籍謄本、成年後見登記事項証明書等〕の提出又は提示により代理権の確認を行う。

(2) 未成年者の保有個人情報の開示に係る代理請求については、「法定代理人による未成年者の個人情報の開示の請求に係る取扱いについて」を参照のこと。

#### 6 任意代理人（保有特定個人情報に係る請求等に限り）による請求

任意代理人からの請求があった場合、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類（上記3を準用）のほか、本人の押印のある委任状並びにその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示により代理権の確認を行う。

#### 7 代理人が法人である場合

代理人が法人である場合には、上記5、6に規定する書類のほか、請求書を提出しようとする者が、当該法人の役員、職員又は代理人であることを確認するため必要な書類〔例：役員・職員であることを証明する身分証明書、代理人であることを証明する委任状等〕の提出又は提示により確認を行う。

#### 8 郵送等による請求

保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求をしようとする者が、規則第12条に定める理由により、郵送等でその請求をしようとするときは、請求前に実施機関に連絡し、行政文書の内容等の確認、行政文書名の具体的な特定等を行い、本人確認のため、別表に掲げる書類等又はその写しを複数提出する（なお、請求者に対しては、各医療保険制度における被保険者証等を送付する場合、「記号・番号」及び「保険者番号」が復元できない程度に塗り潰した上で送付する

ように、あらかじめ説明すること。それにもかかわらず、「記号・番号」及び「保険者番号」が判別可能な状態で被保険者証の写しの提出を受けた場合には、送付を受けた所管室課所において速やかに被保険者等記号・番号等が復元できない程度にマスキングを行うこと。)

さらに、上記の書類と併せて、病気、身体障害その他やむを得ない理由〔例：遠隔地に居住〕を証する書類その他その理由を具体的に明記した理由書を提出する。また、その請求を受領した実施機関は、電話等で本人にその請求の事実の確認を行うものとする。

郵送等による請求であっても、開示に当たって他人に開示することがないよう本人が請求窓口で閲覧等することが原則であるが、郵送等による保有個人情報の開示を求められた場合には、これに応ずることができる。このときには、請求者は、自己情報の開示請求書中「求める開示の方法」欄に「郵送等での開示を希望します」旨の記載をする。この場合の郵送等の方法は、保有個人情報が他人に閲覧されることのないよう親展とした書留郵便とするものとする。しかし、保有個人情報が他人に漏洩するおそれがないとはいえないので、そのおそれがあることを請求者に十分説明した上で、なお請求者が郵送等による開示を希望した場合に限り、郵送等による保有個人情報の開示を行うものとする。この場合、実施機関は、経緯を記録しておくものとする。

なお、この場合の写しの交付の郵送等に要する費用は請求者の負担とし、写しの作成に係る費用を現金又はゆうちょ銀行が発行する為替証書で、郵送料を切手で送付するよう求め、現金等が届いてから写しを郵送する。

(別 表)

1 官公庁の発行する身分証明書	11 介護保険被保険者証
2 船員手帳	12 船員保険等の被保険者証
3 海技免状	13 共済組合員証
4 猟銃・空気銃所持許可証	14 国民年金手帳
5 戦傷病者手帳	15 厚生年金手帳
6 宅地建物取引士証	16 船員保険年金手帳
7 電気工事士免状	17 恩給等の証書
8 無線従事者免許証	18 印鑑登録証明書（印鑑登録手帳）及び印鑑
9 健康保険被保険者証	19 印鑑登録のときに発行された書類及び印鑑
10 国民健康保険被保険者証	20 その他本人であることを証すると認める書類等

## 第六 内部調整（条例第22条、第31条、第38条）

各室課所長は、第22条、第31条及び第38条に規定する保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に対する決定の処理を行うため、実施機関における内部の調整を図り、統一的な運用を行うため、次のとおり内部調整を行うものとする。

### 1 組織機能

内部調整は、情報公開広聴課において行う。

### 2 協議

各室課所長は、開示、訂正若しくは利用停止の請求に対する決定を行うに当たり、軽易なもの

を除き、あらかじめ情報公開広聴課長に協議することができる。この場合において、出先機関にあつては、原則として本庁の各室課を通じて、情報公開広聴課長に協議する。

### 3 調整

情報公開広聴課長は、各室課所長から協議を受けたときは、開示の請求にあつては関係条文の趣旨及び解釈並びに不開示情報及び第20条各号の判断基準等を基に、訂正若しくは利用停止の請求にあつては関係条文の趣旨及び解釈等を基に、横断的、専門的に調査を行うなど必要な調整を行う。

### 4 決定

各室課所長は、情報公開広聴課長との調整結果に基づき、開示、訂正若しくは利用停止の請求に対する決定を行う。

### 5 通知

各室課所長は、開示、訂正若しくは利用停止の請求に対する決定をしたときは、その内容を情報公開広聴課長に通知する。

### 6 その他

情報公開広聴課長は、他の実施機関から協議を受けたときは、この要領に準じた内部調整を行う。

## 第七 審査請求（条例第40条、第41条及び第44条）

第22条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の決定又は開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為（以下「不開示等の決定又は不作為」という。）について、知事に対する行政不服審査法による審査請求があつた場合の事務は、審査会の庶務に関することを除き、各室課所において処理するものとするが、行政不服審査法が審理の公正性を求めている趣旨にかんがみ、審査請求に関する事務については、審査請求の対象となつた不開示等の決定を起案した職員以外の職員を充てることが適当である。

なお、審査請求に関する事務は行政不服審査法に基づき行われるところ、不開示等の決定又は不作為に係る審査請求にあつては、同法上の「審査庁」は、条例上の「諮問実施機関」と同義である。そこで、以下、行政不服審査法上の手続を取り上げる場合には、特に「審査庁（諮問実施機関）」として表記する。

#### 1 各室課所における事務処理

##### (1) 審査請求書を受領すること。

行政不服審査法の規定に基づき、次の要件について確認のうえ受領するが、次の要件を満たさず不適法なものであつても、補正することができる場合は、相当の期間を定めて補正を命じなければならない（同法第24条）。

なお、次に示すように、審査請求の対象が、処分（不開示等の決定）であるか不作為であるかにより、要件が異なるので留意する必要がある。

## [記載事項の確認等]

処分についての審査請求	不作為についての審査請求
審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所	
審査請求に係る処分の内容	当該不作為に係る開示・訂正・利用停止請求の内容及び年月日
審査請求に係る処分があったことを知った年月日	—
審査請求の趣旨及び理由	—
処分庁の教示の有無及びその内容	—
審査請求年月日	
審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合は、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所	
添付書類等を提出しようとする場合は、その旨（法定されていない任意的な事項ではあるが、参考までに記載しておくことが望ましい。）	
代表者又は管理人、総代又は代理人がある場合は、それぞれの資格を証明する書面（例：商業登記簿・法人登記簿の謄本・抄本、代表者又は管理人を選任したことを証する総会議事録等の写し、代理人委任状等）の添付	
審査請求期間内（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内）になされていること。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。	—
審査請求適格があること（処分によって直接自己の権利利益を侵害された者かどうか。）。	当該不作為に係る開示・訂正・利用停止請求をした者であること。
処分庁又は不作為庁が審査庁である場合は正本1通。それ以外の場合（警察本部長が処分庁又は不作為庁の場合）は、正副2通。	

(2) 神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問に関すること。

審査会への諮問を行うに際しては、条例第40条第2項及び個人情報保護審査会規則第6条各号に規定する次に示す書類を実施機関において調えううえで、作成した諮問書に添付し、遅滞なく、これを行うものとする。

ア 弁明書の写し

行政不服審査法第9条第3項により読み替えて適用する同法第29条第2項に規定され

ている書類で、審査庁（諮問実施機関）において、審査請求から相当の期間内に作成しなければならないとされているものである。弁明書には、処分についての審査請求にあっては当該処分の内容とその理由を、不作為についての審査請求にあっては、処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由を記載する必要がある（同法第 29 条第 3 項各号）。また、ここにいう「相当の期間」は、審査請求書を受領してから、概ね 3 週間を目安とするものとする。

イ 審査請求書の写し

ウ 開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求に係る請求書の写し

エ ウの請求に対する決定に係る通知書の写し（不作為についての審査請求の場合を除く。）

オ 行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 30 条第 1 項に規定する反論書の写し（反論書を提出すべき相当の期間内に反論書の提出があった場合に限る。）

審査庁（諮問実施機関）は、作成した弁明書の副本を、行政不服審査法第 9 条第 3 項により読み替えて適用する同法第 29 条第 5 項に基づき、審査請求人に送付しなければならないが、弁明書の送付を受けた審査請求人は、同法第 30 条第 1 項に基づき、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができるとされている。審査庁（諮問実施機関）は、反論書を受領した際には、その写しを諮問書に添えて諮問を行う必要がある。

なお、諮問を「遅滞なく」行う必要があることから、審査請求人に弁明書の副本を送付する際には、反論書を提出すべき相当の期間を定めることが適当である。反論書を提出すべき「相当の期間」を定めることにより、審査請求人は、当該期間内に反論書を提出することが義務付けられるためである（同法第 30 条第 1 項後段）。もっとも、反論書の提出の機会を保障する観点から、「相当の期間」として、3 週間程度を設定するのが適当である。

カ 行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 30 条第 2 項に規定する意見書の写し（意見書を提出すべき相当の期間内に意見書の提出があった場合に限る。）

審査庁（諮問実施機関）は、作成した弁明書の副本を、行政不服審査法第 9 条第 3 項により読み替えて適用する同法第 29 条第 5 項に基づき、参加人に送付しなければならないが、弁明書の送付を受けた参加人は、同法第 30 条第 1 項に基づき、弁明書に記載された事項に対する意見を記載した書面（意見書）を提出することができるとされている。審査庁（諮問実施機関）は、意見書を受領した際には、その写しを諮問書に添えて諮問を行う必要がある。

なお、諮問を「遅滞なく」行う必要があることから、参加人に弁明書の副本を送付する際には、意見書を提出すべき相当の期間を定めることが適当である。意見書を提出すべき「相当の期間」を定めることにより、参加人は、当該期間内に意見書を提出することが義務付けられるためである（同法第 30 条第 1 項後段）。もっとも、意見書の提出の機会を保障する観点から、「相当の期間」として、3 週間程度を設定するのが適当である。

- (3) 条例第 41 条各号に掲げる次の者に対し、個人情報保護審査会諮問通知書（規則第 20 号様式）により審査会に諮問した旨を通知すること。なお、当該通知の施行年月日の上段には、文書記号及び施行番号を記載すること。

ア 審査請求人及び参加人

- イ 請求者、訂正の請求をした者又は利用停止の請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- ウ 当該審査請求に係る開示又は不開示の決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (4) 行政不服審査法第 31 条から第 36 条に規定する手続を行った場合における審査会への通知に関すること。
- 審査庁（諮問実施機関）において、行政不服審査法第 9 条第 3 項により読み替えて適用する次の手続を実施した場合には、規則第 23 条に基づき、その旨を情報公開広聴課に通知しなければならない。
- ア 口頭意見陳述（同法第 31 条）
- イ 証拠書類等の提出（同法第 32 条）
- ウ 物件の提出要求（同法第 33 条）
- エ 参考人の陳述及び鑑定の要求（同法第 34 条）
- オ 検証（同法第 35 条）
- カ 審理関係人への質問（同法第 36 条）
- なお、通知を受けた審査会は、当該手続に基づき作成された記録等を審査会における審理に供するため、必要に応じ、条例第 42 条第 3 項に基づき、その写し等の提出を要求することとなるので、審査庁（諮問実施機関）は遅滞なく記録を作成しておくことが望まれる。
- (5) 行政不服審査法第 38 条第 1 項に基づく、審査請求人又は参加人からの提出書類等の閲覧又は交付の求めに関すること。
- ア 審査請求人又は参加人からの提出書類等の閲覧又は交付の求め
- 審査請求人又は参加人は、行政不服審査法第 9 条第 3 項により読み替えて適用する同法第 38 条第 1 項に基づき、審査庁（諮問実施機関）に対し、審査庁（諮問実施機関）に提出された提出書類等（同法第 29 条第 4 項各号に掲げる書面又は第 32 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 33 条の規定により提出された書類その他の物件）の閲覧又は交付を求めることができるとされている。具体的には、閲覧又は交付の求めの対象となるのは次の物となる。
- (ア) 行政手続法第 24 条第 1 項に規定する聴聞調書及び同条第 3 項に規定する報告書
- (イ) 行政手続法第 29 条第 1 項に規定する弁明書
- (ウ) 審査請求人又は参加人が提出した証拠書類又は証拠物及び処分庁又は不作為庁が提出した当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件
- (エ) 審査庁が提出を要求し提出を受けた書類その他の物件
- これらのうち、(ア)及び(イ)については、不利益処分を行った際に実施される聴聞又は弁明の機会の付与時に作成等されるものであるため、不開示等の決定又は不作為に係る審査請求にあっては、関係がないこととなる。したがって、実務上、対象となり得るのは(ウ)及び(エ)に規定する提出書類等となる。しかし、審査庁（諮問実施機関）が行政不服審査法第 32 条又は第 33 条の手続に則り、(ウ)又は(エ)に規定する提出書類等を取得した場合、上述(4)で解説したように、当該提出書類等を審査会における審査に供するため、条例第 42 条第 3 項に基づき審査会がその写しの提出を求めることが想定されており、かかる場合にあっては、条例第 44 条第 1 項に基づき、原

則として審査会から当該写しの写しを審査請求人や参加人、諮問実施機関（審査庁）（当該写しの提出者は除く）に送付することとしているため、改めて審査請求人又は参加人が行政不服審査法第38条第1項に基づく閲覧又は交付の求めを行う実益は極めて乏しいと考えられる。

不開示等の決定又は不作為に係る審査請求にあつては、そもそも(ウ)又は(エ)の手続が行われる可能性が決して高くないことを併せて考えると、同法第38条第1項に基づく閲覧又は交付の求めが行われる可能性はさらに低いものとなるが、実際に執り行うこととなった場合には、以下の点に留意しつつ、事務を執り行うこととする。

#### 1 原則

審査庁（諮問実施機関）にあつては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、閲覧又は交付を拒むことはできないこととされている。「その他正当な理由があるとき」とは、提出書類等に不開示情報が記載されているときや提出書類等から不開示情報の全部又は一部の内容が推測されるときなど、客観的に見て閲覧又は交付を行わないことに合理的な理由がある場合をいう。

#### 2 提出書類等の提出人の意見聴取

審査庁（諮問実施機関）は、提出書類等の閲覧又は交付をしようとするときは、審査庁（諮問実施機関）がその必要がないと認める場合を除き、当該提出書類等の提出人の意見を聴取しなければならないとされている（行政不服審査法第38条第2項本文）。もっとも、本項は提出書類等の提出人に閲覧又は交付に係る同意権を与えたものではないことに留意する必要がある。

#### 3 閲覧又は交付日時等の指定

審査庁（諮問実施機関）は、閲覧又は交付の可否を決定したときは、当該求めを行った審査請求人又は参加人に対し、その旨を通知する。その際、審査庁（諮問実施機関）は、閲覧又は交付の日時及び場所を指定することができる（行政不服審査法第38条第3項）。

なお、郵送による交付を行うことも可能であるが、この場合における送料は審査請求人又は参加人の負担となるため留意する必要がある（後述の手数料のほかに、郵送用の切手の送付を求める必要がある。）。

#### 4 手数料

提出書類等の交付に際しては、行政不服審査法第38条第6項により読み替えて適用する同条第4項の定めにより、条例により定められた所定の手数料を納めることとされているが、本県にあつては、神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例に基づき、所定の手数料を納めることとなる。手数料の額は、A4又はA3サイズ1枚（片面）につき、10円（白黒）又は40円（カラー）であるが（同条例別表参照）、原則として納付書を発行し納付を求めることとする。

本事務の取扱を本庁機関が行う場合には、情報公開広聴課において納付書の発行手続をとるため、納付書の発行が見込まれる場合には、予め情報公開広聴課にその旨を知らせるものとする。また、現金領収により手数料を納めることも可能であるが、この場合にあつては、現金出納員を擁する情報公開広聴課において、領収事務を執り行う。

なお、本事務の取扱を出先機関において行う場合にも、同様の対応を取ることとなるが、次に示すように収入所管課（収入科目を設定している所属）は政策法務課となるため、留意する必要がある。

審査庁	事務所管課	収入所管課	納付書発行	現金領収
知事	本庁機関	情報公開広聴課	情報公開広聴課	情報公開広聴課
	出先機関	政策法務課	出先機関	出先機関

#### (6) 審査会からの答申の受領に関すること。



## (7) 審理手続の終結の通知に関すること。

行政不服審査法第41条第1項に基づき、審査庁（諮問実施機関）は、必要な審理を終えたとき認めるときは、審理手続を終結させる。審査庁（諮問実施機関）が審理手続を終結させるときは、同条第3項に基づき、その旨を審査請求人及び参加人に通知する必要がある。

「必要な審理を終えた」時点とは、一般には、処分庁や不作為庁、審査請求人等の主張が尽くされ、審査庁（諮問実施機関）が行うべき裁決の心証を形成したときと考えられるため、審査庁（諮問実施機関）が審査会からの答申を受領し、行うべき裁決の心証を形成した時点を以って、「必要な審理を終えた」とするものと考えられる。

なお、審理手続の終結の通知の方式については、審理手続を終結した旨及び裁決書を審査請求人へ送付する予定時期を記載した書面により行うことが適当である。

## (8) 審査請求に対する裁決書の作成及び審査請求人に対する裁決書の謄本の送付に関すること。

なお、裁決にあたり、審理の公正性を高める観点から、裁決の決裁権者は、審査請求の対象となった不開示等の決定の決裁権者の上位者とする。

## (9) 審査請求を一部又は全部認容し、開示をする場合、訂正をする場合又は利用停止をする場合は、裁決とは別に改めて開示、訂正又は利用停止の決定を行うこと。また、必要があるときは、関係する第三者に告知又は通知等を行うこと。

## (10) 審査請求人に対する審査請求に係る必要な情報の提供に関すること。なお、各室課所が上記の事務を処理するに当たっては、必ず情報公開広聴課と十分に連絡、調整を行うものとし、特に(8)及び(9)の事務を処理するに当たっては、必ず情報公開広聴課と協議の上、調整を行うこと。また、各室課所は、情報公開広聴課が2に掲げる事務を処理するために必要な書類、説明等を求めたときは、その求めに応じなければならないものとする。

## (11) 開示に反対の意思を表示した反対意見書が提出された場合に当該情報を開示するときは、意見提出者に対して、規則第8号様式の3により速やかに通知しなければならない。なお、様式中の審査請求の教示部分については、括弧を消して施行するものとし、意見提出者が既に審査請求を行っており重ねて審査請求を行えない場合には、教示文全体を削除して施行するものとする。

## 2 情報公開広聴課における事務

## (1) 審査会の庶務に関すること。

## (2) 1に掲げる事務の指導及び助言に関すること。

## (3) 審査請求人に対する審査請求に係る必要な情報の提供に関すること。

## 3 その他

第22条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の決定について、他の実施機関に対する行政不服審査法による審査請求があった場合は、この要領に準じた処理を行うものとする。

(参考) 審査請求書の書式例 (処分についての審査請求の場合※)

※実施機関が知事以外の場合にあつては、各様式とも網掛け部分を置き換える必要がある。

提出部数：処分庁又は不作為庁が審査庁である場合は正本1通。それ以外の場合は、正副2通。

<p style="margin: 0;">審査請求書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">神奈川県知事殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">審査請求人 甲野一郎</p> <p style="margin: 0;">次のとおり審査請求をします。</p> <p style="margin: 0;">1 審査請求人の住所、氏名 A市B町10番地 甲野一郎</p> <p style="margin: 0;">2 審査請求に係る処分 神奈川県知事が 年 月 日付けで行った審査請求人に対する不開示（一部開示）決定処分</p> <p style="margin: 0;">3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">4 審査請求の趣旨 「2記載の処分を取り消す。」との裁決を求めます。</p> <p style="margin: 0;">5 審査請求の理由</p> <p style="margin: 0;">6 処分庁の教示の有無及びその内容 「この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。</p> <p style="margin: 0;">7 添付書類</p>
--

(参考) 弁明書の書式例 (処分 (一部開示) についての審査請求の場合)

<p style="margin: 0;">甲野一郎 様</p>	<p style="margin: 0;">(文書記号・施行番号) 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">神奈川県知事 (公印省略)</p>
<p style="margin: 0;">自己情報開示請求の不開示（一部開示）決定に係る弁明書</p>	
<p style="margin: 0;">1 概要</p> <p style="margin: 0;">(1) 開示請求日 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">(2) 決定年月日 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">(3) 請求先 神奈川県知事</p> <p style="margin: 0;">(4) 請求に係る保有個人情報の内容 .....</p> <p style="margin: 0;">2 処分の内容 年 月 日付けのあなたからの保有個人情報の開示の請求に対し、年 月 日付けで、不開示（一部開示）決定を行い、次に掲げるものを不開示としました。 (1) (不開示情報である事に留意しつつ、不開示とした内容を記載) (2) .....</p> <p style="margin: 0;">3 処分の理由 上記1(1)及び(2)を不開示とした理由は次のとおりです。 (1) 1(1)について (不開示情報であることに留意しつつ、不開示とした根拠条項と当該条項に該当する事実を記載) .....</p>	

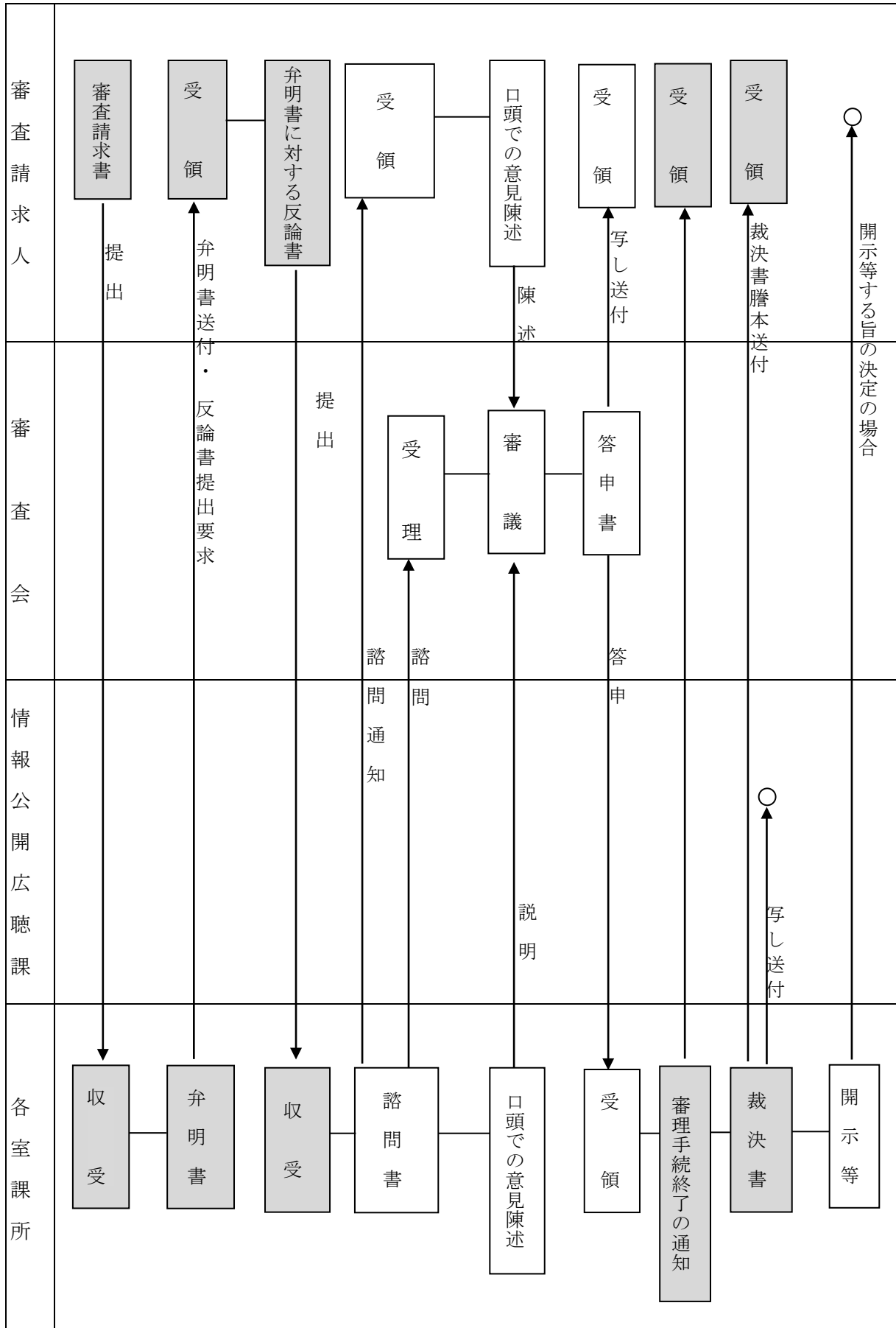
(参考) 反論書提出依頼の書式例 (処分についての審査請求の場合)

<p>甲野一郎 様</p> <p style="text-align: center;">弁明書に対する反論書の提出等について (依頼)</p> <p>あなたから神奈川県知事あてに 年 月 日付けで提起されたました審査請求について、別添のとおり弁明書を送付します。</p> <p>つきましては、弁明書に対する反論がありましたら、反論書を作成の上、年 月 日 ( ) までに (施行日から3週間程度が目安)、神奈川県知事 (〇〇課) あてに提出してください。</p>	<p>(文書記号・施行番号) 年 月 日</p> <p>神奈川県知事 (公印省略)</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>問合せ先 〇〇課 乙野 電話番号 045(210)XXXX</p> </div>	

(参考) 諮問書の書式例 (処分についての審査請求の場合)

<p>神奈川県個人情報保護審査会会長 殿</p> <p style="text-align: center;">自己情報開示請求の不開示 (一部開示) 決定に対する 審査請求について (諮問)</p> <p>年 月 日付けで行った自己情報の不開示 (一部開示) 決定処分について、別添のとおり甲野一郎氏から審査請求がありましたので、神奈川県個人情報保護条例第40条の規定により諮問します。</p>	<p>(文書記号・施行番号) 年 月 日</p> <p>神奈川県知事 (公印省略)</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>問合せ先 〇〇課 乙野 電話番号 045(210)XXXX</p> </div>	
<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 審査請求書の写し</li> <li>* 自己情報開示請求書の写し</li> <li>* 決定通知書の写し</li> <li>* 弁明書の写し</li> <li>* 反論書の写し 等</li> </ul>	

自己情報開示・訂正・利用停止請求に係る審査請求事務の流れ



\* □は行政不服審査法上の手続き

## 第八 開示の請求の特例による試験結果の開示－簡易開示（条例第25条）

第25条に規定する開示の請求の特例の対象は、当面は試験の結果とし、その範囲、手続等は、次のとおりとする。

### 1 対象の範囲

(1) 各試験の所管室課所長は、試験の性質、内容、開示に対する需要、開示した場合の影響等を勘案し、次に掲げる原則的な方向性に基づいて、開示の特例の対象とする試験の結果の範囲を定める。定めた内容は神奈川県公報により告示するものとする。（規則第13条）

なお、知事部局が所管するものについては、情報公開広聴課長が告示の手続を行う。知事部局が所管するもの以外については、各実施機関において手続をするものとする。

#### 特例による試験結果の開示の原則的な方向性

1 資格試験の結果	<p>得点により合否が判定されるものについては、原則として本人に得点（科目別に得点を記録している場合には、科目別得点を含む。）を開示する。</p> <p>実技試験、論文試験等で得点以外の評価が行われる試験については、その部分に関しては、それぞれの試験の性質、内容、開示した場合の影響等個別の事情に基づき判断する。</p>
2 採用試験の結果	<p>順位により合否が判断されるものについては、原則として本人に順位を開示する。</p> <p>順位以外の判定要素を含む場合には、その部分に関しては、それぞれの試験の性質、内容、開示した場合の影響等個別の事情に基づき判断する。</p>
3 入学試験の結果	<p>合否の判定の基準に応じて、原則として本人に順位又は得点を開示する。</p> <p>得点又は順位以外の判定要素を含む場合には、その部分に関しては、それぞれの試験の性質、内容、開示した場合の影響等個別の事情に基づき判断する。</p>
4 その他の試験の結果	<p>種々のものがあるので、前記1、2及び3の原則に準じて、それぞれの試験の性質、内容、開示した場合の影響等個別の事情に基づき判断する。</p>

(2) 特例による開示は、閲覧のみとする。また、代理人による請求は認めない。

### 2 開示の場所

(1) 試験の結果の開示の場所は、請求者の利便性を勘案した場所において実施することとするが、次に掲げる試験については、所管室課所の事務室等において開示することができる。

ア 従来から得点、順位等を所管室課所で開示している試験

イ 学校その他の出先機関が管理する庁舎で合否の発表を行う試験

ウ 合格証等の交付のため受験票及び写真票（以下「受験票等」という。）を所管室課所において使用する必要がある試験その他の所管室課所において開示することが適当と認められる試験

(2) (1) 以外の試験の結果の開示の場所は、原則として県政情報センターとする。

この場合において、所管室課所の長は、県政情報センターの職員の開示事務への協力を情報公開広聴課長に依頼することができ、情報公開広聴課長は、原則としてこれに応じることとする。

### 3 開示の方法等

(1) 採点結果一覧表等特例により開示することとした得点、順位等が記載された書類により、請求者に係る保有個人情報以外の情報を紙等で覆い、請求者に関する部分を開示する。

(2) 県政情報センター以外の場所で開示を実施する場合、所管室課所長（出先機関にあっては、本課の課長）は、開示期間の終了後にその結果等を取りまとめ、試験結果の簡易開示報告書により、開示期間の終了した月の翌月の10日までに情報公開広聴課長に報告する。

なお、試験結果の簡易開示報告書の様式は次のとおりとする。

#### 試験結果の簡易開示報告書

NO

試験の名称	(1次、2次等の別を記入すること。)
所管室課所 (グループ、担当者、電話)	
開示する項目	(科目別得点、総合得点、順位等を記入すること。)
開示に使用する文書名	
開示の期間	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 ~ 年 月 日 ( )
開示の場所	
本人確認の方法 (レ印及び記入)	<input type="checkbox"/> 受験票及び写真票 <input type="checkbox"/> その他 ( )
受験者への周知方法 (レ印及び記入)	<input type="checkbox"/> 受験案内等に記載 <input type="checkbox"/> 試験会場で案内 <input type="checkbox"/> 合否発表の掲示場所に案内を掲示 <input type="checkbox"/> 合否通知等の際に案内を送付 <input type="checkbox"/> その他 ( )
発表日及び方法	年 月 日      掲示      郵送      (○で囲む。)
受験者数	受験者数 合格者数 簡易開示の対象者
開示件数	件
備考	

(3) 県政情報センターで開示を実施する場合で、同センターの職員の開示事務への協力を依頼する場合は、所管室課所長は、開示開始日のおおむね1週間前までに、文書で情報公開広聴課長に依頼する。

この場合の依頼文の参考例は、次のとおりである。

## 〔依頼文の参考例〕

年 月 日

情報公開広聴課長 殿

## 〇〇試験の結果の開示について（依頼）

神奈川県個人情報保護条例第25条の規定による〇〇試験の結果の本人に対する開示について、次により協力を依頼します。

- 1 開示の対象とする保有個人情報  
〇〇試験（1次、2次等）の（科目別得点、総合得点等）
- 2 開示に使用する行政文書  
（例 〇〇試験採点結果一覧表）
- 3 開示の方法  
2に掲げる行政文書の閲覧
- 4 開示の期間  
年 月 日（ ） 時から 年 月 日（ ）まで
- 5 本人確認に使用する書類  
（例 受験票及び写真票）
- 6 その他
  - (1) 合格発表日及び方法  
年 月 日（ ） 時に（〇〇庁舎〇階掲示板に掲示、郵送等）する。
  - (2) 受験者数等  
受験者数 〇〇人  
合格者数 〇〇人  
開示の対象者 〇〇人
  - (3) 簡易開示についての受験者への周知方法  
（受験案内に記載、合否発表場所に掲示等）
  - (4) 提供することができる情報等  
例 ・合格基準  
・解答の配布  
・ランクの内容

（ 問合せ先  
〇〇グループ  
電話 〇〇〇〇 ）

開示に用いる採点結果一覧表、請求者に関する部分以外の部分を覆うための紙等は、所管室課所において準備し、原則として開示開始の1時間前までに県政情報センターへ持参し、同センター職員に引き継ぐ。

また、本人確認用の写真を添付した願書、請求者に提供することができる情報等（例：合格基準、平均点、問題・解答の配布、採点結果等を記入するためのメモ用紙等）がある場合は、併せて持参する。

なお、所管室課所の長は、開示初日等請求者の集中が予想される場合は、所管室課所の職員を県政情報センターに派遣する等により、円滑な開示の実施に努めることとする。

## 4 本人確認の方法

試験結果の開示の本人確認は、原則として受験票等により行う。これにより難しい場合は、自動車運転免許証、旅券その他の官公署の発行する写真添付の証明書、その他本人であることを確実に確認することができる書類により、本人確認を行う。

## 5 開示の期間

開示の期間は、原則として、開示を開始する日から1箇月間とする。

開示を開始する日は、原則として合否の発表の日とする。ただし、特段の理由がある場合は、開示を開始する日を合否の発表の日から起算して1週間以内の日とすることができる。



## 神奈川県 特定個人情報等 安全管理基本方針

平成 27 年 11 月 9 日  
神奈川県 ICT 推進本部通知  
改正 平成 29 年 5 月 9 日  
改正 平成 30 年 4 月 1 日  
改正 令和 2 年 5 月 21 日  
改正 令和 2 年 11 月 1 日

### 1 特定個人情報等の保護に関する考え方

神奈川県では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）に定められた事務において番号利用法に定める個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号利用法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び取扱規程等を整備し、職員に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

### 2 対象範囲

神奈川県特定個人情報等安全管理基本方針が対象とする県の実施機関は、知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会とする。

### 3 特定個人情報等の管理体制

CISO（最高情報セキュリティ責任者）は総括責任者として、特定個人情報等の管理に関する事務を総括するものとする。

総務局デジタル戦略本部室長は、監査責任者として、所属における特定個人情報等の管理の状況について監査する任に当たるものとする。

特定個人情報等を取り扱う所属の長は、保護責任者として所属における特定個人情報等を適切に管理する任に当たるものとする。

### 4 規程整備及び監査

特定個人情報等の適正な取扱いを図るため、個人番号利用事務（番号利用法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務）を実施する所属の保護責任者は、所属における特定個人情報等の管理に係る組織体制及び特定個人情報等の具

体的な取扱いを定める規程を整備するものとする。

個人番号関係事務を実施する所属の保護責任者は、個人番号関係事務における特定個人情報等の具体的な取扱いを定める規程に従い、特定個人情報等を適切に取り扱うものとする。

また、監査責任者は、特定個人情報等が適切に取り扱われていることを確認するため、監査実施要領を定め、定期又は随時に監査を実施するものとする。

## 5 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱うものとする。

### (1) 法令順守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

ここにいう「法令等」には、番号利用法、神奈川県個人情報保護条例といった法令・条例はもとより、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年 特定個人情報保護委員会告示第 6 号）等、国の機関が特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めた規範を含むものとする。

### (2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずるものとする。

### (3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号利用法に定められた事務のうち、あらかじめ明確にされた取扱目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄するものとする。

また、目的外利用を防止するための措置を講ずるものとする。

### (4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号利用法に基づき実施機関自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

### (5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する各種規程及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めるものとする。

## 神奈川県個人情報等取扱事務要綱

平成 27 年 11 月 9 日 政策局長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）及び神奈川県個人情報保護条例（平成 2 年神奈川県条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し、神奈川県特定個人情報等安全管理基本方針を踏まえ、知事が組織として個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に取り組むための基本的事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、番号利用法及び条例において使用する用語の例による。

(職員の責務)

第 3 条 職員は、番号利用法及び条例の趣旨に則り、関連する法令及び神奈川県情報セキュリティポリシー（平成 15 年 4 月 1 日付け神奈川県高度情報化推進会議会長通知）等の各種規程並びに所属長の指示に従い、保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という）が漏えい、滅失又は毀損等しないよう適正な情報管理に努めなければならない。

2 職員は、保有個人情報等の漏えい等の事実又は兆候を把握した場合は、速やかに所属長に報告しなければならない。

(保有特定個人情報等の保護)

第 4 条 所属長は、番号利用法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき個人番号を取り扱う場合には、自ら管理責任を有する特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の適切な管理を実施するため、職員のうち特定個人情報等を取り扱う職員を、その利用目的を達成するために必要最小限の職員に限定して指定し、保有特定個人情報及び個人番号（以下「保有特定個人情報等」という。）にアクセスする権限を付与するものとする。

2 前項の場合において、所属長は所属における特定個人情報等の管理に係る組織体制及び特定個人情報等の具体的な取扱いを定める規程を整備し、総務局デジタル戦略本部室長（以下「デジタル戦略本部室長」という。）に報告するものとする。

3 第 1 項の場合において、所属長は所属における特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にして物理的な安全管理措置を講じるとともに、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人

情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

- 4 特定個人情報ファイルは、番号利用法で定める場合を除き作成しないものとし、職員による特定個人情報等へのアクセスは、番号利用法があらかじめ限定した事務に限り、業務上必要がある場合にのみ行うものとする。
- 5 職員は、番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集、保管又は提供してはならない。また、本人から個人番号の提供を受ける際には成りすましを防止するため、本人確認及び個人番号の確認を確実に行うものとする。

(媒体の管理等)

第 5 条 職員は、条例第 7 条第 1 項に規定する行政文書及び特定個人情報等が記録された媒体を、施錠できる保管庫等に保管しなければならない。

- 2 職員は、真にやむを得ない場合を除き条例第 7 条第 1 項に規定する行政文書及び保有特定個人情報等を複製しないこととし、複製する場合には、その数量・所在を適切に把握し、必要がなくなったときには当該複製を確実に速やかに廃棄しなければならない。
- 3 職員は、条例第 7 条第 1 項に規定する行政文書及び保有特定個人情報等が記録された媒体については、直渡し又は送付特別便の利用などにより、確実に受け渡しを行うものとする。また、原則として、ファクシミリを用いた送付は行わないこととする。

(廃棄等)

第 6 条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の削除又は当該媒体の廃棄を確実に速やかに行うものとする。

(保有個人情報の目的外利用・提供)

第 7 条 所属長は、保有個人情報を条例第 9 条第 2 項の規定に基づき目的外で利用・提供する場合には、原則として相手方から書面により依頼を受け、書面により承諾するものとする。

- 2 所属長は、保有個人情報を目的外で利用・提供したときは、保有個人情報の目的外利用・提供報告書（第 1 号様式）により情報公開広聴課長へ報告するものとする。
- 3 情報公開広聴課長は、知事以外の実施機関に係るものも含めて保有個人情報の目的外利用・提供の状況を取りまとめ、条例第 49 条の規定に基づき公表を行うものとする。
- 4 本条の規定は、目的外での利用・提供が条例第 9 条第 2 項第 1 号（法令の規定に基づく利用・提供）、第 2 号（本人の同意に基づく利用・提供）及び第 4 号（出版・報道等により公にされているものを利用・提供）に該当する場合には適用しない。

(業務の委託)

第8条 所属長は、個人情報の取扱いに係る事務又は事業を実施機関以外の者に委託する場合には、神奈川県個人情報取扱事務委託基準（平成2年9月21日付け県民部長、出納局長通知）に従い、受託者に対して個人情報保護のため必要とする措置を契約上義務付けるものとする。

- 2 前項の場合において委託する事務が個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部である場合には、所属長は、委託先において番号利用法に基づき県が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否か、あらかじめ厳格に確認するものとし、委託を受けた者が県が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、立入検査等により、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 3 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託を行おうとする際には、所属長は、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。

(教育研修)

第9条 政策局政策部長（以下「政策部長」という。）及びデジタル戦略本部室長は、保有個人情報等の適切な取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 所属長は、当該所属の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、政策部長及びデジタル戦略本部室長の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故時の対応)

第10条 所属長は、個人情報等に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、被害の拡大防止及び復旧等のため、直ちに必要な措置を講じるものとし、事故発生の際、被害状況等を調査した上で、個人情報等に係る事故・不祥事報告書（第2号様式）により、速やかに情報公開広聴課長に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事故が発生した場合には、直ちに情報公開広聴課長に当該事故の内容等について報告するものとする。

- 2 所属長（各地域県政総合センター所長を除く。）は、前項に規定する調査を行ったときは、その属する局等の長（神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号）第3条第1項に規定する局長及び会計局長をいう。以下同じ。）に、その内容を報告するものとする。ただし、特に重大と認める事故が発生した場合には、直ちにその属する局等の長に当該事故の内容等について報告するものとする。

- 3 局長等（前項で規定する局等の長及び各地域県政総合センター所長をいう。）は、事故の内容に応じて、当該事故の内容、経緯、被害状況等を知事及び CIS0（最高情報セキュリティ責任者）に速やかに報告するとともに、局としての再発防止策を講じるものとする。
- 4 情報公開広聴課長は、第 1 項の報告を受けた場合には、報告を行った所属長に対して再発防止等のために必要な助言を行うものとする。
- 5 所属長は、前項の助言を踏まえて速やかに再発防止策を講じるとともに事実関係の公表等の措置を講じ、情報公開広聴課長へ報告するものとする。
- 6 情報公開広聴課長は、他の実施機関から事故等の報告を受けたときは、報告を行った実施機関に対して再発防止等のために必要な助言を行うものとする。
- 7 事故に係る情報に個人番号が含まれている場合には、本条の規定中「情報公開広聴課長」とあるのは、「デジタル戦略本部室情報企画担当課長及び情報公開広聴課長」と読み替えるものとし、デジタル戦略本部室情報企画担当課長への報告については、平成 28 年 1 月 21 日付け情報企画課長通知（情企第 142 号）に基づく報告様式により行うものとする。

（点検）

第 11 条 所属長は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について定期的に点検するものとし、必要があると認めるときは、その結果を政策部長（個人番号を含む情報に関しては、政策部長及びデジタル戦略本部室長。第 12 条において同じ。）に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第 12 条 政策部長及び所属長は、点検の結果等を踏まえ、保有個人情報等の適切な管理のための措置について実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、個人情報に係る事故・不祥事対応要綱（平成 18 年 9 月 13 日付け県民部長通知）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

第1号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

保有個人情報の目的外利用・提供報告書

年 月 日

情報公開広聴課長 殿

（所属長）

年 月 日付けで次の保有個人情報について、神奈川県個人情報保護条例第9条第2項の規定に基づき目的外での利用（提供）を承諾したので、神奈川県個人情報等取扱事務要綱第7条第2項に基づき報告します。

- 1 利用所属（又は提供先）
  
- 2 利用目的  
（※法令等に根拠がある場合には、その法令名と該当条項を記載）
  
- 3 利用・提供を許諾した根拠条項  
  
神奈川県個人情報保護条例第9条第2項第 号該当
  
- 4 保有個人情報の記録された行政文書名  
（※当該行政文書の一部のみ利用・提供した場合は、併せてその旨を記載）
  
- 5 利用・提供を行った保有個人情報の内容
  
- 6 利用・提供を行った保有個人情報に係る本人の人数
  
- 7 利用方法



第2号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

個人情報等に係る事故・不祥事報告書

年 月 日

情報公開広聴課長 殿

（所属長）

神奈川県個人情報等取扱事務要綱第10条第1項に基づき、提出します。

発生した所属	
発生した日時	
事故等の内容、経緯、被害状況、講じた措置など	
担当者	所属 電話番号 氏名
備考	

参考様式 1（第 7 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報の目的外利用・提供依頼書

年 月 日

殿

所在地  
名 称

次の保有個人情報について、神奈川県個人情報保護条例第 9 条第 2 項の規定に基づき目的外で利用したい（提供を受けたい）ので、承諾願います。

- 1 利用目的  
(※法令等に根拠がある場合には、その法令名と該当条項を記載)
  
- 2 保有個人情報の内容
  
- 3 利用・提供が必要な保有個人情報に係る本人の人数
  
- 4 利用方法
  
- 5 その他

保有個人情報の目的外利用・提供承諾書

年 月 日

殿

（所 属 長）

年 月 日付けで依頼があった次の保有個人情報について、神奈川県個人情報保護条例第 9 条第 2 項の規定に基づき目的外での利用（提供）を承諾します。

なお、保有個人情報の取扱いには十分注意し、依頼のあった用途に限定して適正に使用してください。

また、当該情報が不要となった場合には、速やかに、かつ確実に廃棄してください。

1 利用目的

（※法令等に根拠がある場合には、その法令名と該当条項を記載）

2 保有個人情報の内容

3 利用（提供）を行う保有個人情報に係る本人の人数

4 利用方法

5 その他

個人情報等取扱事務要綱における安全管理措置 適用関係一覧表

	条項	特定個人情報・個人番号		個人情報記録 (検索性ある個人情報)	左記以外の 個人情報
		【個人番号利用事務】 番号利用法第9条1項・ 2項に基づく取扱い (行政事務での取扱い)	【個人番号関係事務】 左記以外での取扱い (源泉徴収事務等)		
職員の責務	第3条 第1、2項	○	○	○	○
アクセス権限者の 指定	第4条 第1項	○	-	-	-
取扱規程の整備 ・報告	第4条 第2項	○	-	-	-
取扱区域の明確化	第4条 第3項	○	-	-	-
取扱状況の記録	第4条 第3項	○	-	-	-
ファイル作成制限・ アクセス制限	第4条 第4項	○	○	-	-
収集・保管・提供・ 本人確認	第4条 第5項	○	○	-	-
記録媒体の 施錠保管	第5条 第1項	○	○	○	-
複製の制限	第5条 第2項	○	○	○	-
確実な受け渡し・ ファクシミリ禁止	第5条 第3項	○	○	○	-
情報及び記録媒体の 適切廃棄	第6条	○	○	○	○
目的外利用・提供の 書面承諾・報告 ・公表	第7条 第1～4項	○	○	○	○
業務委託の際の 保護措置の義務付け	第8条 第1項	○	○	○	○
業務委託先に 県と同様の措置を 要求	第8条 第2項	○	○	-	-
業務再委託先の 適切性を確認	第8条 第3項	○	○	-	-
教育研修	第9条 第1、2項	○	○	○	○
事故時の対応	第10条 第1～7項	○	○	○	○
点検・評価・見直し	第11条 第12条	○	○	○	○

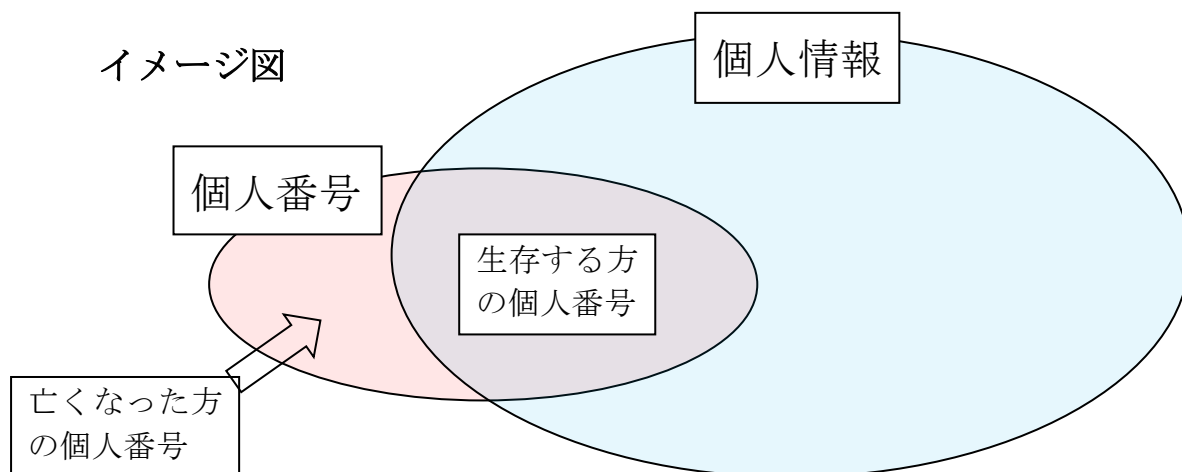
「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」 Q & A

問1 要綱の適用対象となるのは、どのような情報か。(第1条)

(答)

- この要綱は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する「個人情報」を、知事部局において適切に取り扱うための全庁的なルールを定めることを主眼としたものです。
- なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に規定する個人番号については、それが生存する方の個人番号であれば条例にいう「個人情報」に該当しますが、亡くなった方の個人番号については条例第2条第1号の個人情報の定義に該当しないため、個人情報ではないこととなります。
- しかしながら、亡くなった方の個人番号についても番号利用法に基づき適切に取り扱う必要がありますので、要綱では条例に規定する個人情報及び亡くなった方の個人番号を含む情報を「個人情報等」と定義し、要綱適用の対象としています。

イメージ図



※ いずれかの楕円に含まれるものが要綱の適用対象となる「個人情報等」

問2 個人番号を扱う場合には、特定個人情報等の管理に係る組織体制及び特定個人情報等の具体的な取扱いを定める規程を各所属で必ず整備する必要があるのか。(第4条)

(答)

- 県が個人番号を取り扱う場合には、大きく分けて、行政としての立場で各種の申請や届出・報告を受け、あるいは課税を行う場合と、一般の事業所と同じ立場で、職員への給与支払や一定の個人事業主への報酬等支払いに係る源泉徴収を行う場合とがあります。
- 要綱では、このうち行政としての立場で個人番号を取り扱う場合にのみ、各所属で個々の事務の実態を踏まえて規程を整備することとしており、個人

番号を取り扱う所属が全て、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める規程を整備する必要がある訳ではありません。

- なお、一般の事業所と同じ立場での個人番号の使用については、人事課が定める「職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領」や会計課が定める「委員報酬及び謝金等に係る法定調書等の提出事務における特定個人情報等取扱要領」において、全庁共通の取扱いが定められております。

問3 個人情報を含む書類は、全て施錠管理する必要があるのか。また、ファクシミリでは個人情報を含む情報を送信してはいけないのか。(第5条)

(答)

- 条例第2条第1号において、個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(略)により特定の個人を識別することができるもの(以下略)」や「個人識別符号が含まれるもの」と規定されており、様々な情報が、条例に規定する個人情報に該当することとなります。
- 例えば、職員の所属名と苗字が記載された名札や職員録、あるいはファクシミリ送信先の企業名、部署名及び担当者名が記載されたファクシミリ送信票なども、個人情報を含む書類となります。
- これらのものも含め、全て施錠管理を行うことやファクシミリでの送信は行わないこととしてしまうと業務に多大な支障が生じることから、要綱第5条各項では、特に情報流出時の影響が大きい「検索性のある」個人情報と個人番号を含む情報について、厳格な取扱いを定めることといたしました。
- なお、条例第6条では「病歴」「心身の機能の障害」「健康診断等の結果」等の11項目を要配慮個人情報として規定しており、これらの情報についても同様に厳格な取扱いが求められます。

問4 個人情報記録及び個人番号が含まれる情報は原則としてファクシミリでの送信は行わないとのことだが、電子メールの利用は差し支えないか。また、ファクシミリの利用は、なぜ駄目なのか。(第5条)

(答)

- 要綱では、個人情報記録及び個人番号が含まれる情報について、ファクシミリでの送信は原則として行わないこととしていますが、これは、ファクシミリの場合はパスワードによる保護措置を行うことができず、送信先の誤りが重要な個人情報等の漏えいに直結してしまうからです。
- なお、電子メールを用いた送信については要綱上の規定はありませんが、神奈川県情報セキュリティポリシーにおいて、宛先の情報及び発信者に係るもの以外の個人情報は原則として電子メールで送信してはならないこととされており、業務上必要があつてやむをえず送信する場合には、暗号化等の機密性確保のための措置を講じるものとされています。

問5 保有個人情報の目的外利用・提供について、なぜ、書面での依頼や承諾、目的外利用・提供状況の公表等を行うこととするのか。(第7条)

(答)

- 平成27年10月5日施行の条例改正前は、保有個人情報を目的外で利用・提供した場合には、一定の場合を除き、その旨を本人に通知することとされていました。
- 条例改正に伴い本人通知の規定は削除されましたが、国の機関では目的外利用・提供の状況を毎年公表していることも踏まえ、県でも本人への通知に代え、同様の取組を行うこととしたものです。
- また、従前は目的外利用・提供の状況を県として正確に把握する仕組みがなかったことから、併せて組織としての確実な意思決定と情報の集約を行えるよう、書面による依頼・承諾等を規定したものです。

問6 業務委託により個人番号を含む情報を委託先に取り扱わせる場合には、委託先において番号利用法に基づき県が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを、あらかじめ厳格に確認することのだが、具体的には、どのように確認すれば良いのか。(第8条)

(答)

- 契約締結前に、委託先候補者から個人情報に係る取扱規程の提出を求める等の方法により確認することが考えられます。
- なお、個人番号の管理は特に慎重な取扱いが求められますので、必要に応じて実地調査等を行えるよう、契約内容に個人情報の適切な取扱いを確保するための規定を盛り込むことも必要です。
- 詳しくは「神奈川県個人情報取扱事務委託基準」を参照してください。

問7 要綱第10条第5項に、「所属長は、前項の助言を踏まえて速やかに再発防止策を講じるとともに事実関係の公表等の措置を講じ、」と規定しているが、どのような場合を公表を要しない場合と想定しているのか。(第10条)

(答)

- 個人情報に係る事故情報は原則公表すべきものと考えています。
- 公表を要しない場合とは、二次被害発生の可能性が低く、社会的影響も小さい上、紛失・漏えいされた個人情報に係る本人に公表されたくないという強い意向（本人が推測される懸念や公になることによる精神的苦痛など）があるなど、極めて例外的な場合であると考えています。

問8 情報公開広聴課に報告された事故情報について、情報公開請求があった場合、公開することになるのか。公開するとすれば、情報公開広聴課に報告することが躊躇される。(第10条)

(答)

- 情報公開広聴課に情報公開請求があれば、情報公開条例第5条の各号に規定している非公開情報に該当する情報以外の情報は公開となります。

- 実施機関に情報公開請求があっても同様です。
- したがって、情報公開請求があって初めて公開するということになると、事故の隠蔽を疑われますので、社会的な影響が大きい事故や二次被害発生の可能性が高い事故については、原則として、実施機関が速やかに公表したほうがよいと考えています。

以上



## 神奈川県ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（抜粋）

### ○ 業務編

（中略）

#### 8 ソーシャルメディア上の個人情報の取扱い

- （1）ソーシャルメディア上に、公開されていない個人情報の発信をしてはならない。ただし、本人の同意を得たうえで、あて先の情報及び発信者に係る情報を発信する場合は、この限りではない。
- （2）ソーシャルメディア上に「投稿者（県を除く。）が投稿者自身の個人情報を書き込んだ場合」は、基本的に本人同意による提供とみなす。
- （3）ソーシャルメディア上に「投稿者（県を除く。）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合」は、県の管理権限が及ぶ範囲において、運用上想定されること以外の他人の個人情報の記載は控えるよう注意喚起を行う。
- （4）ソーシャルメディアを運用する各所属が、利用者による投稿内容について、禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者事前に通知することなく、県の管理権限が及ぶ範囲において、投稿の削除その他必要な措置を取ることができる旨、アカウント運用ポリシー等に明示する。
- （5）開示・訂正・削除請求等ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いは、個人情報保護条例、取扱要領等に基づき適切に対応する。

上記ガイドライン（所管は知事室）の規定に基づき、主として県の管理権限（Facebook等ソーシャルメディア上に書き込まれた情報を削除等できる権限）が及ぶ領域におけるソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについて、県個人情報保護条例の規定の適用の考え方を整理するとともに、個人情報の適切な取扱いを行うために必要な事項などをより詳細に定めるため、平成25年4月1日付で「ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いに関する要領」を次頁以下のとおり制定した。

## ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いに関する要領

### 1 趣旨

「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）5（5）の規定に基づき、主として県の管理権限（書き込まれた情報を削除等できる権限。以下、同じ）が及ぶ領域におけるソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについて、個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定の適用の考え方を整理するとともに、個人情報の適切な取扱いを行うために必要な事項などを定める。

### 2 ソーシャルメディア上の個人情報に対する条例の規定の適用について

#### （1）条例の規定の適用対象となる個人情報

県の管理権限が及ぶ領域における個人情報は、条例上の「保有個人情報」となり、条例の規定の対象となる。（Facebook、Ustream、Instagram等上の県の管理権限が及ぶ領域に、投稿者（県以外）により個人情報（投稿者以外の個人情報を含む）が書き込まれた時点で、その個人情報も県の保有個人情報となる。）

※「保有個人情報」該当性などについての検討内容は別紙1のとおり。

#### （2）条例の規定の適用対象とならない個人情報

県の管理権限が及ばない領域における個人情報は、県の保有個人情報とはならず、条例の規定の対象とはならない。

ただし、県が書き込む場合は、県が保有している保有個人情報を第三者に提供することとなるので、取扱目的にそもそも含まれていることや本人同意があること、法令等の規定に基づくことなど、条例第9条に規定する提供制限規定に抵触しないことが必要である。

なお、Twitterなど県の管理権限が及ばない領域においても、その投稿内容、表記方法によっては、県の管理権限が及んでいるのではないかとの誤解が生ずるおそれがあるため、管理権限が及ばない旨の注意喚起などを状況に応じて行うことが適当である。

### 3 ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについて

ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについては、ガイドラインに定めるほか、以下のとおりとするものとする。

#### （1）不適切な投稿の抑制及び削除等

県の管理権限が及ぶ領域について、次のとおり、不適切な投稿の抑制及び削除等の措置を行うこととする。

ア 県民等利用者に対し、不必要な第三者（他人）の個人情報の記載は控えるよう、アカウント運用ポリシーなどに明示すること。

イ 個人情報の保護を図るため、プライバシーなど個人の権利利益の侵害となる個人情報などを投稿禁止事項として定め（以下「個人情報投稿禁止事項」という。）、当該個人情報投稿禁止事項に該当する投稿があった場合には、投稿の削除等必要な措置を取ること。

ウ 個人情報投稿禁止事項に該当する投稿がなされた場合において、投稿者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他必要な措置を取ることがあることを、アカウント運用ポリシーなどに明示すること。

※ アカウント運用ポリシー記載例（利用者への注意喚起等）

○ 本県が運用するソーシャルメディアを利用（投稿等）する際には、運用上想定されること以外の第三者（他人）の個人情報の記載は控えてください。

○ 次に掲げる投稿は禁止とします。投稿内容が禁止事項に該当すると判断した場合は、投稿者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他必要な措置を取ることとします。（個人情報保護以外の一般的な禁止事項も含めて例示）

禁止事項（例示）

- ・ 本人の同意のない第三者の個人情報であって、プライバシーなど個人の権利利益を侵害するもの
- ・ 法令等に違反し、又は違反する恐れのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 人権侵害となるもの
- ・ 掲載記事の趣旨に関係のないもの
- ・ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- ・ 営業活動、政治活動、宗教活動、その他営利を目的としたもの
- ・ 虚偽や事実誤認の内容を含むもの
- ・ わいせつな表現等不適切な内容を含むもの
- ・ その他、神奈川県が不適切と判断したもの

○ 開示・訂正・削除請求があった場合は、請求者の本人確認、情報の本人性確認等慎重に判断した上で対応するものとします。

(2) 条例に基づく開示・訂正・削除請求等への対応

ソーシャルメディア上の県の管理権限が及ぶ領域において、県が書き込んだ個人情報、書き込まれた投稿者本人の個人情報及び投稿者が書き込んだ第三者（他人）の個人情報については、条例上の県の保有個人情報となるため、条例に基づく開示・訂正・削除請求等の対象となるが、その取扱いについては、次のとおりとする。

ア 開示・訂正・削除請求があった場合の本人確認については、別表1のとおり、請求者の区分に応じて、請求者の本人確認、情報の本人性確認等に

- について慎重に判断するものとし、本人確認等ができた場合のみ対応する。
- イ 開示請求及び訂正・削除請求があった場合、別表2及び別表3により対応するものとする。なお、訂正の対象とするのは、その性質上客観的な正誤の判定に適する「事実」のみであり、「主観的評価」や「意見」などは訂正対象とはならない。
- ウ ソーシャルメディア上の情報については、既に公開空間に書き込まれ、公衆の閲覧可能な状態に置かれたものであるため、訂正・削除請求に応じた際は、その旨についての当該ソーシャルメディアへの書き込みや県ホームページへの掲載等の必要性について検討を行い、適切かつ誠実に対応するものとする。
- エ ソーシャルメディア上の県の管理権限が及ぶ領域内の情報（行政文書）については、その媒体等の性質に応じて、適切に整理及び保管しなければならない（神奈川県行政文書管理規程第52条）。さらに、削除請求等への対応にあたっては、請求から削除等処理までの一連の経過を適切に記録・保管しておくものとする。

### （3）事務登録

ソーシャルメディアを利用して個人情報を発信・収集する場合には、条例第7条、個人情報事務登録簿の記入要領第19項に基づき、ホームページによる広報と同様に、利用するソーシャルメディアの種類（Facebook、Youtube等）など必要事項を事務登録簿に記入の上、登録する。

### （4）保有個人情報の管理者としての県の責務について

個人情報保護条例第11条第1項「漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置」を講ずる責務、「正確、完全かつ最新なものに保つ」責務については、基本的に対応不要である。（「漏えい」は公開空間への書き込みであるため原理的に不成立である。「き損」「滅失」については、改ざん対応等基本的にサーバー管理者が対応すべき問題である。「正確、完全、最新」については、書き込み内容がそのまま保持されていればよいだけであるので原理的に対応不要である。）

## 4 その他

本要領の解釈や運用のほか、ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについて疑義が生じた場合などにおいては、情報公開広聴課長に協議の上、適切な取扱いを行うものとする。

## 附 則

（施行期日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別紙 1

○行政文書（保有個人情報）該当性の整理

・「行政文書(保有個人情報)」の定義等

条例第2条は、「保有個人情報」を、「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した個人情報であって(中略) 当該実施機関が保有しているもの(行政文書に記録されているものに限る。)」と定義している。

「行政文書」に記録されている個人情報が「保有個人情報」となるが、「行政文書」は、「分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書…(中略)…であって、当該実施機関において管理しているものをいう」と定義されている。(同条)

また、「実施機関において管理している」ことについては、本県においては、「文書等を事実上支配(当該文書の作成、保管、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。)している状態」をいうとしている。(県情報公開ハンドブック第3条(定義)関係趣旨及び解釈)

・「行政文書(保有個人情報)」該当性の整理

上記の定義及び運用からは、ソーシャル・メディア上の個人情報についても、県(実施機関)が当該情報を事実上支配していれば、当該情報は「行政文書」に該当し、したがって「保有個人情報」となる、と整理するのが自然である。

ソーシャル・メディア上の個人情報については、公開空間において本人が書き込んでいること、サーバーの管理権限は基本的にサービス提供企業に帰属していることなどから、各都道府県においても判断が分かれているが(保有個人情報として扱う都道府県は約3分の1強)、本県においては、安全側(個人情報本人の権利がより擁護される側)に立つことが適切との判断から、  
⇒ソーシャル・メディア上の個人情報については、当該情報に対する実質的な管理権限が及んでいるものについて、「保有個人情報」に該当するものとする。

個別メディアごとの整理

種別	Facebook、Ustream、Instagram等	Twitter
行政文書(県保有個人情報) 該当性	○ 該当 ※ <u>県が管理権限を有する領域に限る。</u>	× 非該当 ※他人のツイートについて、 <u>県の管理権限は及ばない。</u>

※Facebook、Ustream、Instagramでは、利用規約により、県の領域においては、第三者を含む全ての書き込み情報の削除等を行うことができ、県が管理権限を有すると考えられる。

※投稿者のコメントのショートカットをクリックした先の登録者プロフィール情報等には管理権限は及ばない。

※Twitterでは、ツイートについて他人が訂正・削除を行うことはできない。

別表 1

○ 開示・訂正・削除請求があった場合の本人確認について

区分	請求者の本人確認	情報の本人性確認	備考
①投稿者本人からの請求	<p>○原則として来庁を求める。</p> <p>○来庁者と持参本人証明書類との突合により確認</p> <p>※通常の保有個人情報開示等請求と同様手続き</p>	<p>○投稿者自らによる訂正削除が可能であることから、請求に応ずるのは、時間経過による場合など、例外的な事案となるため、ケースバイケースで本人の情報に相違ないことを慎重に判断することとする。</p> <p>・確認手法例：窓口で登録者しか入れないページに実際に入ってもらい、当該ID利用者であることを確認する（パスワードや秘密の質問など、本人しか知りえない情報を知っていることで確認（担当者は入力内容は見ない））</p>	<p>※なりすましのケースも想定されるが、基本的に訂正削除要求には応じないので、他人の個人情報を開示する心配は無い。</p> <p>※時間が経過したものについては、「未成年時の書込みが就職面接に悪影響を及ぼす」など、基本的に「本人の不利益」に繋がるケースが主に想定され、なりすましは考えにくい。</p>
②書き込まれた第三者本人からの請求	<p>○原則として来庁を求める。</p> <p>○来庁者と持参本人証明書類との突合により確認</p> <p>※通常の保有個人情報開示等請求と同様手続き</p>	<p>○書き込まれている情報の内容が、請求者本人の個人情報であるか、記述内容や前後の文脈情報などにより判断。</p>	<p>○広く一般に公開されていることから、なりすましのリスクが比較的大きくなるので、より慎重な本人性確認（複数材料によるチェックなど）を行う。</p>

別表 2

○ 開示請求への対応について

区分	対応案
① 県が書き込んだ個人情報	○ 公開空間への書き込みであり、書き込み前に本人同意があると考えられるが、当該個人情報の主体（本人）は、投稿者やページ閲覧者とは限らないことから、基本的に開示請求に応じることとする。
	△ ただし、既に開示済みと同様の状態に置かれることから、閲覧可能なページの案内で了解される場合は、当該案内にとどめることも可能である。
② 投稿者が書き込んだ投稿者本人の個人情報	× 公開空間への本人による書き込みであり、既に開示済みと同様の状態に置かれていることから、基本的に請求には応じないこととする。（閲覧可能ページの案内を行う）
	△ ただし、時間経過に伴う過去の開示請求については、閲覧可能状況などを勘案の上、請求に応ずることとする。
③ 投稿者が書き込んだ第三者の個人情報	○ 公開空間への書き込みであるが、当該個人情報の主体（本人）は、投稿者やページ閲覧者とは限らないことから、基本的に開示請求に応じることとする。
	△ ただし、既に開示済みと同様の状態に置かれることから、閲覧可能なページの案内で了解される場合は、当該案内にとどめることも可能である。

別表 3

○ 訂正・削除請求への対応について

区分	対応案
① 県が書き込んだ個人情報	○ 通常の請求と同様に对应する。（区別する理由なし）
② 投稿者が書き込んだ投稿者本人の個人情報	× 本人自らによる訂正削除ができることから、基本的に請求に応じないこととする。（本人自らによる訂正削除を依頼する）
	△ ただし、時間経過に伴う過去の訂正・削除請求や未成年者の書き込みに関する訂正・削除請求など、請求理由が妥当と認められる案件については、本人による対応可能状況などを勘案の上、請求に応ずることとする（「忘れられる権利」）。
③ 投稿者が書き込んだ第三者の個人情報	○ 通常の請求と同様に对应する。 ※訂正等の対象となるのは客観的な正誤の判定に適する「事実」のみ。（「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等の事実をいう。」（県個人情報保護ハンドブック第27条（自己情報の訂正請求権）関係趣旨及び解釈） ※誹謗中傷等の訂正削除については、個人情報保護とは別の法令スキーム（民法上の名誉毀損等）による対応が必要となるので、注意が必要である。



## 神奈川県 特定個人情報保護評価 実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、本県が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づき特定個人情報保護評価を実施する際の手続について必要な事項を定め、特定個人情報ファイルの安全かつ適正な取扱いを図ることを目的とする。

(実施機関)

**第2条** この要綱は、次に掲げる機関に適用するものとする。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人

(定義)

**第3条** この要綱において使用する用語は、番号利用法、規則及び特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日 特定個人情報保護委員会作成。以下「指針」という。）において使用する用語の例による。

(基礎項目評価書の提出)

**第4条** 個人番号利用事務又は個人番号関係事務を所管する所属（以下「番号利用所属」という。）の長は、特定個人情報ファイル（専ら当該実施機関の職員又は職員であった者の人事・給与又は福利厚生に関する事項を記録するもの、対象人数が1,000人未満のもの及び電子計算機を用いて検索することができないものを除く。）を保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを保有しようとする日（システム用ファイルを保有しようとする場合にあっては、システムの要件定義の終了する日）の90日前までに、基礎項目評価書（様式2）を情報公開広聴課長へ提出するものとする。

(しきい値判断)

**第5条** 情報公開広聴課長は、基礎項目評価書の提出を受けた時には規則及び指針に定める基準に基づき作成すべき特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）を決定し、その結果を番号利用所属の長に速やかに通知するものとする。

2 番号利用所属の長は、前項の規定により全項目評価書（様式4）又は重点項目評価書（様式3）を作成するよう通知を受けた場合には、指針に基づき、速やかに指定された評価書を作成するものとする。

(県民意見の聴取)

- 第6条** 番号利用所属の長は、前条第2項に基づき全項目評価書(様式4)又は重点項目評価書(様式3)を作成するよう通知を受けた場合には、指定された評価書の案を作成した上で、かながわ県民意見反映手続要綱(平成13年3月12日付 県民部長通知)に則り、又はこれに準じて、県民意見聴取手続を実施するものとする。
- 2 県民意見の聴取にあたっては、番号利用所属の長は、同要綱第11条第1項に規定する政策局政策部長への報告を行う際に、併せて当該報告の写しを情報公開広聴課長へ提出するものとする。
  - 3 番号利用所属の長は、得られた県民意見を充分考慮して必要な見直しを行った評価書の案を情報公開広聴課長へ送付するものとする。

(第三者点検等)

- 第7条** 全項目評価書(様式4)を作成する番号利用所属の長は、前条第3項に規定する評価書の案について、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、同審議会の意見を聴くものとする。
- 2 重点項目評価書(様式3)を作成する番号利用所属の長は、前条第3項に規定する評価書の案について審議会に報告し、同審議会の意見を聴くものとする。
  - 3 情報公開広聴課長は、基礎項目評価書(様式2)について審議会に報告するものとする。

(評価書の公表等)

- 第8条** 前条第1項及び第2項に規定する手続を実施したときは、番号利用所属の長は必要に応じて評価書を見直した後、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)へ提出すべき評価書を情報公開広聴課長へ送付するものとする。
- 2 情報公開広聴課長は、評価書を委員会に提出するとともに、特定個人情報保護評価計画管理書(様式1)の作成・更新及び委員会への提出を行うものとする。
  - 3 評価書は、委員会への提出後速やかに公表するものとする。
  - 4 前項の規定による評価書の公表は、番号利用所属及び情報公開広聴課における評価書の備え付け及び、番号利用所属のホームページへの登載によるものとする。  
 なお、情報公開広聴課長は、公表中の評価書の一覧を作成し、情報公開広聴課の所属ホームページに登載するとともに、番号利用所属が所属ホームページで公表している評価書にリンクさせるものとする。

(個人番号利用事務等の廃止)

- 第9条** 番号利用所属の長は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を廃止した時は、その旨を速やかに情報公開広聴課長へ報告するとともに、評価書に、その旨を追記するものとする。
- 2 情報公開広聴課長は、前項の規定により報告を受けた場合には、その旨を委員会へ報告するものとする。

- 3 第1項の規定により事務廃止の旨を追記した評価書は、事務を廃止した日から3年を経過する日まで公表を継続するものとする。

(特定個人情報ファイルの変更)

**第10条** 番号利用所属の長は、保有する特定個人情報ファイルに指針第6 2(2)に規定する「重要な変更」を加えようとする時は、当該変更を加える日の90日前までに変更しようとする部分を明示した評価書の案を情報公開広聴課長へ送付し、改めて特定個人情報保護評価を実施するものとする。

ただし、災害発生時の対応等、特定個人情報保護評価を事前に実施できない場合にあっては、特定個人情報ファイルの取扱いの変更後、速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(評価書の見直し)

**第11条** 番号利用所属の長は、随時評価書を見直すほか、毎年4月に記載内容の妥当性について検証を行い、必要に応じて記載事項を変更するものとする。

- 2 番号利用所属の長は、前項の規定により評価書の記載事項を変更した場合には、変更後の評価書を情報公開広聴課長へ送付するものとする。
- 3 情報公開広聴課長は、前項の規定により評価書の送付を受けた場合において、対象人数又は取扱者数の増加により、作成すべき評価書の種類が変更となる場合には、その旨を速やかに番号利用所属の長に通知するものとし、通知を受けた番号利用所属の長は、改めて特定個人情報保護評価を実施するものとする。
- 4 情報公開広聴課長は、評価実施機関において特定個人情報に係る重大事故が発生し、公表中の評価書の種類を変更する必要がある場合には、その旨を速やかに関係する番号利用所属の長に通知するものとし、通知を受けた番号利用所属の長は、改めて特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(5年毎の再評価)

**第12条** 番号利用所属の長は、5年毎に特定個人情報保護評価を改めて実施するものとする。

- 2 前項に規定する再評価を実施するため、番号利用所属の長は直近の評価書公表の日から4年を経過した後の最初の4月30日までに情報公開広聴課長へ基礎項目評価書を提出するものとする。
- 3 第1項の規定に基づき新たに作成する評価書が従前の評価書と同種であり、かつ、従前の評価書と比較して指針第6 2(2)に規定する「重要な変更」に相当する相違点がない場合には、重点項目評価の再実施に当たっては第6条の規定を適用しないこととし、当該評価書については情報公開広聴課長が審議会に報告を行うものとする。

また、全項目評価の再実施に当たっては、番号利用所属の長は県民意見聴取後の評価書について審議会に報告し、同審議会の意見を聴くものとする。

- 4 第1項の規定に基づき新たに作成する評価書が前項の規定に該当しない場合には、本要綱に定める原則どおりに手続を実施するものとする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に特定個人情報保護評価の実施対象となるシステム用ファイルを保有するためのシステム開発のプログラミングに着手している場合には、第4条中「システムの要件定義の終了する日」を「特定個人情報ファイルを保有するとき」に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

※ 様式1～様式4は、国の個人情報保護委員会が定める様式であるため省略した。

(様式1の一部)

<b>特定個人情報保護評価計画管理書</b>
<b>評価実施機関名</b>
1 ページ
<b>作成・最終更新日</b>
<b>担当部署</b>
[平成29年5月 様式1]

神奈川県個人情報保護推進会議設置要綱

(設置)

第1条 個人情報の保護について、県と事業者の関係者が連携し、事業者における個人情報の保護（以下「個人情報保護」という。）を効果的に推進するため、神奈川県個人情報保護推進会議（以下「推進会議」という。）を設ける。

(会議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について会議を行う。

- (1) 個人情報保護のための県の施策に関すること。
- (2) 個人情報保護のための事業者の自主的な諸方策に関すること。
- (3) 事業者の個人情報の取扱い実態の把握に関すること。
- (4) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 別表第1に掲げる関係団体の担当者
- (2) 別表第2に掲げる関係課の担当者
- (3) その他適当と認められる者

(会長及び職務代理)

第4条 推進会議に会長を置き、会長は、政策局政策部情報公開広聴課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、必要があるときは随時、推進会議を招集し、その議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、政策局政策部情報公開広聴課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月29日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月12日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月14日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公益社団法人 神奈川県医師会	神奈川県身体障害施設協会
公益社団法人 神奈川県LPガス協会	神奈川県知的障害施設団体連合会
一般社団法人 神奈川県経営者協会	特定非営利活動法人 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会
一般社団法人 神奈川県経済同友会	特定非営利活動法人 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会	神奈川県国民健康保険団体連合会
神奈川県自動車販売店協会	一般社団法人 神奈川県鍼灸マッサージ師会
一般社団法人 神奈川県商工会議所連合会	公益社団法人 神奈川県鍼灸師会
神奈川県商工会連合会	公益社団法人 神奈川県病院協会
一般社団法人 神奈川県情報サービス産業協会	一般社団法人 神奈川県精神科病院協会
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会	一般社団法人 神奈川県歯科技工士会
神奈川県信用組合協会	公益社団法人 神奈川県柔道整復師会
公益財団法人 神奈川県生活衛生営業指導センター	一般社団法人 神奈川県ビルメンテナンス協会
一般社団法人 神奈川県専修学校各種学校協会	公益社団法人 神奈川県ペストコントロール協会
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会	公益社団法人 神奈川県生活水保全協会
神奈川県中小企業団体中央会	公益社団法人 全国建築物飲料水管理協会南関東支部
神奈川県農業協同組合中央会	一般社団法人 神奈川県調理師連合会
神奈川県納税貯蓄組合連合会	神奈川県理容生活衛生同業組合
神奈川県行政書士会	神奈川県美容業生活衛生同業組合
一般社団法人 神奈川県高圧ガス保安協会	公益社団法人 神奈川県薬剤師会
株式会社 神奈川県エルピーガス保安センター	公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会
公益社団法人 神奈川県高圧ガス防災協議会	一般社団法人 神奈川県医薬品登録販売者協会
一般社団法人 神奈川県高圧ガス流通保安協会	公益社団法人 神奈川県医薬品配置協会
一般社団法人 神奈川県火薬類保安協会	一般社団法人 全国旅行業協会神奈川県支部
神奈川県私立小学校協会	神奈川県職業能力開発協会
一般財団法人 神奈川県私立中学高等学校協会	公益社団法人 神奈川県シルバー人材センター連合会
公益社団法人 神奈川県私立幼稚園連合会	一般社団法人 神奈川県広告美術協会
公益財団法人 神奈川県私立幼稚園退職基金財団	一般社団法人 神奈川県建築士会
神奈川県生活協同組合連合会	神奈川県博物館協会
公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会	一般社団法人 神奈川県建設業協会
神奈川県森林組合連合会	一般社団法人 神奈川県建物解体業協会
神奈川県土地改良事業団体連合会	一般社団法人 神奈川県不動産鑑定士協会
一般社団法人 神奈川県農業会議	一般社団法人 神奈川県指定自動車教習所協会
公益社団法人 神奈川県獣医師会	一般社団法人 神奈川県警備業協会
神奈川県酪農業協同組合連合会	一般社団法人 神奈川県銃砲安全協会連合会
神奈川県養鶏経済農業協同組合連合会	神奈川県質屋組合連合会
神奈川県漁業協同組合連合会	公益財団法人 神奈川県産業振興センター
神奈川県内水面漁業協同組合連合会	公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部
全国合同漁業共済組合神奈川県事務所	一般社団法人 神奈川県電業協会
一般社団法人 神奈川県保育会	公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会
神奈川県保育士会	神奈川県社会保険労務士会

別表第2（第3条関係）

環境農政局農政部農政課	環境農政局農政部農業振興課
環境農政局農政部水産課	産業労働局中小企業部金融課
県土整備局事業管理部建設業課	県土整備局建築住宅部住宅計画課
神奈川県警察本部警務部警務課	神奈川県警察本部刑事部暴力団対策課

## 神奈川県 個人情報保護研修講師派遣事業 実施要綱

(目的)

**第1条** この事業は、県内の事業者団体等が、加盟する事業者等に対して個人情報の保護（以下「個人情報保護」という。）についての研修を行うに際して、県が研修講師を派遣することにより、事業者団体等における個人情報保護の促進を図ることを目的とする。

(派遣対象)

**第2条** 県内に所在する事業者団体及びこれに準ずるもの（以下「対象団体」という。）とする。

2 県内市町村及び県庁各所属が行う研修へ研修講師を派遣する場合は、それらが所管する対象団体に対して研修を行う場合に限るものとする。

(支援内容)

**第3条** 研修講師の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 個人情報保護の趣旨、必要性等に関する解説
- 二 個人情報保護に関する制度や事例等の情報提供
- 三 個人情報保護を進める上での課題に対する解決策の助言
- 四 その他、個人情報保護の推進に必要なこと

(派遣する研修講師の選任等)

**第4条** 派遣する研修講師は、個人情報保護に関する専門的知識を有する者のうちから、あらかじめ情報公開広聴課長が選任する。ただし、あらかじめ選任した研修講師以外で専門的知識を有する者の派遣が必要であると情報公開広聴課長が認めるときは、あらかじめ対象団体から推薦を受けた者を派遣することができるものとする。

(派遣申請)

**第5条** 研修講師派遣を申請しようとする対象団体は、原則、派遣を希望する日の1箇月前までに研修講師派遣申請書（第1号様式）を情報公開広聴課長に提出するものとする。

(派遣決定及び通知)

**第6条** 情報公開広聴課長は、前条の申請書を受領し、審査したうえで、適当と認めるときは、研修講師として派遣する者を決定し、業務依頼書（第2号様式）により、研修講師に業務を依頼するとともに、研修講師派遣通知書（第3号様式）により、申請のあった対象団体に研修講師の派遣について通知するものとする。

(派遣回数及び期間の上限等)

**第7条** 研修講師の派遣は、受講者数が原則として概ね20名以上の研修に対して行うこととし、当該年度内において、原則として2回（1回あたり1時間30分程度）を限度とする。ただし、情報公開広聴課長が必要と認めるときは、予算の範囲内で延長することができるものとする。

2 研修講師の派遣は、その進捗状況にかかわらず、第5条に規定する申請書の提出のあった日の属する年度の末日をもって終了するものとする。

（研修講師の業務）

**第8条** 研修講師は、第6条に規定する業務依頼書を受理したときは、第3条に規定する業務を誠実に実施するとともに、業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書（第4号様式）を情報公開広聴課長に提出するものとする。

（研修講師への謝金）

**第9条** 研修講師に対する謝金は、別に定める。

（守秘義務）

**第10条** 研修講師は、本事業により知ることができた対象団体の情報を漏らしてはならない。事業終了後も、同様とする。

（その他）

**第11条** この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年5月19日から施行する。



第1号様式（第5条関係）

研修講師派遣申請書

年 月 日

神奈川県政策局政策部情報公開広聴課長 様

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

個人情報保護の向上に取り組むため、研修講師の派遣を依頼します。

添付書類

「事業者団体等の概要、希望する研修内容及び個人情報保護の取組状況」（別紙）

第1号様式（第5条関係）別紙（表）

事業者団体等の概要、希望する研修内容及び個人情報保護の取組状況

【事業者団体等の概要】

事業者団体等名称	フリガナ	
代表者名	フリガナ	
所在地	〒      ー	
電話番号		
FAX番号		
業種		
事業内容		
予定受講者数	名	
担当者の連絡先	担当部課係	
	担当者氏名	フリガナ
		役職                  氏名
	電話番号	
	FAX番号	
メールアドレス		

**※受講者数が原則として概ね20名以上となる研修会が派遣対象となります。**

第1号様式（第5条関係）別紙（裏）

【希望する研修内容】

※県が選任した研修講師以外の講師を希望する場合は、その理由も記載してください。

希望する開催日時	第一希望 月 日 時 分から 時 分まで	第二希望 月 日 時 分から 時 分まで	第三希望 月 日 時 分から 時 分まで
希望する研修講師名			

【個人情報保護の取組状況】

【参加者の概要】

※申請の内容については、派遣する研修講師に事前に提供させていただきます。

第2号様式（第6条関係）

業務依頼書

年 月 日

（研修講師氏名） 様

神奈川県政策局政策部情報公開広聴課長

下記のとおり、研修講師派遣の申請がありましたので、実施要綱に基づき業務の実施をお願いいたします。

記

1 派遣先事業者団体等及び希望する研修内容

2 派遣日

年 月 日 時 分から 時 分まで

3 実施場所

4 謝金

※ 業務が完了したときは、「業務完了報告書」（第4号様式）を御提出ください。

問合せ先  
情報公開グループ ○○  
電話 045-210-3720（直通）

研修講師派遣通知書

年 月 日

（ 事業者団体等名称  
 役職名 様 ）

神奈川県政策局政策部情報公開広聴課長

年 月 日付けで申請のありました研修講師の派遣について、下記のとおり派遣  
します。

なお、研修終了後、研修講師派遣事業に関する調査票（別紙）を提出していただくよう  
お願いいたします。

記

1 派遣内容

(1) 研修講師

(2) 派遣予定日時

年 月 日 時 分から 時 分まで

(3) 研修内容

2 その他

- (1) 研修資料の著作権は研修講師に帰属していますので、当該研修以外では利用しない  
ようお願いします。
- (2) 研修の内容は、研修講師が業務完了報告書により、県に報告します。
- (3) 本事業により知り得た貴団体等の情報については、公にされている事項を除き、事  
業中、事業終了後も他に漏らさないように配慮します。
- (4) 本事業による成果の把握のため、県が行う調査・広報等に御協力いただく場合があり  
ます。
- (5) 貴団体等に対する派遣の上限は、当該年度内において原則として2回（1回あたり  
1時間30分程度）までとします。

（ 問合せ先  
 情報公開グループ ○○  
 電話 045-210-3720（直通） ）

第3号様式（第6条関係）別紙

研修講師派遣事業に関する調査票

事業者団体等名称	フリガナ
担当者名 所属・役職・氏名	フリガナ
実施日	年 月 日

1. 今回の研修講師派遣は貴団体にとって有益でしたか。それぞれの具体的な理由もお書きください。

大いに役に立った 役に立った 普通 あまり役に立たなかった 役に立たなかった

2. 今回の研修講師派遣を受け、今後どのような取組を実施することを考えていますか。

3. 個人情報保護の推進に関して、県に対する御要望等ございましたらお書きください。

第4号様式（第8条関係）

業務完了報告書

年 月 日

神奈川県政策局政策部情報公開広聴課長 様

研修講師名

下記のとおり、業務が完了したので報告します。

記

1 対象事業者団体等名称

2 研修の概要

(1) 派遣日時

(2) 受講者数

名

(3) 研修内容

個人情報の保護に関する法律等の規定に基づく  
事業者に対する報告の徴収等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条及び同法施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第21条第1項の規定により知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）がその事務を行う個人情報取扱事業者に対する報告の徴収及び立入検査（以下「検査等事務」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報取扱事業者 法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者をいう。
- (2) 対象事業者 法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者であって、他の法令の規定により知事等が報告の徴収又は検査に係る権限を有する事業者をいう。
- (3) 報告の徴収及び立入検査 法第40条1項に規定する報告の徴収及び立入検査をいう。
- (4) 所管課 対象事業者に係る事業を所管し、当該対象事業者に対する検査等事務を行う課をいう。

(事前調査)

第3条 所管課長は、検査等事務を行おうとするときは、必要な事実関係等について、個人情報の不適正な取扱いに関する調査書（第1号様式）により調査するものとする。

(情報提供等)

第4条 所管課長は、検査等事務を行おうとするときは、あらかじめ情報公開広聴課長に情報提供するものとする。

- 2 情報公開広聴課長は、前項の情報提供を受けたときは、必要に応じ、当該検査等事務に係る事案について法の適用等を整理し、所管課長に報告するものとする。
- 3 情報公開広聴課長は、検査等事務を行うことが適当であると認められる事案を了知したときは、所管課長に情報提供するものとする。

(事業所管省庁との調整)

第5条 令第21条第2項により、知事等が検査等事務を行うことができる場合であっても、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら当該検査等事務を行うことを妨げないとされていることから、所管課長は、当該検査等事務を行うに当たっては、必要に応じ、あらかじめ当該検査等事務の対象事業者に係る事業所管省庁と調整するものとする。

(他の地方公共団体との調整)

第6条 令第21条第1項により、知事等が検査等事務を行うこととされている場合であっても、他の地方公共団体の長その他の執行機関（以下この項において「地方公共団体の長等」という。）が自ら当該検査等事務を行うことを妨げないとされていることから、所管課長は、検査等事務を行うに当たっては、必要に応じ、あらかじめ当該検査等事務の対象事業者に係る地方公共団体の長等と調整するものとする。

(情報公開広聴課長への通知)

第7条 所管課長は、検査等事務を行うこととしたときは、あらかじめ情報公開広聴課長にその旨通知するものとする。



(検査等事務の方法)

第8条 検査等事務は、次の各号に定める方法により行うものとする。

(1) 所管課長は、次に掲げる書面により、対象事業者を代表する者又はこれに代わる者（以下「代表者等」という。）に対し、検査等事務を通知するものとする。

ア 報告又は資料の徴収 報告等徴収書（第2号様式。この様式において神奈川県知事とあるのは、他の執行機関にあつては当該機関の長とする。以下同じ。）

イ 立入検査 立入検査通知書（第3号様式）

(2) 所管課長は、前号の規定による通知をしたときは、検査等事務を対象事業者に通知したことを証するため、代表者等から受領書（第4号様式）を徴するものとする。

(事業所管大臣又は金融庁長官への報告)

第9条 所管課長は、検査等事務を行った場合には、報告書（第5号様式）により、令第21条第3項に基づき、速やかに、その結果を当該事務に係る事業所管大臣又は金融庁長官に報告するものとする。

(情報公開広聴課長への報告)

第10条 所管課長は、前条に定める事業所管大臣又は金融庁長官への報告を行ったときは、当該報告書の写しを添えて情報公開広聴課長にその旨報告するものとする。

(実施細目)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、情報公開広聴課長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

## 第1号様式（第3条関係）

年 月 日

## 個人情報の不適正な取扱いに関する調査書

1 事業所の所在地 (連絡先)	電話 ( )
2 事業者の名称	
3 代表者の氏名	
4 個人情報の不適正な取扱いの内容	
5 個人情報の件数・項目	<件数> <項目>
6 発生日時等	<発生日時> <発見日時及び発見者>
7 発生場所	
8 発生等の状況	
9 発生原因	
10 措置状況	<本人への通知等の本人対応> <公表等の対応>
11 再発防止策	

※適宜参考資料を添付すること。

## 第2号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

## 報 告 等 徴 収 書

個人情報の保護に関する法律第40条第1項の規定により、次のとおり報告（資料提出）を求めます。

なお、正当な理由なく報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定に基づき罰金刑に処せられることがあります。

事業所の所在地 (連絡先)	電話 ( )
事業者の名称	
代表者の氏名	
報告（資料提出）を求める事項	
報告（資料提出）を求める理由	
報告・提出先	神奈川県知事
報告・提出期限	年 月 日
担当部署及び連絡先	神奈川県 局 部 課 グループ 電話 (内線 )

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

第3号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

## 立 入 検 査 通 知 書

個人情報の保護に関する法律第40条第1項の規定により、次のとおり立入検査をします。

なお、正当な理由なく当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定に基づき罰金刑に処せられることがあります。

事業所の所在地 (連絡先)	電話 ( )
事業者の名称	
代表者の氏名	
立入検査の趣旨	
立入検査の理由	
立入検査の期日	年 月 日
担当部署及び連絡先	神奈川県 局 部 課 グループ 電話 (内線 )

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

第4号様式（第8条関係）

神奈川県知事 様

受 領 書

私は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づく、 年 月 日付  
第 号 書を受領しました。

また、正当な理由なく報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき（当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき）は、罰則があることの説明を受け、確認しました。

年 月 日

住所

（電話 ）

名称

代表者

受領者

第5号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

殿

神奈川県知事

報 告 書

個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

<p>事 業 者</p>	<p>所在地 名称 事業種別 代表者 連絡先</p>
<p>権限行使の種別</p>	<p>報告の徴収又は資料の提出・立入検査</p>
<p>権限行使の概要</p>	
<p>担 当 部 署</p>	<p>神奈川県 局 部 課</p>

※ 事業所管大臣または金融庁長官が別に様式を定める場合には、その様式を用いることとする。